



平成20年度知的財産権制度説明会（実務者向け）テキスト

商標の審査基準

平成20年度
特許庁

商標の審査基準

CONTENTS

本 編

商標に関する手続のながれ	5
書換に関する手続のながれ	6
商標と商標審査	7
第1 第3条第1項(商標登録の要件)	10
一 第3条第1項全体	10
二 第3条第1項柱書	12
三 第3条第1項第1号(商品又は役務の普通名称)	20
四 第3条第1項第2号(慣用商標)	23
五 第3条第1項第3号(商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示)	25
六 第3条第1項第4号(ありふれた氏又は名称等)	33
七 第3条第1項第5号(極めて簡単で、かつ、ありふれた標章)	35
八 第3条第1項第6号(前号までのほか、識別力のないもの)	39
第2 第3条第2項(使用による識別性)	42
第3 第4条第1項及び第3項(不登録事由)	47
一 第4条第1項第1号(国旗、菊花紋章等)	47
二 第4条第1項第2号、第3号及び第5号(国の紋章、記章等)	49
三 第4条第1項第4号(赤十字等の標章又は名称)	52
四 第4条第1項第6号(国、地方公共団体等の著名な標章)	54
五 第4条第1項第7号(公序良俗違反)	56
六 第4条第1項第8号(他人の氏名又は名称等)	59
七 第4条第1項第9号(博覧会の賞)	61
八 第4条第1項第10号(他人の周知商標)	62
九 第4条第1項第11号(先願に係る他人の登録商標)	66
十 第4条第1項第12号(他人の登録防護標章)	77
十一 第4条第1項第13号(商標権消滅後1年を経過していない他人の商標)	78
十二 第4条第1項第14号(種苗法で登録された品種の名称)	79
十三 第4条第1項第15号(商品又は役務の出所の混同)	80
十四 第4条第1項第16号(商品の品質又は役務の質の誤認)	85
十五 第4条第1項第17号(ぶどう酒及び蒸留酒の産地の表示)	89

十六	第4条第1項第18号（商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状）	90
十七	第4条第1項第19号（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標）	91
十八	第4条第3項（第4条第1項各号の判断時期）	95
第4	第5条（商標登録出願）	97
第5	第6条（一商標一出願）	101
第6	第7条（団体商標）	106
第7	第7条の2（地域団体商標）	108
	一 第7条の2第1項柱書	108
	二 第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号（登録を受けられる商標）	111
	三 第7条の2第2項（地域の名称）	114
第8	第8条（先願）	117
第9	第10条（出願の分割）	122
第10	第15条の3（先願未登録商標）	124
第11	第16条（商標登録の査定）	125
第12	第16条の2及び第17条の2（補正の却下）	127
第13	第64条（防護標章登録の要件）	131
第14	第65条の2、3及び4（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録）	133
第15	第68条の9、10、11、12、13、15、16、17、18、20及び28（国際商標登録出願に係る特例）	135
第16	附則第2条、第3条、第4条、第6条、第11条、第12条及び第24条（書換）	139
第17	その他	142
第18	意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律55号）附則第7条及び8条（特例小売商標出願）	143

審判決例（要約）	148
----------	-----

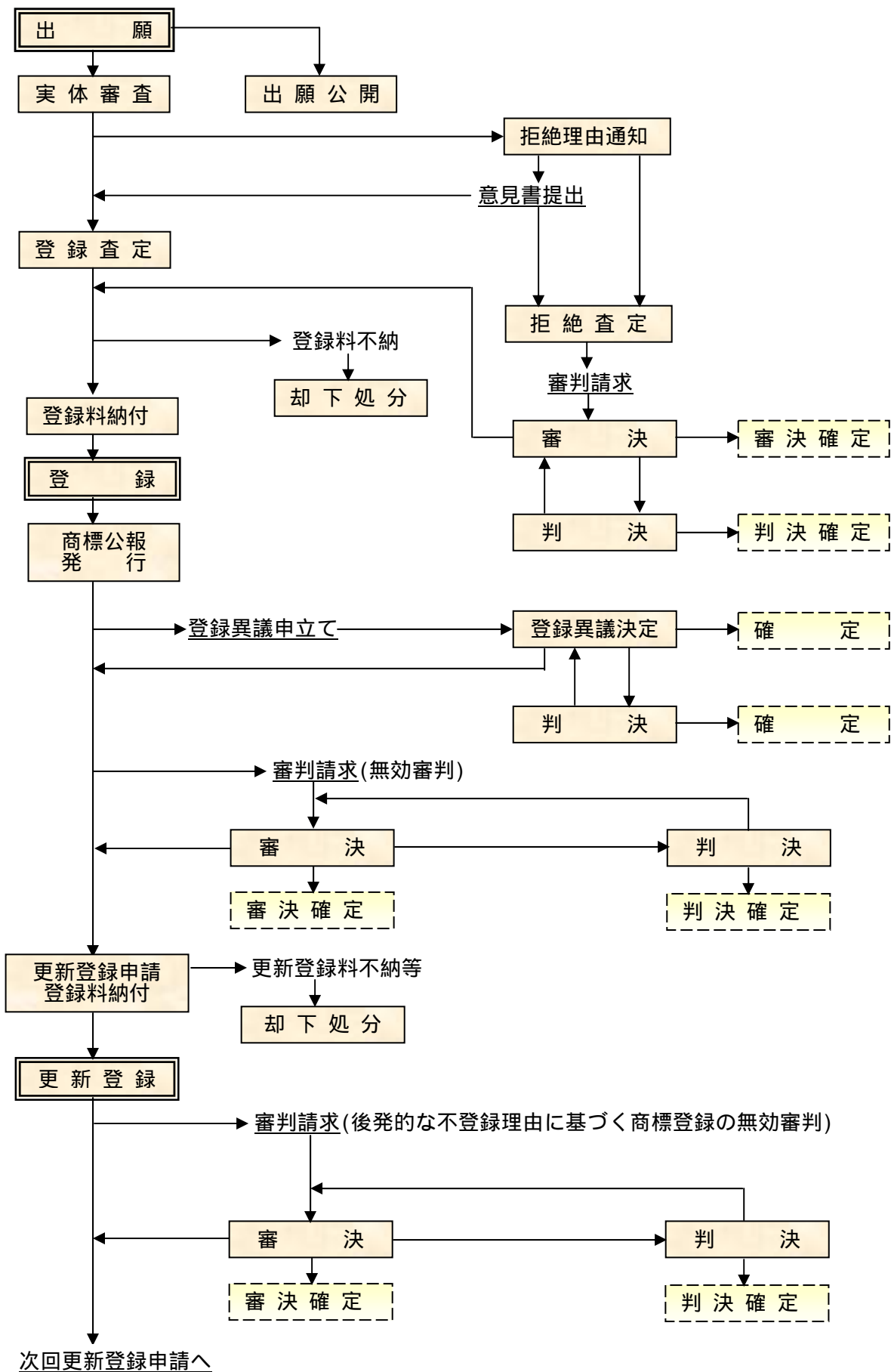
参考資料

参考1	地域団体商標制度について	267
参考2	小売等役務商標制度について	269
参考3	サービスマークの更新登録について	272
参考4	商品及び役務の区分について	274
参考5	類似商品・役務審査基準（抜粋）	277

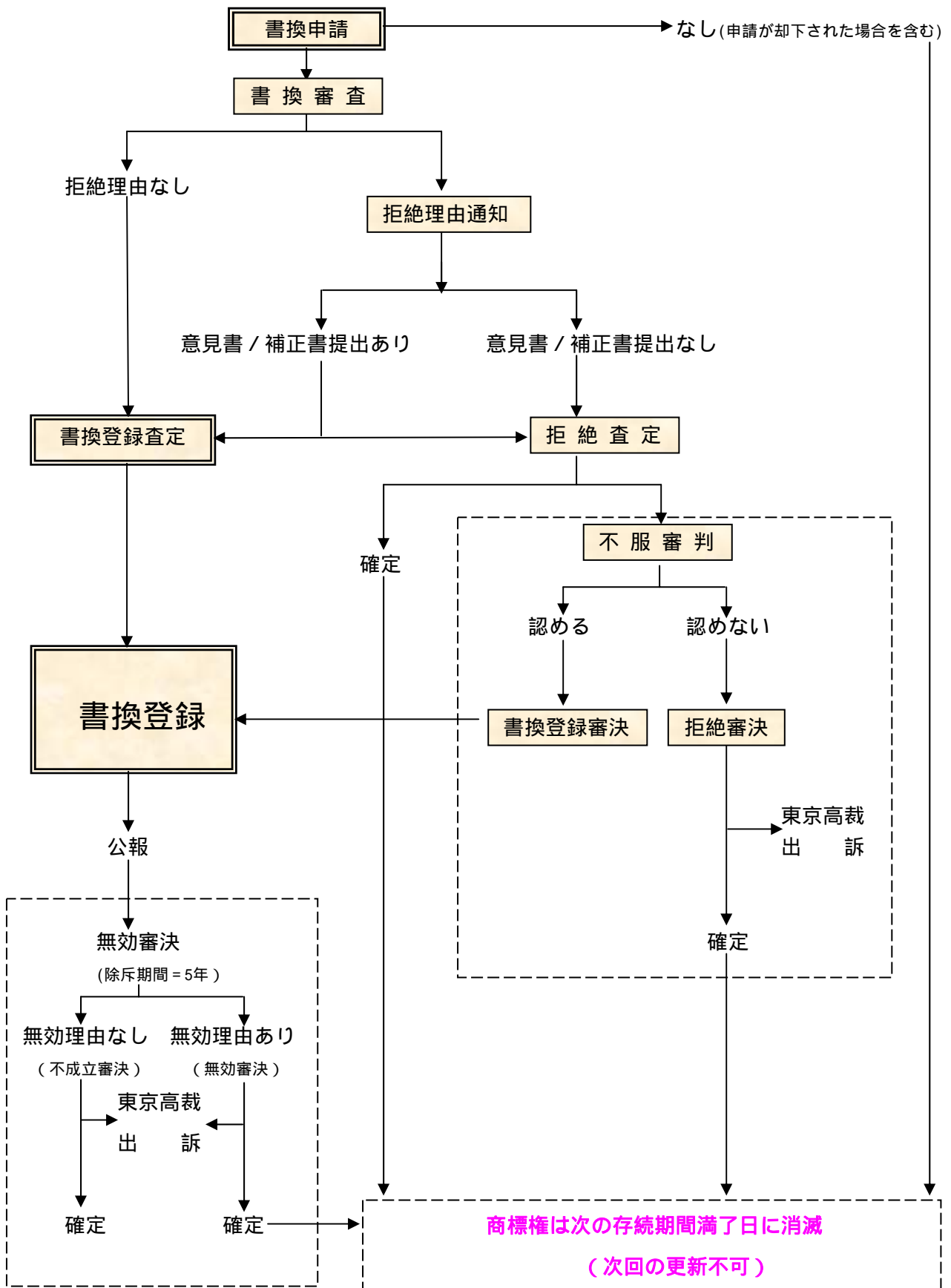
商標審査に関する問い合わせ先	282
----------------	-----

- 本 編 -

商標に関する手続のながれ



書換に関する手続のながれ



商標と商標審査

商標法の目的

商標法第1条

商標を保護することにより、
商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする

(1) 商標使用者の立場

一定の商標を使用した商品等は
一定の出所から提供される
= 商標使用者の利益保護

(2) 産業の発達という法目的

取引秩序維持を通じて産業の発達に寄与

(3) 需要者の立場

一定の出所から商品等が提供されるという取引秩序の維持
= 需要者の利益保護

商標法上の商標

商標法上の商標:

第2条第1項

この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(以下「標章」という。)であつて次に掲げるものをいう。

- 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
- 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの(前号に掲げるものを除く。)

第2条第2項

前項第2号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。

使用: 商標法2条3項1~8号

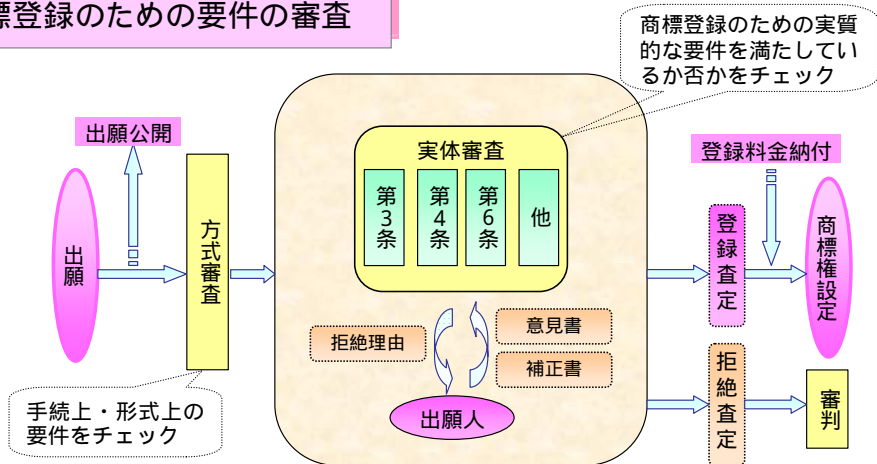
商標法上の商標

標章(2条第1項):

- 文字
- 図形
- 記号
- 立体的形状
- ~ の結合
- ~ & と色彩の結合



商標登録のための要件の審査



審査

商標登録のための要件を満たしているか否かを判断

商標登録出願は、特許庁審査官によって各登録要件を審査(商標法第14条)

商標登録のための要件

商標法第3条(商標登録の要件)、第4条(商標登録を受けることができない商標)、第6条(一商標一出願)等 (商標法15条)

審判決例

審判決 No.	商標	事件の見出し
1	-	商標審査基準と同じ審査基準の一つである類似商品審査基準についての法的性格について言及した事例(昭和46年11月25日 東京高昭和43年(行ケ)第180号)
2	-	商標審査基準(周知・著名商標の保護)に付言し、具体的案件についての適用の適否に触れた事例(平成12年10月25日 東京高平成11年(行ケ)第372号)

第1 第3条第1項（商標登録の要件）

一、第3条第1項全体

ポイント

第3条第1項全体

1. 第3条第1項の登録要件に該当するかどうかの判断時期は、査定時
2. 文字に単に厚みを持たせたに過ぎない立体的形状のみからなる立体商標は、その文字が該当する号の規定を適用

（例）第5号を適用



審査基準

第3条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

- 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 二 その商品又は役務について慣用されている商標
- 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
- 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

1. 第3条第1項の規定に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。
2. 第3条第1項各号に該当する文字に単に厚みをもたせたにすぎない立体的形状のみからなる立体商標は、原則として、第3条第1項の当該号の規定に該当するものとする。

審 判 決 例

審判決 No.	商標	事件の見出し
3	-	商標法第3条第1項についての適用判断の基準時を「査定又は審決時」と解するのが相当であるとした事例（昭和46年9月9日 東京高昭和45年（行ケ）第5号）
4	UROBAG ウロバッグ	商標法第3条の登録要件の認定判断は、審決時（査定時）における取引の実情等を勘案して行われるべきであり、過去の登録例には左右されないとされた事例（平成6年10月20日 東京高平成6年（行ケ）第35号）
5	HELVETICA	本願商標が登録されるべきであるかどうかは、専ら、審決時において、我が国において本願商標が活字等の取引者又は需要者においてどのような意味を有するものとして認識され用いられていたかによって判断されるべきであるとされた事例（平成13年7月18日 東京高平成12年（行ケ）427号）

二、第3条第1項柱書

ポイント

第3条第1項柱書

1. 自己の業務に係る商品・役務について使用しないことが明らかなもの

例えば、

出願人の業務範囲が法令上制限されている場合
指定商品等に係る業務を行える者が法令上制限されている場合

2. 商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があるかについて合理的疑義があるもの

本柱書の拒絶理由を通知し、出願人の業務を通じて、商標の使用又は使用意思を確認する（審査便覧41.100.03）

第3条第1項柱書

合理的疑義があるものとして商標の使用又は使用意思の確認を行うケース

- (1) 小売等役務について

総合小売等役務を個人(自然人)が指定してきた場合
総合小売等役務を法人が指定したものであるが、調査をしても、出願人が百貨店や総合スーパー等の総合小売等役務を行っているとは認められない場合
類似関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合

- (2) 商品・役務の全般について

1区分内での商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいるため、商標の使用又は使用意思に合理的疑義がある場合

第3条第1項柱書

3. 商標の使用又は使用意思の確認方法

- (1) 「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであることを明らかにするためには、少なくとも、類似群ごとに、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があることを証明
- (2) (1)の証明は、例えば、次の証拠方法による
 - 印刷物(新聞、雑誌、カタログ、ちらし等)
 - 店舗及び店内の写真
 - 取引書類(注文伝票、納品書、請求書、領収書等)
 - 公的機関等(国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等)の証明書
 - 同業者、取引先、需要者等の証明書
 - インターネット等の記事
 - 小売等役務に係る商品の売上高が判る資料等

第3条第1項柱書

(3) 小売等役務に係る業務を行っていることの証明

- (イ) 総合小売等役務については、例えば次によって総合的に証明
 - 小売業又は卸売業を行っていること
 - その小売等役務の取扱商品の品目が、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して1事業所で扱っていること
 - 衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇のいずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること
- (ロ) 総合小売等役務以外の小売等役務については、例えば次によって総合的に証明
 - 小売業又は卸売業を行っていること
 - その小売業又は卸売業が小売等役務に係る取扱商品を取り扱うものであること

第3条第1項柱書

(4) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行う予定(概ね出願後3～4年以内)があることについては、以下の証拠によって判断

商標の使用の意思を明記した文書については、以下の内容を記載

出願商標を使用する意図

指定商品・役務に係る具体的な事業内容

商標の使用の開始時期

出願人の記名及び押印(法人の場合は、少なくとも当該事業の担当責任者の記名及び押印)

事業計画書については、以下の内容を記載

使用開始に至るまでの具体的な事業の準備状況や計画

第3条第1項柱書

4. 国際商標登録出願の商標が商標法の保護対象ではない場合

Sound mark Olfactory mark

Color mark (文字・図形等との結合していないもの)

5. 団体商標の商標登録出願においてその団体の構成員に使用させることのない商標である場合

6. 国際商標登録出願である団体商標について、適格な団体であることの証明書の提出がない場合

7. 立体商標としての構成・態様を特定できない場合
(審査便覧41.100.02)

審査基準

第3条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

1. 「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をしないことが明らかであるときは、原則として、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。
(例) 出願人の業務の範囲が法令上制限されているために、出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行わないことが明らかな場合
指定商品又は指定役務に係る業務を行うことができる者が法令上制限されているため、出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行わないことが明らかな場合
2. 願書に記載された指定商品又は指定役務が次の(1)又は(2)に該当するときは、原則として、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があるかについて合理的疑義があるものとして、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする旨の拒絶理由の通知を行い、出願人の業務を通じて、商標の使用又は使用意思を確認するものとする。
ただし、出願当初から後記3. に基づく資料が提出され、商標の使用又は使用意思が確認できる場合を除く。
 - (1) 商標法第2条第2項に規定する役務(以下「小売等役務」という。)について
 - (イ) 「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(以下、「総合小売等役務」という。)に該当する役務を個人(自然人をいう。)が指定してきた場合。
 - (ロ) 総合小売等役務に該当する役務を法人が指定してきた場合であって、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであるか否かについて調査を行っても、出願人が総合小売等役務を行っているとは認められないとき。
 - (ハ) 類似の関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合。
 - (2) 商品・役務の全般について
 - 1 区分内での商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいるため、指定商品又は指定役務について商標の使用又は使用の意思があることに疑義がある場合。
3. 上記2. による拒絶理由の通知をした場合、商標の使用又は使用意思の確認は、次のとおり行うものとする。
 - (1) 「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであることを明らかにするためには、少なくとも、類似群ごとに、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があることを明らかにする必要があるものとする。
 - (2) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っていることの証明は、例えば、次の証拠方法によるものとする

る。

印刷物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし等）

店舗及び店内の写真

取引書類（注文伝票、納品書、請求書、領収書等）

公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書

同業者、取引先、需要者等の証明書

インターネット等の記事

小売等役務に係る商品の売上高が判る資料等

(3) 小売等役務に係る業務を行っていることの証明は、次によることとする。

(イ) 総合小売等役務に属する小売等役務については、例えば、次の資料によって総合的に証明される。

小売業又は卸売業を行っていること。

その小売等役務の取扱商品の品目が、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して 1 事業所で扱っていること。

衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇のいずれもが総売上高の 10% ~ 70% 程度の範囲内であること。

(ロ) 総合小売等役務以外の小売等役務については、例えば、次の資料によって総合的に証明される。

小売業又は卸売業を行っていること。

その小売業又は卸売業が小売等役務に係る取扱商品を取り扱うものであること。

(4) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行う予定があることの証明については、概ね出願後 3 ~ 4 年以内（登録後 3 年に相当する時期まで）に商標の使用を開始する意思を示す必要があるものとし、そのために商標の使用の意思を明記した文書、及びその準備状況を示す書類（事業計画書）の提出を求める。

前者については、

出願に係る商標を使用する意図

指定商品の生産、譲渡（販売を含む）のいずれの事業を具体的にを行うのか（指定役務の場合はその提供の計画）

商標の使用の開始時期

を明記し、出願人が記名及び押印（法人の場合は、少なくとも当該事業の担当責任者の記名及び押印）したものととする。

後者については、使用開始に至るまでの具体的な事業の準備状況や計画（商品又は役務の企画の決定、工場や店舗の建設等）を記載したものととする。

なお、商標の使用意思が明確でない場合や当該事業計画に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求めることとする。

§ 第3条第1項柱書

(注)上記2.及び3.の基準は、平成19年4月1日以降にされた商標登録出願より施行するものとする。

4. 国際商標登録出願において、国際登録に係る商標が第2条第1項に規定する商標に該当しないことが明らかなきは、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(例) Sound mark (音響商標)

Olfactory mark (匂い商標)

Color mark (色彩のみからなる商標)

色彩のみであって、文字、図形、記号又は立体的形状と結合していないもの

5. 団体商標の商標登録出願については、当該団体及びその構成員の双方が使用をしないものばかりでなく、当該団体が指定商品又は指定役務について使用するのみで、その構成員が使用をするものでないときも、第3条第1項柱書(第7条第2項の規定により読み替えて適用)により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

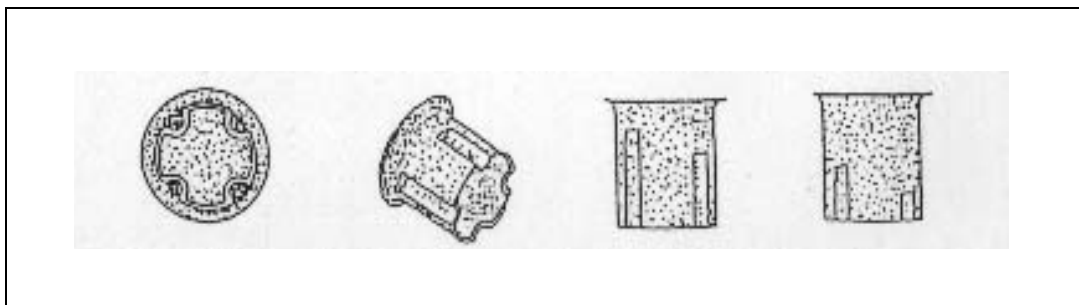
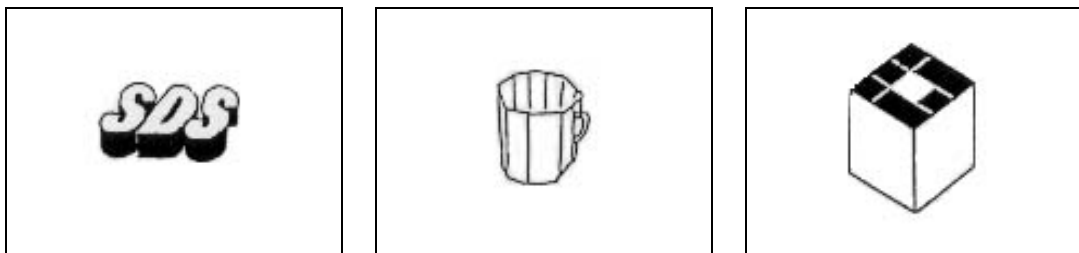
6. 「団体商標」に相当する商標である旨の記載がなされた国際商標登録出願において、第7条第3項に規定する証明書(第7条第1項の法人であることを証する書面)の提出がされないときは、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

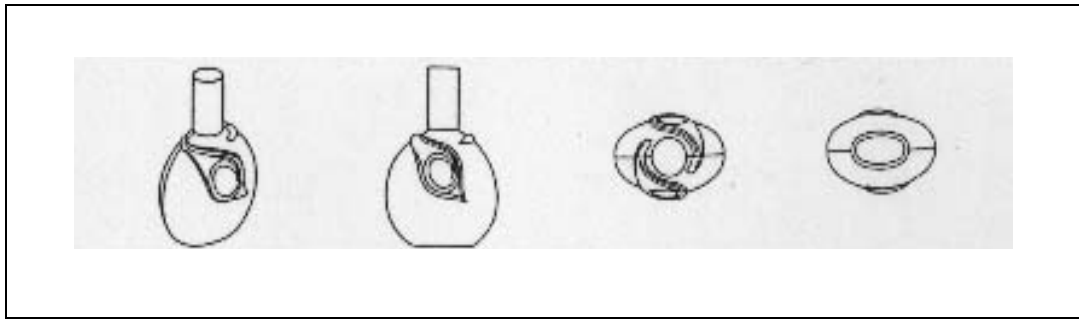
なお、団体商標の商標登録出願(国内出願)については、補正指令(方式)の対象となる。

7. 立体商標である旨の記載があっても、願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄(以下「商標記載欄」という。)への記載が立体商標としての商標の構成及び態様を特定し得るものと認められないときは、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

また、国際商標登録出願についても、同様に取り扱うものとする。

(1) 立体商標の構成及び態様を特定し得るものと認められる例





(2) 立体商標の構成及び態様を特定するものとは認められない例

商標記載欄に三次元の物の外観としての立体的形状が記載されていない場合



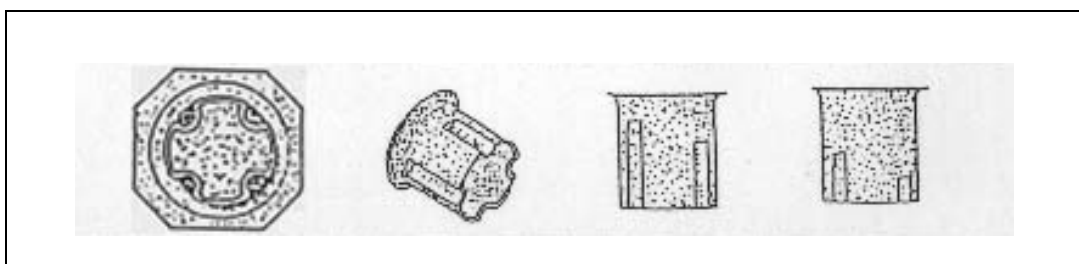
(注) 立体的形状としての厚み等の三次元の物の外観としての形状が表示されておらず、立体商標として認識することができない。

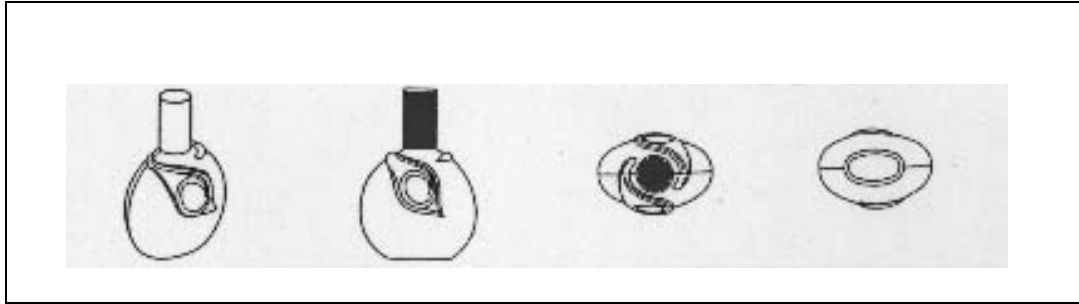
商標記載欄に立体的形状と平面標章が分離した構成及び態様をもって記載されている場合



(注) 平面標章が立体的形状に係る物の表面に貼り付けられたような構成及び態様でなく、分離した構成及び態様であるため、全体としては、三次元の物の外観としての形状が表示されているとはいえず、立体商標として認識することができない。

商標記載欄に複数の図が記載されているが、各図の示す標章が合致しない場合





(注) 各図が表す立体的形状、図形、文字、色彩の付し方等の標章が合致していない。

三、第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）

ポイント

第3条第1項第1号

（商品又は役務の普通名称）

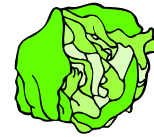
1. 商品・役務の普通名称
その名称が特定の業務を営む者から流出した商品又は特定の業務を営む者から提供された役務を指称するのではなく、取引界において、その商品又は役務の一般的な名称であると認識されているものをいう
2. その商品・役務の略称、俗称も普通名称に含まれる

商標 **サニーレタス**

指定商品

第30類 サニーレタス

審判決例(要約)No.6参照



商標 **ポケベル**

指定商品

第9類 ポケットベル

審判決例(要約)No.7参照



第3条第1項第1号

（商品又は役務の普通名称）

3. 「普通に用いられる方法で表示する標章」
商取引の実情に照らして特殊な態様で表されたものではないもの
4. 普通名称をローマ字又はひらがな・カタカナで表示する場合も含まれる

商標 **くつしゅうり**

指定役務

第37類 靴の修理



審査基準

その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

1. 本号でいう「普通名称」とは、その名称が特定の業務を営む者から流出した商品又は特定の業務を営む者から提供された役務を指称するのではなく、取引界において、その商品又は役務の一般的な名称であると認識されるに至っているものをいう。

(例) 商品「時計」について、「時計」の商標
役務「美容」について、「美容」の商標

2. 商品又は役務の普通名称には、原則として、その商品又は役務の略称、俗称等も含まれるものとする。

(例) 略称……「アルミ」(アルミニウム)
「パソコン」(パーソナルコンピュータ)
「損保」(損害保険の引受け)
「空輸」(航空機による輸送)
俗称……「波の花」(塩)
「おてもと」(箸)
「一六銀行」(質屋による資金の貸付け)
「呼屋」(演芸の興行の企画又は運営)

3. 「普通に用いられる方法で表示する標章」には、その書体や全体の構成等が特殊な態様のものは、該当しない。
ただし、この場合については、当該商品又は当該役務の取引の実情を十分に考慮するものとする。

4. 商品又は役務の普通名称をローマ字又は仮名文字で表示するものは、「普通に用いられる方法で表示する」ものに該当するものとする。

審判決例

審判決 No.	商標	事件の見出し
6	サニーレタス	「サニーレタス」は、レタスの普通名称であり、自他商品の識別標識とは認識し得ないとされた事例(昭和60年8月6日 昭和57年審判第2936号)
7	ポケベル	「ポケベル」は、「無線呼出用携帯受信機」の普通名称の略称を表示したものと認識するにとどまるとされた事例(平成6年11月17日 昭和62年審判第15568号)
8	さんぴん茶	「さんぴん茶」は、主としてジャスミンの葉又は花と緑茶をブレンドした茶の普通名称であり、指定商品中「さんぴん茶」に使用しても、単に商品の普通名称を表示するにすぎないとされた事例(平成12年3月13日 平成11年異議第91037号)
9	SAC	本件商標「SAC」は「袋」、「バッグ」、「かばん」等の総称であるとして、商標法第3条第1項第1号に該当するとされた事例(平成14年1月30日 東京高平成13年(行ケ)第249号)
10	タヒボ	一部の地域あるいは一時期において俗称・通称として用いられていたにすぎないものでも、その後特定の商品等を示す一般名称として広く通用するに至ったものは普通名称というに十分であるとされた事例(平成11年10月14日 大阪高平成11年(ネ)第473号)
11	わらびだんご	図案化された文字が特異な字体とは認められないとして、特別顕著性がないとされた事例(昭和30年9月27日 東京高昭和29年(行ナ)第35号)

四、第3条第1項第2号（慣用商標）

ポイント

第3条第1項第2号

（慣用商標）

1. 「慣用されている商標」

同種類の商品又は役務について同業者間において普通に使用されるに至った結果、自己の商品又は役務と他人の商品又は役務とを識別することができなくなった商標

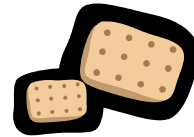
商品・役務との関係を考慮

商標 **ちんすこう**

指定商品

第30類 菓子

審判決例(要約)No.16参照



商標 **観光ホテル**

指定役務

第43類 宿泊施設の提供



審査基準

その商品又は役務について慣用されている商標

1. 本号の「慣用されている商標」とは、同種類の商品又は役務について同業者間において普通に使用されるに至った結果、自己の商品又は役務と他人の商品又は役務とを識別することができなくなった商標をいい、例えば、次のようなものが該当する。

（例）「正宗」（清酒）

「羽二重餅」（餅菓子）

「オランダ船」の図形（カステラ）

「かきやま」（あられ）

「観光ホテル」（宿泊施設の提供）

「プレイガイド」（興行場の座席の手配）

審判決例

審判決 No.	商標	事件の見出し
12	図形 (月桂樹)	「慣用商標とは、ある商標が、同種類の商品に関して、同業者間に普通に使われるに至った結果、自他商品の識別力を失ってしまったものをいうと解する」ことが示された事例(昭和47年1月31日 東京地昭和44年(ワ)第13261号)
13	図形 (オランダ船)	「オランダ船の図形」が商品「カステラ」の標章として本件登録商標の登録前より慣用されているものであり、商標法(旧法)第2条1項6号に該当するとされた事例(昭和11年4月15日 昭和10年審判第299号)
14	甘栗太郎	「甘栗太郎」の文字は 商品「甘栗」について標章として慣用されており、商標法(旧法)第2条1項6号に該当するとされた事例(昭和32年8月23日 昭和30年抗告審判第1283号)
15	羽二重	本件商標出願前から商品「餅」について「羽二重」という名称は慣用されているものと認められ、商標法(旧法)第2条1項6号に該当するとされた事例(昭和31年7月14日 東京高昭和30年(行ナ)第48号)
16	ちんすこう	「ちんすこう」は、砂糖、ラード、小麦粉をこね合わせ、木型で抜き取って焼き上げた沖縄名産の菓子をいうものであり、本件商標出願前より、当該商品について慣用されている商標であるから、商標法第3条第1項第2号に該当するとされた事例(平成元年9月21日 昭和52年審判第11462号)

五、第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）

ポイント

第3条第1項第3号

（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）

第3条第1項第3号に該当する具体例

商品について

産地：ワインについて
「フランス」
品質：清酒について
「吟醸」
原材料：洋服について
「WOOL」
効能：入浴剤について
「疲労回復」
数量：鉛筆について
「1ダース」
形状：ラジオについて
「ポケット」
生産方法：せんべいについて
「手焼き」

役務について

提供場所：飲食物の提供について
「札幌ススキ」
質：預金の受入れについて
「定期」「普通」
用途：衣服の貸与について
「婚礼」「葬祭」
態様：飲食物の提供について
「セルフサービス」
提供方法：バスによる輸送について
「貸し切り」

第3条第1項第3号

（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）

1. 商品・役務の品質等を表す2以上の標章からなる商標は、本号に該当
2. 図形又は立体的形状により商品の品質等を表す商標は、本号に該当
3. 国家名・著名な地理的名称・繁華な商店街・地図等からなる商標は、商品の産地・販売地又は、役務の提供場所を表示

せっけん類について

TOURMALINE SOAP
トルマリンソープ

審判決例(要約)No.18参照

血圧計について



審判決例(要約)No.23参照

ワイキキ

審判決例(要約)No.25参照

第3条第1項第3号

(商品の産地、販売地、品質等の表示又は
役務の提供の場所、質等の表示)

4. 商品の品質、役務の質等を間接的に表示する商標は、本号に該当しない
5. 「スグレータ」「とーくべつ」等、構成中の長音符号を除いて考察した場合に商品の品質等を表す商標は、本号に該当
6. 指定商品の形状(包装の形状を含む)・指定役務の提供の用に供する物の形状そのものの範囲を出ないと認識される商標は、本号に該当

環状蛍光灯について

サークライン

審判決例(要約)No.31参照

ロールスクリーンについて

マキトール

審判決例(要約)No.34参照



審判決例(要約)No.37参照

第3条第1項第3号

(商品の産地、販売地、品質等の表示又は
役務の提供の場所、質等の表示)

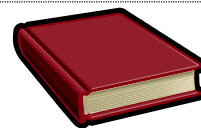
7. (1) 書籍について、題号として特定の内容を表示する商標は、商品の品質を表示
- (2) 新聞等定期刊行物の題号は原則、自他識別力がある
8. 録音済みのコンパクトディスク等について、題名として特定の内容を表示する商標は、商品の品質を表示

商標 **夏目漱石小説集**

指定商品

第16類 書籍

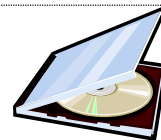
審判決例(要約)No.41参照



商標 **JAZZ全集**

指定商品

第9類 録音済みコンパクトディスク



第3条第1項第3号

(商品の産地、販売地、品質等の表示又は
役務の提供の場所、質等の表示)

9. テレビジョン放送、放送番組の制作等について、放送番組名として特定の内容を表示する商標は、役務の質を表示

商標 **時事ニュース**

指定役務

第38類 テレビジョン放送



10. 録音済みのコンパクトディスクの貸与等について、録音済みのコンパクトディスク等の題名としてその役務の特定の内容を表示する商標は、役務の質を表示

商標 **JAZZ全集**

指定役務

第41類 録音済みコンパクトディスクの貸与



第3条第1項第3号

(商品の産地、販売地、品質等の表示又は
役務の提供の場所、質等の表示)

11. 飲食物の提供について、外国の国家名、地理的名称等が特定の料理名を表す場合は、役務の質を表示

商標 **ワイン**

指定役務

第35類 酒の小売等役務

12. 建築物を取扱う役務について、当該建築物の形状を表す立体商標は、本号に該当

13. 小売等役務について、その取扱商品を表示する商標は、その役務の「提供の用に供する物」を表示



14. 「普通に用いられる方法で表示する標章」とは、第3条第1項第1号の基準3.と同様

審査基準

その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

1. 商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期を表示する2以上の標章よりなる商標又は役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を表示する2以上の標章よりなる商標は、本号の規定に該当するものとする。
2. 図形又は立体的形状をもって、商品の産地、販売地、品質、生産若しくは使用の方法等又は役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、提供の方法等を表示する商標は、本号の規定に該当するものとする。
3. 国家名、著名な地理的名称（行政区画名、旧国名及び外国の地理的名称を含む。）、繁華な商店街（外国の著名な繁華街を含む。）、地図等は、原則として、商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所（取引地を含む。）を表示するものとする。
4. 指定商品の「品質」、「効能」、「用途」等又は指定役務の「質」、「効能」、「用途」等を間接的に表示する商標は、本号の規定に該当しないものとする。
5. 「コクナール」、「スグレータ」、「トークベツ」、「うまーい」、「早ーい」等のように長音符号を除いて考察した場合において、商品の品質、用途、効能等又は役務の質、用途、効能等を表示するものと認められるときは、原則として、本号の規定に該当するものとする。
6. 指定商品の形状（指定商品の包装の形状を含む。）又は指定役務の提供の用に供する物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない商標は、本号の規定に該当するものとする。
7. (1) 書籍の題号については、題号がただちに特定の内容を表示するものと認められるときは、品質を表示するものとする。
(2) 新聞、雑誌等の定期刊行物の題号は、原則として、自他商品の識別力があるものとする。
8. 映像が記録された「フィルム」については、題名がただちに特定の内容を表示するものと認められるときは、品質を表示するものとする。「録音済みの磁気テープ」、「録音済みのコンパクトディスク」、「レコード」等についても同様とする。
9. 「放送番組名」については、指定役務（放送番組の制作、テレビジョン放送等）との関係において、番組名がただちに特定の内容を表示するものと認められるときは、役務の質を表示するものとする（連続の放送番組名を含む。）。
10. 指定役務（映写フィルムの貸与、録画済み磁気テープの貸与、録音済み磁気テープの貸与、録音済みコンパクトディスクの貸与、レコードの貸与等）との関係において、その役務の提供を受ける者の利用に供する物（映写フィルム、録画済みの磁気テープ、録音済みの磁気テープ、録音済みのコンパクトディスク、レコード等）の題名がた

だちに特定の内容を表示するものと認められるときは、役務の質を表示するものとする。

11. 「飲食物の提供」に係る役務との関係において、外国の国家名、地理的名称等が特定の料理（フランス料理、イタリア料理、北京料理等）を表示するものと認められるときは、その役務の質を表示するものとする。

12. 建築、不動産業等の建築物を取り扱う役務を指定役務とする立体商標であって、それが当該建築物の形状を普通に用いられる方法で表示するにすぎないものであるときは、役務の提供の用に供する物を普通に用いられる方法で表示するものとして、本号の規定を適用することとする。

（注）「使用」の定義の解釈規定である商標法第2条第4項においては、その形状を標章の形状とし得る物を規定しているが、立体商標に関しては、本号及び第6号の基準に加え、商標法においては商品には建築物等の不動産が含まれないことを勘案するならば、結果として、建築物の形状について商標登録を受けることができる場合は、その指定商品又は指定役務に関する広告として機能する場合に実質上限られることとなる。

13. 小売等役務に該当する役務において、商標がその取扱商品を表示する標章と認められるときは、その役務の「提供の用に供する物」を表示するものとする。

14. 本号における「普通に用いられる方法で表示する標章」については、基準第1三、第3条第1項第1号の3.を準用する。

【参考】商品等の形状そのものの範囲を出ないものと認識される例



審 判 決 例

審判決 No.	商標	事件の見出し
17	たらの子こうじ漬	出願された商標「たらの子こうじ漬」は、これを指定商品中の「たらこと麹を主原料とする漬物」に使用した場合は、当該商品の原材料及び加工方法を表示した標章に当たるとされた事例（平成 6 年 11 月 17 日 東京高平成 6 年（行ケ）85 号）
18	トルマリンソープ	商標法 3 条 1 項 3 号の趣旨は、同号に列挙されている商標は、商品や役務の内容に関わるものであるために、現実に使用され、あるいは、将来一般的に使用されるものであることから、出所識別機能を有しないことが多く、また、これを特定人に独占させることは適切でないために登録することができないものとされていると解されるとされた事例（平成 12 年 6 月 13 日 東京高平成 11 年（行ケ）410 号）
19	負圧燃焼焼却炉	商標「負圧燃焼焼却炉」が造語であるとしても、「負圧を利用して空気燃焼させる焼却炉」の意味合いを有する複合語として認識されるとされた事例（平成 12 年 9 月 4 日 東京高平成 12 年（行ケ）第 76 号）
20	フラワーセラピー	商標法第 3 条第 1 項第 3 号を適用する時点において、当該表示態様が、商品の品質、用途を表すものとして現実に使用されていることは必ずしも必要でないものと解すべきとした事例（平成 13 年 12 月 26 日 東京高平成 13（行ケ）207）
21	うめ / 梅	本件商標「うめ / 梅」は、特定人による独占使用を認めるのは公益上適当でないとして、商標法 3 条 1 項 3 号が適用された事例（平成 17 年 1 月 20 日 東京高平成 16 年（行ケ）第 189 号）
22	情報マネジメント	本願商標の採択の経緯・動機・意味づけは、取引者・需要者の窺い知ることのできないものであって、取引者・需要者にとっての、原告の提供する役務の自他識別性を根拠付けるものとするにはできないとされた事例（平成 16 年 7 月 22 日 東京高平成 16 年（行ケ）第 177 号）
23	図形 (血圧計の使用方法)	商品(血圧計)の使用方法を図形をもって表示したにすぎない商標であり、商品「第 10 類 血圧計」について使用しても、商品の使用方法を表示するにすぎないとされた事例（昭和 53 年 3 月 27 日 昭和 48 年審判第 6426 号）
24	図形 (カルフォルニアの地図)	商品の産地(カルフォルニア)を図形(地図)をもって表示したにすぎない商標であり、商品「第 17 類 被服等」について、単に商品の産地を表示するにすぎないとされた事例（平成 5 年 10 月 14 日 昭和 58 年審判第 18261 号）

審判決 No.	商標	事件の見出し
25	ワイキキ	「地名等は、取引に際し必要な表示であるから特定人による独占使用は公益上適当でなく、一般的に使用されるものであるから自他商品識別力を欠く」とした事例（昭和54年4月10日 最高裁昭和53年（行ツ）第129号） （原審 昭和53年6月28日 東京高昭和52年（行ケ）第184号）
26	インテリアショップ	「販売地」は、厳密に地域、土地の表示に限定されるものではなく、例えば、著名な公共建造物等の名称などもこれに含まれると解されると共に、当該指定商品が販売されているであろうと一般に認識されているような場所、店舗等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標も、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ず、特定人による独占的使用を認めるのを公益上適当としないものであるから、「販売地」に準じて商標登録が許されないとされた事例（平成17年1月26日 東京高平成16年（行ケ）第369号）
27	瀬戸大橋	「瀬戸大橋」の文字を、商品「菓子及びパン」に使用しても、一般の需要者・取引者は該商品が瀬戸大橋周辺地で生産・販売されているものでありと認識するにとどまることから、公共建造物の名称は産地、販売地に準ずるものというべきであるとされた事例（昭和63年5月23日 高松地観音寺支部昭和62年（ヨ）第29号）
28	図形 （瀬戸大橋）	瀬戸大橋の形状等については、社会一般に周知されていることから、瀬戸大橋を表したと認められる本件商標からは、瀬戸大橋周辺の地域で生産又は販売されている商品であることを認識させるとされた事例（平成8年6月24日 岡山地平成6年（ワ）第639号）
29	有明漬	九州西部の有明海の沿岸地方が貝柱、海苔等の粕漬を産出することで著名であることから、本願商標からは、上記漬物を直感させ、その商品の産地を表示する標章であるとされた事例（昭和47年4月18日 東京高昭和45年（行ケ）第122号）
30	げい州	「げい洲」は、広島県西北地域の旧国名であって、今なお用いられている「芸州」と、同音であり、これに接する需要者・取引者は商品の生産地であると理解するにとどまるとされた事例（昭和49年8月15日 昭和45年審判第5385号）
31	サークライン	「サークライン」は、指定商品「環状蛍光燈」の形状を暗示しているとはいえ、一見して直ちにその形状を表示しているとは認められないとされた事例（昭和42年7月6日 東京高昭和38年（行ナ）第55号）
32	セロテープ	「セロテープ」は、指定商品「セロファン製テープ」を暗示しているとはいえ、単にその品質・形状を表わすに過ぎないものではないとされた事例（昭和42年12月21日 東京高昭和39年（行ケ）第27号）

審判決 No.	商標	事件の見出し
33	スベラーヌ	「スベラーヌ」は、指定商品「滑り止め付き建築又は構築専用材料」について、商品の特性を普通に用いられる方法で表示する標章であるとされた事例（昭和59年1月30日 東京高昭和56年（行ケ）第138号）
34	マキツール	「マキツール」は、指定商品「ロールブラインド、ロールスクリーン等の巻き取る機構(構造)を有する商品」について、品質、機構（構造）を認識させるとされた事例（平成9年9月18日 平成元年審判第2238号）
35	立体商標 (印刷インキ等の収納容器)	出願に係る立体商標は、指定商品「印刷インキ等の収納容器」の形状を表示するにすぎないとされた事例（平成11年12月10日 平成10年審判第16582号）
36	立体商標 (筆記用具)	出願に係る立体商標は、指定商品「筆記用具」の形状そのものを認識するにとどまるとされた事例（平成12年12月21日 東京高平成11年（行ケ）第406号）
37	立体商標 (乳酸菌飲料の収納容器)	出願に係る立体商標は、指定商品「乳酸菌飲料」の収納容器の形状を表したものと認識させるとどまとした事例（平成13年7月17日 東京高平成12年（行ケ）第474号）
38	立体商標 (靴等の飾り金具)	本願商標は、靴等の飾り金具として使用されるときは、指定商品が通常取り得る形状の範囲を超えていないとして、商標法第3条第1項第3号に該当するとされた事例（平成14年7月18日 東京高平成13年(行ケ)第447号）
39	The American Automobile	内容を認識させる商標であっても定期刊行物において特別顕著の要件を具備するとされた事例（昭和7年6月16日 大審院昭和6年（オ）2759号）
40	POS	被告使用の「POS」の文字は、被告書籍の内容を示すために表示されているものであり、被告商品の出所表示として使用されているのではないから、これと同一の文字からなる登録商標の商標権を侵害するものではないとされた事例(昭和63年9月16日 東京地昭和62年（ワ）第9572号）
41	夏目漱石小説集	「夏目漱石小説集」等の文字を指定商品「書籍」等について使用するものは、刊行物の内容を表示するものであって、旧商標法第1条第2項の特別顕著性を有しないとされた事例（昭和24年10月25日 昭和23年抗告審判第181号～第209号）
42	GEORGIA	「産地又は販売地には、必ずしも当該商標の表示する土地において指定商品が現実に生産又は販売されていない場合であっても、何らかの理由により指定商品が当該商標の表示する土地において生産又は販売されているであろうと一般に認識される地名も含まれる」とした事例「GEORGIA」（第29類コーヒー等 昭和61年1月23日 最高裁昭和60年（行ツ）第68号）

六、 第3条第1項第4号（ありふれた氏又は名称等）

ポイント

<p>第3条第1項第4号 (ありふれた氏又は名称)</p>	<p>商標 山田</p>
<p>1. 「ありふれた氏又は名称」とは、同種のも のが多数存在するものをいい、例えば、 電話帳を利用して審査</p>	<p>商標 タカハシ</p>
<p>2. 1. をローマ字・仮名文字で表した場合も 本号に該当</p>	<p>商標 TANAKA</p>
<p>3. ありふれた氏、業種名、著名な地理的 名称等に「商店」「製作所」「株式会社」等 の文字を結合した商標は、本号に該当 ただし、他に同一のものが存在しないとき は除く</p>	<p>商標 株式会社倉田 審判決例(要約)No.45参照</p>
<p>4. 特定の役務に多数使用されている店名 は、本号ではなく、第3条第1項第6号に 該当</p>	<p>商標 純 指定役務 第43類 コーヒーを主と する飲食物の提供 6号に該当</p>

審査基準

ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

1. 「ありふれた氏又は名称」とは、原則として、同種のものが多数存在するものをいうが、例えば、「50音別電話帳（日本電信電話株式会社発行）」等においてかなりの数を発見することができるものをいう。
2. 「ありふれた氏又は名称」を仮名文字又はローマ字で表示したときは、原則として、本号の規定に該当するものとする。
3. ありふれた氏、業種名、著名な地理的名称（行政区画名、旧国名及び外国の地理的名称を含む。）等に、「商店」「商会」「屋」「家」「社」「堂」「舎」「洋行」「協会」「研究所」「製作所」「会」「研究会」「合名会社」「合資会社」「有限会社」「株式会社」「K.K.」「Co.」「Co., Ltd.」「Ltd.」等を結合してなる商標は、原則として、本号でいう「ありふれた名称」に該当するものとする。

ただし、行政区画名と業種名とを結合してなる会社名については、普通に採択されうる名称である場合でも、他に同一のものが現存しないと認められるときは、この限りでない。

(例)「ありふれた名称」でないもの

日本タイプライター株式会社

日本生命保険相互会社

4. 特定の役務について多数使用されている店名(例えば、アルコール飲料を主とする飲食物の提供及び茶、コーヒー……を主とする飲食物の提供についての「愛」「蘭」等)は、本号には該当せず、第3条第1項第6号の規定に該当するものとする。
5. 本号における「普通に用いられる方法で表示する標章」については、基準第1三、第3条第1項第1号の3.を準用する。

審判決例

審判決 No.	商標	事件の見出し
43	チバ	「チバ」はありふれた氏姓として理解し、または、容易に直感するものであるとみるのが社会通念上相当であるとされた例(昭和43年3月30日 東京高昭和42年(行ケ)第144号)
44	品川L.P.ガス	本願商標のうち「LPガス」の部分は液化石油系炭化水素類を表示するものであるから、本願商標の要部は「品川」の部分になり、これは氏として普通一般に使用されているものであるから、自他商品識別力がないとされた事例(昭和42年7月31日 昭和41年審判第5240号)
45	株式会社倉田	「株式会社」の文字は法人の企業形態を表示するもので、極めて普通に使用されているものであり、「倉田」の氏姓がありふれたものであることよりすれば、これに接する取引者、需要者はありふれた名称(商号)を表示するものと理解、把握するに止まり、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないとされた事例(昭和48年8月17日 昭和43年審判第3878号)
46	明石屋	本願商標は、著名な行政区画である「明石市」(兵庫県)を略称した「明石」の文字に商号を表す「屋」の文字を付加してなる商号商標であり、このような商号は同市の居住者、関係者が自由に採択使用することができるものであり、自他商品識別標識としての機能を有しないとされた事例(昭和43年4月12日 昭和41年審判第6352号)

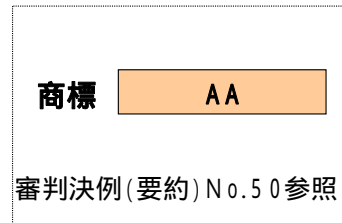
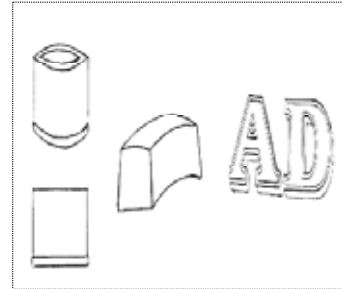
七、第3条第1項第5号（極めて簡単で、かつ、ありふれた標章）

ポイント

第3条第1項第5号

（極めて簡単で、かつ、ありふれた標章）

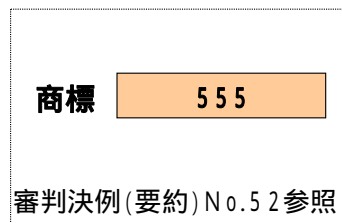
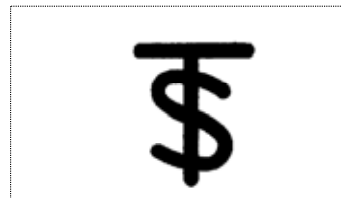
1. 本号に該当するもの
 仮名文字一字、一本の直線、波線
 輪郭として普通に用いられる
 、
 、
 、
 、
 月桂樹、盾の図形、又は球、円
 などの立体的形状等
2.
 - (1) 本号に該当するもの
 ローマ字の1字又は2字からなる商標
 ローマ字の1字にその音を仮名文字で
 併記した商標
 ローマ字の1字の音を仮名文字で表記
 した商標
 - (2) ローマ字の2字の音を仮名文字で表示す
 る商標は原則として本号に該当しない
 - (3) ローマ字の2字を「-」で連結した商標は
 本号に該当する。
 ただし、ローマ字の2字を「&」で連結し
 た商標は本号に該当しない



第3条第1項第5号




（極めて簡単で、かつ、ありふれた標章）

2.
 - (4) ローマ字の2字をモノグラムで表示する商
 標は本号に該当しない
3.
 - (1) 数字からなる商標は原則として本号に該
 当
 - (2) 1桁又は2桁の数字から生ずる音(例えば、
 「トゥエルヴ」)を表示する商標は本号に該
 当
 - (3) 3桁以上の数字から生ずる音を仮名文字
 で表示する商標
 本号に該当する 「ヒヤクニジユウサン」
 本号に該当しない 「ワン ツー スリー」
4. ローマ字1字又は2字等を簡単な輪郭に表
 示する場合も本号に該当





審査基準

極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

1. 仮名文字（変体仮名を含む。）1字、1本の直線、波線、輪郭として普通に用いられる、、、月桂樹若しくは盾の図形、又は球、立方体、直方体、円柱、三角柱の立体的形状等は、本号の規定に該当するものとする。
2. (1) ローマ字の1字若しくは2字からなるとき、ローマ字の1字にその音を仮名文字で併記したとき、又は、ローマ字の1字の音を仮名文字で表示したときは、本号の規定に該当するものとする。
 (2) ローマ字の2字の音を仮名文字で表示したときは、本号の規定に該当しない。ただし、ローマ字が商品又は役務の記号・符号として普通に使用される商品又は役務については、この限りでない。
 (3) ローマ字の2字を「-」で連結したとき、又は、ローマ字の1字若しくは2字に「Co.」、「Ltd.」若しくは「K.K.」を付した場合において「Co.」、「Ltd.」若しくは「K.K.」がそれぞれ「Company」、「Limited」若しくは「株式会社」を意味するものと認められるときは、本号の規定に該当する。ただし、ローマ字の2字を「&」で連結したときは、この限りでない。
 (4) ローマ字の2字を、例えば  のように、モノグラムで表示したときは、本号の規定に該当しない。
3. (1) 数字は、原則として、本号の規定に該当する。
 (2) 1桁又は2桁の数字から生ずる音を、例えば「ワンツウ」、「トウエルブ」、「じゅうに」のように表示したとき、又は、これらに数字を併記したときは、原則として、本号の規定に該当するものとする。
 (3) 3桁以上の数字から生ずる音を仮名文字で表示したときは、次のように取り扱うものとする。
 - (イ) 本号の規定に該当する例
 「ワンハンドレッド アンド トウエンティスリー」
 「ヒヤクニジユウサン」
 - (ロ) 本号の規定に該当しない例
 「ワン ツウ スリー」
4. 簡単な輪郭内に、前記1.、2.の(1)及び(3)、並びに3.の(1)、(2)及び(3)(イ)の文字を記したものは、原則として、本号の規定に該当するものとする。

審判決例

審判決 No.	商標	事件の見出し
47		青色で横長楕円形の図形を描いてなるにすぎない本願商標をその指定商品に使用しても、自他商品の識別標識としての機能を果たさないとされた事例(昭和49年6月29日 昭和47年審判第4042号)
48	卍	肉太に表した十の字の各先端に、同一の太さをもって左方向に鉤状に短い線を配したにすぎない極めて簡単な標章であり、第3条1項5号に該当するとされた事例(平成12年5月16日 平成11年審判第15145号)
49	WA - 7	ローマ字とアラビア数字をハイフンを用いて結合した標章は、被服、電気器具その他の家庭用品において商品の規格、型式等を表す記号として広汎に使用されており、需要者にとっては、きわめて簡単でありふれたものであり、第3条1項5号に該当するとされた事例(昭和45年2月26日 東京高昭和41年(行ケ)第112号)
50	AA	一般的にローマ字2字は商品の符号・分類記号として使用されているため、ローマ字2字は業者が自由に採択使用しうるものであって、自他商品識別機能を具備しないものと認められるとされた事例(昭和45年5月23日 昭和42年審判第729号)
51	L - I P	「くちびる」を意味する英単語「L i p」が基本語であることを考慮してもなお、本願商標の構成ないし文字配列から「リップ」の称呼が生じたり、「L i p」の観念を想起するものと認めることはできず、第3条1項5号の「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標」に該当するとされた事例(平成18年1月30日 知財高平成17年(行ケ)第10631号)
52	555	「555」のような数字の3文字は、一般に商品の品番、規格等を表示するための記号、符号として、商取引上普通に採択使用されているところであって、本願商標の表示もその一類型にすぎないものであるとされた事例(平成4年9月10日 昭和63年審判第4967号)
53	200	本願商標の構成は取り立てて特異の構成と認めることはできないし、極めて簡単で、かつ、ありふれたものであるから、これを指定商品に使用しても何人の業務に係る商品であるかを認識することができないものとされた事例(昭和41年5月2日 昭和39年審判第4120号)

審判決 No.	商標	事件の見出し
54	エイティーン	「エイティーン」の文字は、たとえ片仮名文字をもって表示されても英語の基数「18」の発音を表記したものと何人も容易に理解するものといわざるを得ず、単に商品の品番、形式、規格等を表示するため基数「18」の代わりに使用されるものとして認識されるにすぎないものというべきとされた事例(昭和47年1月18日 昭和45年審判第2381号)
55		ありふれた菱形の輪郭で「KO」の文字を囲む構成も、単に「KO」を強調ないし印象付ける域を出ず、極めて簡単でありふれた標章といわざるを得ず、特別顕著性を有しないとされた事例(昭和50年9月16日 東京高昭和50年(行ケ)第33号)

八、第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの）

ポイント

第3条第1項第6号

（前号までのほか、識別力のないもの）

1. 地模様のみからなる商標は本号に該当
2. 標語、例えばキャッチフレーズは原則として本号に該当
3. 商慣習上で商品・役務の数量等を表示する場合に用いる文字等は原則として本号に該当
4. 現元号は本号に該当
平成

商標



審判決例(要約)No.56参照

商標

習う楽しさ教える喜び

指定役務
第41類 知識の教授

審判決例(要約)No.58参照

商標

平成

審判決例(要約)No.59参照

第3条第1項第6号

（前号までのほか、識別力のないもの）

5.
 - (1) 特定役務について多数使用されている店名(4号に該当するものを除く。)は本号に該当
 - (2) (1)に業種を表す文字を付加あるいは削除したものは本号に該当
6. 指定商品・役務を取り扱う店舗又は事業所の形状にすぎない立体商標(3号に該当するものを除く。)は原則として本号に該当
7. 小売等役務について、その取扱商品の産地、品質、原材料、効能、用途、数量等を表示するもの(3号に該当するものを除く。)は原則として本号に該当

商標

純

指定役務
第43類 コーヒーを主とする飲食物の提供

商標

ボタンダウン

指定役務
第35類 被服の小売等役務

審査基準

前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

1. 地模様（例えば、模樣的なものの連続反覆するもの）のみからなるものは、本号の規定に該当するものとする。
2. 標語（例えば、キャッチフレーズ）は、原則として、本号の規定に該当するものとする。
3. 商慣習上、例えば、「Net」、「Gross」等のように、その商品又は役務の数量等を表示する場合に用いられる文字等は、原則として、本号の規定に該当するものとする。
4. 現元号をあらわす「平成」の文字は、本号の規定に該当するものとする。
5. (1) 特定の役務について多数使用されている店名（第3条第1項第4号に該当するものを除く。）は、本号の規定に該当するものとする。

（該当する例）

アルコール飲料を主とする飲食物
の提供 茶、コーヒー……を
主とする飲食物の提供



「愛」「純」「ゆき」「蘭」
「オリーブ」「フレンド」

(2) (1)に該当する店名に「スナック」、「喫茶」等の業種をあらわす文字を付加結合したもの又は当該店名から業種をあらわす文字を除いたものも、原則として、本号の規定に該当するものとする。

6. 指定商品又は指定役務を取り扱う店舗又は事業所の形状にすぎないものと認められる立体商標（第3条第1項第3号に該当するものを除く。）は、原則として、本号の規定を適用するものとする。
7. 小売等役務に該当する役務において、商標がその取扱商品の産地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期を表示するものと認められるときは、原則として、本号に該当するものとする。ただし、第3条第1項第3号に該当するものを除く。

審 判 決 例

審判決 No.	商標	事件の見出し
56	図形 (トランプの図柄)	規則的な地模様であっても、特徴的な形態が見いだせれば自他商品の識別機能を有する場合もありうるが、本願商標のような態様には、自他商品識別機能を果たすことができるような特徴的な部分を見いだすことができないとされた事例 (平成12年1月18日 東京高平成11年(行ケ)第156号)
57	パールブリッジを 渡ってきました	本願商標中の「パールブリッジ」は、明石海峡大橋の愛称であり、これを指定商品「菓子」に使用しても、取引者、需要者は明石海峡大橋の渡橋ないし観光記念の土産物であることをメッセージ風に表示したものと認識するにすぎないとされた事例(平成12年1月6日 平成11年審判第13577号)
58	習う楽しさ 教える喜び	本願商標が、指定役務「技芸、スポーツ又は知識の教授」に使用されたときは、取引者、需要者はごく自然に、役務の宣伝文句ないしキャッチフレーズとして認識するものというべきとされた事例 (平成13年6月28日 東京高平成13年(行ケ)第45号)
59	平成	「ヘイセイ」「へいせい」「平成」「HEISEI」の文字を表した商標は、商品の生産時期等を表すものとして一般に使用される現元号を表したにすぎない表示として認識されるにとどまるものと判断するのが相当とされた事例 (平成6年11月29日 平成2年審判第17637号)

第2 第3条第2項 (使用による識別性)

ポイント

第3条第2項

(使用による識別性)

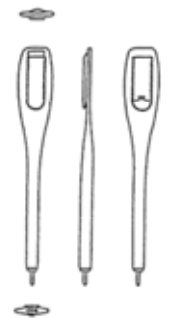
1. 特定者の出所表示として、その商品(役務)の需要者間で全国的に認識されていることが必要
2.
 - (1) 出願商標と使用商標が同一で、かつ指定商品・役務と使用商品・役務が同一であることが必要
 - (2) 出願商標と使用商標が相違する場合は適用しない
 外観において同視され、商標としての同一性がある場合は適用される可能性有り

【適用が認められなかった例】

商標 

審判決例(要約)No.61参照

商標



審判決例(要約)No.62参照

第3条第2項

(使用による識別性)

3. (1) 商標の使用状況の事実を総合勘案して需要者の認識を推定
 使用期間、営業の規模、広告の回数など
- (2) (1)を立証する証拠方法
 広告を掲載した新聞・雑誌など
- (3) 出願人以外の者の商標の使用状況の確認
- (4) 団体商標の場合、その構成員の使用の事実が重要
- (5) 指定役務が小売等役務の場合、小売等役務に係る業務を行っていることの証明が必要
 表示態様に応じて、小売等役務についての使用であるか否かを判断

【適用が認められなかった例】

商標 

審判決例(要約)No.66参照


商標



審判決例(要約)No.67参照

審査基準

前項第3号から第5号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

1. 本項でいう「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」とは、特定の者の出所表示として、その商品又は役務の需要者の間で全国的に認識されているものをいう。
2. (1) 本項を適用して登録が認められるのは、出願された商標及び指定商品又は指定役務と、使用されている商標及び商品又は役務とが同一の場合のみとする。
 - (2) 例えば、次のように、出願された商標と証明書に表示された商標とが異なる場合は、使用により識別力を有するに至った商標とは認められないものとする。
 - (イ) 出願された商標が草書体の漢字であるのに対し、証明書に表示された商標が楷書体又は行書体の漢字である場合
 - (ロ) 出願された商標が平仮名であるのに対し、証明書に表示された商標が片仮名、漢字又はローマ字である場合
 - (ハ) 出願された商標がアラビア数字であるのに対し、証明書に表示された商標が漢数字である場合
 - (ニ) 出願された商標が \textcircled{P} のような態様であるのに対し、証明書に表示された商標が
のような構成である場合
 - (ホ) 出願された商標が立体商標であるのに対し証明書に表示された商標が平面商標である場合、又は出願された商標が平面商標であるのに対し証明書に表示された商標が立体商標である場合
 - (3) 出願された商標と証明書に表示された商標とが厳密には一致しない場合であっても、例えば、その違いが明朝体とゴシック体、縦書きと横書きにすぎない等外観において同視できる程度に商標としての同一性を損なわないものと認められるときには、本項の判断において考慮するものとする。
3. (1) 商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかは、例えば、次のような事実を総合勘案して判断するものとする。
 - ① 実際に使用している商標並びに商品又は役務
 - ② 使用開始時期、使用期間、使用地域
 - ③ 生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模（店舗数、営業地域、売上高等）
 - ④ 広告宣伝の方法、回数及び内容
 - ⑤ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数及び内容

⑥ 需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果

(2) 上記(1)の事実は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。

- ① 広告宣伝が掲載された印刷物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし等）
- ② 仕切伝票、納入伝票、注文伝票、請求書、領収書又は商業帳簿
- ③ 商標が使用されていることを明示する写真
- ④ 広告業者、放送業者、出版業者又は印刷業者の証明書
- ⑤ 同業者、取引先、需要者等の証明書
- ⑥ 公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書
- ⑦ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等の記事
- ⑧ 需要者を対象とした商標の認識度調査（アンケート）の結果報告書

ただし、需要者の認識度調査（アンケート）は、実施者、実施方法、対象者等その客観性について十分に考慮するものとする。

(3) 商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかについては、出願人以外（団体商標の商標登録出願の場合は「出願人又はその構成員以外」とする。）の者による使用の有無及びその使用の状況を確認の上、判断するものとする。

(4) 団体商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかの判断については、特に、その構成員の使用に関する(1)の事実を勘案するものとする。



なお、各構成員の(2)に関する書類を証拠方法とするときは、その者が構成員であることを証する書類を要するものとする。

(5) 小売等役務についての商標が使用により識別力を有するに至ったことを証明する場合においては、この基準第1の二（第3条第1項柱書）の3.(3)により、小売等役務に係る業務を行っていることの証明を要するものとする。

(6) 小売等役務についての商標に関する使用の証明においては、商標が商品や商品の包装、商品の価格表、取引書類、広告自体に表示されている場合には、その表示態様に応じて、商標が個別具体的な商品の出所を表示しているのか、または、取扱商品に係る小売等役務の出所を表示しているのかを考察し、小売等役務についての使用であるか否かを判断するものとする。

■ 審判決例

審判 決 No.	商標	事件の見出し
60	GEORGIA	商標法第3条2項により商標登録を受けることができるのは、商標が特定の商品につき同項所定の要件を充足するに至った場合、その特定の商品に指定商品とするときに限るものとされた事例（昭和59年9月26日 東京高昭和58年(行ケ)第156号）
61	吉向焼	出願された商標と、使用に係る商標とが相違するとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例(昭和60年4月25日 東京高昭和59年(行ケ)第97号)
62	立体商標 (筆記用具)	立体的形状のみが独立して自他商品の識別力を有しているものということとはできないとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例（平成12年12月21日 東京高平成11年(行ケ)第406号）
63	立体商標 (乳酸菌飲料の容器)	立体的形状のみが独立して自他商品の識別力を有しているものということとはできないとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例（平成13年7月17日 東京高平成12年(行ケ)第474号）
64	ゆず七味	本件商標については、日本全国において出願人以外の使用例が認められるとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例 (平成14年12月26日 東京高平成14年(行ケ)第279号)
65	立体商標 (ウイスキー瓶)	使用に係る本件ウイスキー瓶は、平面標章部分の自他商品識別力が著しく強かったことから、本願立体商標とは同一性を有しないとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例（平成15年8月29日 東京高平成14年(行ケ)第581号）
66	やば	出願された商標について、一部地域で原告商標として知られているとしても、他の地域で原告以外の多数の使用により商標法第3条第2項が認められなかった事例 (平成10年11月26日 東京高平成10年(行ケ)第74号)
67	いかしゅうまい	出願された商標は、原告以外にも多数使用されているとして、使用による識別力の取得が否定された事例(平成12年4月13日 東京高平成11年(行ケ)第101号)
68	家事用手袋 (立体商標)	商品の形状のみからなる立体商標について、その使用により自他商品の識別力を獲得するに至っているとは認め難いとされた事例(平成12年6月19日 平成10年審判第16591号)
69	プロ仕様	「プロ仕様」の文字が、使用による識別性を獲得していないとされた事例 (平成15年4月22日 東京高平成14年(行ケ)第335号)

70	<p>ひよこ (立体商標)</p>	<p>ひよ子の立体商標は、未だ全国的な周知性を獲得するに至っておらず、使用による識別性を獲得していたものとは認められなかった事例 (平成18年11月29日 知財高平成17年(行ケ)第10673号)</p>
71		<p>懐中電灯の立体形状からなる商標が使用により自他商品識別機能を備えるに至っていると判断された事例(平成19年6月27日 知財高平成18年(行ケ)第10555号)</p>
72		<p>リターナブル瓶入りの原告商品の立体的形状は、需要者において、他社商品と区別する指標として認識されるに至ったものと認めるのが相当とされた事例(平成20年5月29日 知財高平成19年(行ケ)第10215号)</p>

第3 第4条第1項及び第3項（不登録事由）

一、第4条第1項第1号（国旗、菊花紋章等）

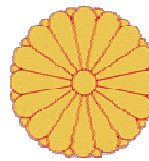
ポイント

第4条第1項第1号

（国旗、菊花紋章等）

1. 「勲章、褒章又は外国の国旗」は現存するものに限る
2. 商標の一部に国旗・外国国旗を顕著に有する場合は、国旗又は外国の国旗と類似（類似しない場合であっても、尊厳を害するようなものは、第4条第1項第7号を適用）
3. 菊花の紋章でその花弁数12から24までのもの及び商標の一部にそれを顕著に有するものは原則として菊花紋章と類似

【本号に該当するとされた例】



菊花紋章



スウェーデン国旗



ROYAL FORT SWEDEN

審査基準

第4条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標

1. 「勲章、褒章又は外国の国旗」は、現に存在するものに限るものとする。
また「外国」とは、我が国が承認している国に限らず、承認していない国をも含むものとする。
2. 商標の一部に国旗又は外国の国旗の図形を顕著に有するときは、国旗又は外国の国旗に類似するものとする。国旗又は外国の国旗の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する商標は、たとえ、それらと類似しない場合であっても、第4条第1項第7号の規定に該当するものとする。
3. 菊花の紋章でその花弁の数が12以上24以下のもの及び商標の一部に菊花紋章又は上記の菊花の紋章を顕著に有するものは、原則として、菊花紋章に類似するものとする。ただし、次のものは、この限りでない。

- (1) 花心の直径が花弁の長さより大きいもの
- (2) 菊花の3分の1以上が他のものにより蔽われ、又は切断されているもの
- (3) 花心が花の中心からその半径の4分の1以上片寄ったもの
- (4) 菊花の形状が確然と紋章を形成せず、かつ、生花を模倣したと認められるもの

審 判 決 例

審判決 No.	商標	事件の見出し
73	図形 (菊花紋章と類似 するもの)	出願された商標が菊花紋章と類似するとされた事例(昭和 56 年 8 月 31 日 東京高 昭和 55 年(行ケ)第 211 号)

二、第4条第1項第2号、第3号及び第5号（国の紋章、記章等）

ポイント

第4条第1項第2号、第3号 及び第5号 (国の紋章、記章等)

1. 経済産業大臣が指定 「官報」に掲載



審査基準

第2号 パリ条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にハーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であって、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

第3号 国際連合その他の国際機関を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

第5号 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であって、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの

1. 下記例示は、「経済産業大臣が指定するもの」であり、これらは官報に掲載されている。

第 2 号関係：



第 3 号関係：



第 5 号関係：



審 判 決 例

審判決 No.	商標	事件の見出し
74	<p>図形 (カナダの記章を一部に有するもの)</p>	<p>本願商標は、構成中のカエデの葉を図案化して表したと認める得る図形部分は、カナダ国の記章と外観において類似するばかりでなく、独立して看者の注意を惹くものとされた事例（昭和 54 年 11 月 8 日昭和 53 年審判第 2883 号）</p>
75	<p>EUREKA</p>	<p>本願商標は、欧州先端技術共同体構想（European Research Coordination Action）の略称を表示する標章と同一又は類似の商標であるとされた事例（平成 11 年 6 月 18 日 平成 7 年審判第 8941 号）</p>

三、第 4 条 第 1 項 第 4 号（赤十字等の標章又は名称）

ポイント

第 4 条 第 1 項 第 4 号

（赤十字等の標章又は名称）

1. 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第 1 条の標章
2. 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第 1 条の名称
3. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 158 条第 1 項の特殊標章
4. 上記 1. ないし 3. の標章又は名称を商標の一部に顕著に有する場合は、本号に該当



赤十字



赤新月



赤のライオン及び太陽



法律第 158 条第 1 項の特殊標章

審査基準

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和 22 年法律第 159 号）第 1 条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 158 条第 1 項の特殊標章と同一又は類似の商標

1. 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第 1 条の標章は次のとおりである。

(1)



（白地に赤十字）

(2)



（白地に赤新月）

(3)



（白地に赤のライオン及び太陽）

2. 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の名称は次のとおりである。

- (1) 「赤十字」
- (2) 「ジュネーブ十字」
- (3) 「赤新月」
- (4) 「赤のライオン及び太陽」

3. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第158条第1項の特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形の標章であり、ひな形は次のとおりである。



(オレンジ色地に青色の正三角形)

4. 上記の1.ないし3.の標章又は名称を商標の一部に顕著に有する場合は、本号の規定に該当するものとする。

四、第4条第1項第6号（国、地方公共団体等の著名な標章）

ポイント

第4条第1項第6号

(国、地方公共団体等の著名な標章)

都道府県、市営地下鉄、水道事業等を表示するものであって、著名な標章等は、本号の規定に該当



商標

全国消費者団体連合会

審判決例(要約)No.76参照

審査基準

国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名なものと同一又は類似の商標

1. 都道府県、市町村、都営地下鉄、市営地下鉄、市電、都バス、市バス、水道事業、大学、宗教団体、オリンピック、IOC、JOC、ボーイスカウト、JETRO等を表示する著名な標章等は、本号の規定に該当するものとする。

審判決例

審判決 No.	商標	事件の見出し
76	全国消費者団体連合会	「全国消費者団体連合会」の文字は、公益に関する団体であって、営利を目的としない著名な団体を表す名称である「全国消費者団体連絡会」なる標章と類似するものであるとされた事例(昭和52年9月30日 昭和48年審判第2453号)
77	五輪	「五輪」の文字は、わが国において「オリンピック」の俗称として広く一般世人に親しまれ、かつ、「ゴリン」の称呼をもって普通に使用されているのが実情であり、これに接する者は「オリンピック」に通ずるものであると容易に理解し、把握すると判断するのが相当とされた事例(昭和63年2月25日 昭和58年審判第23669号)

五、第4条第1項第7号（公序良俗違反）

ポイント

第4条第1項第7号

（公序良俗違反）

1. 商標の構成自体がきょう激・卑わい・差別的・他人に不快な印象を与える商標

商標の構成自体は でなくても、指定商品・役務について使用することが社会公共の利益や一般的な道徳観念に反する商標

2. 他の法律により使用が禁止されている商標

特定の国若しくはその国民を侮辱する商標

国際信義に反する商標

商標

昭和大仏

審判決例(要約)No.80参照

商標

特許大学

審判決例(要約)No.83参照

商標

F - B - I

審判決例(要約)No.84参照

審査基準

公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標


1. 「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、その構成自体がきょう激・卑わい、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合及び商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的な道徳観念に反するような場合も含まれるものとする。

なお、「差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形」に該当するか否かは、特にその文字又は図形に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断するものとする。

2. 他の法律によって、その使用等が禁止されている商標、特定の国若しくはその国民を侮辱する商標又は一般に国際信義に反する商標は、本号の規定に該当するものとする。

審 判 決 例

審判決 No.	商標	事件の見出し
78	-	商標の構成自体が矯激、卑わいなものでなくても、その商標を指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳觀念に反するような場合も登録を拒否すべしとした事例（昭和 27 年 10 月 10 日 東京高昭和 26 年(行ナ)第 29 号）
79	ほろはた 母衣旗	本件商標は、町の経済の振興を図るといふ公益的な施策に便乗して、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、「母衣旗」名称による利益の独占を図る意図でしたものとされた事例（平成 11 年 11 月 29 日 東京高平成 10 年（行ケ）第 18 号）
80	昭和大仏	本件商標は、当該仏像を所有する請求人に無断で本件の出願をなしたものであるから、かかる行為は、社会の一般道徳觀念に反するものであって、公の秩序を害するおそれがあるとされた事例(平成 4 年 3 月 5 日 昭和 60 年審判第 18883 号)
81	特許管理士会	本願商標は、「弁理士」と紛らわしい「特許管理士」の語を構成の主要部とし、「弁理士会」と紛らわしい「特許管理士会」の語からなるものであるから、その指定する商品に使用することは、特許制度の利用者である一般の国民が特許管理などの専門家である弁理士及び弁理士を会員とする弁理士会に寄せる信頼を害することになり、社会公共の利益に反するものとされた事例（平成 11 年 4 月 21 日 東京高平成 10 年(行ケ)第 299 号）
82	特許管理士	本件商標は、現実には弁理士にしか許されていない業務を行う資格を有する者と誤信され、弁理士と混同されるおそれがあったものとされた事例(平成 11 年 11 月 30 日 東京高平成 10 年(行ケ)第 289 号)
83	特許大学	学校教育法 8 3 条の 2 第 1 項に掲げる教育施設以外の教育施設が大学の名称を用いることは、公の秩序を害するおそれがあるものとされた事例（昭和 56 年 8 月 31 日 東京高昭和 55 年(行ケ)第 213 号）
84	F - B - I	本願商標を、出願人が商標として使用することは、アメリカ合衆国連邦捜査局の権威を損ね、ひいては国際信義にもとるものといわなければならないとされた事例（平成 4 年 3 月 12 日 昭和 61 年審判第 2177 号）
85	ダリ D A R I	故人の著名な略称と類似する商標が国際信義に反する等の理由から、商標法 4 条 1 項 7 号に該当するとされた事例（平成 14 年 7 月 30 日 東京高平成 13 年（行ケ）第 443 号）

審判決 No.	商標	事件の見出し
86	建設大臣	「建設大臣」の文字からなる本願商標について、登録を認めることは、国民の行政に対する信頼を損ねるとともに、取引秩序を乱すおそれがあり、社会公共の利益に反するとされた事例（平成 16 年 11 月 25 日 東京高平成 16 年（行ケ）第 196 号）
87	ドゥーセラム DUCERAM	取引の交渉を行っておりながら、相手側に無断で商標登録を行ったことは国際商道德・信義に反するものとされた事例（平成 11 年 12 月 22 日 東京高平成 10 年（行ケ）第 185 号）
88		その使用が他人の著作権と抵触する商標であっても、商標法 4 条 1 項 7 号に規定する商標に当たらないものとするのが相当とされた事例（旧第 31 類調味料等 平成 13 年 5 月 30 日 東京高平成 12 年（行ナ）第 386 号）
89	Anne of Green Gables	原告による本件商標の出願の経緯には社会的相当性を欠く面があったことは否定できないとされた事例（第 9 類眼鏡等 平成 18 年 9 月 20 日 知財高平成 17 年（行ケ）第 10349 号）
90	カーネギー・スペ シャル CARNEGIE SPECIAL	原告は、被告の実施している講座の評価を利用する意図で、登録を受けたものと認定でき、不正の目的を有していたと認められるとされた事例（平成 14 年 8 月 29 日 東京高平成 13 年（行ケ）第 529 号）
91	Juventus	出願の際には、当該団体もその略称も我が国において著名ではなく、それ故、出願が前示のような不正な意図を伴うものではなかった場合には、その出願後に、当該団体及びその略称が我が国において著名となったとしても、そのこと故をもって直ちに該商標に係る商標権を保有することが公序良俗を害するものになるとは解し難いとされた事例（第 21 類装身具等 平成 11 年 3 月 24 日 東京高平成 10 年（行ケ）第 1 号）
92	福沢諭吉	遺族等の承諾を得ることなく本件商標を指定商品について登録することは、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとされた事例（第 16 類印刷物等 平成 17 年 5 月 31 日 無効 2004-89021 号）
93	野口英世	遺族等の承諾を得ることなく本願商標を指定商品について登録することは、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとされた事例（平成 18 年 5 月 30 日 不服審判 2003-18577 号）

六、第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）

ポイント

第4条第1項第8号

（他人の氏名又は名称等）

1. 「他人」とは現存する者
「他人」には外国人も含まれる
2. 自己の氏名等であっても他人の氏名等にも該当する場合は、その他人の承諾が必要
3. 「著名」の程度は、指定商品・役務との関係で判断

【参考】

本号は人格権の保護を目的とする
商号から「株式会社」を除いた部分は、他人の名称でなく、略称
法人格のない社団も本号の「他人」に含まれる

商標

青木功

審判決例(要約)No.97参照

商標

SONYAN

指定商品
第9類 電気通信機械器具

審判決例(要約)No.101参照

審査基準

他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）

1. 本号でいう「他人」とは、現存する者とし、また、外国人を含むものとする。
2. 自己の氏名等と他人の氏名等が一致するときは、その他人の承諾を要するものとする。
3. 本号でいう「著名」の程度の判断については、商品又は役務との関係を考慮するものとする。

審 判 決 例

審判決 No.	商標	事件の見出し
94	-	出願に係る商標が旧商標法第 2 条第 1 項第 5 号(現行商標法の第 4 条第 1 項第 8 号に相当)に該当するには、生存する他人の肖像等であることを要すると解するとされた事例(昭和 3 年 3 月 29 日 大審院昭和 3 年(オ)第 125 号)
95	アナ アスラン Ana Aslan	人格権は、一身専属的な権利であって、その者の死亡により消滅するというべきであるから、商標法 4 条 1 項 8 号でいう「他人」には故人が含まれないとされた事例(平成 17 年 6 月 30 日 知財高平成 17 年(行ケ)第 10336 号)
96	ジャイアンツの江川	「ジャイアンツの江川」よりは、一般世人をして誰しも、プロ野球読売ジャイアンツに在団していた江川卓氏を想起させるものであることから、同氏の著名な略称を含む商標であるとされた事例(平成元年 4 月 13 日 昭和 57 年審判第 7023 号)
97	青木功	出願に係る商標が自己の氏名を表すものであっても、同一氏名の他人がいるときはその他人の承諾を要するとした事例(昭和 54 年 12 月 17 日 昭和 52 年審判第 17348 号)
98	FREEFRAME	法人格のない社団が第 4 条第 1 項第 8 号の「他人」に含まれるとした事例(平成 10 年 1 月 14 日 東京高平成 8 年(行ケ)第 225 号)
99	財団法人 日本美容医学研究会	法人格のない社団が第 4 条第 1 項第 8 号の「他人」に含まれるとした上で、その社団の名称について第 4 条第 1 項第 8 号を適用するためには、著名性が必要であるとした事例(平成 13 年 4 月 26 日 東京高平成 12 年(行ケ)第 344 号)
100	月の友の会	商号から「株式会社」の文字を除いた部分は、「他人の名称の略称」にあたり、「著名」であるときに限り商標登録を受けることができないと判示された商標「月の友の会」の事例(昭和 57 年 11 月 12 日 最高裁昭和 57 年(行ツ)第 15 号)
101	SONYAN	指定商品との関係から周知著名な略称を含む商標と認定された事例(昭和 53 年 4 月 26 日 東京高昭和 52 年(行ケ)第 133 号)
102	LEONARD KAMHOUT	出願時に 8 号本文に該当する商標について商標登録を受けるためには、査定時において 8 号括弧書の承諾があることを要するのであり、出願時に上記承諾があったとしても、査定時にこれを欠くときは、商標登録を受けることができないと解するのが相当であるとされた事例(平成 16 年 6 月 08 日 最高裁平成 15(行ヒ)265)

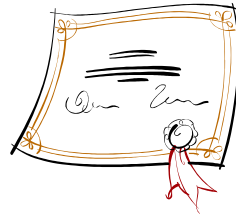
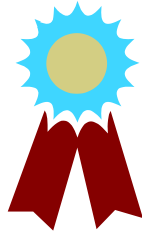
七、第4条第1項第9号（博覧会の賞）

ポイント

第4条第1項第9号

（博覧会の賞）

1. 「博覧会」は、広く解釈し、品評会等も含むものとする
2. 「その賞を受けた者」には、受賞者の営業の承継人も含まれる



審査基準

政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であって特許庁長官が指定するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）

1. 博覧会は広く解釈し、品評会を含むものとする。
2. 本号でいう「その賞を受けた者」には、その者の営業の承継人を含むものとする。

八、第4条第1項第10号（他人の周知商標）

ポイント

第4条第1項第10号

(他人の周知商標)

1. 最終消費者のみならず、取引者に広く認識されている商標を含む
全国的に認識されているのみならず、一地方で広く認識されている商標を含む
2. 本号で引用する他人の商標は、審査対象となる出願をした時点と査定時の双方で我が国で周知であることが必要
3. 周知性の立証方法・判断は、第3条第2項の基準を準用

本願商標

コンピューターワールド



引用商標

COMPUTERWORLD

審判決例(要約)No.107参照

第4条第1項第10号

(他人の周知商標)

4. 周知商標に他の文字、図形等を結合させた商標も、原則、本号に該当
5. 取引形態が特殊な商品・役務に係る周知性の確認は、特に取引実情を考慮
6. 外国の商標の周知性の認定は、外国での周知性、数カ国に輸出されていること等を充分勘案
7. 防護標章登録、審決・判決で周知と認定された商標は、その登録・認定に従い周知商標と推認

本願商標

ELLE CLUB



引用商標

ELLE

審判決例(要約)No.108参照

審査基準

他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

1. 本号でいう「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含み、また、全国的に認識されている商標のみならず、ある一地方で広く認識されている商標をも含む。
2. 本号の規定を適用するために引用される商標は、商標登録出願の時に（第4条第3項参照）、我が国内の需要者の間に広く認識されていなければならない。
3. 本号の規定に関する周知性の立証方法及び判断については、この基準第2（第3条第2項）の3.(1)及び(2)を準用する。
4. 本号でいう「需要者の間に広く認識された」他人の未登録商標と他の文字又は図形等とを結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は觀念上の繋がりがあるものを含め、原則として、その未登録商標と類似するものとする。

ただし、その未登録商標の部分が既成の語の一部となっているものその他著しく異なった外観、称呼又は觀念を生ずることが明らかなものを除く。

（例）該当例は、この基準第3の九（第4条第1項第11号）の5.(6)と同様である。

5. 取引形態が特殊な商品又は役務（例えば、医療用医薬品のように特定の市場で流通する商品、又は医薬品の試験・検査若しくは研究のように限定された市場においてのみ提供される役務）に係る商標についての上記3.の立証方法及びそれに基づく周知性の認定については、特に当該商品又は役務の取引の実情を充分考慮するものとする。
6. 外国の商標の我が国内における周知性の認定にあたっては、当該商標について外国で周知なこと、数カ国に商品が輸出されていること又は数カ国で役務の提供が行われていることを証する資料の提出があったときは、当該資料を充分勘案するものとする。
7. 本号でいう「需要者の間に広く認識されている商標」の認定に当たっては、防護標章登録を受けている商標又は審決若しくは判決で需要者の間に広く認識された商標と認定された商標（注1）については、その登録又は認定に従い需要者の間に広く認識された商標と推認して取り扱うものとする。

（注1）特許庁がインターネットで提供している特許電子図書館中の「日本国周知・著名商標検索」でこれらの商標を検索することができる。

（参考）その他「需要者の間に広く認識されている商標」に関連する資料については商標審査便覧を参照。

審判決例

審判決 No.	本願商標	引用商標	事件の見出し
103	ANDERSEN アンダーソン	-	需要者が一定分野の関係者に限定されている商品の場合は、その需要者間で周知であればよいとされた事例 (平成6年7月21日 平成2年審判第3176号)
104	ミネルバ	ミネルヴァ書 房	昭和24年以来「ミネルヴァ書房」の標章を表示し、昭和43年までの間に約1600点の書籍を刊行し総発行部数は約400万部に達していることが認められることよりすれば、本件商標の登録出願の日前すでに被告の業務に係る商品を表示するものとして需要者間に広く認識されていたものと認められるとされた事例(昭和55年5月28日 東京高昭和53年(行ケ)第22号)
105	NEW YORKER	new yorker	証拠による各種認定事実から、引用商標が本願商標出願前にその取引者需要者間に広く認識されていたものとされた事例 (昭和42年1月26日 東京高昭和36年(行ナ)第35号)
106	株式会社 河内駿河屋	駿河屋	本件商標「株式会社河内駿河屋」は、「駿河屋」の文字部分に要部があり、「スルガヤ」の称呼、「和菓子の老舗としての駿河屋」の観念が生ずるとされた事例 (平成8年8月9日 東京高平成6年(行ケ)第164号)
107	コンピューターワールド	COMPUTERWORLD	アメリカのコンピューター関係の情報紙に係る商標が我が国のコンピューターなどに関する企業の関係者・技術者に広く認識されていたとして、その商標を周知のものと認定した事例 (平成4年2月26日 東京高平成3年(行ケ)第29号)
108	ELLE CLUB	E L L E	「ELLECLUB」は「ELLE」に類似するとされた事例 (平成10年11月27日 東京地平成9年(ワ)第15630号外)
109	D C C	D C C	全国的に流通する日常使用の一般的商品については、全国にわたる主要商圏の同種商品取扱業者の間に相当程度認識されているか、あるいは、1県の単位にとどまらず、その隣接数県の相当範囲の地域にわたって、少なくともその同種商品

			取扱業者の半ばに達する程度の層に認識されていることを要するものと解すべきであるとされた事例（第 22 類コーヒ一等 昭和 58 年 6 月 16 日 東京高昭和 57 年(行ケ)第 110 号）
110	SHINAGAWA INTER CITY 品川インターシティ	INTER CITY	周知であるといえるためには、特別の事情が認められない限り、全国的にかなり知られているか、全国的でなくとも、数県にまたがる程度の相当に広い範囲で多数の取引者・需要者に知られていることが必要であるとされた事例（第 36 類土地の売買等 平成 14 年 6 月 11 日 東京高昭平成 13 年(行ケ)第 430 号）

九、第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）

ポイント

第4条第1項第11号

(先願に係る他人の登録商標)

1. 商標の類否における判断要素
外観・称呼・觀念
(3つの要素を総合的に考察)
2. 商標の類否についての判断基準
商品・役務の主な需要者層
商品・役務の取引の実情
需要者の通常の注意力
3. 拒絶理由通知で引用した商標の権利者による取引の実情を示す説明書及び証拠が提出された場合、取引の実情を示す資料の一つとして参酌
4. 振り仮名を付した文字商標の自然な称呼

本願商標

引用商標

審判決例(要約)No.111参照

ハクバイ 白梅

ハクバイ シラウメ

第4条第1項第11号

(先願に係る他人の登録商標)

5. 結合商標の類否は、結合の強弱を考慮して判断
- (1) 形容詞的文字を有する結合商標は、それが付加結合されていない商標と類似
- (2) 文字の大きさが明確に異なる場合、各文字部分を分離して判断
- (3) 文字が著しく離れて表示されている場合、各文字部分を分離して判断

本願商標

引用商標

審判決例(要約)No.114参照

富士白鳥

富士 白鳥

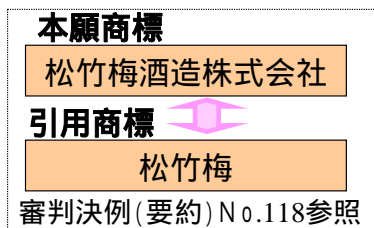
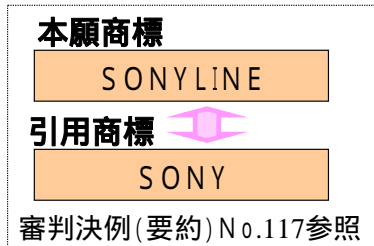
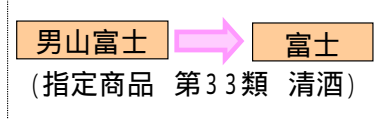
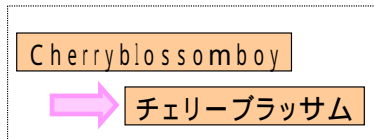
鶴亀 万寿

鶴亀 万寿

第4条第1項第11号

(先願に係る他人の登録商標)

- (4) 商標全体の称呼が長かったり、一部が顕著なため、称呼がその一部分に簡略化され得る場合、原則、その簡略化される部分のみからなる商標と類似
- (5) 指定商品・役務に慣用される文字を一部に含む場合、その慣用文字を除いた部分からなる商標と類似
- (6) 他人の周知な登録商標を含む商標は、原則、その他人の登録商標と類似
- (7) 商号商標については、「株式会社」「Co.」等の文字を除外して判断



第4条第1項第11号

(先願に係る他人の登録商標)

6. 類否判断の対象

- (1) 商標中の識別力のある部分がない部分よりも著しく小さく表現されていても、識別力のある部分から、称呼・観念を生ずる
- (2) 商標が色彩を有する場合、その部分から称呼・観念を生じ得る
- (3) 本来は、識別力を有しない部分であっても、使用により識別力を有するに至った場合、その部分からも称呼を生ずる

7. 音声上の判断要素及び判断基準

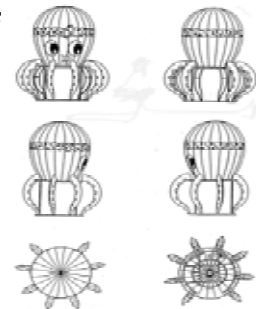
- 両称呼の音質、音量、音調、音節が近似しているか否か
- 両商標が造語か否か
- 両称呼を離隔観察した場合、お互い相紛れるおそれがあるか否か

第4条第1項第11号

(先願に係る他人の登録商標)

- 8.(1) 立体商標の類否の判断基準
 観る方向により視覚に映る姿を異にする立体商標の特殊性を考慮
- (イ) 特定の方向から観た場合に、視覚に映る姿を表示する平面の商標と類似
 - (ロ) 特定の方向から観た場合に、視覚に映る姿を共通にする立体商標と類似
 - (ハ) 全体のほか、特定の方向から観た場合に、視覚に映る姿に相応した称呼・観念を生じ得る
- (2) 立体商標が立体的形状と文字から構成される場合、全体のほか、その文字部分に相応した称呼・観念を生じ得る

本願商標



引用商標



審判決例(要約)No.119参照

第4条第1項第11号

(先願に係る他人の登録商標)

- 9.
- (1) 登録された地域団体商標は、使用をされた結果、商標全体が不可分一体のものとして需要者の間に広く認識されたものであることを踏まえ、その全体を不可分一体のものとして、類否を判断
 - (2) 登録された地域団体商標と同一又は類似の文字を一部に含む後願の他人の商標は、原則その地域団体商標と類似と判断

登録地域団体商標

東京すいか



後願商標



東京すいか

第4条第1項第11号

(先願に係る他人の登録商標)

- | | |
|--------------------------------------|--|
| 10. 商品同士の類否判断は、右が一致するか否かを総合的に考慮して判断 | ➤ 生産部門、販売部門、原材料、品質、用途、需要者の範囲、完成品と部品の関係 |
| 11. 役務同士の類否判断は、右が一致するか否かを総合的に考慮して判断 | ➤ 提供の手段、目的、場所、提供に関連する物品、需要者の範囲、業種、当該役務の規制法律、役務提供の事業者 |
| 12. 商品と役務の類否判断は、右が一致するか否かを総合的に考慮して判断 | ➤ 商品の製造・販売と役務の提供の事業者、商品と役務の用途、商品の販売場所と役務の提供場所、需要者の範囲 |

審査基準

当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務(第6条第1項(第68条第1項において準用する場合を含む。))の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。)又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

1. 商標の類否の判断は、商標の有する外観、称呼及び觀念のそれぞれの判断要素を総合的に考察しなければならない。
2. 商標の類否の判断は、商標が使用される商品又は役務の主たる需要者層(例えば、専門家、老人、子供、婦人等の違い)その他商品又は役務の取引の実情を考慮し、需要者の通常有する注意力を基準として判断しなければならない。
3. 本号に該当する旨の拒絶理由通知において引用した登録商標の商標権者による取引の実情を示す説明書及び証拠の提出が出願人からあったときは、次のとおり取り扱うこととする。
 - (1) 本号の審査において、引用商標の商標権者による取引の実情を示す説明及び証拠が提出された場合には、取引の実情を把握するための資料の一つとして参酌することができる。

ただし、次の場合を除く。

願書に記載された商標が同一又は明らかに類似（注1）し、かつ、願書に記載された指定商品又は指定役務も同一又は明らかに類似（注2）するものである場合。

提出された書類が、取引の実情の客観的な説明及び証拠ではなく、単に商標登録出願に係る商標の登録について引用商標の商標権者が承諾している旨を示すものである場合。

（注1）ここでいう商標の「同一又は明らかに類似」とは、例えば、商標法第50条における社会通念上同一と判断される商標、独立して出所表示機能を有する2以上の構成要素において、構成要素中の一が同一と判断される商標、及び、これらに準ずるほど類似していると判断される商標をいう。

（注2）ここでいう指定商品又は指定役務の「同一又は明らかに類似」とは、後記10.ないし12.の基準で掲げる商品・役務に係る類否の比較全項目について、一致する蓋然性が高いと判断されるものをいう。

(2) 上記(1)の取扱いにより提出された引用商標の商標権者による取引の実情を示す説明及び証拠を参酌した結果、本号に該当しないと判断し得るのは、次の場合に限られるものとする。

引用商標の指定商品又は指定役務と類似商品・役務審査基準において類似すると推定される指定商品又は指定役務の全てについて、取引の実情の説明及び証拠が提出され、それらを総合的に考察した結果、両者の商標又は指定商品若しくは指定役務が類似しないと判断し得る場合。

引用商標の商標権について専用使用権又は通常使用権が設定されている場合にあっては、商標権者、専用使用権者及び通常使用権者の全てについて、取引の実情の説明及び証拠が提出され、それらを総合的に考察した結果、両者の商標又は指定商品若しくは指定役務が類似しないと判断し得る場合。

（注）上記3.の基準は、平成19年4月1日より施行するものとする。

4. 振り仮名を付した文字商標の称呼については、次の例によるものとする。

(イ) 例えば、「紅梅」のような文字については、「ベニウメ」と振り仮名した場合であっても、なお「コウバイ」の自然の称呼をも生ずるものとする。

(ロ) 例えば、「白梅」における「ハクバイ」及び「シラウメ」のように2以上の自然の称呼を有する文字商標は、その一方を振り仮名として付した場合であっても、他の一方の自然の称呼をも生ずるものとする。

(ハ) 例えば、商標「竜田川」に「タツタガワ」のような自然の称呼を振り仮名として付したときは、「リュウデンセン」のような不自然な称呼は、生じないものとする。

5. 結合商標の類否は、その結合の強弱の程度を考慮し、例えば、次のように判断するものとする。ただし、著しく異なった外観、称呼又は観念を生ずることが明らかなときは、この限りでない。

(1) 形容詞的文字（商品の品質、原材料等を表示する文字、又は役務の提供の場所、質等を表示する文字）を有する結合商標は、原則として、それが付加結合されていない商標と類似する。

（例） 類似する場合

「スーパーライオン」と「ライオン」

「銀座小判」と「小判」

「レディグリーン」と「レディ」

(2) 大小のある文字からなる商標は、原則として、大きさの相違するそれぞれの部分からなる商標と類似する。

(例) 類似する場合

「富士白鳥」と「富士」又は「白鳥」

「サンムーン」と「サン」又は「ムーン」

(3) 著しく離れた文字の部分からなる商標は、原則として、離れたそれぞれの部分のみからなる商標と類似する。

(例) 類似する場合

「鶴亀 万寿」と「鶴亀」又は「万寿」

(4) 長い称呼を有するため、又は結合商標の一部が特に顕著であるため、その一部分によって簡略化される可能性がある商標は、原則として、簡略化される可能性がある部分のみからなる商標と類似する。

(例) 類似する場合

「cherryblossomboy」と「チェリーブラッサム」

「chrysanthemumbuesky」と「クリサンシマム」又は「ブルースカイ」

(5) 指定商品又は指定役務について慣用される文字と他の文字とを結合した商標は、慣用される文字を除いた部分からなる商標と類似する。

(例) 類似する場合

清酒について「男山富士」と「富士」

清酒について「菊正宗」と「菊」

興行場の座席の手配について「プレイガイドシャトル」と「シャトル」

宿泊施設の提供について「黒潮観光ホテル」と「黒潮」

(6) 指定商品又は指定役務について需要者の間に広く認識された他人の登録商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあるものを含め、原則として、その他人の登録商標と類似するものとする。

ただし、その他人の登録商標の部分が既成の語の一部となっているもの等を除く。

(例) 類似する場合

テープレコーダについて「SONY LINE」、「SONY LINE」又は

「SONY / LINE」と「SONY」

化粧品について「ラブロリアル」と「L OREAL」「ロリアル」

かばん類について「PAOLOGUCCI」と「GUCCI」

航空機による輸送について「JALFLOWER」と「JAL」

映画の制作について「東宝白梅」と「東宝」

(例) 類似しない場合

金属加工機械器具について「TOSHIHIKO」と「IHI」

時計について「アルバイト」と「ALBA/アルバ」

遊戯用機械器具について「せがれ」と「セガ」

(注) 需要者の間に広く認識されているか否かの認定に当たっては、この基準第3の八(第4条第1項第10号)の7.を準用する。

(7) 商号商標(商号の略称からなる商標を含む。以下同じ。)については、商号の一部として通常使用される「株式会社」「商会」「CO.」「K.K.」「Ltd.」「組合」「協同組合」等の文字が出願に係る商標の要部である文字の語尾又は語頭のいずれかにあるかを問わず、原則として、これらの文字を除外して商標の類否を判断するものとする。

6. (1) 商標の構成部分中識別力のある部分が識別力のない部分に比較して著しく小さく表示された場合であっても、識別力のある部分から称呼又は観念を生ずるものとする。
- (2) 商標が色彩を有するときは、その部分から称呼又は観念を生ずることがあるものとする。
- (3) 商標の要部が、それ自体は自他商品の識別力を有しないものであっても、使用により識別力を有するに至った場合は、その部分から称呼を生ずるものとする。

7. 商標の称呼の類否を称呼に内在する音声上の判断要素及び判断方法のみによって判断するときには、比較される両称呼の音質、音量及び音調並びに音節に関する判断要素のそれぞれにおいて、共通し、近似するところがあるか否かを比較するとともに両商標が特定の観念のない造語であるか否か(例えば、明らかな観念の違いによってその音調を異にしたり、その称呼に対する注意力が異なることがある。)を考慮し、時と所を異にして、両商標が称呼され、聴覚されるときに聴者に与える称呼の全体的印象(音感)から、互いに相紛れるおそれがあるか否かによって判断するものとする。(以下省略)

【参考】外観、称呼、観念の各類似例

(1) 外観類似

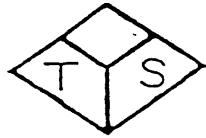
1)



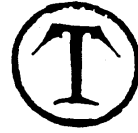
2)



3)



4)



(2) 称呼類似

- 1) スチッパー SKiPPER
- 2) アトミン アタミン
- 3) 山 清 ヤマセ
- 4) コロネート CORONET

(3) 観念類似

- 1) 友 達 Friend
- 2) madam 奥様
マダム
- 3) 王 様 KING
- 4) 星 Star

8. (1) 立体商標の類否は、観る方向によって視覚に映る姿が異なるという立体商標の特殊性を考慮し、次のように判断するものとする。ただし、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿が立体商標の特徴を表しているとは認められないときはこの限りでない。

(イ) 立体商標は、原則として、それを特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を表示する平面商標（近似する場合を含む。）と外観において類似する。

(ロ) 特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を共通にする立体商標（近似する場合を含む。）は、原則として、外観において類似する。

(ハ) 立体商標は、その全体ばかりでなく、原則として、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿に相応した称呼又は観念も生じ得る。

(2) 立体商標が立体的形状と文字の結合からなる場合には、原則として、当該文字部分のみに相応した称呼又は観念も生じ得るものとする。

9. (1) 地域団体商標として登録された商標については、使用をされた結果商標全体の構成が不可分一体のものとし

て需要者の間に広く認識されている事情を考慮し、商標の類否判断においても、商標全体の構成を不可分一体のものとして判断することとする。

(2) 地域団体商標として登録された商標と同一又は類似の文字部分を含む後願の他人の商標は、(1)で述べた地域団体商標の事情を考慮し、原則として、地域団体商標として登録された商標と類似するものとする。

10. 商品の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- (イ) 生産部門が一致するかどうか
- (ロ) 販売部門が一致するかどうか
- (ハ) 原材料及び品質が一致するかどうか
- (ニ) 用途が一致するかどうか
- (ホ) 需要者の範囲が一致するかどうか
- (ヘ) 完成品と部品との関係にあるかどうか

11. 役務の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。

- (イ) 提供の手段、目的又は場所が一致するかどうか
- (ロ) 提供に関連する物品が一致するかどうか
- (ハ) 需要者の範囲が一致するかどうか
- (ニ) 業種が同じかどうか
- (ホ) 当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか
- (ヘ) 同一の事業者が提供するものであるかどうか

12. 商品と役務の類否を判断するに際しては、例えば、次の基準を総合的に考慮した上で、個別具体的に判断するものとする。ただし、類似商品・役務審査基準に掲載される商品と役務については、原則として、同基準によるものとする。

- (イ) 商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われているのが一般的であるかどうか
- (ロ) 商品と役務の用途が一致するかどうか
- (ハ) 商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか
- (ニ) 需要者の範囲が一致するかどうか

審判決例

審判決 No.	本願商標	引用商標	事件の見出し
111		しょうざん	<p>商標の類否の判断は、外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合的に考察すること、具体的な取引状況に基づいて判断することを示した事例(昭和43年2月27日 最高裁昭和39年(行ツ)第110号)</p>
112			<p>商標の類否の判断に当たり考慮することのできる取引の実情とは、指定商品全般についての一般的恒常的なそれを指すものであって、特殊的、限定的なそれを指すものではないとした事例(昭和49年4月25日 最高裁昭和47年(行ツ)第33号)</p>
113	橘正宗	橘焼酎	<p>商標が類似のものであるかどうかは、その商標を或る商品につき使用した場合に、商品の出所について誤認混同を生ずる虞があると認められるかどうかにより判定すべきであり、また、指定商品の類似は、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときに同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認させる虞があると認められる関係にある場合であるとした事例(昭和36年6月27日 最高裁昭和33年(オ)第1104号)</p>
114	PIONEERSUPER パイオニアスーパー	パイオニア	<p>本願商標の後半の「SUPER」、「スーパー」の文字は、商品が上等のものであることを示すために商標に使用されることが少ないことから、それ自体商品識別の機能が低い文字であるといわざるを得ないとされた事例(昭和63年12月22日 東京高昭和63年(行ケ)第200号)</p>
115	HYPERchannel	 ほか	<p>出願された商標「HYPERchannel」は、簡易迅速を尊ぶ商取引の実際においては、大文字「HYPER」と小文字「channel」が分離して認識され、「HYPER」の部分が取引者、需要者の最も注意を惹く要部をなすと認めるのが相当とされた事例(平成7年11月14日 東京高平成7年(行ケ)第93号)</p>
116		寶塚	<p>商標の構成の一部より生ずる称呼、観念が他人の商標より生ずる称呼、観念と類似するときは、両商標は類似するものと解するのが相当であるとされた事例(昭和38年12月5日 最高裁昭和37年(オ)第953号)</p>

117	SONYLINE	SONY	「SONYLINE」と著名商標「SONY」は類似するとされた事例(昭和55年6月18日 東京高昭和55年(行ケ)第21号)
118	松竹梅酒造株式会社	松竹梅	本願商標のうち、需要者等の注意を惹く特徴的部分が「酒造株式会社」を除いた「松竹梅」にあるというべきであるとされた事例(昭和53年2月1日 東京高昭和51年(行ケ)第52号)
119	立体商標 (蛸)	図形 (蛸)	立体商標と平面商標が外観上類似するとして審決が支持された事例(平成13年1月31日 東京高平成12年(行ケ)第234号)
120	H I P R O ハイプロ	アイプロ I P R O	商品の類否の判断は、取引の実情、即ち商品の生産部門、販売部門、原材料及び品質、用途、需要者の範囲が一致するかどうか、完成品と部品との関係にあるかどうか等を総合的に考慮して判断をすべきであるとした事例(平成8年3月21日 東京高平成7年(行ケ)第161号)
121	PEACOCK	図形 (孔雀)	指定商品の類否を判定するにあたっては、商品の品質、形状、用途が同一であるかどうかを基準とするだけではなく、その用途において密接な関連を有するかどうかとか、同一の店舗で販売されるのが通常であるかどうかというような取引の実情をも考慮すべきとした事例(昭和39年6月16日 最高裁昭和37年(オ)第955号)

十、第4条第1項第12号（他人の登録防護標章）

ポイント

第4条第1項第12号

(他人の登録防護標章)

1. 本号に該当するのは、登録防護標章と同一（相似形を含む。）のものに限る

登録防護標章と同一でなく、類似の範囲にある商標は、
第4条第1項第15号を適用



審査基準

他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であって、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの

1. 本号の規定に該当する商標は、登録防護標章と同一のもの（相似形を含む。）に限る。登録防護標章と類似の商標若しくはその一部に登録防護標章と同一若しくは類似の商標を有する商標であって、その登録防護標章に係る指定商品又は指定役務に使用するもの、又は、登録防護標章と同一の商標若しくはその一部に登録防護標章と同一若しくは類似の商標を有する商標であって、その登録防護標章に係る指定商品又は指定役務と類似の商品又は役務に使用するものは、本号の規定に該当せず、第4条第1項第15号の規定に該当するものとする。

十一、第4条第1項第13号（商標権消滅後1年を経過していない他人の商標）

ポイント

第4条第1項第13号

（商標権消滅後1年を経過していない他人の商標）

1. 存続期間経過後であっても、商標権の存続期間が更新される可能性（商標法第20条第3項又は第21条第1項）があることに十分留意する
2. 第53条の2に規定する審判（代理人等による不正登録の取消審判）において商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した場合、その審判請求人が商標登録出願をした場合には、本号の適用がない（第4条4項）



審査基準

商標権が消滅した日（商標登録を取り消すべき旨の決定又は無効にすべき旨の審決があつたときは、その確定の日。以下同じ。）から1年を経過していない他人の商標（他人が商標権が消滅した日前1年以上使用をしなかつたものを除く。）又はこれに類似する商標であつて、その商標権に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

1. 本号の規定の適用に際しては、商標権の存続期間経過後であっても、第20条第3項又は第21条第1項の規定に基づく更新登録の申請があつたときは、商標権の存続期間が更新されることに充分留意するものとする。
2. 第53条の2に規定する商標登録の取消審判において登録を取り消すべき旨の確定審決を受けた請求人が、当該取り消された登録商標と同一又は類似の商標であつて、その指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務を指定する商標登録出願をしたときは、本号の規定は適用されない（第4条第4項参照）。

十二、第4条第1項第14号（種苗法で登録された品種の名称）

ポイント

第4条第1項第14号

(種苗法で登録された品種の名称)

1. 種苗法の品種登録の登録期間が経過した後は、当該品種名称は、第3条第1項第1号、同第3号の規定に該当
2. 旧種苗法で品種登録された品種の名称についても1.と同様



審査基準

種苗法（平成10年法律第83号）第18条第1項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

1. 種苗法第18条第1項の規定により品種登録を受けた品種の名称については、その登録期間が経過した後は、商標法第3条第1項第1号又は同項第3号の規定に該当するものとする。
2. 種苗法（平成10年法律第83号）施行（平成10年12月24日）の際、改正前の同法第12条の4第1項の規定により品種登録を受けていた品種の名称についても上記1.と同様に取り扱うものとする。

十三、第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）

ポイント

第4条第1項第15号

(商品又は役務の出所の混同)

1. 「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれ」には、その他人と経済的・組織的に何らかの関係のある者の業務に係る商品又は役務と誤認、混同するおそれがある場合も含まれる
2. 「混同のおそれ」があるかどうかは、次を総合的に考慮
 - 他人の標章の周知度
 - 他人の標章が創造標章か否か
 - 他人の標章がハウスマークか否か
 - 事業者の多角経営の可能性
 - 商品間、役務間、商品役務間の関連性
3. 標章の周知度に関する立証方法
 - 第3条第2項の判断基準を準用

本願商標

レールデュタン

引用商標

L AIR DU TEMPS

審判決例(要約) No.122参照

第4条第1項第15号

(商品又は役務の出所の混同)

4. 他人の著名商標を一部に有する場合の判断
 - 著名な登録商標と同一・類似の関係の場合
 - 第4条第1項第11号
 - 類似しないが混同のおそれがある場合
 - 本号を適用
 - 混同のおそれはないが、不正目的がある場合
 - 第4条第1項第19号

本願商標

ILANCELI

引用商標

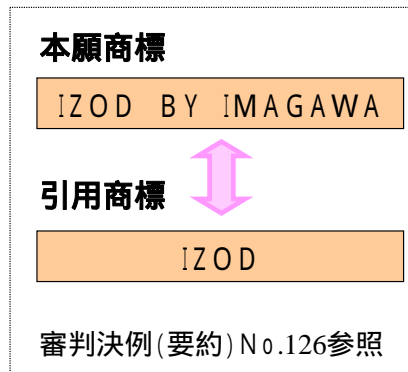
LANCEL

審判決例(要約) No.125参照

第4条第1項第15号

(商品又は役務の出所の混同)

5. 他人の著名商標に他の文字、図形等を結合させた商標は、原則、混同を生ずるおそれがあるものと推認
6. 外国において著名であることが出願時に我が国の需要者に認識されている結果、混同を生ずるおそれがある場合も本号に含まれる
7. 混同のおそれは、取引実情など個々の実態を考慮して判断
8. 建築物の形状を表す立体商標でその形状が国内で他人の建造物に係るものとして、広く認識されている場合は、本号を適用し得る
9. 著名性の認定基準
第4条第1項第10号の基準7.を準用



審査基準

他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標(第10号から前号までに掲げるものを除く。)

1. 本号において「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある場合」とは、その他人の業務に係る商品又は役務であると誤認し、その商品又は役務の需要者が商品又は役務の出所について混同するおそれがある場合のみならず、その他人と経済的又は組織的に何等かの関係がある者の業務に係る商品又は役務であると誤認し、その商品又は役務の需要者が商品又は役務の出所について混同するおそれがある場合をもう。例えば、以下のような場合が挙げられる。

- (1) 事業者甲が自己の業務に係る商品Gに商標Ⓜを使用し、これが全国的に周知になっている場合において、事業者乙が自己の業務に係る商品X(商品Gとは非類似でかつ、商品の生産者、販売者、取扱い系統、材料、用途等の関連性を有しないものであるとしても)に商標Ⓜを使用したときに、その商品Xに接する需要者が、たとえば、甲の業務に係る商品であると認識しなくても、商品Xが甲の子会社等の関係にある事業者甲の業務に係る商品であると誤認し(実際には存在しない甲が出所として想定され)、商品の出所について混同する

場合。

(注)上記(1)については役務についても同様に考えるものとし、**甲**及び**乙**の業務が役務に係る場合においては、「商品」の文字については「役務」と読み替え、また「商品の生産者、販売者、取扱い系統、材料、用途等の関連性を有しないもの」とあるのは「役務の提供者、提供手段、目的、提供に関連する物品等との関連性を有しないもの」と読み替えるものとする。

(2)事業者**甲**が自己の業務に係る役務に商標[㊟]を使用し、これが全国的に周知になっている場合において、事業者**乙**が自己の業務に係る商品(甲の業務に係る役務とは非類似)に商標[㊟]を使用したときに、その商品に接する需要者が、その商品が甲の兼業に係る商品であると誤認し、商品の出所について混同を生ずる場合。

(注)上記(2)については、**甲**の業務が商品に係るものであり、また**乙**の業務が役務に係るものである場合にも同様に考えるものとする。

2. 「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」であるか否かの判断にあたっては、

- (イ) その他人の標章の周知度(広告、宣伝等の程度又は普及度)
- (ロ) その他人の標章が創造標章であるかどうか
- (ハ) その他人の標章がハウスマークであるかどうか
- (ニ) 企業における多角経営の可能性
- (ホ) 商品間、役務間又は商品と役務間の関連性

等を総合的に考慮するものとする。

なお、(イ)の判断に当たっては、周知度が必ずしも全国的であることを要しないものとする。

3. 2.(イ)に関する立証方法については、この基準第2(第3条第2項)の3.(1)及び(2)を準用する。

4. 他人の著名な商標を一部に有する商標については、次のとおり取り扱うこととする。

- (1)それが他人の著名な登録商標と類似であって、当該商標登録に係る指定商品若しくは指定役務と同一又は類似の商品若しくは役務に使用すると認められる場合は、第4条第1項第11号の規定に該当するものとする。
- (2)それが他人の著名な商標と類似しないと認められる場合又は他人の著名な商標と類似していても商品若しくは役務が互いに類似しないと認められる場合において、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるときは、原則として、本号の規定に該当するものとする。
- (3)それが他人の著名な商標と類似していても、商品又は役務が互いに類似せず、かつ、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれもないと認められる場合において、不正の目的をもって使用をするものであるときは、第4条第1項第19号の規定に該当するものとする。

5. 他人の著名な商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は

は觀念上の繋がりがあるものなどを含め、原則として、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して、取り扱うものとする。

ただし、その他人の著名な商標の部分が既成の語の一部となっているもの、又は、指定商品若しくは指定役務との関係において出所の混同のおそれのないことが明白なものを除く。

(例) 混同を生ずるおそれのある商標の例

被服について「arenoma / アレノマ」と「renoma」「レノマ」(カバン、バッグ等)

おもちゃについて「パー・ソニー」、「パー ソニー」又は「パーソニー」と「ソニー」(電気機械器具)

混同を生ずるおそれのない商標の例

カメラについて「POLAROID」と「POLA」(化粧品)

6. 著名標章を引用して、商標登録出願を本号に該当するものとして拒絶することができる商標には、外国において著名な標章であることが商標登録出願の時に(第4条第3項参照)、我が国内の需要者によって認識されており(必ずしも最終消費者まで認識されていなくともよい。)、出願人がその出願に係る商標を使用した場合、その商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれがあるものを含むものとする。
7. 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがあるかどうかの認定にあたっては、取引の実情等個々の実態を充分考慮するものとする。
8. 建築物の形状を表示する立体商標であって、当該建築物の形状が当該出願前から他人の建築物に係るものとして我が国において広く認識されているものであるときは、本号の規定を適用するものとする。
9. 著名性の認定にあたっては、この基準第3の八(第4条第1項第10号)の7.を準用する。

審判決例

審判決 No.	本願商標	引用商標	事件の見出し
122	レールデュタン	L'Air du temps	15号にいう出所の混同の概念には、狭義の混同だけではなく、広義の混同をも含まれるとした最高裁の事例（平成12年7月11日 最高裁平成10年（行ヒ）第85号）
123			他人の業務に係る商品又は役務を表示する標章が、全国的に周知あるいは著名なものでなくとも商標法4条1項15号に該当する可能性があることを判示した事例（平成10年11月10日 東京高平成9年（行ケ）第323号）
124	メバスロリン MEVASROLIN	メバロチン	引用商標の高度な著名性及び独創性、両商標の類似性の程度、指定商品の性質、用途、目的における関連性の強さ、取引者・需要者の共通性の程度を考慮すれば、本件商標は指定商品「高脂血症用剤」に使用したときは、出所の混同のおそれがあるとされた事例（平成17年2月24日 東京高平成16年（行ケ）第256号）
125	ILANCELI	LANCEL	他人の著名商標「LANCEL」の部分が認識されるとして、出所の混同のおそれがあるとされた事例（平成11年12月21日 東京高平成11年（行ケ）第217号）
126	IZOD BY IMAGAWA	I Z O D	服飾等の分野にあっては、米国において著名な商標は、日本においてもよく知られているとみて差し支えないとして商標法第4条第1項第15号に該当するとした例（平成8年8月5日 東京高平成7年（行ケ）第262号）

十四、第4条第1項第16号（商品の品質又は役務の質の誤認）

ポイント

第4条第1項第16号

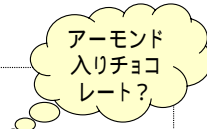
（商品の品質又は役務の質の誤認）

1. 商品の品質・役務の質の誤認のおそれは、その品質又は質の商品・役務が存在するかどうかを問わず、その商品・役務が有する品質又は質を需要者が誤認するかどうかで判断
2. 拒絶の理由の通知に対しては、品質又は質の誤認を生じない商品・役務に指定商品・役務を補正することが可能
ただし、補正前の商品・役務を拡大・変更する補正は不可

本願商標

パンダアーモンドチョコ

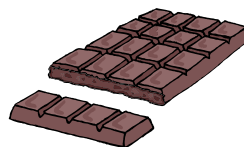
指定商品 菓子



補正

指定商品の補正

指定商品 アーモンド入り
チョコレート



第4条第1項第16号

（商品の品質又は役務の質の誤認）

3. 国家名・地名等を含む商標についての判断基準

商品の産地・販売地、役務の特質・提供の場所と誤認される場合は本号を適用

外国の国家名を含む場合は、原則として、品質・質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして本号を適用

補正により、商標中に単に付記的に用いられている商品の産地等を表す国家名・地名の削除は可能

商標

VivaMEXICO

指定商品 菓子

補正

指定商品 メキシコ国産の
菓子

商標

パテマル

made in France

指定商品 人形

補正

商標

パテマル

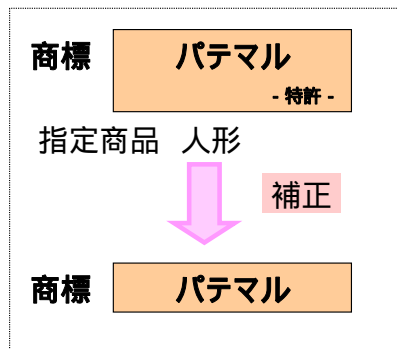
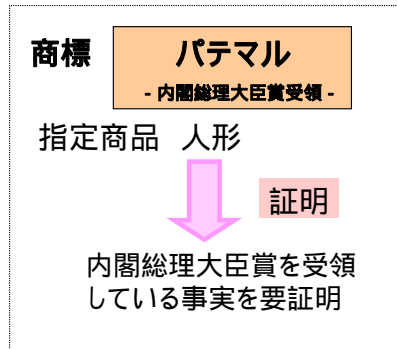
or

指定商品 フランス国製の
人形

第4条第1項第16号

(商品の品質又は役務の質の誤認)

4. 「大臣賞受領」などの商品の品質・役務の質を保証するような文字・図形等を含む場合は、その事実の立証が必要
立証がないときは、第4条第1項第9号を適用する場合を除き、本号に該当
5. 付記的部分に「JIS」、「特許」などの文字を含む場合は、当該文字を削除しなければ本号を適用



第4条第1項第16号

(商品の品質又は役務の質の誤認)

6. 地域団体商標に関する判断基準

- (1) 「地域の名称」との密接な関連性を有する商品・役務以外の商品・役務に使用されるときは、品質・質等の誤認を生ずるおそれがあるとして本号を適用
- (2) ただし、右のように商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせることもなく適正に表示されている場合を除く

- 商品の産地
(地域の名称)産の (商品名)
- 役務の提供場所
(地域の名称)における (役務名)
- 原材料の産地
(地域の名称)産の (原材料名)
を主原料とする (商品名)
- 製法の由来地
(地域の名称)に由来する製法により
生産された (商品名)



審査基準

商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標

1. 「商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれ」とは、その品質又は質がその商品又は役務に現実に存在すると否とを問わず、その商品が有する品質又は役務が有する質として需要者において誤認される可能性がある場合をいう。
2. 指定商品又は指定役務との関係上、品質（質）の誤認を生ずるおそれのある商品（役務）に対して拒絶理由の通知をした場合において、品質（質）の誤認を生じない商品（役務）に補正したときは、要旨を変更しない限り、その補正を認めるものとし、要旨を変更するときは、その補正を却下するものとする。
3. 国家名・地名等を含む商標であって、それが指定商品又は指定役務との関係上、商品の産地・販売地又は役務の内容の特質若しくは役務の提供の場所を表すものと認識されるものについては、その商標が当該国若しくは当該地以外の国若しくは地で生産・販売される商品について使用されるとき、又は当該国家又は当該地名等によって表される特質を持った内容の役務若しくは当該国・地で提供される役務以外の役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号の規定を適用するものとする。

特に、外国の国家名を含む商標である場合には、その外観構成がまとまりよく一体に表されている場合又は觀念上の繋がりがあがる場合（既成語の一部となっている場合等国家名を認識しないことが明らかな場合を除く。）であっても、原則として、商品の産地・販売地又は役務の内容の特質若しくは役務の提供の場所を表すものと認識されるものとして、本号の規定を適用するものとする。

ただし、次のように商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合はこの限りでないものとする。

(イ) 被服に係る商品において、商標中に「イギリス」の文字を含み、指定商品が「イギリス製の洋服」の場合

(ロ) 飲食物の提供に係る役務において、商標中に「フランス」の文字を含み、指定役務が「フランス料理の提供」の場合

なお、商標中に単に付記的に用いられている商品の産地・販売地又は役務の質を表す国家名、地名等の文字は、補正により削除することができるものとする。

ただし、国際商標登録出願に係る商標については、これらの文字等を削除する補正をすることはできない。

(例) 該当する例

「SWISSTEX」 指定商品 第14類 時計

<備考> 「SWISS」の文字は「スイス国」を認識させる。

該当しない例

「どどいつ」 指定商品 第11類 浴槽

<備考> 「どどいつ」の文字は「都々逸」を認識させる。

4. 商標中に「 博覧会金牌受領」、「 大臣賞受領」等商品の品質又は役務の質を保証するような文字、図形等の標

章があるときは、その事実の立証を求め、立証されないときは、第 4 条第 1 項第 9 号を理由として拒絶するものを除き、本号の規定を適用するものとする。

5. 商標の付記的部分に「JIS」、「JAS」、「特許」、「実用新案」、「意匠」等の文字又は記号があるときは、これらの文字等が補正により削除されない限り本号の規定を適用するものとする。

ただし、国際商標登録出願に係る商標については、これらの文字等を削除する補正をすることはできない。

6. 地域団体商標は、これが商標中の地域の名称と密接な関連性を有する商品又は役務以外の商品又は役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号の規定を適用するものとする。

ただし、指定商品又は指定役務が、例えば、次のように商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合は、この限りでないものとする。

地域の名称が当該商品の産地であれば、「（地域の名称）産の（商品名）」とする。

地域の名称が当該役務の提供の場所であれば、「（地域の名称）における（役務名）」とする。

地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地であれば、「（地域の名称）産の（原材料名）を主要な原材料とする（商品名）」とする。

地域の名称が当該商品の製法の由来地であれば、「（地域の名称）に由来する製法により生産された（商品名）」とする。ただし、例えば、「インドカレー」、「江戸前すし」のように地域との密接な関連性が希薄となり、一般的な製法と認識されるに至っている場合は、除かれる。

なお、上記は、地域団体商標における指定商品が「（地域の名称）に由来する製法により生産された（商品名）」と記載されている場合において、需要者がその商品について産の商品、又は、主に産の（原材料名）を用いた商品であるかのように品質を誤認するおそれがあるときに、本号の適用を妨げるものではない。

審 判 決 例

審判決 No.	本願商標	事件の見出し
127	ｽﾃｯﾌﾟﾘﾝｸﾞｲﾄﾗｰ	商標法第 4 条第 1 項第 16 号の品質について、そのような商品が現実に製造、販売されている必要はないとされた事例（平成元年 4 月 20 日 東京高昭和 63 年（行ケ）113 号）
128	梅	本件商標は、「梅の実の加工品を加味した食用粉類、食養グルテン以外の食用粉類、食用グルテン」に使用されたときは、品質の誤認を生ずるおそれがあるとされた事例（平成 17 年 1 月 20 日東京高平成 16 年（行ケ）第 189 号）

十五、第4条第1項第17号（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示）

ポイント

第4条第1項第17号

(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示)

1. 「標章」が以下の場合は本号を適用
産地名を当該産地における文字
で表した標章
のほか、産地名をカタカナその
他翻訳と認められる文字で表した
標章
2. ぶどう酒には、アルコール強化ぶ
どう酒も含む
蒸留酒には、泡盛、しょうちゅう、
ウイスキー、ウォッカ、ブランデー、
ラム、ジンなどを含む。但し、リ
キュールは含まない

【産地を表示する標章の例】

国内の産地で特許庁長官の指
定するもの(審査便覧42.117.02)

吉岐 球磨 琉球 薩摩

外国の産地表示
(審査便覧42.117.03)

BORDEAUX ボルドー
CHAMPAGNE シャンパーニュ
COGNAC BOURGOGNE



審査基準

日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であって、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの

1. 本号は、例えば、ぶどう酒又は蒸留酒の産地を当該産地における文字で表示した標章のみならず、片仮名文字、その他その翻訳と認められる文字で表示した標章を有する場合も適用するものとする。
2. 本号にいう「ぶどう酒」には、アルコール強化ぶどう酒が含まれるものとする。また、「蒸留酒」には、例えば、泡盛、しょうちゅう、ウイスキー、ウォッカ、ブランデー、ラム、ジン、カオリヤンチュー、パイカル等が含まれるが、リキュールは含まれないものとする。

十六、第4条第1項第18号（商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状）

ポイント

第4条第1項第18号

（商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状）

1. 本号は、例えば、第3条第2項の適用のために提出された広告書類、取引書類等において商品又は包装の実用的利点と謳われている形状から発揮される機能に着目し、次を考慮して判断

機能を確保できる代替的な形状が他にあるかどうか
代替的な形状の場合、同程度又はそれ以下の費用で生産可能かどうか



審査基準

商品又は商品の包装の形状であって、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標

1. 本号は、例えば、第3条第2項の適用に係る広告書類、取引書類等において、商品又は商品の包装の実用的利点と謳われている商品又は商品の包装の形状から発揮される機能に着目して判断することとし、その際には、特に次の点に考慮するものとする。

(イ) その機能を確保できる代替的な形状が他に存在するか否か。

(ロ) 商品又は包装の形状を当該代替的な立体的形状とした場合でも、同程度（若しくはそれ以下）の費用で生産できるものであるか否か。

（注）商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状であっても、「商品の形状」や「商品の包装の形状」であることに変わりないことから、そのような商標は、原則として、第3条第1項第3号に該当するものである。したがって、本号の適用が問題となるのは、実質的には第3条第2項の適用が認められる商標である。

十七、第4条第1項第19号（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標）

ポイント

第4条第1項第19号

（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標）

1. 本号の適用対象

外国で周知な商標が国内で商標登録されていない場合

- その周知商標使用者に高額で買い取らせる目的の出願
- その周知商標使用者の国内参入を阻止する目的の出願
- その周知商標使用者に代理店契約を強制する目的の出願

全国的に周知な商標と同一・類似の商標について、出所の混同のおそれがないとしても

- 出所表示機能の希釈化させるためにした出願
- その名声を毀損するためにした出願

2. 「需要者の間に広く認識」とは、最終消費者まで認識されているもののみならず、取引者間に広く認識されているものも含む

第4条第1項第19号

（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標）

3. 「外国における需要者の間に広く認識されている商標」とは、当該国で周知であれば足り、複数の国での周知性や日本国内での周知性は不要

- ##### 4. 「不正の目的」の認定にあたって勘案する資料
- 他人の商標が周知である事実
 - 周知商標が造語や構成上顕著な特徴を有する
 - 周知商標の所有者の日本への進出計画
 - 周知商標の所有者の事業拡大の計画
 - 出願人からの買い取り要求や代理店契約の要求
 - 周知商標の信用、名声、顧客吸引力を毀損させるおそれ

本願商標

iOffice 2000

引用商標

Office 2000

審判決例(要約) No.129参照

第4条第1項第19号

(他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用する商標)

5. 以下の 及び を満たす商標については、「不正の目的」を推認

外国又は日本で周知な商標と同一又は極めて類似

周知商標が、造語よりなるか、構成上顕著な特徴を有すること

6. 周知性の判断基準については、第4条第1項第10号の基準7.を準用

本願商標

MARIEFRANCE



引用商標

MARIE FRANCE

審判決例(要約)No.132参照

審査基準

他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。)をもつて使用をするもの(前各号に掲げるものを除く。)

1. 例えば、次のような商標は、本号の規定に該当するものとする。

(イ) 外国で周知な他人の商標と同一又は類似の商標が我が国で登録されていないことを奇貨として、高額で買い取らせるために先取り的に出願したもの、又は外国の権利者の国内参入を阻止し若しくは代理店契約締結を強制する目的で出願したもの。

(ロ) 日本国内で全国的に知られている商標と同一又は類似の商標について、出所の混同のおそれまではなくても出所表示機能を稀釈化させたり、その名声等を毀損させる目的をもって出願したもの。

2. 本号でいう「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含むものとする。

3. 本号でいう「外国における需要者の間に広く認識されている商標」は、当該国において周知なことは必要である

が、必ずしも複数の国において周知であることを要しないものとする。また、我が国における周知性も要しないものとする。

4. 「不正の目的」の認定にあたっては、例えば、以下の(イ)ないし(ハ)に示すような資料が存する場合には、当該資料を充分勘案するものとする。

(イ) その他人の商標が需要者の間に広く知られている事実（使用時期、使用範囲、使用頻度等）を示す資料

(ロ) その周知商標が造語よりなるものであるか、若しくは、構成上顕著な特徴を有するものであることを示す資料

(ハ) その周知商標の所有者が、我が国に進出する具体的計画（例えば、我が国への輸出、国内での販売等）を有している事実を示す資料

(ニ) その周知商標の所有者が近い将来、事業規模の拡大の計画（例えば、新規事業、新たな地域での事業の実施等）を有している事実を示す資料

(ホ) 出願人より、商標の買取り、代理店契約締結等の要求を受けている事実を示す資料

(ヘ) 出願人がその商標を使用した場合、その周知商標に化体した信用、名声、顧客吸引力等を毀損させるおそれがあることを示す資料

5. 本号の適用に当たっては、及び の要件を満たすような商標登録出願に係る商標については、他人の周知な商標を不正の目的をもって使用するものと推認して取り扱うものとする。

一以上の外国において周知な商標又は日本国内で全国的に知られている商標と同一又は極めて類似するものであること。

その周知な商標が造語よりなるものであるか、若しくは、構成上顕著な特徴を有するものであること。

6. 周知性の認定に当たっては、この基準第3の八（第4条第1項第10号）の7.を準用する。

■ 審判決例

審判決 No.	本願商標	引用商標	事件の見出し
129		Office2000	商標の著名性へのただ乗り、 積化のおそれがあることから、不正の目的があったものとされた事例（平成 13 年 11 月 20 日 東京高平成 13 年（行ケ） 205 号）
130	MANE and TAIL メイン アンド テイル	Mane 'n Tail	本件商標の出願当時、 国内において引用商標が周知であることを知りながら、被告の国内参入の 止や日本 出に際し国内代理店 約の 結を強制するなどの不正の目的のために、本件商標を出願し、設定登録を受けたものと推認された事例（平成 17 年 6 月 20 日 知財高平成 17 年（行ケ） 第 10213）
131			外国周知商標の権利者の国内参入 止、該商標の 積化、不当利益を得る等の目的で出願されたもので、不正の目的をもって使用する商標に該当するとされた事例（平成 12 年 3 月 28 日 平成 10 年異議第 92239 号）
132	MARIEFRANCE		フランスで周知著名な商標についてこれを流用して出願されたものを不正の目的をもって使用するものとした事例（平成 11 年 8 月 11 日 平成 7 年審判第 25958 号）
133	—	—	商標法第 4 条第 1 項第 19 号でいう「需要者の間に広く認識された」商標とは、必ずしも「著名」であることを要せず、「不正目的」の有無を決める一要素となることを通じて判断すべきとした事例（平成 14 年 8 月 22 日 東京高平成 14（行ケ） 第 97 号）

十八、第4条第3項（第4条第1項各号の判断時期）

ポイント

第4条第3項

（第4条第1項各号の判断時期）

1. 第1項第8号、10号、15号、17号、19号の適用は、審査対象の出願の出願時と査定時の双方で各号に該当する場合に限られる
2. 「国際商標登録出願」等についての出願時は、以下のとおり

出 願	判 断 時 期
国際商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日
第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願	該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日 なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複している指定商品又は指定役務ごとに商標登録出願の日が異なる場合がある。
第68条の32に規定する商標登録出願又は第68条の33に規定する商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日

3. 1. 以外の第1項各号の判断基準時 査定時

審査基準

第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号に該当する商標であつても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。

1. 第4条第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号を適用するには、その商標登録出願が、出願時において各号の規定に該当し、かつ、査定時においても該当しなければならないものとする。
2. 国際商標登録出願等が第4条第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号に該当する商標であるか否かの判断時期となる商標登録出願の時とは、以下のとおりとする。

出 願	判 断 時 期
国際商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日
第68条の10に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願	<p>該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日</p> <p>なお、第68条の10に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複している指定商品又は指定役務ごとに商標登録出願の日が異なる場合がある。</p>
第68条の32に規定する商標登録出願（セントラルアタック後の商標登録出願）又は第68条の33に規定する商標登録出願（議定書廃棄後の商標登録出願）	国際登録の日又は事後指定の日

3. 上記以外の第4条第1項各号の規定に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。

第4 第5条（商標登録出願）

ポイント

第5条

（商標登録出願）

1. 第5条第1項の「必要な書面」には必要な場合にのみ提出すれば足りる説明書も含まれる
例えば、
 - (1) 商標の採択の理由を説明した書面
 - (2) 指定商品及び指定役務を説明した書面
 - (3) 願書に記載した立体商標について説明した書面
2. 願書に「立体商標」の記載がない場合は、原則として、平面商標として扱う
3. 願書に「標準文字」の記載があっても、商標の記載内容から「標準文字」とは認められない場合は、通常の出願として扱う
（具体例については、審査基準を参照）

第5条

（商標登録出願）

4. 標準文字による出願商標は、願書に記載されたものでなく、標準文字に置き換えて現されたもの
5. 国際商標登録出願に係る商標について「standard characters」である旨の宣言があっても、「標準文字」としては扱わない
6. 第5条第4項の「商標の一部でないものとみなす」部分からも外観、称呼又は観念は生ずる

審査基準

第5条 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 商標登録を受けようとする商標
- 三 指定商品又は指定役務並びに第6条第2項の政令で定める商品及び役務の区分

2 商標登録を受けようとする商標が立体的形状(文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。)からなる商標(以下「立体商標」という。)について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

3 商標登録を受けようとする商標について、特許庁長官の指定する文字(以下「標準文字」という。)のみによつて商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

4 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分は、その商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を表示した部分については、この限りでない。

1. 第5条第1項にいう「必要な書面」に含まれる説明書は、すべての出願について必要とするものではなく、必要な場合にのみ提出すれば足りるものとする。

(例)

(イ) 商標の採択の理由を説明した書面

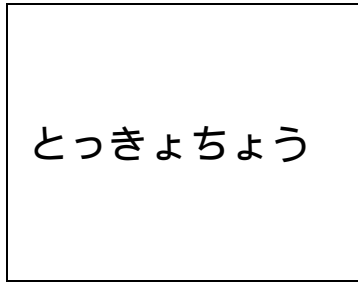
(ロ) 指定商品の材料、製法、構造、用法、用途等を説明した書面、又は指定役務の質、効能、用途等を説明した書面

(ハ) 願書に記載した立体商標を説明した書面

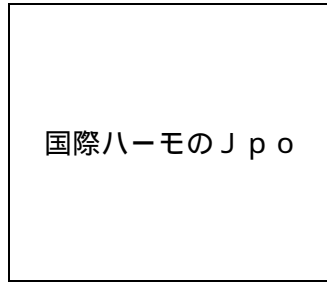
2. 願書に立体商標である旨の記載がない商標登録出願に係る商標は、原則として、平面商標として取り扱うものとする。

3. 標準文字である旨が記載された商標登録出願であつて、願書に記載された商標の構成から、標準文字によるものと認められない出願は通常の出願として取り扱うものとする。

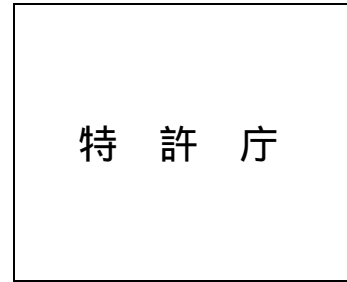
(1) 標準文字による出願と認められる商標の記載例



文字の大きさが異なるが促音・拗音を表示する文字と通常の文字のポイント数は同じである。



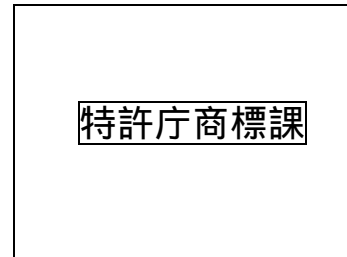
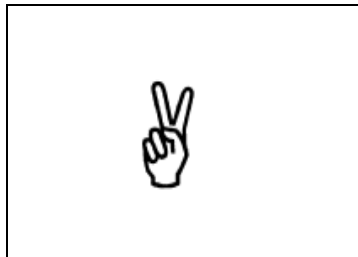
漢字、平仮名、アルファベット等を併せて記載することは可能である。大文字と小文字のポイント数は同じである。



スペースは連続しなければ複数用いることができる。

(2) 標準文字による出願とは認められない商標の記載例

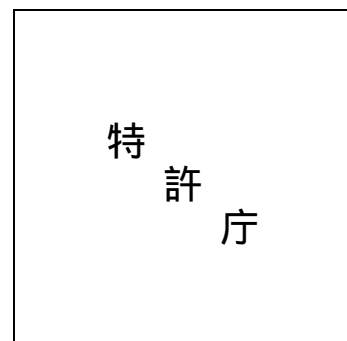
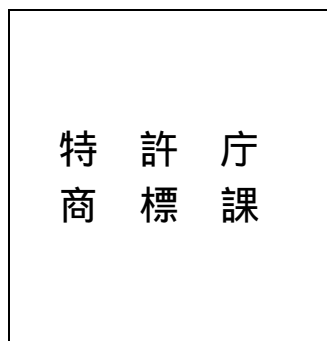
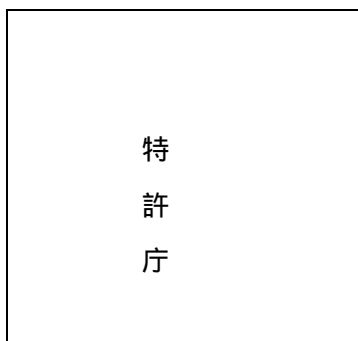
(1) 図形のみ、図形と文字の結合商標



(II) 指定文字以外の文字を含む商標

(A) 文字数の制限 30 文字を超える文字数 (スペースも文字数に加える) からなる商標

(i) 縦書きの商標、2 段以上の構成からなる商標

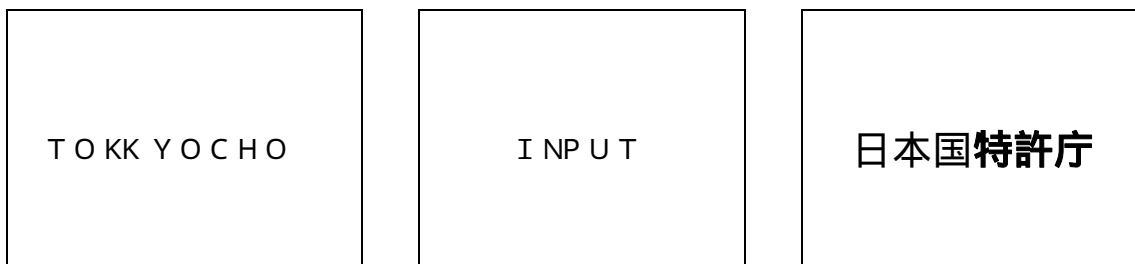


(ホ) ポイントの異なる文字を含む商標



(ハ) 色彩を付した商標

(ト) 文字の一部が図形的に、又は異なる書体で記載されている商標



(フ) 花文字等特殊文字、草書体等特殊書体等で記載された商標



4. 標準文字によるものと認められる商標登録出願に係る商標は、願書に記載されたものでなく、標準文字に置き換えて現されたものとする。

5. 国際商標登録出願に係る商標について「standard characters」である旨の宣言があっても、第5条第3項で規定する標準文字としては取り扱わないこととする。

6. 第5条第4項の「商標の一部でないものとみなす」部分からも外観、称呼又は觀念が生ずるものとする。

第5 第6条（一商標一出願）

ポイント

第6条第1項及び第2項

（一商標一出願）

1. 指定商品又は指定役務の記載は、その商品又は役務の内容及び範囲が明確に把握できるものでなければならない
2. 小売等役務（小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供）の解釈は、次の（1）、（2）のとおりである
 - （1）小売又は卸売の業務において行われる総合的なサービス活動（商品の品揃え、陳列、接客サービス等といった最終的に商品の販売により収益をあげるもの）をいい、
 - （2）小売業の消費者に対する商品の販売行為や卸売業の小売商人に対する商品の販売行為は含まれない

第6条第1項及び第2項

（一商標一出願）

3. 指定商品又は指定役務の表示が不明確で、かつ、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できないときは、第6条第1項及び第2項を適用

（例）
複数の区分に属する可能性のある商品・役務を指定商品又は指定役務とするもの

「業」（業種名）や「店」（施設を指称）を指定商品又は指定役務とするもの

政令別表に掲載されている表示を指定商品又は指定役務とするもの（商品又は役務の内容及び範囲と区分が明確なものを除く。）

（例）
第5類 衛生マスク及びこれらの類似商品
第7類 機械器具
第37類 機械器具の貸与
第40類 廃棄物の処理及びその関連役務

（例）
第25類 百貨店
第42類 総合レンタル業

（例）
第12類 乗物その他移動用の装置
第32類 アルコールを含有しない飲料及びビール

第6条第1項及び第2項

(一商標一出願)

4. 指定商品又は指定役務の表示は不明確であるが、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できるときは、第6条第1項を適用
5. 出願人から本号の拒絶理由通知に対し、商品等の説明書が提出された場合は、十分参酌して補正案を提示
6. 指定商品又は指定役務の表示は明確であるが、政令で定める商品及び役務の区分に従っていないときは、第6条第2項を適用

(4.例)

第2類 全ての商品
 第29類 食肉, その他本類に属する商品
 第35類 全ての役務
 第39類 貨物車による輸送, その他本類に属する役務

(6.例)

第9類 時計
 この場合は、「第14類 時計」と補正することが可

第6条第1項及び第2項

(一商標一出願)

7. 指定商品又は指定役務の表示中に、特定の商品又は役務を表すものとして登録商標が用いられている場合は、原則として、第6条第1項を適用
8. その他
 - (1) 商品及び役務の区分のみが記載されているときは、第5条の2第2項に基づく補完指令の対象
 - (2) 指定商品又は指定役務のみが記載されているときは、補正指令(方式)の対象
 - (3) 商品及び役務の区分が2以上である場合、商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務を繰り返し記載していないものは補正指令(方式)の対象
9. 商標法等の一部を改正する法律(平成8年法律第68号)施行の際、現に特許庁に係属している商標登録出願は、改正前の第6条第1項に基づき上記3.ないし6.と同様に取り扱う

審査基準

第6条 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしななければならない。

- 2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従ってしなければならない。
- 3 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない。

1. 指定商品又は指定役務の記載は、省令別表（商標法施行規則第6条）に掲載されている商品又は役務の表示など、その商品又は役務の内容及び範囲が明確に把握できるものでなければならない。

2. 小売等役務（小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供）については、次のとおり解するものとする。

(1) 小売等役務とは、小売又は卸売の業務において行われる総合的なサービス活動（商品の品揃え、陳列、接客サービス等といった最終的に商品の販売により収益をあげるもの）をいうものとする。

(2) 小売等役務には、小売業の消費者に対する商品の販売行為、卸売業の小売商人に対する商品の販売行為は含まれないものとする。

3. 指定商品又は指定役務の表示が不明確で、かつ、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できないときは、第6条第1項及び第2項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

(例1) 複数の区分に属する可能性のある商品又は役務を以下のような表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

第5類 衛生マスク及びこれらの類似商品

第7類 機械器具

第37類 機械器具の貸与

第40類 廃棄物の処理及びその関連役務

(例2) 「業」（業種名）や「店」（施設を指称）という表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

第25類 百貨店

第42類 総合レンタル業

(例3) 政令別表に掲載されている表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

第 1 2 類 乗物その他移動用の装置

第 3 2 類 アルコールを含有しない飲料及びビール

ただし、政令別表に掲載されている表示と、省令別表に掲載されている商品又は役務の表示とが一致している場合など、商品若しくは役務の内容及び範囲又は帰属する商品及び役務の区分が明確なものはこの限りでない。

4. 指定商品又は指定役務の表示は不明確であるが、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できるときは、第 6 条第 1 項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

(例) 一区分に属する商品又は役務を以下のような表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。

第 2 類 全ての商品

第 2 9 類 食肉，その他本類に属する商品

第 3 5 類 全ての役務

第 3 9 類 貨物車による輸送，その他本類に属する役務

5. 前記 3. ないし 4. の拒絶理由の通知に対し、出願人が実質的に商品等の説明のみを内容とする意見書又は物件提出書を提出した場合は、直ちに拒絶をすることなく、当該意見書又は物件提出書を斟酌し、例えば補正案を示すなど指定商品又は指定役務その他を適切な表示に補正すべきことを指示する(審査官名による手続補正指示)ものとする。

この場合において、出願人が当該手続補正指示に対し何らの対応もしないとき又は的確な補正等を行わないときは、その商標登録出願は、先の拒絶理由に基づき拒絶するものとする。

6. 指定商品又は指定役務の表示は明確であるが、政令で定める商品及び役務の区分に従っていないときは、第 6 条第 2 項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

(例) 第 9 類 時計

この場合は、「第 1 4 類 時計」と補正することができる。

第 3 6 類 雑誌による広告の代理

この場合は、「第 3 5 類 雑誌による広告の代理」と補正することができる。

(例) 第 1 6 類 雑誌，雑誌による広告の代理

この場合は、
「第 1 6 類 雑誌
第 3 5 類 雑誌による広告の代理」と補正することができる。

§ 第 6 条

7．指定商品又は指定役務の表示中に、特定の商品又は役務を表すものとして登録商標が用いられている場合は、原則として、第 6 条第 1 項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。

8．その他

(1) 商品及び役務の区分のみが記載されているときは、第 5 条の 2 第 2 項に基づく補完指令の対象となる。

(2) 指定商品又は指定役務のみが記載されているときは、補正指令（方式）の対象となる。

(3) 商品及び役務の区分が 2 以上である場合は、商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務を繰り返し記載していないものは補正指令（方式）の対象となる。

（例） 第 1 類、第 3 類、第 5 類 化学品，化粧品，薬剤

第 3 5 類、第 3 6 類 経営の診断及び指導，有価証券の売買

9．商標法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 6 8 号）施行の際、現に特許庁に係属している商標登録出願は、改正前の第 6 条第 1 項に基づき上記 3．ないし 6．と同様に取り扱うものとする。

第6 第7条（団体商標）

ポイント

第7条

（団体商標）

1. 商工会議所、商工会、NPO法人なども登録できる主体に含まれる
2. 団体商標として出願された商標が、「その構成員に使用をさせる」ものでないときは、第3条第1項柱書により登録を受けることができない
3. 国際商標登録出願において「Collectivemark, certification mark, or guarantee mark」（団体商標、証明商標又は保証商標）と記載されている場合であって、第7条第3項に規定する証明書（第7条第1項の法人であることを証する書面）の提出がないときは、第3条第1項柱書により登録を受けることができない

審査基準

第7条 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。

- 2 前項の場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。
- 3 第1項の規定により団体商標の商標登録を受けようとする者は、第5条第1項の商標登録出願において、商標登録出願人が第1項に規定する法人であることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。

1. 本条第1項の「その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）」には、例えば、商工会議所法に基づく商工会議所、商工会法に基づく商工会、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）等が含まれるものとする。

§ 第7条

2．団体商標の商標登録を受けようとする商標が「その構成員に使用をさせる」ものでないときは、第3条第1項柱書により登録を受けることができないものとする（第1の二《第3条第1項柱書》5．参照）。

3．国際商標登録出願において「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」（団体商標、証明商標又は保証商標）と記載されている場合であって、第7条第3項に規定する証明書（第7条第1項の法人であることを証する書面）の提出がない場合は、団体商標として第3条第1項柱書により登録を受けることができないものとする。

なお、団体商標の商標登録出願（国内出願）については、補正指令（方式）の対象となる（第1の二《第3条第1項柱書》6．参照）。

第7 第7条の2（地域団体商標）

一、第7条の2第1項柱書

ポイント

第7条の2第1項柱書

（地域団体商標）

1. 本項柱書における「組合等」に該当するか否かは次に基づいて判断
組合等に該当するものとして法人登記されていること
設立根拠法に不当に構成員の資格を有する者の加入を制限して
はならない旨の規定があること
2. 団体のみが商標を使用し、その構成員が使用しないものは、本項柱
書により登録を受けることができない
3. 本項柱書の「その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業
務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識さ
れているとき」とは、次の全てを満たす必要がある

出願商標が出願人又はその構成員によって使用されていること
出願商標が周知なこと
出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するも
のとして認識されていること

第7条の2第1項柱書

（地域団体商標）

4. 「構成員に使用をさせる商標」であるか否かは、構成員による使用が団体
の管理の下で行われているか否かを考慮
5. 商標及び商品・役務の同一性の判断基準
第3条第2項の基準2.(2)(3)を準用
使用商標と登録を受けようとする商標が同一であること
使用商品・役務と指定商品・役務が同一であること
6. (1) 「需要者の間に広く認識」とは、全国的に知られるに至っていないと、
隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることが必要
(2) 立証方法と判断基準
第3条第2項の基準3.を準用
7. 第2項の「地域の名称」に該当しないため、第1項各号に該当しない場合は、
本項柱書により拒絶
8. 指定商品・役務の記載
第4条第1項第16号の基準6.を参照

審査基準

第7条の2 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）又はこれに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第3条の規定（同条第1項第1号又は第2号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

1. 出願人が、本項柱書にいう「組合等」に該当するかどうかは、次のような項目に基づいて判断するものとする。
 - (1) 出願人が「組合等」に該当する法人として登記されていること
 - (2) 「組合等」の設立根拠法において、不当に構成員たる資格を有する者の加入を制限してはならない旨の規定が定められていること
2. 地域団体商標の商標登録を受けようとする商標が、団体によって使用されており、その構成員に使用させないことを前提とする場合は、本項柱書の規定により登録を受けることができないものとする。

ただし、団体が自らその商標を使用している場合であっても、その構成員に使用させることが推定される場合は、この限りでない。
3. 本項柱書の「その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているとき」に該当するためには、次のすべてを満たさなければならないことに留意する。

出願に係る商標が出願人又はその構成員によって使用されていること（後記5.を参照）

出願に係る商標が需要者の間に広く認識されていること（後記6.を参照）

出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして認識されていること
4. 地域団体商標の商標登録を受けようとする商標が団体の構成員によって使用されている場合において、その商標が「その構成員に使用をさせる商標」であるか否かを判断するときは、その構成員による商標の使用が団体の管理の下で行われているか否かを考慮するものとする。
5. 本項柱書を適用して登録が認められるのは、出願に係る商標及び指定商品又は指定役務と、使用に係る商標及び商品又は役務とが同一の場合のみとする。

なお、商標の同一性の判断については、この基準第2（第3条第2項）の2.（2）及び（3）を準用する。

- 6.(1) 本項柱書にいう「需要者の間に広く認識されている」とは、商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情によるが、全国的な需要者の間に認識されるには至っていなくとも、一定範囲の需要者、例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることを必要とする。
- (2) 本項柱書の規定に関する周知性の立証方法及び判断については、この基準第2（第3条第2項）の3．を準用する。
7. 出願に係る商標の構成中の地域の名称が本条第2項に規定する「地域の名称」に該当しないために本条第1項各号のいずれにも該当しない場合には、本項柱書の規定により登録を受けることができないものとする。
8. 地域団体商標に係る指定商品又は指定役務の記載については、この基準第3の十四（第4条第1項第16号）を参照することとする。

二、第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号（登録を受けられる商標）

ポイント

第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号

（地域団体商標 - 登録を受けられる商標）

1. 「地域の名称」は、現在の行政区画単位の地名のほか、旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名なども含む
2. 第1号及び第3号の「普通名称」は、第3条第1項1号（普通名称）の基準1.及び2.を準用
3. 慣用名称
 - (1) 第2号の「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」
 - 商品「絹織物」について「織」
 - 商品「茶碗」について「焼」
 - 役務「入浴施設の提供」「宿泊施設の提供」について「温泉」
 - (2) 商品等の特質を表示する文字と普通名称からなるものであって、全体として特定の商品・役務を表示するものと使用・認識されている名称
 - 「天然あゆ」
 - 「完熟トマト」

第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号

（地域団体商標 - 登録を受けられる商標）

4. 「商品の産地又は役務の提供の場
所を表示する際に付される文字として慣用されている文字」（3号）
 - 「本場」「特産」「名産」なお、以下の文字は、該当しない
「特選」「元祖」「本家」
「特級」「高級」
5. 第1号～第3号に該当しない商標
 - 地域の名称のみからなるもの
 - 地域の名称が含まれないもの
 - 商品の普通名称、慣用名称のみからなるもの
 - 商品の普通名称、慣用名称が含まれないもの
 - 識別力が認められる程度に図案化された文字からなるもの

審査基準

第1号 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

第2号 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

第3号 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標

1. 本項各号にいう「地域の名称」には、現在の行政区画単位の地名ばかりでなく、旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名等も含まれるものとする。

2. 本項第1号及び第3号にいう「普通名称」の判断については、この基準第1三、第3条第1項第1号の1.及び2.を準用する。

3.(1) 第2号にいう「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」には、例えば、次のようなものが該当する。

商品「絹織物」「帯」について、「織」「紬」の名称

商品「茶碗」「湯飲み」について、「焼」の名称

商品「箸」について、「塗」の名称

商品「盆」について、「彫」の名称

商品「かご」「行李(こうり)」について、「細工」の名称

商品「豚肉」について、「豚」の名称

役務「入浴施設の提供」「宿泊施設の提供」について、「温泉」の名称

役務「梨狩り園の提供」について、「梨狩り」の名称

(2) 商品又は役務の特質を表示する文字と普通名称からなるものであって、需要者に全体として特定の商品又は役務を表示するものとして使用され、認識されている名称は、上記3.(1)にいう「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」に含まれるものとする。

(例) 「天然あゆ」「完熟トマト」

4.(1) 第3号にいう「商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字」には、例えば、次のようなものが該当する。

産地に付される文字の例

「本場」「特産」「名産」

提供の場所に付される文字の例

「本場」

(2) 次に掲げる文字のように、商品又は役務について慣用されているものであっても、商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付されるものとは認められないものは、本号には該当しない。

(例) 「特選」「元祖」「本家」「特級」「高級」

5. 例えば、次のような商標は、第1号から第3号のいずれにも該当しないものとする。

「地域の名称」のみからなるもの、又は「地域の名称」が含まれないもの

「商品又は役務の普通名称」のみからなるもの、又は「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」のみからなるもの

「商品又は役務の普通名称」、又は「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」のいずれも含まないもの

第1号から第3号に規定された文字以外の文字(例えば、上記4.(2)に該当するもの)、記号又は図形を含むもの

識別力が認められる程度に図案化された文字からなるもの

三、第7条の2第2項（地域の名称）

ポイント

第7条の2第2項

（地域の名称）

1. 商標中にその「地域の名称」を用いるのが相当か否かは、第4項により提出された書類により、商品・役務の種類、需要者層、取引実情等を勘案して判断
2. 「商品の産地」
 - (1) 農産物 生産された地域 (2) 海産物 水揚げ又は漁獲された地域
 - (3) 工芸品 主要な生産工程が行われた地域
3. 「役務の提供場所」
 - (1) 温泉における入浴施設の提供 温泉が存在する地域
4. 「これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域」
 - (1) 商品の原材料の産地 (2) 製法の由来地
5. 「地域の名称を含むものであることを証明するために必要な書類」(第4項)で証明すべき具体的内容 審査基準参照

審査基準

第2項 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

1. 本項の規定の適用に際しては、本条第4項の規定により提出された「出願に係る商標が本項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」により、商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情を勘案して、商標中にその地域の名称を用いることが相当と認められるか否かを判断するものとする。
2. 本項にいう「商品の産地」とは、例えば、次のような地域をいうものとする。
 - (1) 農産物については、当該商品が生産された地域
 - (2) 海産物については、当該商品が水揚げ又は漁獲された地域

(3) 工芸品については、当該商品の主要な生産工程が行われた地域

3. 本項にいう「役務の提供の場所」とは、例えば、次のような地域をいうものとする。

(1) 温泉における入浴施設の提供については、温泉が存在する地域

4. 本項にいう「これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域」とは、例えば、次のようなものが該当する。

(1) 原材料の産地が重要性を有する加工品について

原材料の産地が重要性を有する加工品については、その加工品の主要原材料が生産等された地域が本項に該当し、例えば、次のようなものがある。

「そばのめん」について、原材料「そばの実」の産地

「硯」について、原材料「石」の産地

(2) 製法の由来地が重要性を有する工芸品について

製法の由来地が重要性を有する工芸品については、当該商品の重要な製法が発祥し由来することとなった地域が本項に該当し、例えば、次のようなものがある。

「織物」について、伝統的製法の由来地

5. (1) 出願に係る商標が、本項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類により、例えば、次のような事実が確認できたときは、本項にいう「地域の名称」として取り扱うものとする。

地域の名称が当該商品の産地である場合

- a. 出願人又はその構成員が当該商品その地域において生産していること
- b. 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品について使用していること

地域の名称が当該役務の提供の場所である場合

- a. 出願人又はその構成員が当該役務その地域において提供していること
- b. 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該役務について使用していること

地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地である場合

- a. 当該商品が、例えば、商品を生産するために不可欠な原材料や商品全体の大半を占める原材料であるなど、主要な原材料の産地が着目され取引されている商品であること
- b. 出願人又はその構成員がその地域において生産されたその主要な原材料を用いた当該商品を生産していること
- c. 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品について使用していること

地域の名称が当該商品の製法の由来地である場合

- a. 出願人又はその構成員がその地域に由来する製法で当該商品を生産していること

b . 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品について使用していること

(2) 上記(1)の事実は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。

新聞、雑誌、書籍等の記事

公的機関等の証明書

パンフレット、カタログ、内部規則

納入伝票、注文伝票等の各種伝票類

第 8 条 (先 願)

ポイント

第 8 条

(先願)

1. 同日に相互に同一又は類似の関係にある他人の出願と競合した場合は、該当する全出願に協議命令と拒絶理由(本条第2項及び第5項)を同時に通知
2. 協議が整わないときは、「くじ」によって一の商標登録出願人を決定
3. 協議が成立したときは、協議で定められた出願人の商標を登録した後、その他の商標出願を拒絶(第8条第2項に基づく、拒絶査定)

くじが実施されたときは、くじにより定められた出願人の商標を登録した後、その他の商標出願を拒絶(第8条第5項に基づく拒絶査定)

4. 協議が成立したときは、協議が成立したことを証する書面を提出(協議結果届、協議証書)



審査基準

- 第 8 条 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に 2 以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみはその商標について商標登録を受けることができる。
- 2 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に 2 以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人のみはその商標について商標登録を受けることができる。
 - 3 商標登録出願が放棄され取り下げられ若しくは却下されたとき、又は商標登録出願について査定若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は、前 2 項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。
 - 4 特許庁長官は、第 2 項の場合、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を商標登録出願人に命じなければならない。
 - 5 第 2 項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人のみ商標登録を受けることができる。

- 1 . 商標登録出願が同日に相互に同一又は類似の関係にある他人の出願と競合したときは、該当するすべての商標登録出願に対し、第 8 条第 4 項の協議命令と、第 8 条第 2 項及び第 5 項の拒絶理由の通知とを同時に行うこととする。
ただし、事前に第 8 条第 2 項の協議が成立した旨又は協議が不成立である旨の書面が提出されているときは、この限りでない。
- 2 . 商標登録出願人から登録を受けることのできる一の商標登録出願人を定める協議が不成立である旨の書面が提出された場合又は上記 1 . の協議命令に対し、特許庁長官の指定する期間内に協議が成立した旨の書面が提出されない場合は、特許庁長官が行う公正な方法によるくじの手続を行う。
- 3 . 協議が成立したときは、協議により定められた一の商標登録出願人に係る商標が登録された後、他の商標登録出願について、第 8 条第 2 項に基づき、拒絶査定をするものとする。また、くじが実施されたときは、くじにより定められた一の商標登録出願人に係る商標が登録された後、他の商標登録出願について、第 8 条第 5 項に基づき拒絶査定をするものとする。
- 4 . 協議の結果の届出については、例えば、下記様式 1 「商標法第 8 条第 4 項に基づく協議の結果届」（平成 1 2 年 1 月 1 日以後の出願については様式 2 「協議の結果届」）によるが、商標登録を受けることができる者について協議が成立した場合には、当該結果届には協議が成立したことを証する書面（下記文例参照）の添付を要するものとする。

様 式 1 (平成 1 1 年 1 2 月 3 1 日以前の出願)

商標法第 8 条第 4 項に基づく協議の結果届	
(平成 年 月 日)	
特許庁長官 殿	
1	事件の表示 平成 年商標登録願第 号
2	商標登録出願人 (識別番号) 住所(居所) 氏名(名称) (印)
3	代理人 (識別番号) 住所(居所) 氏名(名称) (印)
4	協議命令の日付
5	協議の相手 住所(居所) 氏名(名称) (出願番号 平成 年商標登録願第 号)
6	協議の結果
7	添付書類の目録 (1) (協議が成立したことを証する書面 1 通) (2)

様 式 2 (平成 1 2 年 1 月 1 日以後の出願)

【書類名】 協議の結果届
(【整理番号】)
(【提出日】 平成 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 商願 -
(国際登録第 号)
【商標登録出願人】
(【識別番号】)
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
(【識別番号】)
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【協議命令の日付】
【協議の相手】
(【識別番号】)
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【出願番号】 商願 -
(国際登録第 号)
【協議の結果】
【提出物件の目録】
【物件名】 協議が成立したことを証する書面 1

「【出願番号】」には、「商願 -
日に事後指定が記録された国際登録第

」、「国際登録第 号」又は「 年 月
号」のように出願の番号を記載する。

協議が成立したことを証する書面の文例

協 議 証 書	
平成 年 月 日	
協議に係る商標登録出願の番号及び商標登録出願人	
(1) 商標登録出願の番号 平成 年商標登録願第 (国際登録第	号 号)
商標登録出願人 住所(居所) 氏名(名称)	(印)
(2) 商標登録出願の番号 平成 年商標登録願第 (国際登録第	号 号)
商標登録出願人 住所(居所) 氏名(名称)	(印)
上記出願人の中で商標法第 8 条第 2 項に基づく協議を行ったところ、下記の出願人がその商標について商標登録を受けることができる者と決定した。	
記	
協議により定めた一の商標登録出願の番号	
平成 年商標登録願第 (国際登録第	号 号)
商標登録出願人 住所(居所) 氏名(名称)	

「商標登録出願の番号」には「平成 年商標登録願第 号」、「商願 - 」又は「国際登録第 号」、「 年 月 日に事後指定が記録された国際登録第 号」のように出願の番号を記載する。

第9 第10条（出願の分割）

ポイント

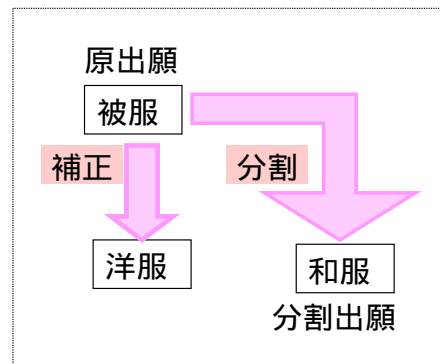
第10条

（出願の分割）

1. 商標登録出願の一部の指定商品又は指定役務を分割出願することが可能

なお、包括表示の指定商品又は役務を細分化して分割出願することも可能

2. 国際商標登録出願については、出願の分割は不可
（第68条の12）




審査基準

第10条 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に限り、2以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を1又は2以上の新たな商標登録出願とすることができる。

2 前項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第9条第2項並びに第13条第1項において準用する特許法（昭和34年法律第121号）第43条第1項及び第2項（第13条第1項において準用する同法第43条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

1. 指定商品又は指定役務が包括表示で記載されている場合でも、その包括表示に含まれる個々の指定商品又は指定役務ごとに出願を分割することができるものとする。
2. 国際商標登録出願については、第68条の12の規定により、本条の規定は適用しない。

審判決例

審判決 No.	本願商標	引用商標	事件の見出し
134		eA c c e s s	<p>商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に、分割出願がされ、もとの商標登録出願について指定商品等を削除する補正がされたときには、その補正の効果が商標登録出願の時にさかのぼって生ずることはないと言われた事例（平成17年7月14日 最高裁平成16(行ヒ)4） （原審 平成15年10月7日 東京高平成15(行ケ)83）</p>

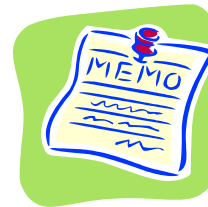
第10 第15条の3（先願未登録商標）

ポイント

第15条の3

（先願未登録商標）

1. 本条第1項によって通知した理由による拒絶の査定は、引用した先願商標の登録後に行う
2. 引用した先願商標の指定商品又は指定役務について補正があったとしても、改めて拒絶理由を通知しない



審査基準

第15条の3 審査官は、商標登録出願に係る商標が、当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の商標又はこれに類似する商標であつて、その商標に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものであるときは、商標登録出願人に対し、当該他人の商標が商標登録されることにより当該商標登録出願が第15条第1号に該当することとなる旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 前項の通知が既にされている場合であつて、当該他人の商標が商標登録されたときは、前条の通知をすることを要しない。

1. 本条第1項によって通知をした理由に基づき拒絶の査定をするときは、拒絶理由の通知で引用した先願の商標が登録された後に行うものとする。
2. 拒絶の理由で引用した先願商標の指定商品又は指定役務について補正があったとしても、改めて拒絶理由の通知をすることを要しないものとする。

第11 第16条（商標登録の査定）

ポイント

第16条

（商標登録の査定）

1. 「政令で定める期間」内に拒絶理由を発見したか否かは、当該出願に係る拒絶理由通知書を発送した日を基準とする
2. 拒絶理由通知書が出願人に到達せず、再度発送された場合であっても、「政令で定める期間」内に拒絶の理由を発見したか否かは、拒絶理由通知書を最初に発送した日を基準とする



審査基準

第16条 審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。

1. 商標登録出願について、本条で規定する「政令で定める期間」内に拒絶の理由を発見したか否かは、当該出願に係る拒絶理由通知書を発送した日を基準にすることとする。
2. 拒絶理由通知書が出願人に到達せず特許庁へ戻され、再度発送された場合であっても、本条の「政令で定める期間」内に拒絶の理由を発見したか否かは、当該拒絶理由通知書を最初に発送した日を基準にすることとする。

- 商標法施行令 -

第 2 条

商標法第 16 条（同法第 55 条の 2 第 2 項（同法第 60 条の 2 第 2 項（同法第 68 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 68 条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 68 条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める期間は、同法第 5 条の 2 第 1 項又は第 4 項（同法第 68 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により認定された商標登録出願の日（当該商標登録出願が同法第 15 条第 3 号に該当する旨の拒絶の理由を審査官が通知した場合で手続の補正により同号に該当しなくなったときにあってはその補正について手続補正書を提出した日、当該商標登録出願が次の各号に掲げる規定の適用を受けるときにあってはこれらの規定の適用がないものとした場合における商標登録出願の日）から 1 年 6 月とする。

- 一 商標法第 9 条第 1 項、第 10 条第 2 項（同法第 11 条第 5 項、第 12 条第 3 項、第 65 条第 3 項及び第 68 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 68 条の 3 第 2 項（同法第 68 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定
- 二 商標法第 17 条の 2 第 1 項（同法第 68 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 55 条の 2 第 3 項（同法第 60 条の 2 第 2 項（同法第 68 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 68 条第 4 項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第 17 条の 3 第 1 項の規定

2 前項の規定にかかわらず、商標法第 68 条の 9 第 1 項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定に係る同法第 16 条の政令で定める期間は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書第 3 条の 3 に規定する領域指定の通報が行われた日（商標法第 68 条の 3 第 1 項に規定する国際事務局から同法第 68 条の 9 第 1 項に規定する国際登録簿に登録された事項についての更正の通報で経済産業省令で定めるものが行われた場合であつて、当該更正の通報に係る事項について拒絶の理由を審査官が通知するときは、当該更正の通報が行われた日）から 1 年 6 月とする。

第12 第16条の2及び第17条の2（補正の却下）

ポイント

第16条の2及び17条の2

（補正の却下）

1. 要旨変更の判断基準

(1)

指定商品又は指定役務について

要旨変更とならないケース

指定商品又は指定役務の範囲の減縮

誤記の訂正

明瞭でない記載の訂正

要旨変更となるケース

指定商品又は指定役務の範囲の変更、拡大

小売等役務について

要旨変更とならないケース

特定小売等役務の取扱商品の減縮

要旨変更となるケース

総合小売等役務を特定小売等役務に変更する補正

特定小売等役務を総合小売等役務に変更する補正

特定小売等役務の取扱商品の範囲を変更・拡大

第16条の2及び17条の2

（補正の却下）

(2) 商標について

要旨変更とならないケース

商標中の付記的部分における、「JIS」、「特許」等の文字や記号、商品の産地、役務の提供の場所等を表す文字の削除

要旨変更となるケース

商標中の付記的部分でない普通名称、品質表示等の文字、図形、記号、立体的形状についての変更、追加、削除

商標の色彩の変更、追加

「立体商標」から「平面商標」への変更。また、その逆

「標準文字」から通常文字商標への変更。また、その逆

2. 国際商標登録出願については、補正却下後の新出願は不可

審査基準

第 1 6 条の 2 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3 第 1 項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から 3 0 日を経過するまでは、当該商標登録出願について査定をしてはならない。

4 審査官は、商標登録出願人が第 1 項の規定による却下の決定に対し第 4 5 条第 1 項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその商標登録出願の審査を中止しなければならない。

第 1 7 条の 2 意匠法(昭和 3 4 年法律第 1 2 5 号)第 1 7 条の 3 (補正後の意匠についての新出願)の規定は、第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により、決定をもつて補正が却下された場合に準用する。

2 意匠法第 1 7 条の 4 の規定は、前項又は第 5 5 条の 2 第 3 項(第 6 0 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。)において準用する同法第 1 7 条の 3 第 1 項に規定する期間を延長する場合に準用する。

意匠法第 1 7 条の 3 意匠登録出願人が前条第 1 項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から 3 0 日以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

2 前項に規定する新たな意匠登録出願があつたときは、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

3 前 2 項の規定は、意匠登録出願人が第 1 項に規定する新たな意匠登録出願について同項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面をその意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

1 . 要旨変更であるかどうかの判断の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定商品又は指定役務について

(イ) 指定商品又は指定役務の範囲の変更又は拡大は、非類似の商品若しくは役務に変更し、又は拡大する場合のみならず、他の類似の商品若しくは役務に変更し、又は拡大する場合も要旨の変更である。

(ロ) 指定商品又は指定役務の範囲の減縮、誤記の訂正又は明瞭でない記載を明瞭なものに改めることは、要旨の変更ではない。

(ハ) 小売等役務に係る補正は、次のとおりとする。

「衣料品、飲食物品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行わ

れる顧客に対する便益の提供」(総合小売等役務)を、その他の小売等役務(以下「特定小売等役務」という。)に変更する補正は、要旨の変更である。

また、特定小売等役務を総合小売等役務に変更する補正も、要旨の変更である。

特定小売等役務について、その取扱商品の範囲を減縮した特定小売等役務に補正するのは要旨の変更ではないが、その取扱商品の範囲を変更又は拡大した特定小売等役務に補正するのは、要旨の変更である。

小売等役務を商品に変更する補正も、また、商品を小売等役務に変更する補正も、要旨の変更である。

(2) 商標について

(イ) 商標中の付記的部分に、「J I S」、「J A S」、「特許」、「実用新案」、「意匠」等の文字若しくは記号又は商品の産地・販売地若しくは役務の提供の場所を表す文字がある場合、これらを削除することは、原則として、要旨の変更ではない。

(ロ) 商標中の付記的部分でない普通名称、品質若しくは質の表示、材料表示等の文字、図形、記号又は立体的形状を変更し、追加し、又は削除することは要旨の変更である。

(例) ① 商標「桜羊かん」のうち「羊かん」の文字を削除し、又は変更すること

② 商標「桜」について「羊かん」の文字を追加すること

③ 商標「椿銀行」のうち「銀行」の文字を削除し、又は変更すること

④ 商標「椿」について「銀行」の文字を追加すること

(ハ) 商標の色彩の変更は要旨の変更である。



(ニ) 商標登録出願後、第 5 条第 2 項の規定による「立体商標」である旨の願書への記載を追加することによって平面商標を立体商標へ変更しようとする事、又は削除することによって立体商標を平面商標へ変更しようとする事は、原則として、要旨の変更である。

(ホ) 商標登録出願後、第 5 条第 3 項の規定による「標準文字」である旨の願書への記載を補正によって追加又は削除することは、原則として、要旨の変更である。

(ハ) 商標登録出願後、第 5 条第 4 項ただし書きの規定による色彩の適用を受けようとする事は、要旨の変更である。

2 . 国際商標登録出願については、第 6 8 条の 1 8 の規定により、第 1 7 条の 2 第 1 項において準用する意匠法第 1 7 条の 3 の規定は、適用しない。

審 判 決 例

審判決 No.	本願商標	引用商標	事件の見出し
135			<p>図形商標について、出願当初のものと相違するため、要旨変更とされた事例（昭和 43 年 8 月 17 日 昭和 40 年審判第 747 号）</p>
136	-	-	<p>第 29 類「オレンジのさのう入りジュース」を第 29 類「粒状の果肉入り果実飲料」と補正することは、指定商品の範囲を変更し、かつ、拡大するものであるとした事例（昭和 60 年 4 月 5 日 昭和 56 年審判第 15527 号）</p>

第 1 3 第 6 4 条 (防護標章登録の要件)

ポイント

第 6 4 条

(防護標章登録の要件)

1. 「需要者の間に広く認識されている場合」とは、「著名の程度に至った場合」をいう
2. 著名度の判断基準
 - (1) 原登録商標の使用開始時期、使用期間、使用地域、使用商品又は使用役務の範囲等
 - (2) 原登録商標の広告、宣伝等の程度又は普及度
 - (3) 原登録商標権者の企業規模、営業関係(生産又は販売状況等)、企業の取扱い品目等との関連性
 - (4) 原登録商標の認知度
3. 出所の混同についての判断基準
 - (1) 非類似の商品又は役務との関係では、一般的に同一企業からでたものと認識されるか否か
 - (2) 商品又は役務の出所について、原登録商標権者と密接な関連があるものと一般的に認識されるか否か
4. 普通名称を含む商標であっても、他の要件を具備していれば、当該指定商品又は役務の分野において防護標章登録が可能

審査基準

第 6 4 条 商標権者は、商品に係る登録商標が自己の業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品以外の商品又は指定商品に類似する役務以外の役務について他人が登録商標の使用をすることによりその商品又は役務と自己の業務に係る指定商品とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある商品又は役務について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。

2 商標権者は、役務に係る登録商標が自己の業務に係る指定役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定役務及びこれに類似する役務以外の役務又は指定役務に類似する商品以外の商品について他人が登録商標の使用をすることによりその役務又は商品と自己の業務に係る指定役務とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある役務又は商品について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。

3 地域団体商標に係る商標権に係る防護標章登録についての前 2 項の規定の適用については、これらの規定中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

1. 「需要者の間に広く認識されている場合」とは、「著名の程度に至った場合」をいう。

2. 著名度の判断基準については、次のとおりとする。
 - (1) 防護標章登録出願に係る登録商標（以下「原登録商標」という。）の使用開始時期、使用期間、使用地域、使用商品又は使用役務の範囲等の事実を考慮する。
 - (2) 原登録商標の広告、宣伝等の程度又は普及度について考慮する。
 - (3) 原登録商標権者の企業規模、営業関係（生産又は販売状況等）、企業の取扱い品目等について商品又は役務との関連を考慮し、当該企業の状況を考察する。
 - (4) 原登録商標の著名であることが特許庁において顕著な事実であるかどうかを検討する。

3. 商品又は役務の出所の混同を生ずるか否かは、原登録商標の指定商品又は指定役務と防護標章登録出願の指定商品又は指定役務との関係について、次の事項を考慮し、総合的に判断するものとする。
 - (1) 非類似商品との関係では、生産者、販売者、取扱い系統、材料、用途等の見地からみて、また、非類似役務との関係では、提供者、提供内容、提供の用に供する物等の見地からみて、同一企業からでたものと一般的に認識されること
 - (2) (1)以外の場合であっても、商品又は役務の出所につき原登録商標権者と密接な関連があるものと一般的に認識されること

4. 商品又は役務の普通名称を含む商標を、その商品又は役務以外の商品又は役務について防護標章登録出願をした場合であっても、他の要件を具備している限り、防護標章登録を認めるものとする。

第 1 4 第 6 5 条の 2、 3 及び 4 (防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)

ポイント

第 6 5 条の 2、 3 及び 4

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)

1. 商標原簿上の権利者の表示(名称、住所)と、願書の表示が相違している場合は、同一人ではない
2. 願書に誤って、標章や指定商品若しくは指定役務が記載されているときは、それらの記載はないものとして扱う
3. 更新出願の際の防護標章の登録要件の判断基準については、第 6 4 条の基準 1. ないし 3. を準用

審査基準

6 5 条の 2 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、設定の登録の日から 10 年をもつて終了する。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、更新登録の出願により更新することができる。ただし、その登録防護標章が第 6 4 条の規定により防護標章登録を受けることができるものでなくなつたときは、この限りでない。

第 6 5 条の 3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 防護標章登録の登録番号
- 三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2 更新登録の出願は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前 6 月から満了の日までの間にしなければならない。

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、その責めに帰することができない理由により前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたときは、その理由がなくなつた日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内に限り、その出願をすることができる。

4 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願があつたときは、存続期間は、その満了の時（前項の規定による出願があつたときは、その出願の時）に更新されたものとみなす。

ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定し、又は防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、この限りでない。

第65条の4 審査官は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その出願に係る登録防護標章が第64条の規定により防護標章登録を受けることができなくなったとき。

二 その出願をした者が当該防護標章登録に基づく権利を有する者でないとき。

2 審査官は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、更新登録をすべき旨の査定をしなければならない。

1 商標原簿上の権利者の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所と出願人のこれらの表示とが相違しているときは、その原簿上の権利者と出願人とは、同一人ではないものとする（例えば、一方の表示が「株式会社」とあるのに対し他方の表示が「カンパニー」とある場合）。

2 防護標章の更新登録出願の願書に誤って標章が記載され、又は指定商品若しくは指定役務が記載されているときは、それらの記載はないものとして取り扱うものとする。

3 防護標章の更新登録出願に係る登録防護標章が第64条の規定により防護標章登録を受けることができなくなったものであるか否かの判断においては第13（第64条）の1、ないし3を準用する。その場合には、特に原登録商標の使用状況を十分に勘案するものとする。

第 15 第 68 条の 9 , 10 , 11 , 12 , 13 , 15 , 16 , 17 , 18 , 20 及び 28 (国際商標登録出願に係る特例)

審 査 基 準

第 68 条の 9 日本国を指定する領域指定は、議定書第 3 条 (4) に規定する国際登録の日 (以下「国際登録の日」という。) にされた商標登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合は、議定書第 3 条の 3 (2) の規定により国際登録に係る事後指定が議定書第 2 条 (1) に規定する国際事務局の登録簿 (以下「国際登録簿」という。) に記録された日 (以下「事後指定の日」という。) にされた商標登録出願とみなす。

2 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿における次の表の上欄に掲げる事項は、第 5 条第 1 項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

該商品又は役務の類	国際登録の対象である商標	国際登録の名称及びその住所
国際登録において指定された商品又は役務及び当該商品又は役務の類	指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分	国際登録の名義人の氏名又は商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

第68条の10 前条第1項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定(以下この章において「国際商標登録出願」という。)に係る登録商標(以下この条において「国際登録に基づく登録商標」という。)がその商標登録前の登録商標(国際登録に基づく登録商標を除く。以下この条において「国内登録に基づく登録商標」という。)と同一であり、かつ、国際登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務が国内登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務と重複している場合であつて、国際登録に基づく登録商標に係る商標権者と国内登録に基づく登録商標に係る商標権者が同一であるときは、国際商標登録出願はその重複している範囲については、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日にされていたものとみなす。

2 第68条の32第3項及び第4項の規定は、前項の国際商標登録出願に準用する。

第68条の11 国際商標登録出願についての第9条第2項の規定の適用については、同項中「商標登録出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から30日以内」とする。

第68条の12 国際商標登録出願については、第10条の規定は、適用しない。

第68条の13 国際商標登録出願については、第11条及び第65条の規定は、適用しない。

第68条の15 国際商標登録出願については、第13条第1項において読み替えて準用する特許法第43条第1項から第4項までの規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願についての第13条第1項において読み替えて準用する特許法第43条の2第3項において準用する同法第43条第1項の規定の適用については、同項中「特許出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から30日以内」とする。

第68条の16 国際商標登録出願についての第13条第2項において準用する特許法第34条第4項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「国際事務局」とする。

2 国際商標登録出願については、第13条第2項において準用する特許法第34条第5項から第7項までの規定は、適用しない。

第68条の17 国際登録の名義人の変更により国際登録において指定された商品又は役務の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は、変更後の名義人についてのそれぞれの商標登録出願になつたものとみなす。

第 6 8 条の 1 8 国際商標登録出願については、第 1 7 条の 2 第 1 項又は第 5 5 条の 2 第 3 項(第 6 0 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第 1 7 条の 3 の規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願については、第 1 7 条の 2 第 2 項において準用する意匠法第 1 7 条の 4 の規定は、適用しない。

第 6 8 条の 2 0 国際商標登録出願は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。

2 前条第 1 項の規定により読み替えて適用する第 1 8 条第 2 項の規定により設定の登録を受けた商標権(以下「国際登録に基づく商標権」という。)は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものとみなす。

3 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる

第 6 8 条の 2 8 国際商標登録出願については、第 1 5 条の 2 (第 5 5 条の 2 第 1 項(第 6 0 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)又は第 1 5 条の 3 (第 5 5 条の 2 第 1 項(第 6 0 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により指定された期間内に限り、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる。

2 国際商標登録出願については、第 6 8 条の 4 0 の規定は、適用しない。

- 1 .第 6 8 条の 1 0 (国際商標登録出願の出願時の特例)については次のとおり取り扱うものとする。
 - (1)第 6 8 条の 1 0 の適用を受けることができるのは、当該国際商標登録出願の査定時において有効に存続している国内登録に基づく登録商標(以下「国内登録商標」という)であって、同条に規定する要件をすべて満たしている場合に限るものとし、例えば、出願中の商標又は国際商標登録出願に基づく登録に係る商標については適用されないものとする。
 - (2)国際商標登録出願と国内登録商標に係る指定商品又は指定役務が重複しているか否かの判断は、次のとおりとする。

国際商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が、当該国内登録商標の出願時には存在していないという十分な心証を得られたときは、重複しているものとはしない。

国際商標登録出願に係る指定商品が、当該国内登録商標の出願時に存在していないものであっても、 の基準にかかわらず、商品の品質、形状、用途、機能等及び当該商品が属すべき指定商品のもつ商品概念並びに取引の通念を総合的に勘案して、当該国内登録商標に係る指定商品と実質的に同一種類のものともみられる場合は、当該指定商品と重複しているものとする。また、国際商標登録出願に係る指定役務についても、指定商品の場合と同様に取り扱うものとする。

ただし、例えば、当該指定商品が「木製机」のように特定されている場合に「金属製机」まで重複しているものと取り扱うものではない。

- (3) 国際商標登録出願に係る商標と国内登録商標に係る商標との同一については、厳格に解し、その構成及び態様が同一（相似形のものを含む。）のものに限るものとする。
- (4) 国際商標登録出願が2以上の商品又は役務を指定している場合であって、重複に係る国内登録商標が1又は2以上ある場合について、第68条の10の規定により出願の日が遡及するか否かは、それぞれ国内登録商標との関係で第68条の10が規定する要件を満たすものであるかを考察し、要件を満たすものである場合は、その指定商品又は指定役務ごとにそれぞれ国内登録商標における出願の日に遡及するものとする。

2. 国際商標登録出願に係る商標の補正は、国際登録の性質上、これを行うことができない。

第 16 附則第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 11 条、第 12 条 及び第 24 条（書換）

審査基準

附則

第 2 条 平成 4 年 3 月 31 日までにされた商標登録出願に係る商標権を有する商標権者は、申請により、次条第 1 項の申請書の提出の日に効力を有する第 6 条第 2 項の政令で定める商品及び役務の区分に従つて、その商標権の指定商品の書換の登録（以下「書換登録」という。）を受けなければならない。

2 特許庁長官は、書換登録の申請及びその審査の状況を勘案して、前項の規定により指定商品の書換登録を受けなければならない商標権の範囲及び書換登録の申請の受付を開始する日（次条第 2 項において「受付開始日」という。）を指定するものとする。

第 3 条 書換登録の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に必要な説明書を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 商標登録の登録番号
- 三 書換登録を受けようとする指定商品並びに前条第 1 項に規定する商品及び役務の区分

2 書換登録の申請は、受付開始日から起算して 6 月に達する日以後最初に到来する商標権の存続期間の満了の日（以下「存続期間満了日」という。）から起算して前 6 月から存続期間満了日後 1 年までの間にしなければならない。

3 書換登録の申請をすべき者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその申請をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由のなくなった日から 14 日（在外者にあつては、2 月）以内でその期間の経過後 6 月以内にその申請をすることができる。

第 4 条 書換登録の申請は、その申請に係る商標権の指定商品の範囲を実質的に超えないように、附則第 2 条第 1 項に規定する商品及び役務の区分に従つてしなければならない。

2 書換登録の申請をする者は、第 35 条において準用する特許法第 97 条第 1 項（放棄）に規定する者があるときは、これらの者の承諾を得なければならない。

第 6 条 審査官は、書換登録の申請が次の各号の一に該当するときは、その申請について拒絶を

すべき旨の査定をしなければならない。

- 一 その申請が、附則第 4 条第 1 項に規定する要件を満たしていないとき。
- 二 その申請をした者が当該商標権者でないとき。

第 1 1 条 書換登録の申請をすべき者が附則第 3 条第 2 項若しくは第 3 項に規定する期間内に書換登録の申請をしなかつた場合、書換登録の申請について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した場合、附則第 1 4 条第 1 項の審判において書換登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合又は附則第 2 7 条第 2 項において準用する特許法第 1 8 条第 1 項若しくは同法第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により書換登録の申請が却下された場合には、その商標権は、存続期間満了日の後に到来する存続期間の満了の日に消滅する。

第 1 2 条 書換は、登録によりその効力を生ずる。

- 2 附則第 8 条の査定があつたときは、商標権の指定商品を書き換えた旨の登録をする。
- 3 前項の場合において、申請書に記載されなかつた指定商品に係る商標権は、登録の時に消滅する。
- 4 第 2 項の登録があつたときは、次に掲げる事項を商標公報に掲載しなければならない。
 - 一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 商標登録の登録番号
 - 三 書換登録前の指定商品及び商品の区分
 - 四 書換登録後の指定商品並びに商品及び役務の区分
 - 五 商標登録出願の年月日
 - 六 書換登録の年月日
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第 2 4 条 書換登録の申請その他書換登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。

1 . 附則第 6 条第 1 号については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 書換登録を受けようとする指定商品がその書換申請に係る商標権の指定商品の範囲を実質的に超えている場合ばかりでなく、書換登録を受けようとする指定商品が商品及び役務の区分に従っていない場合も、「附則第 4 条第 1 項に規定する要件を満たしていないとき」に該当する。
- (2) 当該商品及び役務の区分は、申請書の提出の日に効力を有する商品及び役務の区分である。
- (3) 書換登録を受けようとする指定商品がその商標権に係る商標登録出願の時に存在していない

という十分な心証を得たときは、商標権の指定商品の範囲を実質的に超えているものとして、拒絶するものとする。

(4) (3)の基準にかかわらず、商品の品質、形状、用途、機能等及び当該商品が属すべき指定商品のもつ商品概念並びに取引の通念を総合的に勘案して、当該指定商品と実質的に同一種類のものとみられる場合は、当該指定商品に属するものとして取り扱うものとする。

ただし、例えば、当該指定商品が「木製机」のように特定されている場合に「金属製机」まで指定商品に属するものとして取り扱うものではない。

2．書換登録を受けようとする商品については、書換申請書に記載した商品（先に手続補正書の提出があった場合においては、補正後の商品を含む。）を変更又は拡大する補正も認めるものとする。

ただし、書換申請に係る商標権の指定商品の範囲を実質的に超える商品に補正したときは、附則第 6 条第 1 号に該当するものとして、当該書換申請を拒絶するものとする。

3．書換申請中の商標権が消滅した場合（例えば、存続期間の更新の申請がないため又は更新申請が却下されたために存続期間が更新されずに満了した場合、当該商標権の全指定商品について放棄、無効又は取消しがあった場合等）には、当該書換申請を却下するものとする。

4．書換申請中の商標権の指定商品の一部について放棄、無効又は取消しがあった場合において、当該一部指定商品が書換登録を受けようとする商品と同一であるか、又は含むものであるときは、商標権の指定商品の範囲を実質的に超えるものとして、その書換申請を拒絶するものとする。

第17 その他

審査基準

1. 2以上の拒絶の理由を発見したときは、原則として、同時にすべての拒絶の理由を通知することとする(その中には、例えば第6条に基づく拒絶の理由も含まれるものとする。)。
2. 第6条に基づく拒絶の理由に応答して商品等の説明のみを内容とする意見書等が提出された場合であっても、新たに他の拒絶の理由を発見したときには、本基準第5(第6条)の5.による補正を指示することなく、当該他の拒絶の理由を通知することができるものとする。
3. 代理人を解任せず新たに他の代理人を追加委任したときは、書類は、新たな代理人にあて送付するものとする。ただし、前の代理人にあて送付してもらいたい旨の申出があったときは、この限りでない。
4. 第4条第1項第11号等の審査においては、手続の補完がされた商標登録出願については、第5条の2第4項により手続補完書を提出した日が商標登録出願の日と認定されていることに充分留意するものとする。
5. 第11条及び第12条に規定する「査定・・・が確定した」時とは、登録査定にあっては登録査定謄本の送達があった時とする。
6. 同一人が同一の商標について同一の商品又は役務を指定して重複して出願したときは、第68条の10の規定に該当する場合を除き、原則として、先願に係る商標が登録された後、後願について「商標法制定の趣旨に反する。」との理由により、拒絶をするものとする。商標権者が登録商標と同一の商標について同一の商品又は役務を指定して登録出願したときも、同様とする。
7. 防護標章の更新登録出願をすることができる期間内に防護標章登録に基づく権利を有する者から同一の登録防護標章について重複して2以上の防護標章の更新登録出願があったときは、先願に係る存続期間更新の登録がされた後、後願について「商標法制定の趣旨に反する。」との理由により、拒絶をするものとする。

第18 意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号） 附則第7条及び第8条（特例小売商標登録出願）

審査基準

（施行後三月間にした商標登録出願についての特例）

第七条 この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間にした商標登録出願であって、小売等役務について使用をする商標に係るもの（以下この条において「特例小売商標登録出願」という。）についての商標法第四条第一項（第十一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「するもの」とあるのは、「するもの（その商標登録に係る指定役務が第二条第二項に係るものである場合において、同項に係る役務について使用をするものを除く。）」とする。

2 特例小売商標登録出願についての商標法第四条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「するもの」とあるのは、「するもの（その商標権に係る指定役務が第二条第二項に係るものである場合において、同項に係る役務について使用をするものを除く。）」とする。

3 特例小売商標登録出願についての商標法第八条第一項の規定の適用については、同項中「役務」とあるのは、「役務（第二条第二項に規定する役務を除く。）」とする。

4 特例小売商標登録出願についての商標法第八条第二項の規定の適用については、当該特例小売商標登録出願は、同日にしたものとみなす。

（使用に基づく特例の適用）

第八条 前条第四項の規定により同日にしたものとみなされた二以上の商標登録出願がある場合において、その商標登録出願がこの法律の施行前から自己の業務に係る小売等役務について日本国内において不正競争の目的でなく使用をしている商標について商標登録を受けようとするものであるときは、その商標登録出願人は、使用に基づく特例の適用を主張することができる。

2 使用に基づく特例の適用を主張しようとする者は、商標法第八条第四項の規定により指定された期間内に、その旨を記載した書面及びその商標登録出願が次の各号のいずれにも該当することを証明するために必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。

一 その商標登録出願に係る商標がこの法律の施行前から日本国内において自己の業務に係る小売等役務について使用をしているものであること。

二 その商標登録出願に係る指定役務が前号の小売等役務であること。

- 3 使用に基づく特例の適用の主張を伴う商標登録出願であって、前項各号のいずれにも該当するもの（以下この条において「使用特例商標登録出願」という。）についての商標法第四条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第十号中「使用をするもの」とあるのは、「使用をするもの（自己の業務に係る役務（第二条第二項に規定する役務に限る。）を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標であつてその役務について使用をするものを除く。）」とする。
- 4 第一項に規定する場合において、当該二以上の商標登録出願のいずれかが使用特例商標登録出願であるときは、商標法第八条第五項の規定の適用については、同項中「特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人」とあるのは、「意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第八条第三項に規定する使用特例商標登録出願の商標登録出願人（当該使用特例商標登録出願が二以上あつたときは、それらの使用特例商標登録出願の商標登録出願人）」とする。
- 5 商標法第二十四条の四及び第五十二条の二の規定は、前項の規定により読み替えられた同法第八条第五項の規定の適用により、同一又は類似の小売等役務について使用をする同一又は類似の二以上の登録商標に係る商標権について異なった者を商標権者とする設定の登録があつた場合に準用する。

1. 先後願に関する審査の特例（附則第7条関係の特例）

- (1) 小売等役務に係る商標登録出願についての先後願の審査は、次のとおり扱うこととする。
 - (イ) 平成19年4月1日から同年7月2日までの間（以下「特例期間」という。）にした商標登録出願であつて、小売等役務について使用をする商標に係る出願（以下「特例小売商標登録出願」という。）については、小売等役務について使用する商標を引用商標としては、商標法第4条第1項第11号及び第13号並びに第8条第1項を適用しない。
 - (ロ) 特例期間内に、同一又は類似の小売等役務について使用をする同一又は類似の商標について2以上の特例小売商標登録出願があるときは、特例小売商標登録出願が改正法附則第7条第4項により同日出願とみなされることから、商標法第8条第4項の協議命令を発するとともに、同条第2項及び第5項の拒絶理由を通知する。
 - (ハ) 特例小売商標登録出願について、商品について使用をする商標又は小売等役務以外の役務について使用する商標を引用商標とする場合は、出願日を基準に先後願を判断し、商標法第4条第1項第11号及び第13号並びに第8条第1項及び第2項を適用する。
- (2) 特例期間内の商品又は小売等役務以外の役務に係る商標登録出願については、小売等役務について使用する商標を引用商標とする場合を含め、出願日を基準に先後願を判断し、商標法第4条第1項第11号及び第13号並びに第8条第1項及び第2項を適用する。

- (3) 特例期間中に出願された商標のうち、先後願の審査の特例（附則第7条及び第8条）が適用されるのは、小売等役務について使用する商標のみであって、同一の商標登録出願において小売等役務のほか商品や小売等役務以外の役務が指定されていたとしても、商品に係る商標や小売等役務以外の役務に係る商標の部分についてまで先後願の審査の特例は適用されない。

2. 使用に基づく特例の適用（附則第8条第1項及び第2項関係）

- (1) 使用に基づく特例の適用に関する判断において、その特例小売商標登録出願が次の 及び に該当するか否かは、附則第8条第2項に従って協議命令の指定期間内に提出された書類によって判断することとする。

出願に係る商標が施行前から日本国内において自己の業務に係る小売等役務について使用しているものであること。

出願に係る指定役務が の小売等役務であること。

- (2) 上記(1)の における施行前からの商標の使用は、原則として、出願人でなければならない。
- (3) 特例小売商標登録出願に係る商標の使用を証明するために必要な書類において、商標が商品や商品の包装、商品の価格表、取引書類、広告自体に表示されている場合には、その表示態様に応じて、商標が個別具体的な商品の出所を表示しているのか、または、取扱商品に係る小売等役務の出所を表示しているのかを考察し、小売等役務についての使用であるか否かを判断するものとする。
- (4) 附則第8条第2項の規定による書類が形式的には提出されていたとしても、その特例小売商標登録出願が次の 又は のいずれかに該当すると認められるときは、使用に基づく特例の適用を認めないこととする。

その結果、その特例小売商標登録出願が商標法第8条第5項により商標登録を受け得る出願と認められない場合であっても、直ちにくじの実施の通知や、商標法第8条第5項による拒絶査定をするのではなく、その特例小売商標登録出願が次の 又は のいずれかに該当するために使用に基づく特例の適用を認められない旨を通知し、出願人に反論の機会を与えることとし、その反論をもってしても、依然として次の 又は のいずれかに該当すると判断されるときに、くじの実施の通知又は商標法第8条第5項による拒絶査定を行うこととする。

附則第8条第2項に従って提出された書類によって、その特例小売商標登録出願が附則第8条第2項各号（上記(1)の 及び ）に該当すると認められなかった場合。

出願人による小売等役務についての商標の使用が不正競争の目的によるものであると認められる場合。

3. 使用に基づく特例を適用した特例小売商標登録出願の審査（附則第8条第3項及び第4項関係）

- (1) 使用に基づく特例の適用が認められる特例小売商標登録出願（以下「使用特例商標登録出願」という。）については、その出願に係る商標が他人の周知商標と同一又は類似の関係（同一又は類似の商品又は役務について使用する同一又は類似の商標であること）にあったとしても、使用

特例商標登録出願に係る商標が出願人の業務に係る小売等役務を表示するものとして周知であるときは、商標法第4条第1項第10号の規定は適用しない。

ただし、当該使用特例商標登録出願に係る商標より他人の周知商標の方が著名と認められるときは、出所の混同を生ずるおそれがある商標として当該使用特例商標登録出願に商標法第4条第1項第15号の規定を適用するものとする。

- (2) 複数の特例小売商標登録出願について商標法第8条第4項の規定による協議命令があった場合には、他の拒絶理由が存在しない限り、使用特例商標登録出願を優先的に登録することとする。その場合において、使用特例商標登録出願が2以上あるときは、それぞれの使用特例商標登録出願が重複して登録し得ることとする。

なお、使用に基づく特例の適用がない特例小売商標登録出願については、原則として、使用特例商標登録出願を登録した後に、附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する商標法第8条第5項の規定に違反することを理由に拒絶査定をすることとする。

(参考) 第8条第3項及び第4項の規定による商標登録の可否は次の図表のとおり。

(図表) 商標登録の可否

		競合している出願			
		著名	周知	使用・未周知	未使用
審査対象の出願	著名	重複登録			
	周知	×	重複登録		
	使用・未周知	×	×	重複登録	
	未使用	×	×	×	協議とくじ

単独登録 × 拒絶

重複登録は2以上の商標登録の重複の場合を含む。

4. 附則第8条第5項において準用する商標法第52条の2第1項の審判において商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日から5年を経過していない場合においても、商標法第51条第2項の適用があるものとする。
5. 国際商標登録出願についても上記1.ないし4.を適用する。

- 審判決例（要約） -

掲載しました審判決例は、当該事件の概要を要約したものです。

ご利用に際しましては、当該審判決の原文もご確認下さい。

また、審判決例中の商品・役務の区分に関しましては、事件当時の区分で掲載しておりますのでご注意下さい。

～目次～

§ 商標と商標審査

審判決 No.	商標	事件の見出し	掲載 頁
1	-	商標審査基準と同じ審査基準の一つである類似商品審査基準についての法的性格について言及した事例(昭和46年11月25日 東京高昭和43年(行ケ)第180号)	168
2	-	商標審査基準(周知・著名商標の保護)に付言し、具体的案件についての適用の適否に触れた事例(平成12年10月25日 東京高平成11年(行ケ)第372号)	168

§ 第3条第1項全体

審判決 No.	商標	事件の見出し	掲載 頁
3	-	商標法第3条第1項についての適用判断の基準時を「査定又は審決時」と解するのが相当であるとした事例(昭和46年9月9日 東京高昭和45年(行ケ)第5号)	168
4	UROBAG ウロバッグ	商標法第3条の登録要件の認定判断は、審決時(査定時)における取引の実情等を勘案して行われるべきであり、過去の登録例には左右されないとされた事例(平成6年10月20日 東京高平成6年(行ケ)第35号)	169
5	HELVETICA	本願商標が登録されるべきであるかどうかは、専ら、審決時において、我が国において本願商標が活字等の取引者又は需要者においてどのような意味を有するものとして認識され用いられていたかによって判断されるべきであるとされた事例(平成13年7月18日 東京高平成12年(行ケ)427号)	170

§ 第3条第1項第1号

審判決 No.	商標	事件の見出し	掲載 頁
6	サニーレタス	「サニーレタス」は、レタスの普通名称であり、自他商品の識別標識とは認識し得ないとされた事例(昭和60年8月6日 昭和57年審判第2936号)	170

7	ポケベル	「ポケベル」は、「無線呼出用携帯受信機」の普通名称の略称を表示したものと認識するにとどまるとされた事例(平成6年11月17日 昭和62年審判第15568号)	171
8	さんぴん茶	「さんぴん茶」は、主としてジャスミンの葉又は花と緑茶をブレンドした茶の普通名称であり、指定商品中「さんぴん茶」に使用しても、単に商品の普通名称を表示するにすぎないとされた事例(平成12年3月13日 平成11年異議第91037号)	171
9	SAC	本件商標「SAC」は「袋」、「バッグ」、「かばん」等の総称であるとして、商標法第3条第1項第1号に該当するとされた事例(平成14年1月30日 東京高平成13年(行ケ)第249号)	171
10	タヒボ	一部の地域あるいは一時期において俗称・通称として用いられていたにすぎないものでも、その後特定の商品等を示す一般名称として広く通用するに至ったものは普通名称というに十分であるとされた事例(平成11年10月14日 大阪高平成11年(ネ)第473号)	172
11	わらびだんご	図案化された文字が特異な字体とは認められないとして、特別顕著性がなるとされた事例(昭和30年9月27日 東京高昭和29年(行ナ)第35号)	174

§ 第3条第1項第2号

審判決 No.	商標	事件の見出し	掲載 頁
12	図形 (月桂樹)	「慣用商標とは、ある商標が、同種類の商品に関して、同業者間に普通に用いられるに至った結果、自他商品の識別力を失ってしまったものをいうと解する」ことが示された事例(昭和47年1月31日 東京地昭和44年(ワ)第13261号)	175
13	図形 (オランダ船)	「オランダ船の図形」が商品「カステラ」の標章として本件登録商標の登録前より慣用されているものであり、商標法(旧法)第2条1項6号に該当するとされた事例(昭和11年4月15日 昭和10年審判第299号)	175
14	甘栗太郎	「甘栗太郎」の文字は 商品「甘栗」について標章として慣用されており、商標法(旧法)第2条1項6号に該当するとされた事例(昭和32年8月23日 昭和30年抗告審判第1283号)	175
15	羽二重	本件商標出願前から商品「餅」について「羽二重」という名称は慣用されているものと認められ、商標法(旧法)第2条1項6号に該当するとされた事例(昭和31年7月14日 東京高昭和30年(行ナ)第48号)	176

§ 審判決例（要約）

16	ちんすこう	「ちんすこう」は、砂糖、ラード、小麦粉をこね合わせ、木型で抜き取って焼き上げた沖縄名産の菓子をいうものであり、本件商標出願前より、当該商品について慣用されている商標であるから、商標法第3条第1項第2号に該当するとされた事例(平成元年9月21日 昭和52年審判第11462号)	176
----	-------	---	-----

§ 第3条第1項第3号

審判決 No.	商標	事件の見出し	掲載 頁
17	たらの子こうじ漬	出願された商標「たらの子こうじ漬」は、これを指定商品中の「たらこと麹を主原料とする漬物」に使用した場合は、当該商品の原材料及び加工方法を表示した標章に当たるとされた事例(平成6年11月17日 東京高平成6年(行ケ)85号)	176
18	トルマリンソープ	商標法3条1項3号の趣旨は、同号に列挙されている商標は、商品や役務の内容に関わるものであるために、現実に使用され、あるいは、将来一般的に使用されるものであることから、出所識別機能を有しないことが多く、また、これを特定人に独占させることは適切でないために登録することができないものとされていると解されるとされた事例(平成12年6月13日 東京高平成11年(行ケ)410号)	177
19	負圧燃料焼却炉	商標「負圧燃料焼却炉」が造語であるとしても、「負圧を利用して空気燃焼させる焼却炉」の意味合いを有する複合語として認識されるとされた事例(平成12年9月4日 東京高平成12年(行ケ)第76号)	178
20	フラワーセラピー	商標法第3条第1項第3号を適用する時点において、当該表示態様が、商品の品質、用途を表すものとして現実に使用されていることは必ずしも必要でないものと解すべきとした事例(平成13年12月26日 東京高平成13(行ケ)207)	179
21	うめ/梅	本件商標「うめ/梅」は、特定人による独占使用を認めるのは公益上適当でないとして、商標法3条1項3号が適用された事例(平成17年1月20日 東京高平成16年(行ケ)第189号)	179
22	情報マネジメント	本願商標の採択の経緯・動機・意味づけは、取引者・需要者の窺い知ることのできないものであって、取引者・需要者にとっての、原告の提供する役務の自他識別性を根拠付けるものとすることはできないとされた事例(平成16年7月22日 東京高平成16年(行ケ)第177号)	180

23	図形 (血圧計の使用方法)	商品(血圧計)の使用方法を図形をもって表示したにすぎない商標であり、商品「第10類 血圧計」について使用しても、商品の使用方法を表示するにすぎないとされた事例(昭和53年3月27日 昭和48年審判第6426号)	181
24	図形 (カリフォルニアの地図)	商品の産地(カリフォルニア)を図形(地図)をもって表示したにすぎない商標であり、商品「第17類 被服等」について、単に商品の産地を表示するにすぎないとされた事例(平成5年10月14日 昭和58年審判第18261号)	182
25	ワイキキ	「地名等は、取引に際し必要な表示であるから特定人による独占使用は公益上適当でなく、一般的に使用されるものであるから自他商品識別力を欠く」とした事例(昭和54年4月10日 最高裁昭和53年(行ツ)第129号)(原審 昭和53年6月28日 東京高昭和52年(行ケ)第184号)	182
26	インテリアショップ	「販売地」は、厳密に地域、土地の表示に限定されるものではなく、例えば、著名な公共建造物等の名称などもこれに含まれると解されると共に、当該指定商品が販売されているであろうと一般に認識されているような場所、店舗等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標も、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ず、特定人による独占的使用を認めるのを公益上適当としないものであるから、「販売地」に準じて商標登録が許されないとされた事例(平成17年1月26日 東京高平成16年(行ケ)第369号)	183
27	瀬戸大橋	「瀬戸大橋」の文字を、商品「菓子及びパン」に使用しても、一般の需要者・取引者は該商品が瀬戸大橋周辺地で生産・販売されているものであると認識するにとどまることから、公共建造物の名称は産地、販売地に準ずるものというべきであるとされた事例(昭和63年5月23日 高松地観音寺支部昭和62年(ヨ)第29号)	184
28	図形 (瀬戸大橋)	瀬戸大橋の形状等については、社会一般に周知されていることから、瀬戸大橋を表したと認められる本件商標からは、瀬戸大橋周辺の地域で生産又は販売されている商品であることを認識させるとされた事例(平成8年6月24日 岡山地平成6年(ワ)第639号)	184
29	有明漬	九州西部の有明海の沿岸地方が貝柱、海苔等の粕漬けを産出することで著名であることから、本願商標からは、上記漬け物を直感させ、その商品の産地を表示する標章であるとされた事例(昭和47年4月18日 東京高昭和45年(行ケ)第122号)	185

30	げい州	「げい洲」は、広島県西北地域の旧国名であって、今なお用いられている「芸州」と、同音であり、これに接する需要者・取引者は商品の生産地であると理解するにとどまるとされた事例(昭和49年8月15日 昭和45年審判第5385号)	185
31	サークライン	「サークライン」は、指定商品「環状蛍光灯」の形状を暗示しているとはいえ、一見して直ちにその形状を表示しているとは認められないとされた事例(昭和42年7月6日 東京高昭和38年(行ナ)第55号)	186
32	セロテープ	「セロテープ」は、指定商品「セロファン製テープ」を暗示しているとはいえ、単にその品質・形状を表わすに過ぎないものではないとされた事例(昭和42年12月21日 東京高昭和39年(行ケ)第27号)	186
33	スベラーヌ	「スベラーヌ」は、指定商品「滑り止め付き建築又は構築専用材料」について、商品の特性を普通に用いられる方法で表示する標章であるとされた事例(昭和59年1月30日 東京高昭和56年(行ケ)第138号)	187
34	マキツール	「マキツール」は、指定商品「ロールブラインド、ロールスクリーン等の巻き取る機構(構造)を有する商品」について、品質、機構(構造)を認識させるとされた事例(平成9年9月18日 平成元年審判第2238号)	187
35	立体商標 (印刷インキ等の 収納容器)	出願に係る立体商標は、指定商品「印刷インキ等の収納容器」の形状を表示するにすぎないとされた事例(平成11年12月10日 平成10年審判第16582号)	188
36	立体商標 (筆記用具)	出願に係る立体商標は、指定商品「筆記用具」の形状そのものを認識するにとどまるとされた事例(平成12年12月21日 東京高平成11年(行ケ)第406号)	189
37	立体商標 (乳酸菌飲料の収 納容器)	出願に係る立体商標は、指定商品「乳酸菌飲料」の収納容器の形状を表したものと認識させるにとどまるとした事例(平成13年7月17日 東京高平成12年(行ケ)第474号)	190
38	立体商標 (靴等の飾り金具)	本願商標は、靴等の飾り金具として使用されるときは、指定商品が通常取り得る形状の範囲を超えていないとして、商標法第3条第1項第3号に該当するとされた事例(平成14年7月18日 東京高平成13年(行ケ)第447号)	190
39	The American Automobile	内容を認識させる商標であっても定期刊行物において特別顕著の要件を具備するとされた事例(昭和7年6月16日 大審院昭和6年(オ)2759号)	191

40	POS	被告使用の「POS」の文字は、被告書籍の内容を示すために表示されているものであり、被告商品の出所表示として使用されているのではないから、これと同一の文字からなる登録商標の商標権を侵害するものではないとされた事例（昭和63年9月16日 東京地昭和62年（ワ）第9572号）	192
41	夏目漱石小説集	「夏目漱石小説集」等の文字を指定商品「書籍」等について使用するものは、刊行物の内容を表示するものであって、旧商標法第1条第2項の特別顕著性を有しないとされた事例（昭和24年10月25日 昭和23年抗告審判第181号～第209号）	192
42	GEORGIA	「産地又は販売地には、必ずしも当該商標の表示する土地において指定商品が現実には生産又は販売されていない場合であっても、何らかの理由により指定商品が当該商標の表示する土地において生産又は販売されているであろうと一般に認識される地名も含まれる」とした事例「GEORGIA」（第29類コーヒー等 昭和61年1月23日 最高裁昭和60年（行ツ）第68号）	193


§ 第3条第1項第4号


審判決 No.	商標	事件の見出し	掲載 頁
43	チバ	「チバ」はありふれた氏姓として理解し、または、容易に直感するものであるとみるのが社会通念上相当であるとされた例（昭和43年3月30日 東京高昭和42年（行ケ）第144号）	194
44	品川L.P.ガス	本願商標のうち「LPガス」の部分は液化石油系炭化水素類を表示するものであるから、本願商標の要部は「品川」の部分になり、これは氏として普通一般に使用されているものであるから、自他商品識別力がないとされた事例（昭和42年7月31日 昭和41年審判第5240号）	194
45	株式会社倉田	「株式会社」の文字は法人の企業形態を表示するもので、極めて普通で使用されているものであり、「倉田」の氏姓がありふれたものであることよりすれば、これに接する取引者、需要者はありふれた名称（商号）を表示するものと理解、把握するに止まり、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないとされた事例（昭和48年8月17日 昭和43年審判第3878号）	195

§ 審判決例（要約）

46	明石屋	本願商標は、著名な行政区画である「明石市」（兵庫県）を略称した「明石」の文字に商号を表す「屋」の文字を付加してなる商号商標であり、このような商号は同市の居住者、関係者が自由に採択使用することができるものであり、自他商品識別標識としての機能を有しないとされた事例(昭和43年4月12日 昭和41年審判第6352号)	195
----	-----	--	-----

§ 第3条第1項第5号

審判決 No.	商標	事件の見出し	掲載 頁
47		青色で横長楕円形の図形を描いてなるにすぎない本願商標をその指定商品に使用しても、自他商品の識別標識としての機能を果たさないとされた事例(昭和49年6月29日 昭和47年審判第4042号)	196
48	卍	肉太に表した十の字の各先端に、同一の太さをもって左方向に鉤状に短い線を配したにすぎない極めて簡単な標章であり、第3条1項5号に該当するとされた事例(平成12年5月16日 平成11年審判第15145号)	196
49	WA - 7	ローマ字とアラビア数字をハイフンを用いて結合した標章は、被服、電気器具その他の家庭用品において商品の規格、型式等を表す記号として広汎に使用されており、需要者にとっては、きわめて簡単でありふれたものであり、第3条1項5号に該当するとされた事例(昭和45年2月26日 東京高昭和41年(行ケ)第112号)	197
50	AA	一般的にローマ字2字は商品の符号・分類記号として使用されているため、ローマ字2字は業者が自由に採択使用しうるものであって、自他商品識別機能を具備しないものと認められるとされた事例(昭和45年5月23日 昭和42年審判第729号)	197
51	L - I P	「くちびる」を意味する英単語「L i p」が基本語であることを考慮してもなお、本願商標の構成ないし文字配列から「リップ」の称呼が生じたり、「L i p」の観念を想起するものと認めることはできず、第3条1項5号の「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標」に該当するとされた事例(平成18年1月30日 知財高平成17年(行ケ)第10631号)	198
52	555	「555」のような数字の3文字は、一般に商品の品番、規格等を表示するための記号、符号として、商取引上普通に採択使用されているところであって、本願商標の表示もその一類型にすぎないものであるとされた事例(平成4年9月10日 昭和63年審判第4967号)	198

53	200	本願商標の構成は取り立てて特異の構成と認めることはできないし、極めて簡単で、かつ、ありふれたものであるから、これを指定商品に使用しても何人の業務に係る商品であるかを認識することができないものとされた事例(昭和 41 年 5 月 2 日 昭和 39 年審判第 4120 号)	199
54	エイティーン	「エイティーン」の文字は、たとえ片仮名文字をもって表示されても英語の基数「18」の発音を表記したものと何人も容易に理解するものといわざるを得ず、単に商品の品番、形式、規格等を表示するため基数「18」の代わりに使用されるものとして認識されるにすぎないものといふべきとされた事例(昭和 47 年 1 月 18 日 昭和 45 年審判第 2381 号)	199
55		ありふれた菱形の輪郭で「KO」の文字を囲む構成も、単に「KO」を強調しないし印象付ける域を出ず、極めて簡単でありふれた標章といわざるを得ず、特別顕著性を有しないとされた事例(昭和 50 年 9 月 16 日 東京高昭和 50 年(行ケ)第 33 号)	200



§ 第 3 条 第 1 項 第 6 号

審判決 No.	商標	事件の見出し	掲載 頁
56	図形 (トランプの図柄)	規則的な地模様であっても、特徴的な形態が見いだせれば自他商品の識別機能を有する場合もありうるが、本願商標のような態様には、自他商品識別機能を果たすことができるような特徴的な部分を見いだすことができないとされた事例(平成 12 年 1 月 18 日 東京高平成 11 年(行ケ)第 156 号)	200
57	パールブリッジを 渡ってきました	本願商標中の「パールブリッジ」は、明石海峡大橋の愛称であり、これを指定商品「菓子」に使用しても、取引者、需要者は明石海峡大橋の渡橋ないし観光記念の土産物であることをメッセージ風に表示したものと認識するにすぎないとされた事例(平成 12 年 1 月 6 日 平成 11 年審判第 13577 号)	201
58	習う楽しさ 教える喜び	本願商標が、指定役務「技芸、スポーツ又は知識の教授」に使用されたときは、取引者、需要者はごく自然に、役務の宣伝文句ないしキャッチフレーズとして認識するものといふべきとされた事例(平成 13 年 6 月 28 日 東京高平成 13 年(行ケ)第 45 号)	202

59	平成	「ヘイセイ」「へいせい」「平成」「HEISEI」の文字を表した商標は、商品の生産時期等を表すものとして一般に使用される現元号を表したにすぎない表示として認識されるにとどまるものと判断するのが相当とされた事例（平成6年11月29日 平成2年審判第17637号）	202
----	----	---	-----

§ 3条第2項

審判決 No.	商標	事件の見出し	掲載
60	GEORGIA	商標法第3条2項により商標登録を受けることができるのは、商標が特定の商品につき同項所定の要件を充足するに至った場合、その特定の商品を指定商品とするときに限るものとされた事例（昭和59年9月26日 東京高昭和58年(行ケ)第156号）	203
61	吉向焼	出願された商標と、使用に係る商標とが相違するとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例（昭和60年4月25日 東京高昭和59年(行ケ)第97号）	203
62	立体商標 (筆記用具)	立体的形状のみが独立して自他商品の識別力を有しているものということとはできないとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例（平成12年12月21日 東京高平成11年(行ケ)第406号）	203
63	立体商標 (乳酸菌飲料の容器)	立体的形状のみが独立して自他商品の識別力を有しているものということとはできないとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例（平成13年7月17日 東京高平成12年(行ケ)第474号）	204
64	ゆず七味	本件商標については、日本全国において出願人以外の使用例が認められるとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例（平成14年12月26日 東京高平成14年(行ケ)第279号）	205
65	立体商標 (ウイスキー瓶)	使用に係る本件ウイスキー瓶は、平面標章部分の自他商品識別力が著しく強かったことから、本願立体商標とは同一性を有しないとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例（平成15年8月29日 東京高平成14年(行ケ)第581号）	206
66	やば	出願された商標について、一部地域で原告商標として知られているとしても、他の地域で原告以外の多数の使用により商標法第3条第2項が認められなかった事例（平成10年11月26日 東京高平成10年(行ケ)第74号）	207
67	いかしゅうまい	出願された商標は、原告以外にも多数使用されているとして、使用による識別力の取得が否定された事例（平成12年4月13日 東京高平成11年(行ケ)第101号）	207

68	家事用手袋 (立体商標)	商品の形状のみからなる立体商標について、その使用により自他商品の識別力を獲得するに至っているとは認め難いとされた事例(平成 12 年 6 月 19 日 平成 10 年審判第 16591 号)	208
69	プロ仕様	「プロ仕様」の文字が、使用による識別性を獲得していないとされた事例(平成 15 年 4 月 22 日 東京高平成 14 年(行ケ)第 335 号)	210
70	ひよこ (立体商標)	ひよ子の立体商標は、未だ全国的な周知性を獲得するに至っておらず、使用による識別性を獲得していたものとは認められなかった事例(平成 18 年 11 月 29 日 知財高平成 17 年(行ケ)第 10673 号)	210
71		懐中電灯の立体形状からなる商標が使用により自他商品識別機能を備えるに至っていると判断された事例(平成 19 年 6 月 27 日 知財高平成 18 年(行ケ)第 10555 号)	212
72		リターナブル瓶入りの原告商品の立体的形状は、需要者において、他社商品と区別する指標として認識されるに至ったものと認めるのが相当とされた事例(平成 20 年 5 月 29 日 知財高平成 19 年(行ケ)第 10215 号)	214

§ 第 4 条第 1 項第 1 号

審判決 No.	商標	事件の見出し	掲載 頁
73	図形 (菊花紋章と類似するもの)	出願された商標が菊花紋章と類似するとされた事例(昭和 56 年 8 月 31 日 東京高昭和 55 年(行ケ)第 211 号)	217

§ 第 4 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号

審判決 No.	商標	事件の見出し	掲載 頁
74	図形 (カナダの記章を一部に有するもの)	本願商標は、構成中のカエデの葉を図案化して表したと認める得る図形部分は、カナダ国の記章と外観において類似するばかりでなく、独立して看者の注意を惹くものとされた事例(昭和 54 年 11 月 8 日昭和 53 年審判第 2883 号)	218
75	EUREKA	本願商標は、欧州先端技術共同体構想(European Research Coordination Action)の略称を表示する標章と同一又は類似の商標であるとされた事例(平成 11 年 6 月 18 日 平成 7 年審判第 8941 号)	218

第4条第1項第6号

審判決 No.	商標	事件の見出し	掲載 頁
76	全国消費者団体連合会	「全国消費者団体連合会」の文字は、公益に関する団体であって、営利を目的としない著名な団体を表す名称である「全国消費者団体連絡会」なる標章と類似するものであるとされた事例(昭和52年9月30日 昭和48年審判第2453号)	218
77	五輪	「五輪」の文字は、わが国において「オリンピック」の俗称として広く一般世人に親しまれ、かつ、「ゴリン」の称呼をもって普通に使用されているのが実情であり、これに接する者は「オリンピック」に通ずるものであると容易に理解し、把握すると判断するのが相当とされた事例(昭和63年2月25日 昭和58年審判第23669号)	219

§ 第4条第1項第7号

審判決 No.	商標	事件の見出し	掲載 頁
78	-	商標の構成自体が矯激、卑わいなものでなくても、その商標を指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も登録を拒否すべしとした事例（昭和27年10月10日 東京高昭和26年(行ナ)第29号）	219
79	ほろはた 母衣旗	本件商標は、町の経済の振興を図るという公益的な施策に便乗して、公共の利益を損なう結果に至ることを知りながら、「母衣旗」名称による利益の独占を図る意図でしたものとされた事例（平成11年11月29日 東京高平成10年（行ケ）第18号）	220
80	昭和大仏	本件商標は、当該仏像を所有する請求人に無断で本件の出願をなしたものであるから、かかる行為は、社会の一般道徳観念に反するものであって、公の秩序を害するおそれがあるとされた事例(平成4年3月5日 昭和60年審判第18883号)	220
81	特許管理士会	本願商標は、「弁理士」と紛らわしい「特許管理士」の語を構成の主要部とし、「弁理士会」と紛らわしい「特許管理士会」の語からなるものであるから、その指定する商品に使用することは、特許制度の利用者である一般の国民が特許管理などの専門家である弁理士及び弁理士を会員とする弁理士会に寄せる信頼を害することになり、社会公共の利益に反するものとされた事例（平成11年4月21日 東京高平成10年(行ケ)第299号）	221

82	特許管理士	本件商標は、現実には弁理士にしか許されていない業務を行う資格を有する者と誤信され、弁理士と混同されるおそれがあったものとされた事例(平成 11 年 11 月 30 日 東京高平成 10 年(行ケ)第 289 号)	222
83	特許大学	学校教育法 8 3 条の 2 第 1 項に掲げる教育施設以外の教育施設が大学の名称を用いることは、公の秩序を害するおそれがあるものとされた事例(昭和 56 年 8 月 31 日 東京高昭和 55 年(行ケ)第 213 号)	222
84	F - B - I	本願商標を、出願人が商標として使用することは、アメリカ合衆国連邦捜査局の権威を損ね、ひいては国際信義にもとるものといわなければならないとされた事例(平成 4 年 3 月 12 日 昭和 61 年審判第 2177 号)	223
85	ダリ D A R I	故人の著名な略称と類似する商標が国際信義に反する等の理由から、商標法 4 条 1 項 7 号に該当するとされた事例(平成 14 年 7 月 30 日 東京高平成 13 年(行ケ)第 443 号)	223
86	建設大臣	「建設大臣」の文字からなる本願商標について、登録を認めることは、国民の行政に対する信頼を損ねるとともに、取引秩序を乱すおそれがあり、社会公共の利益に反するとされた事例(平成 16 年 11 月 25 日 東京高平成 16 年(行ケ)第 196 号)	224
87	ドゥーセラム DUCERAM	取引の交渉を行っておりながら、相手側に無断で商標登録を行ったことは国際商道徳・信義に反するものとされた事例(平成 11 年 12 月 22 日 東京高平成 10 年(行ケ)第 185 号)	225
88		その使用が他人の著作権と抵触する商標であっても、商標法 4 条 1 項 7 号に規定する商標に当たらないものとするのが相当とされた事例(旧第 31 類調味料等 平成 13 年 5 月 30 日 東京高平成 12 年(行ナ)第 386 号)	226
89	Anne of Green Gables	原告による本件商標の出願の経緯には社会的相当性を欠く面があったことは否定できないとされた事例(第 9 類眼鏡等 平成 18 年 9 月 20 日 知財高平成 17 年(行ケ)第 10349 号)	227
90	カーネギー・スペシャル CARNEGIE SPECIAL	原告は、被告の実施している講座の評価を利用する意図で、登録を受けたものと認定でき、不正の目的を有していたと認められるとされた事例(平成 14 年 8 月 29 日 東京高平成 13 年(行ケ)第 529 号)	228
91	Juventus	出願の際には、当該団体もその略称も我が国において著名ではなく、それ故、出願が前示のような不正な意図を伴うものではなかった場合には、その出願後に、当該団体及びその略称が我が国において著名となったとしても、そのこと故をもって直ちに該商標に係る商標権を保有することが公序良俗を害するものになるとは解し難いとされた事例(第 21 類装身具等 平成 11 年 3 月 24 日 東京高平成 10 年(行ケ)第 1 号)	229

§ 審判決例（要約）

92	福沢諭吉	遺族等の承諾を得ることなく本件商標を指定商品について登録することは、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとされた事例（第16類印刷物等 平成17年5月31日 無効2004-89021号）	230
93	野口英世	遺族等の承諾を得ることなく本願商標を指定商品について登録することは、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとされた事例（平成18年5月30日 不服2003-18577号）	230

§ 第4条第1項第8号

審判決 No.	商標	事件の見出し	掲載 頁
94	-	出願に係る商標が旧商標法第2条第1項第5号(現行商標法の第4条第1項第8号に相当)に該当するには、生存する他人の肖像等であることを要すると解するとされた事例(昭和3年3月29日 大審院昭和3年(オ)第125号)	231
95	アナ アスラン Ana Aslan	人格権は、一身専属的な権利であって、その者の死亡により消滅するというべきであるから、商標法4条1項8号でいう「他人」には故人が含まれないとされた事例(平成17年6月30日 知財高平成17年(行ケ)第10336号)	231
96	ジャイアンツの江川	「ジャイアンツの江川」よりは、一般世人をして誰しも、プロ野球読売ジャイアンツに在団していた江川卓氏を想起させるものであることから、同氏の著名な略称を含む商標であるとされた事例(平成元年4月13日 昭和57年審判第7023号)	232
97	青木功	出願に係る商標が自己の氏名を表すものであっても、同一氏名の他人がいるときはその他人の承諾を要するとした事例 昭和54年12月17日 昭和52年審判第17348号)	233
98	FREEFRAME	法人格のない団体が第4条第1項第8号の「他人」に含まれるとした事例(平成10年1月14日 東京高平成8年(行ケ)第225号)	233
99	財団法人 日本美容医学研究会	法人格のない団体が第4条第1項第8号の「他人」に含まれるとした上で、その団体の名称について第4条第1項第8号を適用するためには、著名性が必要であるとした事例(平成13年4月26日 東京高平成12年(行ケ)第344号)	234

100	月の友の会	商号から「株式会社」の文字を除いた部分は、「他人の名称の略称」にあたり、「著名」であるときに限り商標登録を受けることができないと判示された商標「月の友の会」の事例（昭和 57 年 11 月 12 日 最高裁昭和 57 年（行ツ）第 15 号）	234
101	SONYAN	指定商品との関係から周知著名な略称を含む商標と認定された事例（昭和 53 年 4 月 26 日 東京高昭和 52 年（行ケ）第 133 号）	235
102	LEONARD KAMHOUT	出願時に 8 号本文に該当する商標について商標登録を受けるためには、査定時において 8 号括弧書の承諾があることを要するものであり、出願時に上記承諾があったとしても、査定時にこれを欠くときは、商標登録を受けることができないと解するのが相当であるとされた事例（平成 16 年 6 月 08 日 最高裁平成 15（行ヒ）265）	236

§ 第 4 条第 1 項第 10 号

審判決 No.	本願商標	引用商標	事件の見出し	掲載 頁
103	ANDERSEN アンダーソン	-	需要者が一定分野の関係者に限定されている商品の場合には、その需要者間で周知であればよいとされた事例（平成 6 年 7 月 21 日 平成 2 年審判第 3176 号）	237
104	ミネルバ	ミネルヴァ書房	昭和 24 年以来「ミネルヴァ書房」の標章を表示し、昭和 43 年までの間に約 1600 点の書籍を刊行し総発行部数は約 400 万部に達していることが認められることよりすれば、本件商標の登録出願の日前すでに被告の業務に係る商品を表示するものとして需要者間に広く認識されていたものと認められるとされた事例（昭和 55 年 5 月 28 日 東京高昭和 53 年（行ケ）第 22 号）	238
105	NEW YORKER	new yorker	証拠による各種認定事実から、引用商標が本願商標出願前にその取引者需要者間に広く認識されていたものとされた事例（昭和 42 年 1 月 26 日 東京高昭和 36 年（行ナ）第 35 号）	238
106	株式会社 河内駿河屋	駿河屋	本件商標「株式会社河内駿河屋」は、「駿河屋」の文字部分に要部があり、「スルガヤ」の称呼、「和菓子の老舗としての駿河屋」の観念が生ずるとされた事例（平成 8 年 8 月 9 日 東京高平成 6 年（行ケ）第 164 号）	240

§ 審判決例（要約）

107	コンピューター ワールド	COMPUTERWORLD	アメリカのコンピューター関係の情報紙に係る商標が我が国のコンピューターなどに関する企業の関係者・技術者に広く認識されていたとして、その商標を周知のものと認定した事例 (平成4年2月26日 東京高平成3年(行ケ)第29号)	241
108	ELLE CLUB	E L L E	「ELLECLUB」は「ELLE」に類似するとされた事例 (平成10年11月27日 東京地平成9年(ワ)第15630号外)	242
109	D C C	D C C	全国的に流通する日常使用の一般的商品については、全国にわたる主要商圏の同種商品取扱業者の間に相当程度認識されているか、あるいは、1県の単位にとどまらず、その隣接数県の相当範囲の地域にわたって、少なくともその同種商品取扱業者の半ばに達する程度の層に認識されていることを要するものと解すべきであるとされた事例(第22類 コーヒー等 昭和58年6月16日 東京高昭和57年(行ケ)第110号)	242
110	SHINAGAWA INTER CITY 品川インターシティ	INTER CITY	周知であるといえるためには、特別の事情が認められない限り、全国的にかなり知られているか、全国的でなくとも、数県にまたがる程度の相当に広い範囲で多数の取引者・需要者に知られていることが必要であるとされた事例(第36類土地の売買等 平成14年6月11日 東京高昭平成13年(行ケ)第430号)	243

§ 第4条第1項第11号

審判決 No.	本願商標	引用商標	事件の見出し	掲載 頁
111		しょうざん	商標の類否の判断は、外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合的に考察すること、具体的な取引状況に基づいて判断することを示した事例(昭和43年2月27日 最高裁昭和39年(行ツ)第110号)	244
112			商標の類否の判断に当たり考慮することのできる取引の実情とは、指定商品全般についての一般的恒常的なそれを指すものであって、特殊的、限定的なそれを指すものではないとした事例(昭和49年4月25日 最高裁昭和47年(行ツ)第33号)	245

113	橘正宗	橘焼酎	商標が類似のものであるかどうかは、その商標を或る商品につき使用した場合に、商品の出所について誤認混同を生ずる虞があると認められるかどうかにより判定すべきであり、また、指定商品の類似は、これらの商品に同一又は類似の商標を使用するときに同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認させる虞があると認められる関係にある場合であるとした事例(昭和 36 年 6 月 27 日 最高裁昭和 33 年(オ)第 1104 号)	245
114	PIONEERSUPER パ°イオニアス-パ°	パイオニヤ	本願商標の後半の「SUPER」、「スーパー」の文字は、商品が上等のものであることを示すために商標に使用されることが少なくないことから、それ自体商品識別の機能が低い文字であるといわざるを得ないとされた事例(昭和 63 年 12 月 22 日 東京高昭和 63 年(行ケ)第 200 号)	246
115	HYPERchannel	 ほか	出願された商標「HYPERchannel」は、簡易迅速を尊ぶ商取引の実際においては、大文字「HYPER」と小文字「channel」が分離して認識され、「HYPER」の部分が取引者、需要者の最も注意を惹く要部をなすと認めるのが相当とされた事例(平成 7 年 11 月 14 日 東京高平成 7 年(行ケ)第 93 号)	246
116	リヲタカラヅカ  LYRATAKARAZUKA	寶塚	商標の構成の一部より生ずる称呼、観念が他人の商標より生ずる称呼、観念と類似するときは、両商標は類似するものと解するのが相当であるとされた事例(昭和 38 年 12 月 5 日 最高裁昭和 37 年(オ)第 953 号)	247
117	SONYLINE	SONY	「SONYLINE」と著名商標「SONY」は類似するとされた事例(昭和 55 年 6 月 18 日 東京高昭和 55 年(行ケ)第 21 号)	248
118	松竹梅酒造 株式会社	松竹梅	本願商標のうち、需要者等の注意を惹く特徴的部分が「酒造株式会社」を除いた「松竹梅」にあるというべきであるとされた事例(昭和 53 年 2 月 1 日 東京高昭和 51 年(行ケ)第 52 号)	248
119	立体商標 (蛸)	図形 (蛸)	立体商標と平面商標が外観上類似するとした審決が支持された事例(平成 13 年 1 月 31 日 東京高平成 12 年(行ケ)第 234 号)	249
120	H I P R O ハイプロ	アイプロ I P R O	商品の類否の判断は、取引の実情、即ち商品の生産部門、販売部門、原材料及び品質、用途、需要者の範囲が一致するかどうか、完成品と部品との関係にあるかどうか等を総合的に考慮し	250

§ 審判決例（要約）

			て判断をすべきであるとした事例(平成 8 年 3 月 21 日 東京高平成 7 年(行ケ)第 161 号)	
121	PEACOCK	図形 (孔雀)	指定商品の類否を判定するにあたっては、商品の品質、形状、用途が同一であるかどうかを基準とするだけではなく、その用途において密接な関連を有するかどうかとか、同一の店舗で販売されるのが通常であるかどうかというような取引の実情をも考慮すべきとした事例(昭和 39 年 6 月 16 日 最高裁昭和 37 年(オ)第 955 号)	251

§ 第 4 条第 1 項第 1 5 号

審判決 No.	本願商標	引用商標	事件の見出し	掲載 頁
122	レールデュ タン	L'Air du temps	1 5 号にいう出所の混同の概念には、狭義の混同だけではなく、広義の混同をも含まれるとした最高裁の事例(平成 12 年 7 月 11 日 最高裁平成 10 年(行ヒ)第 85 号)	252
123			他人の業務に係る商品又は役務を表示する標章が、全国的に周知あるいは著名なものでなくとも商標法 4 条 1 項 1 5 号に該当する場合があることを判示した事例(平成 10 年 11 月 10 日 東京高平成 9 年(行ケ)第 323 号)	253
124	メバスロリン MEVASROLIN	メパロチン	引用商標の高度な著名性及び独創性、両商標の類似性の程度、指定商品の性質、用途、目的における関連性の強さ、取引者・需要者の共通性の程度を考慮すれば、本件商標は指定商品「高脂血症用剤」に使用したときは、出所の混同のおそれがあるとされた事例(平成 17 年 2 月 24 日 東京高平成 16 年(行ケ)第 256 号)	254
125	ILANCELI	LANCEL	他人の著名商標「LANCEL」の部分が認識されるとして、出所の混同のおそれがあるとされた事例(平成 11 年 12 月 21 日 東京高平成 11 年(行ケ)第 217 号)	255
126	IZOD BY IMAGAWA	I Z O D	服飾等の分野にあっては、米国において著名な商標は、日本においてもよく知られているとみて差し支えないとして商標法第 4 条第 1 項第 1 5 号に該当するとした例(平成 8 年 8 月 5 日 東京高平成 7 年(行ケ)第 262 号)	256

§ 第4条第1項第16号

審判決 No.	商標	事件の見出し	掲載 頁
127	氷°リリガイトラ-	商標法第4条第1項第16号の品質について、そのような商品が現実に製造、販売されている必要はないとされた事例（平成元年4月20日 東京高昭和63年（行ケ）113号）	256
128	梅	本件商標は、「梅の実の加工品を加味した食用粉類、食養グルテン以外の食用粉類、食用グルテン」に使用されたときは、品質の誤認を生ずるおそれがあるとされた事例（平成17年1月20日東京高平成16年（行ケ）第189号）	257


§ 第4条第1項第19号

審判決 No.	本願商標	引用商標	事件の見出し	掲載 頁
129		Office2000	商標の著名性へのただ乗り、希釈化のおそれがあることから、不正の目的があったものとされた事例（平成13年11月20日 東京高平成13年（行ケ）205号）	258
130	MANE and TAIL メインアンドテイル	Mane n Tail	本件商標の出願当時、米国内において引用商標が周知であることを知りながら、被告の国内参入の阻止や日本進出に際し国内代理店契約の締結を強制するなどの不正の目的のために、本件商標を出願し、設定登録を受けたものと推認された事例（平成17年6月20日 知財高平成17年（行ケ）第10213号）	259
131			外国周知商標の権利者の国内参入阻止、該商標の希釈化、不当利益を得る等の目的で出願されたもので、不正の目的をもって使用する商標に該当するとされた事例（平成12年3月28日 平成10年異議第92239号）	260
132	MARIEFRANCE		フランスで周知著名な商標についてこれを流用して出願されたものを不正の目的をもって使用するものとした事例（平成11年8月11日 平成7年審判第25958号）	261



§ 審判決例（要約）

133	-	-	商標法第4条第1項第19号でいう「需要者の間に広く認識された」商標とは、必ずしも「著名」であることを要せず、「不正目的」の有無を決める一要素となることを通じて判断すべきとした事例（平成14年8月22日 東京高平成14（行ケ）第97号）	261
-----	---	---	---	-----

§ 第10条

審判決 No.	本願商標	引用商標	事件の見出し	掲載 頁
134		eA c c e s s	商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に、分割出願がされ、もとの商標登録出願について指定商品等を削除する補正がされたときには、その補正の効果が商標登録出願の時にさかのぼって生ずることはないとされた事例（平成17年7月14日 最高裁平成16（行ヒ）4）（原審 平成15年10月7日 東京高平成15（行ケ）83）	262

§ 第16条の2及び第17条の2

審判決 No.	本願商標	引用商標	事件の見出し	掲載 頁
135			図形商標について、出願当初のものと相違するため、要旨変更とされた事例（昭和43年8月17日 昭和40年審判第747号）	264
136	-	-	第29類「オレンジのさのう入りジュース」を第29類「粒状の果肉入り果実飲料」と補正することは、指定商品の範囲を変更し、かつ、拡大するものであるとした事例（昭和60年4月5日 昭和56年審判第15527号）	264

～要約～

1．商標審査基準と同じ審査基準の一つである類似商品審査基準についての法的性格について言及した事例（昭和46年11月25日 東京高昭和43年（行ケ）第180号）

原告は、審決は類似商品審査基準に違反するから違法である旨主張するが、いわゆる審査基準は、特許庁における商標登録出願審査事務の便宜と統一のため定められた内規に過ぎず、法規としての効力を有すると解すべき根拠はないから、仮に審決が類似商品審査基準に違反していても、違法であるとはいえないことは明らかである。

2．商標審査基準（周知・著名商標の保護）に付言し、具体的案件についての適用の適否に触れた事例（平成12年10月25日 東京高平成11年（行ケ）第372号）

原告主張の特許庁の商標審査基準について付言するに、平成11年6月に周知・著名商標の保護等を目的として改正された審査基準によれば、商標法4条1項15号に関し、他人の著名商標の一部に有する商標が、当該他人の著名な商標と類似しないと認められる場合において、商品又は役務の混同を生ずるおそれがあるときは、原則として、同号の規定に該当するものとする旨、また、他人の著名な商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上のつながりがあるものなどを含め、原則として、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して取り扱う旨を定めていることは、当裁判所に顕著である。

しかしながら、およそ商標審査基準が法令としての効力を有するものでないことはもとより、上記改正に係る商標審査基準が、その改正前の平成9年7月11日に設定登録がされている本件商標に適用されるものではないことも明らかであるばかりでなく、前示のとおり、登録出願当時既に独自の著名性を獲得していると認められる本件商標のようなものについては、その構成態様が引用各商標と他の文字とが結合したものに当たるとしても、前示商標審査基準の例外として、出所の混同を生ずるおそれがあるとの推認は働かないものと解するのが相当である。

したがって、いずれにしても、前示商標審査基準の定めがあるからといって、本件商標が商標法4条1項15号に該当するということはできない。

3．商標法第3条第1項についての適用判断の基準時を「査定又は審決時」と解するのが相当であるとした事例（昭和46年9月9日 東京高昭和45年（行ケ）第5号）

原告は、まず、商標法3条1項3号の適用判断の基準時は、商標登録の出願時であるから、本願商標の登録出願の後に刊行された引用文献を判断の資料とすることは許されない旨主張するが、同条項の適用判断の基準時は、査定または審決の時と解するのが相当である。けだし、商標法3条1項は、商標の登録に関する積極的な要件ないしは商標の一般的登録要件に関する規定、換言すれば、登録を出願している商標がそれ自体取引上自他の商品を識別する機能を有すべきことを登録の要件とする趣

旨の規定であって、同項各号にかかる識別的機能を有しないものを列挙し、このようなものについては登録を拒絶すべきことを法定したものであるというべく、したがって、このような要件の存否の判断は、行政処分（商標登録の許否が一の行政処分であることはいうまでもない。）の本来的性格にかんがみ、一般の行政処分の場合におけると同じく、特別の規定の存しない限り、行政処分時、すなわち査定時または審決時を基準とすべきものと解するのが相当であるからである（この理は、登録阻却要件を定めた商標法4条1項についても同様であって、同条3項がこれについての例外的規定を設けていることも、このように解することによってその合理性を首肯することができるとともに、同条におけるこのような例外的規定の設定の事実は、3条についての前叙のごとき解釈をすることの相当な所以を裏づけるものともいうことができよう。）もっとも、このように解した場合、かりに特許庁が不当に査定ないし審決を遷延することがあったとすると、その間に出願人が登録出願をしている商標について登録要件が欠けるに至り、その結果出願人が不当な不利益をこうむるという事態の発生が絶無であることを保しがたいが、このような不当な不利益は別途にこれが救済を受けうべく、かかる事態の発生のおそれがあることを理由に法律上何ら特別規定がないにもかかわらず、商標登録に関する処分に限り、通常一般の場合と例を異にし、行政処分すなわち商標登録についての要件の存否を行政処分の申請時すなわち商標登録の出願時を基準として判断決定するというごとき解釈は、当裁判所の到底採用しがたいところである。

4．商標法第3条の登録要件の認定判断は、審決時（査定時）における取引の実情等を勘案して行われるべきであり、過去の登録例には左右されないとされた事例（平成6年10月20日 東京高平成6年（行ケ）第35号）

本願商標は、下記に表示した構成よりなり、第10類「理化学機械器具、光学機械器具、測定機械器具、医療機械器具」等を指定商品とするものである。

商標が自他商品識別機能を有するものであるかは、拒絶査定に対する不服の審判請求に対してなされた審決時を基準時として、その指定商品との関係において、当該商品の取引の実情を勘案して判断すべきである。

原告は、「URO」「ウロ」という語と他の商品の品質を連想させる語との結合とからなるもので過去において登録された商標が多数あるとして例示するけれども、本審決時における「URO」「ウロ」という語の意味、取引の実情、指定商品との関係、組み合わせた語句との関係等を無視して一般的に比較することはできないといわざるを得ず、これらの既登録例があることをもって、本願商標の識別力についてこれを有しないとした認定判断を覆すことはできない。

UROBAG
ウロバッグ

本願商標

5 . 本願商標が登録されるべきであるかどうかは、専ら、審決時において、我が国において本願商標が活字等の取引者又は需要者においてどのような意味を有するものとして認識され用いられていたかによって判断されるべきであるとされた事例（平成13年7月18日 東京高平成12年（行ケ）第427号）

本願商標は、「HELVETICA」の欧文文字を書してなり、第9類「産業機械器具、事務用機械器具」等を指定商品とするものである。

証拠によれば、本願商標の「HELVETICA」のほか、「Helvetica」及び「ヘルベチカ」ないし「ヘルヴェチカ」の語は、欧文書体の一書体名であるヘルベチカ書体を意味するものとして使用されていることが認められ、他方、本願商標が特定の商品出所を表示する識別力を有すると認めるに足りる確かな証拠はない。

そうすると、我が国において、本願商標を指定商品中「ヘルベチカ書体の活字及び写真植字機の文字盤」に使用しても、単にその商品の品質を表しているにすぎず、また、これを上記商品以外の指定商品に使用するとき、商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあるとした審決の判断は正当というべきである。

本願商標が登録されるべきであるかどうかは、専ら、審決時において、我が国において本願商標が活字等の取引者又は需要者においてどのような意味を有するものとして認識され用いられていたかによって判断されるべきである。一般に、商標としての商品識別力を有していた標章が時代の推移とともに商品識別力を喪失することはまれではなく、また、特定の国において商品識別力を有する標章が、他国においては商品の一般名称又は品質表示として用いられているということもまれではない。本願商標の由来が原告主張のようなものであったとすれば、本願商標が長年にわたり広く使用された結果、今日の我が国においては、欧文書体の一種であるヘルベチカ書体を表すものとして、取引者又は需要者に広く認識され用いられるに至ったものと推認される。

6 . 「サニーレタス」は、レタスの普通名称であり、自他商品の識別標識とは認識し得ないとされた事例（昭和60年8月6日 昭和57年審判第2936号）

本願商標は、「サニーレタス」の文字よりなり、第32類「レタス」を指定商品とするものである。

「やさい読本（青果流通消費研究会編）」等によれば、サニーレタスはレタスの一種で昭和40年代に商品名として命名されたものであり、原産地は中近東地域で、不結球型のリーフ型レタスの一種であって、我が国においても栽培されており、年じゅう出回っていることが認められる。そして、八百屋、スーパーマーケット等において、通常の野菜類と共に葉先が茶紅色をした不結球のリーフ型レタスを「サニーレタス」と称して販売されている事実がある。

してみると、これをその指定商品中「サニーレタス」（葉先が茶紅色をした不結球のリーフ型レタス）に使用するとき、この種商品の取引者需要者は、前記の事実よりして、その商品が「サニーレ

タス」であることを表現するための文字として理解し、認識するに止まり、自他商品の識別標識とは認識し得ないものといわなければならない。

したがって、本願商標は、その指定商品中の「サニーレタス」については、商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示してなるにすぎないから、商標法3条1項1号に該当する。

7. 「ポケベル」は、「無線呼出用携帯受信機」の普通名称の略称であるとされた事例(平成6年11月17日 昭和62年審判第15568号)

本願商標は、「ポケベル」の文字を横書きしてなり、第11類「無線呼出用携帯受信機」を指定商品とするものである。

ところで、「ポケットベル」あるいはその略称としての「ポケベル」の語は、「携帯用の小型無線呼び出し機」あるいは「無線による呼び出し受信機（装置）」を指称し、「無線による個別呼び出し方式」、「無線呼び出し」等を意味するものとして一般に使用され、各種の日刊紙、雑誌においても商品、サービスの広告、宣伝がなされているのが実情である。

そうとすれば、本願商標「ポケベル」をその指定商品「無線呼出用携帯受信機」について使用しても、これに接する取引者、需要者は、前記の事情により、商品の普通名称の略称を表示したものと認識するに止まるものである。

したがって、本願商標は、商標法3条1項1号に該当する。

8. 「さんぴん茶」は、主としてジャスミンの葉又は花と緑茶をブレンドした茶の普通名称であり、指定商品中「さんぴん茶」に使用しても、単に商品の普通名称を表示するにすぎないとされた事例(平成12年3月13日 平成11年異議第91037号)

本件商標は、「さんぴん茶」の文字よりなり、第30類「茶」を指定商品とするものである。

そこで判断するに、証拠によれば、沖縄地方においては、「さんぴん茶」の語は、「主としてジャスミンの葉または花と緑茶をブレンドした茶」を表す語として普通に使用されていることを認めることができる。

そうすると、本件商標は、これを指定商品中の前記「さんぴん茶」について使用するときは、単にその商品についての普通名称を表示するにすぎないものである。

したがって、本件商標は、商標法3条1項1号に該当する。

9. 本件商標「SAC」は「袋」、「バッグ」、「かばん」等の総称であるとして、商標法第3条第1項第1号に該当するとされた事例(平成14年1月30日 東京高平成13年(行ケ)第249号)

本件商標は、「SAC」の文字からなり、旧第21類「装身具、かばん類、袋物、その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

我が国では、標準的な仏和辞典において、「sac」の語は、長年、「袋」、「バッグ」、「かばん」等の意味を有するフランス語の普通名詞として記載されてきたこと、その発音を片仮名表記した「サック」の語は、標準的な外来語辞典において、長年、「袋」を意味する外来語であるとして記載されてきたこと、また、服飾関係の事典、雑誌類においては、長年、「サック」の語がフランス語の「sac」に由来する名詞であり、「袋」、「バッグ」、「かばん」等の総称であるとか、英語のハンドバッグと同義であると記載されてきた事実が認められる。

また、我が国においても、ファッション関連業界においては、需要者の多くがフランス製品の有する高級感等によりこれを嗜好し、フランス製品が多く流通することから、ファッションに関係するフランス語が頻繁に用いられることは公知の事実である。そうすると、我が国においても、ファッション関連業界において、ファッション関係の基本的フランス語は、発音され、かつ、その意味が理解されると認められる。

本件商標は、「SAC」からなり、そのローマ字表記は単純なものである上、上記のとおり、「サック」と発音される「sack」の英語がフランス語の「sac」と類似の意味を有することもあり、我が国において「サック」と発音されるのが通常と認められる。これに上記の事実を併せ考えると、「サック」は、指定商品中「かばん類、袋物」の属する業界の取引者、需要者がこれに接した場合、「袋」、「バッグ」、「かばん」等の総称を意味する外来語であると理解すると認められ、また、本件商標である「sac」は、上記取引者、需要者がこれに接した場合、「sac」のフランス語自体の意味により、又はその発音を片仮名表記した外来語の「サック」を想起することにより、「袋」、「バッグ」、「かばん」等の総称であると理解すると認めるのが相当である。

上記のとおり、「sac」及び「サック」は、いずれも袋類の総称、すなわち、袋類を意味する普通名称として広く認識され、使用されているのであるから、本件商標は、商標法3条1項1号に該当する。

SAC

本件商標

10. 一部の地域あるいは一時期において俗称・通称として用いられていたにすぎないものでも、その後特定の商品等を示す一般名称として広く通用するに至ったものは普通名称というに十分であるとされた事例（平成11年10月14日 大阪高平成11年（ネ）第473号）

原告が、会社を設立した昭和60年12月以降、「タヒボ」の名称で原告商品を製造販売しその宣伝広告に努めた結果、平成元年頃には健康雑誌等に「タヒボ」茶の効用が記事として取り上げられるようになり、その後幾度も健康雑誌等に掲載されたことによって、「タヒボ」茶が樹木茶の一種とし

て健康食品に関心のある需要者に広く知られるようになり、さらに、我が国の医学界でも「タヒボ」茶の制癌効果等が研究の対象とされるに至ったことが認められる。

右各事実や、原告による宣伝広告の中でも原告商品の原材料となる内部樹皮を採取する木が「タヒボ」と呼ばれるものと受け取られるような記述がされており、従来、同様の茶が我が国に紹介されていなかったこともあって、需要者の間においてそのような認識が一般化してきたことは容易に窺われる。

ところで、不正競争防止法 11 条 1 項 1 号にいう「商品若しくは営業の普通名称」とは、取引者・需要者において特定の商品又は役務を指す一般的名称として認識され通用しているものをいい、その名称が原産地あるいは原材料名で表示されているときは、それが特定の原産地や原材料を指すものと一般に認識される程度に表示されていれば足りるものと解すべきであり、当該商品が新商品として開発されたものであるときは、名称の表示が必ずしも正確な地名や学名を用いていない場合であっても、それを普通名称と認める妨げにはならないものというべきである。

原告は、「タヒボ」が「ノウゼンカズラ科タペブリア属アベラネダ工種」の異名・別称であるとは植物の学術書には一切の記載がないし、南米各国で一般にもその俗称として通用している事実もないとして普通名称であることを否定する。

たしかに、熱帯植物研究会編「熱帯植物要覧」（第 3 版・平成 3 年 9 月発行）には「ノウゼンカズラ科タペブリア属アベラネダ工種」の異名としては「イペーロッシュ」のみが挙げられていて、「タヒボ」なる俗称のあることは記載されていないが、他方、サンパウロ大学農学部名誉教授の前記著書や「ブラジル産薬用植物事典」には「アベラネダ工種」に「タヒボ」なる俗称のあることが記載されていることは前記のとおりである。

そもそもある商品の原材料を示す名称が普通名称に当たるというためには、その名称が植物の学術書に異名又は俗称として記載されていることを要するものではなく、一部の地域あるいは一時期において俗称・通称として用いられていたにすぎないものでも、その後特定の商品等を示す一般名称として広く通用するに至ったものは普通名称というに十分であるし、全くの造語であっても普通名称という妨げになるものではないから、原告の右主張は理由がない。

原告は、原告商標の「タヒボ」は平成 10 年 12 月 25 日に商標登録されたとして、「タヒボ」なる名称が普通名称でないことの根拠としている。

たしかに、原告主張のとおり商標登録がされたことは認められるが、特許庁の商標登録に関する判断が直接侵害訴訟における当裁判所の判断を左右するものではないから、右登録の事実が前記判断を否定する根拠となるものではない。

右検討のとおり、被告商標「タヒボの精」及び被告表示「タヒボ茶」のうちいずれも「タヒボ」なる名称は南米産の樹木茶の原材料を示す普通名称であり、被告商品にはこれを通常の字体で表示しているのであるから、普通名称を「普通に用いられる方法で表示」したものと認められ、結局、被告商

標及び被告表示を使用することが不正競争に当たるということはできない。

また、商標法26条1項2号にいう「普通名称」も前記と同旨に解するのが相当であるところ、被告商標及び被告表示のうち「タヒボ」なる名称は「普通名称」と解すべきであって、「普通に用いられる方法で表示」するものと認められることから、被告商標及び被告表示は原告商標「T a h e e b o」に類似するものとはいえない。

11. 図案化された文字が特異な字体とは認められないとして、特別顕著性がないとされた事例（昭和30年9月27日 東京高昭和29年（行ナ）第35号）

本願商標は、図案化された特別の字体で「わらびだんご」の文字を縦書きにし、第43類「ワラビの粉末を混入してある団子」を指定商品とするものである。

商標は、字体等外観により目に訴えて、商品を区別させる作用を営むだけでなく、一般口頭の注文の場合を考えて明らかなように、音によってその商品を指示し、他の商品とを区別するに使われ、また観念によって記憶されるものであるから、ひとり字体等の外観ばかりではなく、称呼、観念において、指定商品をそのままに表しているような商標は、やはりこれに特別顕著性ありとして、これを登録して排他的使用権を与えるに適さないものと解さなければならない。

この見地に立って本件商標の商標を見れば、字体の観察をしばらく考慮の外においても、前記商標から生ずる称呼は、「わらびだんご」であり、これによって印象づけられる観念は「わらび粉末を入れて作った団子」に他ならず、原告が本件商標を指定商品とする「わらびの粉末を混入した団子」そのものを表しているものであるから、いわゆる特別顕著性は全然認められないものといわなければならない。

また字体そのものについて見ても、やや図案化されているとはいえ、本件商標の指定商品を包含する第43類菓子等の類にあつては、この程度の図案化された文字は、未だ必ずしも特異な字体とは認められないから、この点からいっても、原告の主張は採用することはできない。



本願商標

12. 慣用商標とは、ある商標が、同種類の商品に関して、同業者間に普通に使われるに至った結果、自他商品の識別力を失ってしまったものをいうと解する」ことが示された事例(昭和47年1月31日 東京地昭和44年(ワ)第13261号)

商標法第26条第1項第4号にいう「当該指定商品又はこれに類似する商品について慣用されている商標」とは、ある商標が、同種類の商品に関して、同業者間で普通に使用されるにいたった結果、自他商品の識別力を失ってしまったものをいうと解するところ、証拠をもってしても、いまだ原告商標が、その指定商品につき、自他商品の識別力を失わしめるほど一般に使用されているとは認められない。

よって被告の抗弁は、理由がない。



原告商標

13. 「オランダ船の図形」が商品「カステラ」の標章として本件登録商標の登録前より慣用されているものであり、商標法(旧法)第2条1項6号に該当するとされた事例(昭和11年4月15日 昭和10年審判第299号)

本件登録商標は、三本のマストにそれぞれ若干の帆、幟、縄梯子を懸けた大型帆船を側面より描いた図形よりなり、第43類「カステラ」を指定商品とするものである。

よって検討するに、本件登録商標は、マスト帆、幟、縄梯子等を有する船すなわち俗に云う、オランダ船と称する帆船の図形よりなるものであるが、本件登録商標と同一又は類似のものが、商品「カステラ」の標章として本件登録商標の登録前より当業者間に慣用せられている事実は、請求人の提出に係る証拠により認めることができる。

したがって、本件登録商標は、商標法(旧法)2条1項6号に該当する。

14. 「甘栗太郎」の文字は 商品「甘栗」について標章として慣用されており、商標法(旧法)第2条1項6号に該当するとされた事例(昭和32年8月23日 昭和30年抗告審判第1283号)

本願商標は、「甘栗太郎」の文字を縦書きしてなり、第43類「甘栗及び甘栗入り菓子及び麵麩の類」を指定商品とするものである。

そこで判断するに、「甘栗太郎」の文字は商品「甘栗」について当業者の間において標章として慣用せられているものであること当庁において顕著な事実であって、本願商標はこの「甘栗太郎」の文

字を普通に使用せられる態様で表してなり、甘栗及びこれと類似の商品に使用するものであること明らかであるから、商標法（旧法）2条1項6号に該当する。

15. 本件商標出願前から商品「餅」について「羽二重」という名称は慣用されているものと認められ、商標法（旧法）第2条1項6号に該当するとされた事例(昭和31年7月14日 東京高昭和30年（行ナ）第48号)

本件商標は、「羽二重」の文字を縦書きしてなり、第43類「餅その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

本件商標登録出願前から商品「餅」につき「羽二重」という名称は、明治末期頃から原告以外の者によって最初に使用され、その後福井市を中心とする菓子製造販売業者間に慣用されていることが認められる。

してみれば、「羽二重」の文字は前記商品に慣用する標章であると解すべく、したがって本願商標は同一商品に慣用された標章と同一であるから、商標法（旧法）2条1項6号に該当する。

16. 「ちんすこう」は、砂糖、ラード、小麦粉をこね合わせ、木型で抜き取って焼き上げた沖縄名産の菓子をいうものであり、本件商標出願前より、当該商品について慣用されている商標であるから、商標法第3条第1項第2号に該当するとされた事例(平成元年9月21日 昭和52年審判第11462号)

本願商標は、「ちんすこう」の文字を書してなり、第30類「菓子、パン」を指定商品とするものである。

よって判断するに、「ちんすこう」は、沖縄名産の菓子であって、砂糖、ラード、小麦粉をこね合わせ、木型で抜き取って焼き上げた菓子をいうものであることは、例えば、東洋経済新報社発行の「日本の名産辞典」等の記載に徴し認められる。そして、「ちんすこう」の文字は、本願商標出願前より今日に至る間、沖縄における請求人以外の菓子製造業者間により、かかる菓子について、商品を表示する語として当該商品に付することが普通に行われていることが認められる。

してみれば、「ちんすこう」の文字は、上記商品について慣用されている標章といわざるを得ないから、本願商標は、商標法3条1項2号に該当する。

17. 出願された商標「たらの子こうじ漬」は、これを指定商品中の「たらこと麹を主原料とする漬物」に使用した場合は、当該商品の原材料及び加工方法を表示した標章に当たるとされた事例（平成6年11月17日 東京高平成6年（行ケ）85号）

本願商標は、やや図案化した書体で「たらの子」と「こうじ漬」の文字を縦2列に配した構成からなり、第32類「たらこと麹を主原料とする漬物」等を指定商品とするものであるところ、本願商標

中の「たらの子」は、「鱈」の「子」、すなわち「鱈」の「成熟卵」を意味するものと理解することが可能であり、「こうじ漬」は、「こうじ」（麹、糴）、すなわち、米、麦、大豆、などを蒸して寝かし、これに麹かびを加えて繁殖させ、塩を加えたものに、魚、肉、野菜等を漬け込んだ食品を意味するものであることは明らかである。

そうすると、取引者、需要者は、本願商標の前記構成から、その商品が、「すけそうだら」あるいは「まだら」等のたらの腹子を麹（糴）に漬け込んだ食品を意味するものと理解することは容易であり、したがって、本願商標は、これを指定商品中の「たらこと麹を主原料とする漬物」に使用した場合は、当該商品の原材料及び加工の方法を普通に用いられる方法で表示した標章であるから、商標法3条1項3号に該当する。



本願商標

18. 商標法3条1項3号の趣旨は、同号に列挙されている商標は、商品や役務の内容に関わるものであるために、現実に使用され、あるいは、将来一般的に使用されるものであることから、出所識別機能を有しないことが多く、また、これを特定人に独占させることは適切でないために登録することができないものとされていると解されるとされた事例（平成12年6月13日 東京高平成11年（行ケ）410号

本願商標は、「TOURMALINE SOAP」の欧文文字と「トルマリンソープ」の片仮名文字を上下二段に書いてなり、第3類の「せっけん類」を指定商品とするものである。

本件証拠によると、せっけんの商品として、マイナスイオン及び遠赤外線の発生という効果を備えるトルマリンの特性を利用して、水にトルマリンを加えてミネラルイオン水としてこれを練り上げて製造したせっけんが「トルマリンソープ」と表示され、かつ、上記のようなトルマリンの特質を利用して製造した特別な効能のあるものとして原告により宣伝され販売されており、また、トルマリンを配合して製造したせっけんが「トルマリンソープ」と表示されて、原告以外の業者により、宣伝され販売されていることが認められる。さらに、せっけんの商品と需要者を共通にすると認められる化粧品の商品としてもトルマリンを基礎として製造された化粧品として、「トルマリン基礎化粧品」、「トルマリン化粧品」と表示されて原告以外の業者により開発され、マイナスイオンを発生させるトルマリンを基材とし優れた効能があるものとして宣伝されていることが認められる。

本願商標を指定商品である「トルマリンを配合してなるせっけん」に使用するとき、これに接する取引者、需要者に、その商品の原材料につきトルマリンが使用されているものであること（品質）を表示したものと認識させるにとどまるものであるとみるのが相当であり、出所の表示機能や自他商品の識別機能を果たすものではないというべきであるから、これと同旨の審決の認定判断に誤りはない。

なお、商標法3条1項3号の趣旨は、同号に列挙されている商標は、商品や役務の内容に関わるものであるために、現実に使用され、あるいは、将来一般的に使用されるものであることから、出所識別機能を有しないことが多く、また、これを特定人に独占させることは適切でないために登録することができないものとされていると解される。したがって、指定商品に係る原材料名が、仮に登録査定時には、現実に使用されておらず、あるいは、一般には知られていない場合であっても、将来原材料名として使用されて、取引者、需要者の間において商品の原材料名であると認識される可能性があり、また、これを特定人に独占させることは適切ではないと判断されるときには、右の原材料名は同号に該当すると解される。

19. 商標「負圧燃焼焼却炉」が造語であるとしても、「負圧を利用して空気燃焼させる焼却炉」の意味合いを有する複合語として認識されるとされた事例（平成12年9月4日 東京高平成12年（行ケ）第76号）

辞典には、「負圧」の語義として「大気圧以下絶対圧力零までの圧力」と、「燃焼」の語義として「空气中または酸素中で物質が酸化して炎を生じる現象」と記載されていることが認められ、本願商標を構成する「負圧燃焼焼却炉」との文字は、「気圧を大気圧以下として空気を吸入することにより、燃焼をさせる焼却炉」、すなわち、審決の認定するとおり、「負圧を利用して空気吸入し燃焼させる焼却炉」との意味合いを有する語として、取引者、需要者に認識されるものと認められる。仮に、それ自体としては造語であるとしても、それを構成する各単語の語義から前示意味合いを有する複合語として認識されるものである。本願商標を指定商品に用いた場合には、これに接する取引者、需要者は、当該商品がそのような機構の焼却炉であることを表したものと理解するにすぎない。

商標法3条1項3号は、取引者、需要者に指定商品の品質等を示すものとして認識され得る表示態様の商標につき、それ故に登録を受けることができないとしたものであって、該表示態様が商品の品質を表すものとして必ず使用されるものであるとか、現実に使用されている等の事実は、同号の適用において必ずしも要求されないものと解すべきである。

負圧燃焼焼却炉

本願商標

20．商標法第3条第1項第3号を適用する時点において、当該表示態様が、商品の品質、用途を表すものとして現実に使用されていることは必ずしも必要でないものと解すべきとした事例（平成13年12月26日 東京高平成13（行ケ）207）

本願商標は下記に表示したとおりの構成からなり、第31類「フラワーセラピーに供する花」を指定商品とするものである。

商標法3条1項3号が、指定商品の品質、用途を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標について、商標登録を受けることができない旨規定する趣旨は、そのような商標が商品の特性を表示記述する標章であって、取引に際し必要適切な表示としてなんびともその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占的使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに、一般的に使用される標章であって、多くの場合自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものであることによるものと解される。

そうすると、同号は、指定商品の品質、用途を表すものとして取引者、需要者に認識される表示態様の商標につき、そのことのゆえに商標登録を受けることができないとしたものであって、同号を適用する時点において、当該表示態様が、商品の品質、用途を表すものとして現実に使用されていることは必ずしも必要でないものと解すべきである。

そして、本願商標の表示態様は、以下のとおり、指定商品である「フラワーセラピーに供する花」につき、その品質、用途を表すものとして取引者、需要者に認識されるものと認められる。

これに加え、審決が引用する各種新聞に記載されていることによれば、フラワーセラピーに使用する花は、乾燥に強く、枯れて散らない種類の生花であって、安全、衛生的で、軽く、取扱いが簡単であること等の特質を備えることを要することが認められ、かつ、このことは、その取引者、需要者にはよく知られているものと推認することができる。そうすると、「フラワーセラピー」の片仮名文字を書してなる本願商標は、指定商品である「フラワーセラピーに供する花」の上記のような特質をも表示するものとして、その取引者、需要者に認識されるものと認めることができる。

したがって、本願商標の表示態様は、指定商品である「フラワーセラピーに供する花」につき、その品質、用途を表すものとして取引者、需要者に認識されるものと認めるのが相当である。

フラワーセラピー

本願商標

21．本件商標「うめ／梅」は、特定人による独占使用を認めるのは公益上適当でないとして、商標法3条1項3号が適用された事例（平成17年1月20日 東京高平成16年（行ケ）第189号）

本件商標は、「うめ／梅」の文字からなり、第30類「みそ、ウースターソース、ケチャップソー

ス、しょうゆ、食酢、酢の素、そばつゆ、ごま塩、食塩、すりごま、食用粉類、食用グルテン、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、氷等」及び第31類「あわ、きび、ごま、そば、とうもろこし、ひえ、麦、米粉、もろこし、うるしの実、ホップ、飼料用たんぱく等」を指定商品とするものである。

商標法3条1項3号に掲げる商標は、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのは公益上適当でないとともに、一般的に使用される標章であって、多くの場合自他商品識別力を欠くものと解される（最高裁昭和54年4月10日第三小法廷判決 判例時報927号233頁）。

審決は、梅の実を加工し、他の食品に加味した食品の存在について、「梅肉ドレッシング」「梅酢ドレッシング」「梅の酢みそ」「梅酢」「梅ごま」等のような表示で販売されていること、商標登録された指定商品において、「梅を加味した焼肉・だんご・魚・野菜のたれ」「梅肉を加味したソース」「梅又はそのエキスを主材とする乳清飲料」等の表示の商品名を認定している。これらによれば、原告が争う「食用粉類、食用グルテン」の例ではないものの、多種多様な食品に梅の実の加工品を加味した例が存在するものといえる。さらに、「梅末、梅エキス」を加味した「きな粉」、「焼梅」との表示、「梅の粉末」を加味した「小麦粉」、「梅うどん」との表示、「梅」を加味した「キャッサバ粉」、「冷凍クリスタルビーン／梅入り」との表示や存在が証拠により認められ、少なくとも「食用粉類」に梅の実の加工品を加味した例が現に存在する。

以上の事実を照らせば、本件商標が「梅の実の加工品を加味した食用粉類、食用グルテン」に使用された場合には、その登録査定当時において、指定商品「食用粉類、食用グルテン」の取引者、需要者に、本件商標がその商品の原材料、品質を表示するものと認識される（少なくとも認識される可能性がある）ものと推認されるのであり、かつ、本件商標は、取引に際し必要適切な原材料又は品質を表示するものであって、特定人による独占使用を認めるのは公益上適当でないというべきである。

したがって、本件商標は、商標法3条1項3号に該当するものである。

22. 本願商標の採択の経緯・動機・意味づけは、取引者・需要者の窺い知ることのできないものであって、取引者・需要者にとっての、原告の提供する役務の自他識別性を根拠付けるものとするとはできないとされた事例（平成16年7月22日 東京高平成16年(行ケ)第177号）

本願商標は、「情報マネジメント」の文字を横書きしてなり、第36類「株式市況に関する情報の提供、商品市場における先物取引の受託、生命保険契約の締結の媒介、生命保険の引受け、土地の貸与、土地の売買、土地の売買の代理又は媒介、建物又は土地の情報の提供、骨董品の評価、美術品の評価、宝玉の評価、企業の信用に関する調査等」を指定役務とするものである。

情報とは、「あることならについてのしらせ。判断を下したり行動を起したりするために必要な、種々の媒体を介しての知識」（広辞苑第5版）のことであり、マネジメントとは、「管理、処理、経

営」（同）のことである。いずれも極めて一般的な、日常よく用いられる言葉であることは明らかである。また、情報を、必要に応じて、消失を防ぎ、利用（運用）し易くするために管理することは当然のことであるから、「情報」及び「マネジメント」の組み合わせも、格別特異性のない、ごく自然なものであると認められる。したがって、本願商標が、原告により創造された言葉であるとか、造語性の高い言葉であると認めることはできない。

原告が、本願特許に付随し、その技術思想をよく表現するものとして、本願商標を思いついたとしても、そのような経緯・動機・意味づけは、取引者・需要者の窺い知ることのできないものであって、取引者・需要者にとっての、原告の提供する役務の自他識別性を根拠付けるものとすることはできない。

また、本願商標は、広く一般的に用いられていたと、優に認めることができる。例えば、毎日新聞社は、平成8年6月15日の記事として、「新設校は、生徒がそれぞれの適性、進路などに応じて選択できる社会科学、国際人文、総合科学、芸術、国際情報、情報マネジメント、生活福祉の7学系（20単位）を開設。・・・」と報道した事実等を認めることができる（証拠略）。

以上の使用例からは、本願商標は、一般に、経営等に関する情報の管理運用等の意味を持つものと理解され、広く用いられていた、と優に認めることができる。

したがって、本願商標は、その指定役務との関係で自他役務の識別力を有しないものであるから、商標法3条1項3号に該当する。

23. 商品（血圧計）の使用方法を図形をもって表示したにすぎない商標であり、商品「第10類 血圧計」について使用しても、商品の使用方法を表示するにすぎないとされた事例（昭和53年3月27日 昭和48年審判第6426号）

本願商標は、下記のとおり構成からなり、第10類「血圧計」を指定商品とするものである。

よって按ずるに、近時家庭で手軽に自分の血圧を計れる血圧計が市販されており、当該商品を取り扱う業界では、簡単な操作で血圧を測定することができる器具であることを表すために、該血圧計を使用している状態を表した人の上半身図形を普通に用いている事実がある。

しかして、本願商標は、血圧の測定器具を身に付け、該計器部を右手に有する肥満体風の男子の上半身図形を格別に特異なものとはいえない表現で表してなるものであるから、前記の事実よりすれば、指定商品（血圧計）に使用された場合、取引者、需要者は、該商品の使用状態すなわち使用方法を表示するにすぎないものと理解するに止まり、自他商品識別の標識としては認識しえないと判断するのが相当である。してみれば、本願商標は、商標法3条1項3号に該当する。

本願商標



24. 商品の産地（カリフォルニア）を図形（地図）をもって表示したにすぎない商標であり、商品「第17類 被服等」について、単に商品の産地を表示するにすぎないとされた事例（平成5年10月14日 昭和58年審判第18261号）

本願商標は、下記に表示したとおりの構成よりなり、第17類「被服、布製身回品、寝具類」を指定商品とするものである。

「世界大百科事典」中「カリフォルニア」の項の記載に徴すれば、「米国西部、太平洋岸の州。面積41万平方キロ、日本全土とほぼ同じ面積で、テキサスに次ぐ大きな州である。産業は鉱物資源のほか、果樹の栽培の他、タバコ、綿なども広く栽培されている。サクラメント、ロスアンゼルス、サンフランシスコ、ロングビーチ等の都市がある」ことが認められ、また、近年海外旅行の対象として、サンフランシスコ、ロスアンゼルスを含んだ米国の西海岸は人気コースの一つとなっており、これらの市が存する細長い地形よりなる州自身も注目され、更に、カリフォルニア州で生産された綿を原料とする生地を用いた「紳士肌着」の包装中に「カリフォルニアコットン」の表示と「州を象どった図形」とが商品の品質を表示するものとして使用されている事実がある。

そうすると、本願商標を指定商品に使用するとき、これに接する取引者・需要者は「カリフォルニアで生産されたもの、あるいはカリフォルニア産のものを使用したもの」の意を容易に看取するに止まり、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないものと判断するのが相当である。

したがって、本願商標は、単に商品の産地を表示するに過ぎないものであるから、商標法3条1項3号に該当する。



本願商標

**25. 「地名等は、取引に際し必要な表示であるから特定人による独占使用は公益上適当でなく、一般的に使用されるものであるから自他商品識別力を欠く」とした事例
（昭和54年4月10日 最高裁昭和53年（行ツ）第129号）
（原審 昭和53年6月28日 東京高昭和52年（行ケ）第184号）**

本件商標は、「ワイキキ」の文字よりなり、第4類「せっけん類、歯みがき、化粧品、香料類」を指定商品とするものである。

しかし、商標法3条1項3号として掲げる商標が、登録の要件を欠くとされているのは、このような商標は、商品の産地、販売地その他の特性を表示記述する標章であって、取引に際し必要適切な表示として、なんぴともその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのを公

益上適当としないものであるとともに一般的に使用される標章であって、多くの場合自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものであることによるものと解すべきである。

したがって、原審は、商品の産地、販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であって、商標法3条1項3号に該当する旨を認定判断しており、正当として是認できる。

ワイキキ

本件商標

26. 「販売地」は、厳密に地域、土地の表示に限定されるものではなく、例えば、著名な公共建造物等の名称などもこれに含まれると解されると共に、当該指定商品が販売されているであろうと一般に認識されているような場所、店舗等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標も、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ず、特定人による独占的使用を認めるのを公益上適当としないものであるから、「販売地」に準じて商標登録が許されないとされた事例（平成17年1月26日 東京高平成16年(行ケ)第369号）

本願商標は、「インテリアショップ」の文字（標準文字）からなり、第28類「液晶画面付き電子ゲームおもちゃ(液晶画面付き電子ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させたROMカートリッジ、液晶画面付き電子ゲームおもちゃに接続して用いられる専用イヤホン、その他の付属品を含む)、その他のおもちゃ、人形、囲碁用具、将棋用具等」を指定商品とするものである。

商標法3条1項3号の「販売地」を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は、当該指定商品が販売されているであろうと一般的に認識されている地域、土地を表示するものにすぎず、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないとともに、特定人による独占的使用を認めるのを公益上適当としないものであるから、商標登録が許されないのである。

したがって、同号の「販売地」は、厳密に地域、土地の表示に限定されるものではなく、例えば、著名な公共建造物等の名称などもこれに含まれると解して差し支えがないものといえる。同様に、当該指定商品が販売されているであろうと一般に認識されているような場所、店舗等を、普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標（例えば、指定商品が、食用魚介類についての「魚屋」、野菜についての「八百屋」など）も、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないとともに、特定人による独占的使用を認めるのを公益上適当としないものであるから、「販売地」に準じて商標登録が許されないものといわなければならない。

本願商標の「インテリアショップ」の文字は、取引者・需要者に「室内装飾品を販売する店」として認識され（証拠略）、本願指定商品が、いわゆるインテリア雑貨として、インテリアショップにおいて取り引きされているものと認められ（証拠略）、したがって、本願商標は、当該指定商品が販売されているであろうと一般的に認識されているような取引場所を、普通に用いられる方法で表示する

標章のみからなる商標として、法3条1項3号に該当するというべきである。

27. 「瀬戸大橋」の文字を、商品「菓子及びパン」に使用しても、一般の需要者・取引者は該商品が瀬戸大橋周辺地で生産・販売されているものであろうと認識するととどまることから、公共建造物の名称は産地、販売地に準ずるものというべきであるとされた事例（昭和63年5月23日 高松地観音寺支部昭和62年（ヨ）第29号）

本件は、「瀬戸大橋」及び「せとおおはし」の文字を横書きしてなる商標であり、第30類「菓子、パン」を指定商品とする商標権に係るものである。

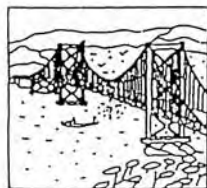
いわゆる瀬戸大橋とは、岡山県倉敷市と香川県坂出市とを結ぶ大橋の総称であるところ、瀬戸大橋は、昭和63年4月10日の開通以来、道路、鉄道併用橋としては世界一の規模を誇り、瀬戸内海の観光名所の一つとして広く世間に知られるようになった現在、本件商標や債務者の商標等瀬戸大橋を指し、あるいは想起させる商標を使用した場合、一般の需要者、取引者は該商品が瀬戸大橋周辺地で生産または販売されているものであろうと認識することは明らかである。したがって、「瀬戸大橋」は産地、販売地に準ずるものというべきである。

28. 瀬戸大橋の形状等については、社会一般に周知されていることから、瀬戸大橋を表したと認められる本件商標からは、瀬戸大橋周辺の地域で生産又は販売されている商品であることを認識させるとされた事例（平成8年6月24日 岡山地平成6年（ワ）第639号）

原告は、下記に表示したとおりの構成よりなり、第30類「菓子、パン」を指定商品とする本件登録第1391604号の商標権を有している。

被告は、下記に表示したとおりの構成よりなる本件商標をその製造する菓子の包装に付し、包装紙、包装用パッケージ、パンフレット等に印刷して使用している。

瀬戸大橋の形状等については、社会一般に周知されているところである。しかるところ、本件商標は、その構成からして、一般の需要者をして瀬戸大橋を表してなるものと認識させるものであることは一見して明らかである。そうして、該瀬戸大橋は、個人の独占使用になじむものではなく、また、瀬戸大橋を表示することにより、商品の識別機能が特に高まるものではない。本件商標は、一般の需要者をして、当該商品が瀬戸大橋周辺の地域で生産又は販売されているものであることを認識させるものと言うべきであるから、本件登録商標の効力は、本件商標に及ばないと解すべきである。



本件登録商標



被告使用商標（本件商標）

29．九州西部の有明海の沿岸地方が貝柱、海苔等の粕漬けを産出することで著名であることから、本願商標からは、上記漬け物を直感させ、その商品の産地を表示する標章であるとされた事例(昭和47年4月18日 東京高昭和45年(行ケ)第122号)

本願商標は、下記のとおりやや肉太の楷書体で「有明漬」の漢字を縦書きしてなり、第32類「粕漬け肉、粕漬け魚介類、野菜または果実の漬物」を指定商品とするものである。

各証および弁論の全趣旨を総合すると、九州西部で長崎、佐賀、福岡、熊本の四県に囲まれている有明海の沿岸地方が指定商品に含まれていることの明らかな貝柱、海茸等の粕漬けを産出することで一般に著名であることもあって、「有明」と「漬」とを結合した「有明漬」なる文字は、取引者・需要者に有明海沿岸地方で生産される上記のような漬物を直感させ、「その商品の産地を表示する標章」とであると認めるのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法3条1項3号に該当する。

有
明
漬

本願商標

30．「げい洲」は、広島県西北地域の旧国名であって、今なお用いられている「芸州」と、同音であり、これに接する需要者・取引者は商品の生産地であると理解するにとどまるとされた事例(昭和49年8月15日 昭和45年審判第5385号)

本願商標は、「げい洲」の文字を縦書きしてなり、第32類「食肉、卵、食用水産物、野菜、果実、加工食料品」を指定商品とするものである。

そこで判断するに、広島県西半部の地域は、古くより「芸州」（げいしゅう）の国名をもって呼ばれており、かつ、該地域は、「かき」（牡蠣）等の水産物、「うんしゅうみかん」、「なつみかん」、「ネーブルオレンジ」、「はっさく」、「まつたけ」、「ばれいしょ」等の農林産物、「佃煮」、「菜漬」等の加工食料品の産地としてよく知られているところである。また、一般に農林産物が一定地域の特産物であることを表示するための一用例として、旧国名を冠して「信州りんご」、「甲州ぶどう」、「信州そば」等の表現が用いられ、さらに、「梅干」、「するめ」、「うに」等についてそれぞれ「紀州名産」、「長州名産」のような表示もまた普通に行われているところである。

以上の事実よりして本願商標及びその指定商品を見ると、本願商標は、「げい洲」の文字を書してなるものであって、これより生ずる称呼は「げいしゅう」とであるとみられるから、広島県の西北部地

域の旧国名であって今なお用いられている「芸州」（げいしゅう）と同音であり、かつ「洲」の文字は「州」の文字と同義語として混用されているところから、本願商標が指定商品中「芸州」と呼ばれる上記の地域において生産される商品としてよく知られている「かき」（牡蠣）、「まつたけ」、「ネーブルオレンジ」、「はっさく」、「菜漬」等に使用された場合、これに接する取引者、需要者は、該商品の生産地であることを表示する文字と理解し把握するに止まる。

してみれば、本願商標は、商標法3条1項3号に該当する。

31. 「サークライン」は、指定商品「環状蛍光灯」の形状を暗示しているとはいえ、一見して直ちにその形状を表示しているとは認められないとされた事例（昭和42年7月6日 東京高昭和38年（行ナ）第55号）

本件商標は、「サークライン」の片仮名文字を横書きしてなり、第69類「電気機械器具」等を指定商品とするものである。

被告が環状蛍光灯を発売してから本願商標が登録されるまでの間はわずか半年余りに過ぎないこと、蛍光灯という商品自体が短期間に消費されたり新品に買い替えられたりするものでないこと等を総合すれば、被告が環状蛍光灯を発売し、それが初めて取引市場に現れるようになってからわずか半年余りしか経過しない本件商標の登録当時に、本件商標がわが国において一般に環状蛍光灯を意味する普通名称として認識されていたものとは到底認められず、「サーク」と「ライン」とを結合した造語として受け取られるとみるのが自然である。

してみれば、本件商標は、その登録当時における取引の事情その他社会の一般通念に照らしてこれを見るとき、指定商品に属する環状蛍光灯の普通名称に該当するとか、環状蛍光灯を直感させるとか、環状蛍光灯の形状を暗示しているとはいえ一見して直ちにその形状を表示したに過ぎないとかを感じ取られるような表示方法と認めることもできないから、環状蛍光灯との関係において本件商標が特別顕著性を欠くものとすることはできない。

したがって、本件商標は、商標法（旧法）1条2項に該当しない。

32. 「セロテープ」は、指定商品「セロファン製テープ」を暗示しているとはいえ、単にその品質・形状を表わすに過ぎないものではないとされた事例（昭和42年12月21日 東京高昭和39年（行ケ）第27号）

本件商標は、下記のとおり形状構成の、「セロテープ」の片仮名を左横書きしてなり、第50類「セロファン製のテープ」を指定商品とするものである。

本件商標「セロテープ」は、少なくともその登録時においては、その指定商品である「セロファン製テープ」を暗示するものではあっても、単にその品質・形状を表すに過ぎないものではなく、また、その取引者・需要者間において一般的に普通名称として使用され、認識されていたものではなく、商

品である「セロファン製粘着テープ」の商標として自他商品識別機能を失わない程度に広く認識されていたものであって、商標法（旧法）1条2項にいわゆる特別顕著性を有していたものとみるのが相当である。

セロテープ

本件商標

33. 「スベラーヌ」は、指定商品「滑り止め付き建築又は構築専用材料」について、商品の特性を普通に用いられる方法で表示する標章であるとされた事例（昭和59年1月30日 東京高昭和56年（行ケ）第138号）

本件商標は、「スベラーヌ」の片仮名文字を横書きしてなり、第7類「建築又は構築専用材料、セメント、木材、石材、ガラス」を指定商品とするものである。

本件商標は、片仮名で「スベラーヌ」と横書きしてなるものであり、この構成文字の中間に配された長音符を除くと、「スベラヌ」となるものである。ところで形容詞の本来の語意を強調するために、例えば「暖かい」を「アタタカーイ」とするなど、語尾近くに長音符を挿入して記述し、あるいはこれに従った発音をする表現が社会的に少なからず行われていることは当裁判所に顕著な事実である。他方、「滑らぬ」という語句が「滑らない」と同じ意味を表現する現代語として社会一般に理解認識されていることも当裁判所に顕著な事実である。

そして、前記の事実によると、本件商標からは直ちに「滑らぬ」の観念が生じるものと認めるのが相当である。

前記の認定事実によると、本件商標を「滑り止め付き建築又は構築専用材料」について使用した場合には、これに接する取引者、需要者は、一般に「滑らぬ」の観念を想起せられると同時に、右商品が「滑らない」品質、効能を有することを連想させられるものと認めるのが相当であるから、これを「滑り止め付き建築又は構築専用材料」について使用する限り、単にその商品の特性を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものといわなければならない。

してみると、本件商標の登録は、商標法3条1項3号に違反してなされたものである。

スベラーヌ

本件商標

34. 「マキツール」は、指定商品「ロールブラインド、ロールスクリーン等の巻き取る機構（構造）を有する商品」について、品質、機構（構造）を認識させるとされた事例（平成9年9月18日 平成元年審判第2238号）

本願商標は、「マキツール」の文字を横書きしてなり、第20類「家具、屋内装置品」等を指定商品とするものである。

本願商標「マキツール」は、「巻いて他の物へ移しとる」の意味を有する「巻き取る」の語の字音を容易に想起させる「マキトル」の語にあって、その後半部の「トル」を語呂をよく「ツール」と表音化したものとみるを相当とし、その指定商品中の「ロールブラインド、ロールスクリーン」等の商品との関係では、該文字は「巻き取る」の意味を直観させるものである。そして、株式会社経済出版発行「家具木材加工インテリア用語事典」等によれば、「巻き取る」の語は商品の機能、構造を表すものとして一般に使用されているものといえる。

そうとすれば、本願商標は、その指定商品中のロールブラインド、ロールスクリーン等の巻き取る機構（構造）を有する商品について使用しても、取引者・需要者は、該商品が前記機構（構造）を有する商品であること、即ち、商品の品質、機構（構造）を表示するものであることを容易に理解し認識するに止まるものと認められる。

したがって、本願商標は、商標法3条1項3号に該当する。

35．出願に係る立体商標は、指定商品「印刷インキ等の収納容器」の形状を表示するにすぎないとされた事例（平成11年12月10日 平成10年審判第16582号）

本願商標は、下記の通りの構成よりなり、第2類「塗料、染料、顔料、印刷インキ」等を指定商品とし、立体商標として出願されたものである。

ところで、商品の形状は、それ自体のもつ機能を効果的に発揮させたり、あるいはその商品の形状の持つ美観を追求する等の目的で採択されるものであり、本来的に商品の出所を表示し、自他商品を識別する標識として採択されるものではない。

そうとすれば、商品の形状と認識されるものからなる立体的形状をもって構成される商標は、使用された結果、当該形状に係る商標が単に出所を表示するのみならず、取引者、需要者間において当該形状をもって同種の商品と明らかに識別されていると認識することができるに至っている場合を除き、登録を受けることができないと解すべきである。

そして、これを本願についてみれば、本願商標は、複写機又はプリンターにおいて当該機械内に取り付けて又は当該機械内のタンクに注入するために使用するトナーなどの収納容器の一形態を表すものであるから、これを指定商品「トナー」などに使用しても、取引者、需要者はトナーなどの収納容器を表示したものと認識すると認められ、単に商品の包装の形状を表示するにすぎないものと言うべきである。

したがって、本願商標は、商標法3条1項3号に該当する。

本願商標



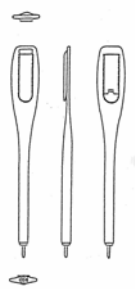
36. 出願に係る立体商標は、指定商品「筆記用具」の形状そのものを認識するにとどまるとされた事例（平成12年12月21日 東京高平成11年（行ケ）第406号） - 審判決例62も参照 -

本願商標は、下記のとおり構成態様からなり、第16類「鉛筆、ボールペン、その他の筆記用具」を指定商品とするものであるところ、検証甲号証及び弁論の全趣旨に照らすと、取引者、需要者が本願商標に係る形状に接した場合、最下部が細い筆記用の芯部分で、その上の中間部は指で挟み持つことのできる丸い棒状の支持部分となっており、上部は平板で幅広に拡大していて、その中央部は紙片等を挟み得るほぼ長方形のクリップ状になっていることを認識することができ、簡便な鉛筆又はボールペンという筆記用具が一般的に有するものとして予想し得る形状の特徴を備えているものと感得することができるものと認められる。そして、その形状は、全体としてまとまりがよくスマートな印象を与え、主としてゴルフスコアカード記入用等の筆記用具として用いられる鉛筆又はボールペンであることを推認させるものとなっている。

本願商標に係る立体的形状は、このようにまとまりがよくスマートな印象を与え、それなりの特徴を有するものであるものの、簡便な鉛筆又はボールペンという筆記用具の用途、機能から予測し難いような特異な形態や特別な印象を与える装飾的形状等を備えているものとは認められず、取引者、需要者にとっては、本願商標から、これらの筆記用具が一般的に採用し得る機能又は美感を感得し、筆記用具の形状そのものを認識するにとどまるものと認められ、その形状自体が自他商品の識別力を有するものと認めることはできない。

そして、本件全証拠によるも、「本願商標は、前記認定のとおり、筆記用具の形状の特徴を備えたものであり、後部を平たいクリップ状としたのは、紙片等を挟みやすく、落ちにくくする等の機能を効果的に発揮させるために採択されたとみるのが相当であり、それが直ちに本願商標に関し自他商品の識別性に影響を与えるとは認め難く、需要者もまた、筆記用具の形状の範囲のものと認識するにすぎないとみられるものである。」とした審決の判断を覆すべき事実関係を認めることはできない。

したがって、本願商標は、その指定商品である「鉛筆、ボールペン、その他の筆記用具」の形状の域をでるものではなく、指定商品の物の形状の範囲を出ないと認識する形状のみから成る立体商標にすぎないというべきであり、指定商品の形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみから成る商標であり、本願商標は、商標法3条1項3号に該当する。



本願商標

37. 出願に係る立体商標は、指定商品「乳酸菌飲料」の収納容器の形状を表したものと認識されるにとどまるとした事例（平成13年7月17日 東京高平成12年（行ケ）第474号） - 審判決例63も参照 -

本願商標は下記に表示したとおりの構成からなり、第29類「乳酸菌飲料」を指定商品とするものである。

飲料に係る容器の形状は、容器自体の持つ機能を効果的に発揮させたりする等の目的で選択される限りにおいては、原則として、商品の出所を表示し、自他商品を識別する標識を有するものということができないところ、本願商標の指定商品「乳酸菌飲料」の一般的な収納容器であるプラスチック製使い捨て容器の製法、用途、機能から予想し得ない特徴が本願商標にあるとは認められず、その他、本願商標が商品の出所を表示し、自他商品を識別する標識を有するものであることに関する事実関係を認めるべき証拠はない。

本願商標は、その指定商品との関係よりすれば、多少デザインが施されてはいるが特異性があるものとは認められず、通常採用し得る形状の範囲を超えているとは認識し得ないので、全体としてその商品の形状（収納容器）の一形態を表したものと認識させる立体的形状のみよりなるものと認められる。

したがって、本願商標は、商標法3条1項3号に該当する。



本願商標

38. 本願商標は、靴等の飾り金具として使用されるときは、指定商品が通常取り得る形状の範囲を超えていないとして、商標法第3条第1項第3号に該当するとされた事例（平成14年7月18日 東京高平成13年（行ケ）第447号）

本願商標は、下記のとおり構成で、第14類「貴金属製のがま口・靴飾り・コンパクト及び財布、貴金属製喫煙用具、身飾品、宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品、時計、記念カップ、記念たて、キーホルダー」等、第18類「皮革、かばん類、袋物、携帯用化粧道具入れ、かばん金具、がま口口金」等及び第25類「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト」等を指定商品とするものである。

本願商標は、ギリシャ文字の「（オメガ）」の形状をしたものを2個用い、その開口部を対称するように合わせ、それらの開口部を角丸の直方体で閉じるよう接合した眼鏡状のものであって、比較的簡単な形状であり、格別特異なものであるとは認められない。

そして、例えば、靴等の飾り金具として使用されるときは、甲の部分に、横長の状態で付されるも

のであり、その左右対称で横長の形態から、一定の美感を發揮するものである。その際コストや機能性の制約は少なく、選択可能なデザインの範囲は幅広いと認められる。本願商標は、形状としては比較的簡単であること、また、この種商品のデザインの取り得る範囲が広いと考えられることから、本願商標が、機能や美感と関係のない特異な形状ではなく、指定商品が通常取り得る形状の範囲を超えていないと認めることができる。

商品等の立体的形状は、その機能・美感の發揮を第一の目的として選択されることが通常であるから、出所を表示することを第一の目的として選択され、これに接する需要者もそのように理解することが一般である、平面商標と同一視することはできない。このような立体的形状が第一義的に果たす機能・美感については、制度上、本来、それぞれ特許法・実用新案法、意匠法で一定期間に限り保護が与えられ、その後は何人も自由に使用することが認められるべきであるから、商標登録して、これに半永久的な保護を与えるには、慎重でなければならないのは当然だからである

以上から、本願商標は、商標法3条1項3号に該当するものである。



本願商標

39．内容を認識させる商標であっても定期刊行物において特別顕著の要件を具備するとされた事例

（昭和7年6月16日 大審院昭和6年（オ）2759号）

本願商標は二重線を以て「The American Automobile」の文字を二段に横書きし其の下部に「Overseas Edition」の文字を細書したるものにして第66類「雑誌」を指定商品とするものなりと云ふに在りて原審は之に對し特別顕著の要件を欠如するものなりと判定を下したり然り而して右商標は、「American Automobile」の文字を其の要部とすることは商標自体に徴し明白にして右の文字に依りアメリカ製またはアメリカに於ける自動車を容易に想像せしめ従て本件雑誌か之に関する記事写真等を其の内容とすることを直に認識せしむることは洵に原審決理由所掲の如く若之を自動車の商標又は単行本の題号として使用するに於ては之を以て商品甄別の標識と為すに足らざるへしと雖定期刊行物の題号として之を使用する場合に在りては事態自ら右と異り該定期刊行物の内容を認識せしむると同時に斯る内容を連載する定期刊行物たることを示すことに依りて他の定期刊行物と別異なる特徴を表明する固定的意義を有し商標法（旧法）1条2項に所謂特別顕著の要件を具備するものと観るを相当とすべし。

40. 被告使用の「POS」の文字は、被告書籍の内容を示すために表示されているものであり、被告商品の出所表示として使用されているのではないから、これと同一の文字からなる登録商標の商標権を侵害するものではないとされた事例（昭和63年9月16日 東京地昭和62年（ワ）第9572号）

原告らは、下記に表示した「POS」なる商標を指定商品第26類「印刷物（文房具類に属するものを除く。）」、書画、彫刻、写真、これらの付属品」に登録し、商標権を有しているものである。

しかし、被告使用の「POS」の文字は、医学用語の「問題志向システム」の略語であるところ、「POS実践マニュアル」「実践POSQ&A50」「PONRの理解POSによる看護記録の実際」「POSの導入と実際」等それぞれ当該「POS」の文字を含む表示は、被告書籍の題号として、いずれも被告書籍の内容を示すためにその表紙に表示されているものであって、出版社である被告の商品であることを識別させるための商標として被告の書籍に付されたものではないことが認められる。

すると、被告標章は、いずれも単に書籍の内容を示す題号として、被告書籍に表示されているものというべきであるから、被告標章の使用は、前説示に照らし、本件商標権を侵害するものということとはできない。

POS

本件商標

41. 「夏目漱石小説集」等の文字を指定商品「書籍」等について使用するものは、刊行物の内容を表示するものであって、旧商標法第1条第2項の特別顕著性を有しないとされた事例（昭和24年10月25日 昭和23年抗告審判第181号～第209号）

(1) 昭和21年商標登録願第3050号商標は「夏目漱石小説集」の文字を、同第3051号商標は「夏目漱石作品集」の文字を、同第3052号商標は「夏目漱石遺作集」の文字を、同第3053号商標は「夏目漱石著作全集」の文字を普通の態様の文字で縦書きし、第66類「書籍」を指定商品としてなり、同第3054号商標は「夏目漱石集」の文字を普通の態様で縦書きし、第66類「書籍、雑誌、新聞紙、アルバム」を指定商品としてなり、同第3055号商標は「夏目漱石全集」の文字を普通の態様で縦書きし、第66類「書籍」を指定商品とするものである。

(2) 昭和21年商標登録願第5002号商標は「漱石全集」の文字を、同第5003号商標は「漱石文集」の文字を、同第5004号商標は「漱石叢書」の文字を、同第5005号商標は「漱石小品集」の文字を、同第5006号商標は「漱石小品選集」の文字を、同第5007号商標は「漱石小説選集」の文字を、同第5008号商標は「漱石作品全集」の文字を、同第5009号商標は「漱石名作全集」の文字を、同第5010号商標は「漱石遺作選集」の文字を、同第5011号商標は「漱石遺作全集」の文字を、同第5012号商標は「漱石著作集」の文字を、同第5013号商標は「漱石文学全集」の文字を、同第5014号商標は「漱石全集」の文字を普通の態様で縦書きし、

第66類「書籍」を指定商品とするものである。

(3) 昭和21年商標登録願第5266号商標は「漱石漢詩」の文字を普通の態様で縦書きし、第66類「漢詩を掲載した書籍」を指定商品としてなり、同第5267号商標は「漱石俳句集」の文字を普通の態様で縦書きし、第66類「俳句を集録した書籍」を指定商品としてなり、同第5269号商標は「漱石文学論」の文字を普通の態様で縦書きし、第66類「書籍」を指定商品とするものである。

(4) 昭和21年商標登録願第5300号商標は「漱石小品」の文字を、同第5302号商標は「漱石短片」の文字を、同第5303号商標は「漱石短片集」の文字を普通の態様で縦書きし、第66類「書籍」を指定商品としてなり、同第5304号商標は「漱石」の文字を、同第5305号商標は「漱石」の文字を、同第5306号商標は「夏目金之助」の文字を、同第5307号商標は「夏目漱石」の文字を普通の態様で縦書きし、第66類「書籍、雑誌、新聞紙、アルバム」を指定商品とするものである。

本願各商標は、刊行物の内容を表示する題号の文字又は著作者の氏名或いは雅号の文字からなるものであって、これ等の題号又は氏名雅号は単にその刊行物が如何なる内容のものか、又はその刊行物の著作者が何人であるかを看者をして一見して認識させるにすぎない。そうするとこれ等については特定人の営業に係る商品であるということの表彰力を具備していないから、自他商品甄(けん)別標識としての特別顕著性を有するものとは認めることができない。またこれ等の商標をその指定商品中夏目漱石の著作或いは夏目漱石に関する事項を掲載しないものについて使用するときには商品の品質の誤認を生ぜしめるおそれがある。

したがって、本願各商標は商標法(旧法)1条2項に規定する特別顕著性の要件を具備せず、又は同法2条1項11号に該当する。

42. 「産地又は販売地には、必ずしも当該商標の表示する土地において指定商品が現実に生産又は販売されていない場合であっても、何らかの理由により指定商品が当該商標の表示する土地において生産又は販売されているであろうと一般に認識される地名も含まれる」とした事例「GEORGIA」(第29類コーヒー等 昭和61年1月23日 最高裁昭和60年(行ツ)第68号

本願商標は、「GEORGIA」の文字を書してなり、第29類「茶、コーヒー」等の商品を指定商品とするものである。

商標出願に係る商標が、商標法3条1項3号にいう「商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するというためには、必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもって足りるというべきである。

そうすると、本願に係る「GEORGIA」なる商標に接する需要者又は取引者は、その指定商品である「コーヒー、コーヒー飲料」等がアメリカ合衆国のジョージアなる地において生産されているものであろうと一般に認識するものと認められる。

したがって、本願商標は、商標法3条1項3号に該当する。

43. 「チバ」はありふれた氏姓として理解し、または、容易に直感するものであるとみるのが社会通念上相当であるとされた例(昭和43年3月30日 東京高昭和42年(行ケ)第144号)

本願商標は、片かな文字「チバ」を左横書きしてなり、第26類「印刷物、書画、彫刻、写真、これらの附属品」を指定商品とするものである。

ところで、本願商標「チバ」の文字は、漢字の「千葉」に通じ、漢字の「千葉」の文字はまた、片仮名の「チバ」に通ずるので、世人は、これを、ありふれた氏姓としての「千葉」又は「チバ」を指称するものとして理解し、または、容易に直感するものであるとみるのが社会通念上相当である（なお、「千葉」なる氏が決して珍しくなく、ありふれた氏姓であることは、東京23区、50音別電話番号簿に徴しても明らかである。）。しかも、本願商標は、この「チバ」の文字を格別特異と認められない書体で現しているものであるから、これをその指定商品に使用した場合、取引者、需要者は、他の「千葉」（チバ）の氏姓を有する者の同種商品とその出所を区別することができず、何人の業務にかかる商品であるのかを認識することができない商標というべく、商標法3条1項4号に該当する。

44. 本願商標のうち「LPガス」の部分は液化石油系炭化水素類を表示するものであるから、本願商標の要部は「品川」の部分になり、これは氏として普通一般に使用されているものであるから、自他商品識別力がないとされた事例(昭和42年7月31日 昭和41年審判第5240号)

本願商標は、「品川L.P.ガス」の漢字・ローマ字および片仮名文字を左横書きしてなり、第5類「プロパンガス」を指定商品とするものである。

アルファベットの一字ないし二字が普通一般に使用されていることは、立証を待つまでもなく当業者間に周知の事実であり、本願商標中の「L.P.」のローマ字は商品の記号として一般に使用されている文字であるというべきであり、また、「ガス」の文字が気体燃料として使用される石炭ガス、天然ガス、液化石油ガス等のガスを指称するものであることは明らかである。

また、「L.P.」の文字を一体としてみれば「Liquefied Petroleum Gas」の略称であって液化石油ガス（プロパン、ブタン、ブチレン等）を主成分とする液化石油系炭化水素類を表すものであることは当業界においても顕著な事実である。

そうしてみると、本願商標の「要部」というべき部分は「品川」の文字にあり、これが氏として普通一般に使用されていることは東京都の電話番号簿等の刊行物の記載に徴しても明白な事実であり、本願商標に接した需要者は何人の業務に係る商品であるかを認識できない。

したがって、本願商標は、商標法3条1項4号に該当する。

45. 「株式会社」の文字は法人の企業形態を表示するもので、極めて普通に使用されているものであり、「倉田」の氏姓がありふれたものであることよりすれば、これに接する取引者、需要者はありふれた名称（商号）を表示するものと理解、把握するに止まり、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないとされた事例（昭和48年8月17日 昭和43年審判第3878号）

本願商標は、明朝体の「株式会社」の漢字と隷書体風の「倉田」の漢字を横書きしてなり、第25類「印刷用紙、包装用紙その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

よって判断するに、「株式会社」の文字は法人の企業形態を表示するもので、極めて普通に使用されているものであり、「倉田」の氏姓がありふれたものであることは東京都における電話帳において多数掲載されている事例に徴して認め得るところである。

しかして、本願商標は「株式会社倉田」の文字を普通に用いられる程度の書体で書してなるものであるから、これをその指定商品に使用しても、これに接する取引者、需要者はありふれた名称（商号）を表示するものと理解、把握するに止まり、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない。

したがって、本願商標は、商標法3条1項4号に該当する。

46. 本願商標は、著名な行政区画である「明石市」（兵庫県）を略称した「明石」の文字に商号を表す「屋」の文字を付加してなる商号商標であり、このような商号は同市の居住者、関係者が自由に採択使用することができるものであり、自他商品識別標識としての機能を有しないとされた事例（昭和43年4月12日 昭和41年審判第6352号）

本願商標は、「明石屋」の漢字を縦書きしてなり、第26類「印刷物その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

本願商標を構成する「明石屋」の文字は、著名な行政区画名であり、かつ有名な観光地でもある「明石市」（兵庫県）を略称した「明石」の文字に、商号を表す「屋」の文字を附加してなる商号商標であることは容易に理解できるところである。そうして、このような商号は同市に居住する者、また同市に関係のある者等が商号として自由に採択使用することができるものであるし、また、「明石」は氏姓としても、ありふれたものであることは、例えば、東京都における電話番号簿の記載に徴しても明白であり、これらの氏姓を有する者が、その営業の屋号として「明石屋」を採択使用することも普通に行われるところであって、上記電話番号簿にも多数その記載があることからみても、本願商標「明石屋」はありふれた名称であるというを相当とするものである。

しかも、本願商標「明石屋」は、普通に用いられる方法で表示したものの範囲を脱するものとは認

められないから、本願商標をその指定商品に使用しても、取引者需要者は、他の「明石屋」なる名称を有する同種商品とその出所を区別することができないものであって、需要者が何人の業務にかかるものであるかを認識することができない商標と言わざるを得ない。

したがって、本願商標は、商標法3条1項4号に該当する。

47. 青色で横長楕円形の図形を描いてなるにすぎない本願商標をその指定商品に使用しても、自他商品の識別標識としての機能を果たさないとされた事例(昭和49年6月29日 昭和47年審判第4042号)

本願商標は、青色の横長楕円形を描いてなり、第16類「織物、編物、フェルト、その他の布地」を指定商品とするものである。

按ずるに、繊維製品を取扱う業界においては、横長楕円形を描いた図形が商標の輪郭として普通に使用されている事実を認めることができる。

したがって、青色で横長楕円形の図形を描いてなるにすぎない本願商標をその指定商品に使用した場合、これに接する取引者・需要者は、上記の事実よりして、これは、きわめて簡単かつありふれた輪郭に用いられる図形を表示したものと理解するにとどまり、自他商品の識別標識としての機能を果たすものとは認識し得ないものと判断するのが相当である。

してみれば、本願商標は、きわめて簡単かつありふれた標章のみからなるものであるから、商標法3条1項5号に該当する。

48. 肉太に表した十の字の各先端に、同一の太さをもって左方向に鉤状に短い線を配したにすぎない極めて簡単な標章であり、第3条1項5号に該当するとされた事例(平成12年5月16日 平成11年審判第15145号)

本願商標は、下記のとおり標章からなり、第20類「家具、葬祭用具、座布団、まくら」等を指定商品とするものである。

よって判断するに、本願商標は、「卍」（まんじ）と称される標章を表示してなるものであるところ、この標章は、その構成から明らかなように、肉太に表した十の字の各先端に、同一の太さをもって左方向に鉤状に短い線を配したにすぎない、極めて簡単な標章である。そして、功德円満を意味するものとして、また、わが国では寺院を表す標識・地図記号として使用され、広く知られているものである（「広辞苑」参照）。してみると、本願商標は、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標というべきである。

したがって、本願商標は、商標法3条1項5号に該当する。



本願商標

49．ローマ字とアラビア数字をハイフンを用いて結合した標章は、被服、電気器具その他の家庭用品において商品の規格、型式等を表す記号として広汎に使用されており、需要者にとっては、きわめて簡単でありふれたものであり、第3条1項5号に該当するとされた事例(昭和45年2月26日 東京高昭和41年(行ケ)第112号)

本願商標は、「WA - 7」の文字を左横書きにし、第16類「ポリエステル繊維よりなる織物およびポリエステル繊維を混用してなる織物」を指定商品とするものである。

本願商標がきわめて簡単でかつありふれた標章のみからなるものであるか否かは、指定商品の需要者を標準として判断すべきであると解するのが相当であるところ、ローマ字1ないし3字とアラビア数字1ないし5字を、ハイフンを用いまたは用いずに、結合した標章は、被服、電気器具その他の家庭用品において、商品の規格、型式等を表す記号として広汎に使用されており、ローマ字および数字の各字数、両者がハイフンで結合されているか否かは、一般消費者の特に注意を払うところではないから、ローマ字2字と数字1字をハイフンをもって結合した標章は、需要者である一般消費者にとっては、きわめて簡単でありふれたものであると認めるのが相当である。

したがって、本願商標は、きわめて簡単でかつありふれた標章のみからなる商標であり、それ自体としては特別顕著性を有しないから、商標法3条1項5号に該当する。

50．一般的にローマ字2字は商品の符号・分類記号として使用されているため、ローマ字2字は業者が自由に採択使用しうるものであって、自他商品識別機能を具備しないものと認められるとされた事例(昭和45年5月23日 昭和42年審判第729号)

本願商標は、「AA」のローマ字2字を横書きしてなり、第1類「化学品（他の類に属するものを除く。）」を指定商品とするものである。

よって判断するに、一般的にローマ字2字は広く業界において商品の効能、用途、数量、形状等の種類、型式、規格等を簡単明瞭に又は系統的に表示するため商品の符号、分類記号として使用されていることは取引の経験則に徴して明らかである。したがって、ローマ字2字の文字商標は業者が自由に採択使用し得るものであって、自他商品の識別機能を具備しないものと認められる。

してみれば、取引者、需要者が本願商標に接するときは、単に商品の規格型式等を表す記号として理解し把握するものといわなければならないから、本願商標は、極めて簡単且つありふれたものと認めるのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法3条1項5号に該当する。

51. 「くちびる」を意味する英単語「L i p」が基本語であることを考慮してもなお、本願商標の構成ないし文字配列から「リップ」の称呼が生じたり、「L i p」の観念を想起するものと認めることはできず、第3条1項5号の「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標」に該当するとされた事例（平成18年1月30日 知財高平成17年（行ケ）第10631号）

本願商標は、「L」のローマ字（欧文文字）と「I P」のローマ字を「-」（ハイフン）で結合しており、第6類「車体部品に用いられる高張力鋼板・その他の鋼板、その他の鉄及び鋼」を指定商品とするものである。

原告は、本願商標の文字列が「くちびる」を意味するよく知られた英単語の「L i p」と同一であることから、「リップ」との称呼及び同英単語の観念が生じ、本願商標の理解・認識の過程においては同英単語が想起されるから、審決が、本願商標は「自他商品の識別標識としての機能を果たさないものと判断」したのは誤りである旨主張する。

しかしながら、本願商標を構成する「L」と「I P」との間には「-」が存在するため、視覚上、本願商標が「-」の前後で「L」と「I P」に分離して看取され、本願商標を一連に称呼する場合には「エル、アイピー」又は「エルアイピー」と称呼するものと認められる。また、本願商標の公開商標公報等に「リップ」の称呼が参考情報として記載されていることを認めるに足りる証拠もない。

そうすると、「くちびる」を意味する英単語「L i p」が中学程度で取得すべき基本語であることを考慮してもなお、本願商標の構成ないし文字配列から「リップ」の称呼が生じたり、又は英単語「L i p」の観念を想起するものと認めることはできず、本願商標の構成全体をもって特定の語義を観念し又は想起することは困難であるというべきである。

そして、証拠及び弁論の全趣旨によれば、本願の指定商品の取引分野においては、本願商標のようにローマ字の1字とローマ字の2字をハイフンで結合した標章を、商品の規格、種類等を表すものとして普通に使用している実情が認められる。

上記認定事実と、本願商標の構成全体から特定の語義を観念し又は想起することは困難であることを総合すると、本願商標をその指定商品に使用した場合、取引者・需要者は商品の規格等を表すための記号・符号の一類型と理解するに止まるというべきであるから、本願商標は、商標法3条1項5号の「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標」に該当するものと認めるのが相当である。

52. 「555」のような数字の3文字は、一般に商品の品番、規格等を表示するための記号、符号として、商取引上普通に採択使用されているところであって、本願商標の表示もその一類型にすぎないものであるとされた事例（平成4年9月10日 昭和63年審判第4967号）

本願商標は、下記に表示したとおりの構成よりなり、第9類「産業機械器具、動力機械器具、風水

力機械器具、事務用機械器具、その他の機械器具で他の類に属しないもの、これらの部品および附属品、機械要素」を指定商品とするものである。

本願商標は、「555」のアラビア数字を普通に用いられる方法で表示してなるものであるところ、このような数字の3文字は、一般に商品の品番、規格等を表示するための記号、符号として、商取引上普通に採択使用されているところであって、本願商標の表示もその一類型にすぎないものである。

してみれば、本願商標をその指定商品に使用しても、これに接する取引者、需要者は、前記の如き商品の記号、符号として、きわめて簡単でかつありふれた標章のみからなるものと理解するに止まり、これをもって、自他商品の識別標識としての機能を果たすものとは認識し得ないものと判断するのを相当とする。

したがって、本願商標は、商標法3条1項5号に該当する。

555

本願商標

53. 本願商標の構成は取り立てて特異の構成と認めることはできないし、極めて簡単で、かつ、ありふれたものであるから、これを指定商品に使用しても何人の業務に係る商品であることを認識することができないものとされた事例(昭和41年5月2日 昭和39年審判第4120号)

本願商標は、「200」の数字を角ゴシック体風書体で太く顕著に書してなり、第31類「調味料」等を指定商品とするものである。

思うに、本願商標の構成は、とりたてて特異の構成と認めることはできないし、きわめて簡単でかつありふれたものであるから、これをその指定する商品に使用しても何人の業務に係る商品であることを認識することができないものである。

したがって、本願商標は、商標法3条1項5号に該当する。

54. 「エイティーン」の文字は、たとえ片仮名文字をもって表示されても英語の基数「18」の発音を表記したものと何人も容易に理解するものといわざるを得ず、単に商品の品番、形式、規格等を表示するため基数「18」の代わりに使用されるものとして認識されるにすぎないものというべきとされた事例(昭和47年1月18日 昭和45年審判第2381号)

本願商標は、「エイティーン」の文字を横書きしてなり、第20類「家具、畳類、建具」等の商品を指定商品とするものである。

よって思うに、本願商標を構成する「エイティーン」の文字は、たとえ片仮名文字をもって横書きされたものであるとはいえ、現在の英語の普及状態からみて、これが英語の基数「18」(EIGHTEEN)の発音を表記したものと何人も容易に認識し、理解するものといわざるを得ない。そこで、

本願商標を指定商品との関係において考察するに、一般に本願の指定商品においては、数字を商品の品番、形式、規格等を表示するための符号記号として、典型的にしばしば用いられることは顕著な事実である。

してみると、本願商標は、これをその指定商品に使用した場合、その取引者、需要者は、これを単に商品の品番、形式、規格等を表示するための基数「18」の代わりに使用されるものとして認識されるにすぎないものというべきである。

したがって、本願商標は、極めて簡単でかつありふれた標章のみからなる商標といわざるを得ないから、商標法3条1項5号に該当する。

55．ありふれた菱形の輪郭で「KO」の文字を囲む構成も、単に「KO」を強調ないし印象付ける域を出ず、極めて簡単でありふれた標章といわざるを得ず、特別顕著性を有しないとされた事例(第24類玩具等 昭和50年9月16日 東京高昭和50年(行ケ)第33号)

本願商標は、下記に示すとおり、菱形輪郭内にローマ字の二字「KO」を角ゴシック体で表してなり、第24類「玩具」等を指定商品とするものである。

本願商標を構成するローマ字「KO」が、商品の種別、型式、規格を表示する記号・符号として、また氏名の略称・イニシアルとして取引上日常広く使用されているほか、特に氏名の略称・イニシアルその他の略号として一般日常生活上使用されていることは紛れもない事実であり、極めて簡単でありふれた標章であるとするほかない。また、原告がありふれたものと自認する菱形の輪郭で「KO」の文字を囲む構成も、単に「KO」を強調ないし印象付ける域を出ず、取り立てて独自の観念を想起させるものではないので、極めて簡単でありふれた標章であると言わざるを得ず、弁論の全趣旨によれば、その全体の構成も日常生活上イニシアルその他に広く使用されているもので、特別顕著性をもつとは言えず、さらに指定商品に関連付けたからといって、格別異なった印象を与え、独特の観念を想起させるものとは経験則上到底考えられない。

したがって、本願商標は、商標法3条1項5号に該当する。



本願商標

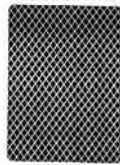
56．規則的な地模様であっても、特徴的な形態が見いだせれば自他商品の識別機能を有する場合もありうるが、本願商標のような態様には、自他商品識別機能を果たすことができるような特徴的な部分を見いだすことができないとされた事例(平成12年1月18日 東京高平成11年(行ケ)第156号)

本願商標は、下記に表示したとおりの構成よりなるものであり、第24類「おもちゃ、人形、娯楽

用具、運動具」等を指定商品とするものである。

本願商標は、黒地に白い格子模様を描き、多数のひし形を交差して連続的に配置したもので、その外周はトランプ札の形状となっていることも合わせてみると、規則的な地模様から成っていることが明らかである。地模様であっても、特徴的な形態が見出されれば自他商品の識別機能を有する場合もあり得るが、上記のような態様の本願商標においては、地模様の形態を超えて、自他商品識別機能を果たすことができるような特徴的な部分を見いだすことはできないといわなければならない。なお、本願商標を更に仔細に観察すると、ひし形を囲む白い斜めの格子模様は3個の小さい楕円と、それより少し大きい角型を順次直線上に配列してあることが認められるが、これらの配列模様も、本願商標の全体の印象からみれば、地模様を詳細に観察しなければ分からない程度のものであり、これをもってしても、本願商標の特徴的な部分と認めることはできない。

したがって、本願商標は、商標法3条1項6号に該当する。



本願商標

57. 本願商標中の「パールブリッジ」は、明石海峡大橋の愛称であり、これを指定商品「菓子」に使用しても、取引者、需要者は明石海峡大橋の渡橋ないし観光記念の土産物であることをメッセージ風に表示したものと認識するにすぎないとされた事例(平成12年1月6日 平成11年審判第13577号)

本願商標は、「パールブリッジを渡ってきました」の文字を書してなり、第30類「菓子及びパン」を指定商品とするものである。

よって判断するに、本願商標中の「パールブリッジ」は、明石海峡大橋の愛称であり（「現代用語の基礎知識」）、明石海峡大橋及びその周辺は観光地として脚光を浴びており（朝日現代用語「知恵蔵」）、多数の土産物店が存在するものと推認される。そして、近時、（観光地）に行ってきた等文字が各観光地の土産物について表示されている事実がある。加えて、本願指定商品中の「菓子」は、土産物の典型例である。

してみれば、本願商標は、これを指定商品「菓子」に使用しても、取引者、需要者は明石海峡大橋の渡橋ないし観光記念の土産物であることをメッセージ風に表示したものと認識するにすぎないと認められ、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標というのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法3条1項6号に該当する。

58. 本願商標が、指定役務「技芸、スポーツ又は知識の教授」に使用されたときは、取引者、需要者はごく自然に、役務の宣伝文句ないしキャッチフレーズとして認識するものというべきとされた事例（平成13年6月28日 東京高平成13年(行ケ)第45号）

本願商標は、「習う楽しさ教える喜び」の文字を書してなり、第41類「技芸、スポーツ又は知識の教授」を指定役務とするものである。

本願商標「習う楽しさ教える喜び」において、この語句がキャッチフレーズとして一般に使用されている事実はないとしても、本件において問題となるのは、該語句に接した取引者需要者が、これを自他役務の識別標識として認識するのか、それとも、キャッチフレーズとして理解するのかということである。しかして、本願商標の語句が、その指定役務である技芸、スポーツ又は知識の教授に関して用いられた場合には、該語句に接した取引者需要者は、それを妨げる何か特別な事情がない限り、該語句の有する意味を想起した上で、ごく自然に「習う側が楽しく習うことができ、教える側が喜びをもって教えることができる。」という、教育に関して提供される役務の理想、方針等を表示する宣伝文句ないしキャッチフレーズとして認識、理解することになるものというべきである。

してみると、該語句に接した取引者需要者は、これを各種学校等の教育に関する役務の理想、方針等を表示する宣伝文句ないしキャッチフレーズであると認識、理解するに止まり自他役務の識別標識とは認識しないものというのが相当である。

したがって、本願商標は商標法3条1項6号に該当する。

習う楽しさ教える喜び

本願商標

59. 「ヘイセイ」「へいせい」「平成」「HEISEI」の文字を表した商標は、商品の生産時期等を表すものとして一般に使用される現元号を表したにすぎない表示として認識されるにとどまるものと判断するのが相当とされた事例（平成6年11月29日 平成2年審判第17637号）

本願商標は、「ヘイセイ」、「へいせい」、「平成」、「HEISEI」の文字を4段に書してなり、第17類「被服その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

本願商標は、その構成は前記のとおりであって、これは、現元号を片仮名文字、平仮名文字、漢字および欧文字で表したにすぎないものである。

してみれば、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、これに接する需要者をして、直接的ではないが、平成に製造されたものである等、広い意味での商品の生産時期等を表すものとして、また、一般に使用され得る現元号を表したにすぎない表示として認識させるにとどまるものと判断するのが相当であるから、自他商品の識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ない。

したがって、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標であるから、商標法3条1項6号に該当する。

60. 商標法第3条2項により商標登録を受けることができるのは、商標が特定の商品につき同項所定の要件を充足するに至った場合、その特定の商品を指定商品とするときに限るものとされた事例（昭和59年9月26日 東京高昭和58年(行ケ)第156号）

商標法第3条2項により商標登録を受けることができるのは、商標が特定の商品につき同項所定の要件を充足するに至った場合、その特定の商品を指定商品とするときに限るものと解するのが相当であり、また、出願商標の指定商品中の一部に登録を受けることのできないものがあれば、出願の分割ないし手続補正により登録を受けることのできない指定商品が削除されない限り、その出願は全体として登録を受けることができないものといわなければならないから、本願商標は、前認定のとおり指定商品中の紅茶について同項所定の要件を充足していない以上、指定商品全部にわたり登録を受けることができないものといわなければならない。

61. 出願された商標と、使用に係る商標とが相違するとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例（昭和60年4月25日 東京高昭和59年(行ケ)第97号）

本願商標は、下記に表示したとおりの構成よりなり、第19類「陶磁器製日用品、陶磁器製台所用品」を指定商品とするものである。

原告は、「吉向」の銘を印した陶磁器製品が、原告の製造にかかるものとして既に多量に販売されているから、本願商標を使用した陶磁器が原告の製作にかかる作品であることは、陶磁器の取扱業者、需要者に認識されるに至っており、本願商標は出所表示機能を備えている旨主張する。

しかし、「吉向」の銘を印した陶磁器製品が、原告の製造にかかるものとして、陶磁器の取扱業者、需要者に認識されているかどうかはともかくとして、本願商標は「吉向焼」の標章からなる商標であるから、「吉向」の標章についていえることが、「吉向焼」の標章について妥当することにはならず、この点において原告の主張は理由がない。

吉 向 焼

本願商標

62. 立体的形状のみが独立して自他商品の識別力を有しているものということとはできないとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例（平成12年12月21日 東京高平成11年(行ケ)第406号） - 審判決例36も参照 -

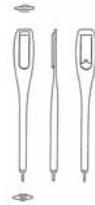
本願商標は、下記の構成よりなり、第16類「鉛筆、ボールペン、その他の筆記用具」を指定商品

とするものである。

原告により製造販売された本願商標に係る形状の鉛筆には、表に「OKAYA」「Pegcil」、裏に「JAPAN」「pegcil」との表示が付され、ボールペンには表に「OKAYA」「Pegcil」、裏に「JAPAN」と表示されていることが認められる。しかし、原告が本願商標を付して製造販売した鉛筆やボールペンで、「OKAYA」「Pegcil」の文字商標が付されていないもの、すなわち、本願商標のみが付された筆記具が製造販売されたことを認めるべき証拠はなく、また、これらの文字商標が識別標章として格別の機能を有するものではないとすべき理由は見だし難い。

本願商標の立体形状が、指定商品である筆記用具としての物の形状の範囲を出ないものであることを前提にしてみると、本願商標に係る形状の鉛筆やボールペンでこれらの文字商標が付されないものが、原告の製造販売に係るものであると広く認識されているものとはにわかに認め難く、他に、そのような事実関係を認めるべき客観的な証拠はない。

したがって、原告の製造販売に係る鉛筆やボールペンに使用されてきた標章のうち、本願商標の立体的形状のみが独立して自他商品の識別力を有しているものということとはできないから、本願商標が使用により自他商品の識別機能を有するに至ったものと認めることはできない。



本願商標

63．立体的形状のみが独立して自他商品の識別力を有しているものということとはできないとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例（平成13年7月17日 東京高平成12年(行ケ)第474号） - 審判決例37も参照 -

本願商標は、下記に示す構成態様からなる立体商標で、第29類「乳酸菌飲料」を指定商品とするものである。

本願商標は、指定商品である「乳酸菌飲料」の容器に関するものである。そこで、飲料に係る商品の容器の形状に係る立体商標についてみるに、このような容器の形状は、容器自体の持つ機能を効果的に発揮させたりする等の目的で選択される限りにおいては、原則として、商品の出所を表示し、自他商品を識別する標識を有するものということとはできない。

次に証拠について検討すると、本件商標出願当時、既に本願商標の立体形状と同様に「くびれ」のある収納容器が原告以外の業者の乳酸菌飲料等の製品に多数使用されていたことが推認される点、他

方、原告の商品である乳酸菌飲料「ヤクルト」について、その収納容器に「ヤクルト」の文字商標が付されないで使用されてきたことを認めるに足る証拠はない点などをも併せ考えると、本願商標と同様の飲料製品が販売されたのは原告製品よりも後のことであることを斟酌してみても、原告の商品「ヤクルト」の容器が、その形状だけで識別力を獲得していたと認めるのは困難である。

したがって、本願商標は、商標法3条1項3号に該当するものであって、3条2項の要件を具備するものとは認められない。



本願商標

64. 本件商標については、日本全国において出願人以外の使用例が認められるとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例(平成14年12月26日 東京高平成14年(行ケ)第279号)

本件商標は、下記のとおり構成で、旧第31類「ゆず入りの七味唐辛子」を指定商品とするものである。

証拠によれば、本件商標の登録査定日である平成6年3月22日より遅くとも5年以上前から、登録査定日までの間、日本全国において、原告や素井興有限会社以外の業者が原告商品とは別の商品である「ゆずの入った七味とうがらし」を、「柚七味」、「ゆず七味」、「柚七味」の名称で販売していたこと、が認められる。

本件商標は、「ゆず」の平仮名と「七味」の漢字とを右から縦書き2行に筆文字風に表示してなる態様であるのに対し、証拠は、本件商標と態様を異にする商標を示すもの、又は全く態様を示していないものであるが、本件商標は、「ゆず七味」を普通に用いられる方法で表示したものといえる範囲の態様のものであり、これを、その態様自体によって格別強く注意を引くものと認めることはできない。そうだとすると、上記各証拠に示された各商標は、商品の品質、原材料を普通に用いられる方法といえる範囲内で表示しているものである点において、本件商標と区別することはできず、その態様の差異は、ほとんど、問題とならないものである。上記各証拠は、本件商標の商標法3条2項の適用の可否の判断に当たって、当然に、比較・検討の対象とされるべきである。

また、本件商標の商標法3条2項該当性の判断の基準時は登録査定時であるから、本件商標の使用開始時期よりも後に使用されたものであっても、登録査定時までに使用されたものである以上、商標法3条2項該当性の判断に用いることができる。

このように、本件商標と同一の名称といえる「ゆず七味」、「柚子七味」、「柚七味」の語が、本件商標の登録査定時において、商標権者である原告及び使用権者である素井興有限会社とは別の業

者によって「ゆずの入った七味唐辛子」の名称として、我が国で広く用いられていたことに照らすと、上記で認定した事実から、本件商標の登録査定時に、本件商標が、これに接した取引者・需要者が原告又は素井興有限会社の業務に係る商品であることを認識する程度に、自他商品の識別力を取得するに至っていた、と認めることはできず、他に、これを認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件商標については、商標法3条2項を適用することができない。



本件商標

65. 使用に係る本件ウイスキー瓶は、平面標章部分の自他商品識別力が著しく強かったことから、本願立体商標とは同一性を有しないとして、商標法第3条第2項の適用が認められなかった事例（平成15年8月29日 東京高平成14年（行ケ）第581号）

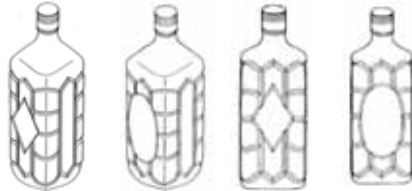
本願商標は、下記のとおり構成よりなり、第33類「ウイスキー」を指定商品とするものである。

本願商標を構成するウイスキー瓶の特徴は、ウイスキー瓶としての機能をより効果的に発揮させたり、美感をより優れたものにするなどの目的で同種商品が一般的に採用し得る範囲内のものであって、ウイスキー瓶として予測し難いような特異な形状や特別な印象を与える装飾的形狀であるということとはできない。したがって、本願商標は、その指定商品であるウイスキーに使用された場合、指定商品の取引者、需要者は、ウイスキー瓶の形状そのものと認識するにとどまるというべきであるから、本願商標は、指定商品の包装の形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標として、記述的商標に当たるといふべきである。

そして、本願商標を構成するウイスキー瓶の特徴は、上記のとおりであるから、使用に係る本件ウイスキー瓶の立体的形状それ自体は、独立して、自他商品識別力を有するものではないばかりでなく、表面ラベルの平面標章部分を含む全体的な構成の中において、立体的形状の識別力は相対的に小さいものといわざるを得ない。これに対し、表面ラベルは、楕円形黄色地に金色の縁取りがされ、そこには、金色の「向かい獅子マーク」又は原告の社章である「響マーク」、会社名を表す「SUNTORY」の欧文字がラベル全幅の装飾された大きく太めの書体で、冒頭の「S」を赤色に、他を黒色又は青色で表示され、ウイスキーの欧文字の冒頭の「W」も赤色で表示されているのであるから、このような平面標章部分は、上記立体的形状に比べて、看者の注意をひく程度が著しく強く、商品の自他商品識別力が強い部分であると認められる。したがって、本願商標と使用に係る本件ウイスキー瓶とは、その立体的形状は同一と認められる範囲内のものであると認められるものの、両者は、立体的形状よ

りも看者の注意をひく程度が著しく強く商品の自他商品識別力が強い平面標章部分の有無において異なっているから、全体的な構成を比較対照すると、同一性を有しないというべきである。

したがって、本願商標は、商標法第3条第2項の要件を具備しない。



本願商標

66．出願された商標について、一部地域で原告商標として知られているとしても、他の地域で原告以外の多数の使用により商標法第3条第2項が認められなかった事例(平成10年11月26日 東京高平成10年(行ケ)第74号)

本願商標は、下記表示のとおり、「やぶ」（旧仮名）の文字を横書きしてなり、第42類「そば及び丼物を主とする飲食物の提供」を指定役務とするものである。

本願商標「やぶ」は、蕎麦屋の一系統を指す「やぶそば」の略称として、ほとんど普通名称となっていること、「やぶそば」は、甘皮の色を入れた淡緑色の蕎麦であって、「さらしなそば」と共に東京蕎麦を代表するものであること、原告会社以外にも、「藪」、「やぶ」（旧仮名）、「やぶ」の文字を含む屋号の蕎麦屋が多数存在することが認められる。

そうすると、本願商標をその指定役務に使用しても、名古屋市を中心とする一部の地域以外の蕎麦の需要者は、それが何人かの業務に係る役務であることを認識することができないというべきである。

したがって、本願商標は、商標法3条2項に規定する要件を具備するものといえない。

やぶ

本願商標

67．出願された商標は、原告以外にも多数使用されているとして、使用による識別力の取得が否定された事例(平成12年4月13日 東京高平成11年(行ケ)第101号)

本件商標は、「いかしゅうまい」の文字よりなり、第32類「いか入りしゅうまい」を指定商品とするものである。

本件商標構成中の「しゅうまい」との平仮名の表記については、原告自身が、本件商標登録出願において指定商品を「いか入りしゅうまい」に訂正した経緯があることも併せ考えると、平仮名表記を

もって普通に用いられる方法に当たらないと認めることはできない。代表的な国語辞典では「シューマイ」と表記されているが、これらの辞書は外国語の表記に即して書き表しているものと認められるのであり、一般取引者、需要者において、辞書編集者の意図する表記方法にとらわれずに、表音どおりに平仮名表記する事例のあることを否定することはできない。

また、「いか」も「しゅうまい」も共にごくありふれた食材ないし加工食品の普通名称であり、調理加工に特殊技法が必要であるとしても、用語自体としてみて、この二つの組み合わせに独創性があるとは到底認めることができない。

さらに、本件商標の「いかしゅうまい」の字体をもって、顕著に一般の書体と異なって識別されるものと認めることはできず、他に本件商標の字体に特別顕著性を認めるべきことを裏付ける証拠はない。

証拠及び弁論の全趣旨によれば、遅くとも平成9年9月当時までには、佐賀県下のみならず全国各地に、「いかしゅうまい」、「いかシューマイ」、「いかシューマイ」の表示の下に商品「いか入りしゅうまい」を製造、販売してきた業者は、原告以外にも多数（少なくとも20社）存在しており、飲食店やレストランにおいても、料理「いか入りしゅうまい」に「いかしゅうまい」の名称を使用している業者が多数存在していることが認められる。

したがって、「いかしゅうまい」の商品名から原告を思い付く者が、佐賀県や特に九州の中心である福岡市に比較的多く存在するであろうということは推認されるが、福岡市においてすら、「いかシューマイ」の商品名から原告以外の業者を思い付く者が少なからず存在することも否定できない。ましてや、九州以外の地方において「いかしゅうまい」の商標を原告と結びつけて認識する者がどの程度存在するのかは、かなり疑問である。

以上のことからすると、本訴の口頭弁論終結時においてさえも、本件商標が、商品「いか入りしゅうまい」に使用された結果、需要者が原告の業務に係る商品であると認識することができるようになっていたものとは認められない。したがって、本願商標は、商標法3条1項3号に該当し、同3条2項に該当するに至っていない。



本件商標

68. 商品の形状のみからなる立体商標について、その使用により自他商品の識別力を獲得するに至っているとは認め難いとされた事例(平成12年6月19日 平成10年審判第16591号)

本願商標は、下記に表示したとおりの構成からなり、第21類「家事用手袋」を指定商品とするも

のである。

請求人は、本願商標は使用によって自他商品の識別力を獲得するに至っている旨主張し、証拠を提出している。

しかしながら、商品の形状のみからなる商標について、使用により自他商品の識別力を認めるには、当該形状に係る商標が、単に出所を表示するのみならず、取引者、需要者間において当該形状をもって同種の商品又は役務と明らかに識別されていると認識することができるに至っていることが必要と解すべきである。さもないと他の知的財産制度と整合が図れないばかりでなく、当該商品自体について、全国的に効力が及び、かつ、存続期間の更新可能な独占権を付与することになってしまうからである。

本願のような商品の形状と認められる商標について、使用により自他商品の識別力を認めるには、長期間に亘って、全国的な範囲で独占的に使用されている状態が継続し、その結果、例えば、その商標に係る形状から取引者、需要者の間から自然発生的に一定の称呼、観念が生ずるほどにそれらの者間において、識別標識として通用していることが必要というべきである。

これを証拠についてみれば、（イ）使用開始時期が平成5年であること、（ロ）見本市出品については同5年から同10年まで6年間において、東京が中心（およそ年2回）であって、その他は幕張2回、大阪、名古屋、松本、仙台、札幌、福岡、富山は各1回のみのものであること（証拠略）、（ハ）雑誌、新聞の広告にあっては、家事用手袋としての特徴と共にその形状が掲載され、また、別途識別標識が掲載されているため同形状が識別標識として認識されるとは認められないこと（証拠略）（ニ）請求人主張の売り上げ金額、枚数を認めるとしても本願商標に係る商品のように使い捨てであって、極めて安価なものは、食品工場や食堂、学校等の厨房において日常的に大量に使用されるものと推認されることからして、金額等において決して驚異的なものとはいえないこと（証拠略）、（ホ）実際の取引者、需要者とみられる証明者の所在は全国都道府県中半数程度の都道府県各一社ないし数社であり、それらも東日本に遍在していることが認められる（証拠略）。

以上の事実に加えて、請求人は本願に係る「家事用手袋」について「五本絞り」の商標をもって自他商品の識別に供していること及び本願商標に係る商品のように使い捨てであって、極めて安価な商品に払う需要者の注意力を考慮すると、本願商標が指定商品について自他商品の識別力を取得して商標法3条2項の適用を受けられるに至っているとは認め難いというべきである。



本願商標

69. 「プロ仕様」の文字が使用による識別性を獲得していないとされた事例(平成15年4月22日 東京高平成14年(行ケ)第335号)

本願商標は、「プロ仕様」の文字よりなり、第29類「食肉、食用魚介類(生きているものを除く。)、肉製品、加工水産物、豆、加工野菜及び加工果実、卵、乳製品、食用油脂、カレー・シチュー又はスープのもと、なめ物、お茶漬けのり・ふりかけ・油揚げ・凍り豆腐・こんにゃく・豆乳・豆腐・納豆」を指定商品とするものである。

証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本願商標を「食肉、食用魚介類(生きているものを除く。)、肉製品、加工水産物、豆、加工野菜及び加工果実、卵、乳製品、食用油脂、カレー・シチュー又はスープのもと、なめ物、お茶漬けのり・ふりかけ・油揚げ・凍り豆腐・こんにゃく・豆乳・豆腐・納豆」について、使用していることを認めることができる(もっとも、指定商品中、「卵、お茶漬けのり、ふりかけ」など一部の商品につき、使用されたことを示す証拠がない。)。しかし、原告は、本願商標の使用開始時期は、昭和62年と主張するが、上記指定商品に属する具体的な商品のそれぞれについての使用開始時期については、主張がなく、証拠上も認めるに足りるだけのものはない。したがって、それぞれの商品についての本願商標の使用期間を個別に認定することはできない。

さらに、本願商標の付された商品の売上高などについては、平成14年1月から12月における総販売店舗(39店舗)の来客者(需要者)数は1251万5077名、購入された商品数は8097万7418点で、そのうち80%の6478万1934点以上は商標「プロ仕様」商品であり、「プロ仕様」商品は約2500品種にのぼっているとの主張があるが、これらは、他の指定商品に属するものも含んでおり、本件指定商品第29類に属する商品のそれぞれについて、どの程度の期間にわたって、どの程度の量の売り上げがあったかについて、個別具体的な主張立証があるわけではない。

証拠中には、商品の製造者による証明書がある。しかし、原告への販売数の記載されないものがあるほか、その記載があるものも、当該商品が市場に占める割合などは不明であり、そもそも、本件指定商品に属するすべての商品を網羅したものではない。また、本願商標及びその指定商品について、テレビ及び新聞などのマスメディアを利用した宣伝広告がされたことについては主張立証がなく、わずかに、雑誌、新聞などにおける取材、インタビュー記事が数点証拠とされているのみである。

以上の諸事情に照らせば、本件全証拠によっても、本願商標「プロ仕様」が使用された結果、取引者、需要者が原告の業務に係る商品であると認識することができるものとなったこと(指定商品に属する個々の商品ごとに検討されるべきである。)を認めるに足りないというほかない。

したがって、本願商標は、商標法3条2項の適用を受けることができない。

70. ひよ子の立体商標は、未だ全国的な周知性を獲得するに至っておらず、使用による識別性を獲得していたものとは認められなかった事例(平成18年11月29日 知財高平成17年(行ケ)第10673号)

本願商標は、下記の構成よりなり、第30類「まんじゅう」を指定商品とするものである。

被告は、菓子「ひよ子」を大正元年から販売し、特に昭和32年以降は、各時代を通じて年間売上高、広告宣伝費とも多額であり、新聞・雑誌・テレビCM等を通じて頻繁に広告宣伝を行っており、多数の直営店舗、取引先を有していると認められる。他方、菓子「ひよ子」はその一つ一つが「ひよ子」と記載された包装紙に包まれ、「ひよ子」と記載された箱に詰められて販売されており、展示品も、展示スペースの各所に多数の「ひよ子」の文字が溢れている。また、菓子「ひよ子」の形状を掲載した多数の広告宣伝も、平成4年及び平成6年において全国紙に掲載されてはいるものの、そのすべてにおいて、その近辺のよく目立つ位置に「名菓ひよ子」、「ひよ子」等の文字が存在し、同形状が写る多数のテレビCMも、CMの中で必ずその画面に「名菓ひよ子」「ひよ子」の文字が大きく写り、それに合わせて「ひよ子」との音声が入っている。

次に、被告以外の鳥の形状の焼き菓子についてみると、全国の各地において、23もの業者が、鳥の形状の菓子を製造販売しているものであり、しかも、これらの菓子は、被告の菓子「ひよ子」と、離隔的に観察する際にはその見分けが直ちにはつきにくいほど類似しているものである。

さらに、被告以外の鳥の形状の和菓子についてみると、菓子の老舗である虎屋が、江戸時代から、目と嘴をつけ鳩笛のような形にした鳥の形状の「鶉餅」を作っており、最近では、平成16年に、同様の形状で販売したこと、他の鳥の形状の和菓子としては、京都の三宅八幡宮ゆかりの菓子「鳩餅」も存在することが認められる。

以上の事実によれば、被告の直営店舗の多くは九州北部、関東地方等に所在し、必ずしも日本全国にあまねく店舗が存在するものではなく、また、菓子「ひよ子」の販売形態や広告宣伝状況は、需要者が文字商標「ひよ子」に注目するような形態で行われているものであり、さらに、本件立体商標に係る鳥の形状と極めて類似した菓子が日本全国に多数存在し、その形状は和菓子としてありふれたものとの評価を免れないから、上記「ひよ子」の売上高の大きさ、広告宣伝等の頻繁さをもってしても、文字商標「ひよ子」についてはともかく、本件立体商標自体については、いまだ全国的な周知性を獲得するに至っていないものというべきである。



本願商標

71. 懐中電灯の立体形状からなる商標が使用により自他商品識別機能を備えるに至っていると判断された事例（平成19年6月27日 知財高平成18年（行ケ）第10555号）

1. 商標法3条1項3号該当性

商品等の形状は、多くの場合、商品等に期待される機能をより効果的に発揮させたり、商品等の美観をより優れたものとするなどの目的で選択されるものであって、商品・役務の出所を表示し、自他商品・役務を識別する標識として用いられるものは少ないといえる。このように、商品等の製造者、供給者の観点からすれば、商品等の形状は、多くの場合、それ自体において出所表示機能ないし自他商品識別機能を有するもの、すなわち、商標としての機能を有するものとして採用するものではないといえる。また、商品等の形状を見る需要者の観点からしても、商品の形状は、文字、図形、記号等により平面的に表示される標章とは異なり、商品の機能や美観を際立たせるために選択されたものと認識し、出所表示識別のために選択されたものとは認識しない場合が多いといえる。そうすると、商品の形状は、多くの場合に、商品等の機能又は美観に資することを目的として採用されるものであり、そのような目的のために採用されると認められる形状は、特段の事情のない限り、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、3条1項3号に該当すると解するのが相当である。

また、商品等の具体的形状は、商品等の機能又は美観に資することを目的として採用されるが、一方で、当該商品の用途、性質等に基づく制約の下で、通常は、ある程度の選択の幅があるといえる。しかし、同種の商品等について、機能又は美観上の理由による形状の選択と予測し得る範囲のものであれば、当該形状が特徴を有していたとしても、商品等の機能又は美観に資することを目的とする形状として、3条1項3号に該当するものというべきである。ただし、商品等の機能又は美観に資することを目的とする形状は、同種の商品等に関与する者が当該形状を使用することを欲するものであるから、先に商標出願したことのみを理由として当該形状を特定の者に独占させることは、公益上の観点から適切でないからである。

さらに、需要者において予測し得ないような斬新な形状の商品等であったとしても、当該形状が専ら商品等の機能向上の観点から選択されたものであるときには、商標法4条1項18号の趣旨を勘案すれば、同法3条1項3号に該当するというべきである。ただし、商品等が同種の商品等に見られない独特の形状を有する場合に、商品等の機能の観点からは発明ないし考案として、商品等の美観の観点からは意匠として、それぞれ特許法・実用新案法ないし意匠法の定める要件を備えれば、その限りにおいて独占権が付与されることがあり得るが、これらの法の保護の対象になり得る形状について、商標権によって保護を与えることは、商標権は存続期間の更新を繰り返すことにより半永久的に保有する点を踏まえると、商品等の形状について、特許法、意匠法等による権利の存続期間を超えて半永久的に特定の者に独占権を認める結果を生じさせることになり、自由競争の不当な制限に当たり公益に

反するからである。

本願商標の形状についていえば、ライト頭部がやや大きめである点は光度の大きさに関連し、放物体部分のフェイスキャップと接する部分の溝模様は光度の調整のしやすさに、胴体部の中央部分における溝模様は握り易さにそれぞれ資するものであり、また、テールキャップ底部に設けられた1つの穴はストラップ等を取り付けるためのものである。そして、ライト頭部から胴体部にかけての全体としてのすらっとした輪郭は美観を与えるために採用されたものといえることができる。これらによれば、上記の各特徴は、いずれも商品等の機能又は美観に資することを目的とするものというべきであり、需要者において予測可能な範囲の、懐中電灯についての特徴であるといえる。そうすると、本願商標の形状は、いまだ懐中電灯の基本的な機能、美観を發揮させるために必要な形状の範囲内であって、懐中電灯の機能性と美観を兼ね備えたものと評価することができるものの、これを初めて見た需要者において当該形状をもって商品の出所を表示する標識と認識し得るものとはいえない。

以上検討したところによれば、本願商標は、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、商標法3条1項3号に該当するものというべきである。

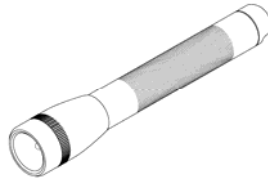
2. 商標法3条2項該当性

商品等の立体形状よりなる商標が使用により自他商品識別力を獲得したかどうかは、当該商標ないし商品の形状、使用開始時期及び使用期間、使用地域、商品の販売数量、広告宣伝のされた期間・地域及び規模、当該形状に類似した他の商品の存否などの事情を総合考慮して判断するのが相当である。そして、使用に係る商標ないし商品等の形状は、原則として、出願に係る商標と実質的に同一であり、指定商品に属する商品であることを要する。もっとも、商品等は、その販売等に当たって、その出所たる企業等の名称や記号・文字等からなる標章などが付されるのが通常であることに照らせば、使用に係る立体形状に、これらが付されていたという事情のみによって直ちに使用による識別力の獲得を否定することは適切ではなく、使用に係る商標ないし商品等の形状に付されていた名称・標章について、その外観、大きさ、付されていた位置、周知・著名性の程度等の点を考慮し、当該名称・標章が付されていたとしてもなお、立体形状が需要者の目につき易く、強い印象を与えるものであったか等を勘案した上で、立体形状が独立して自他商品識別機能を獲得するに至っているか否かを判断すべきである。

各証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実を総合すれば、本件商品については、昭和59年(国内では昭和61年)に発売が開始されて以来、一貫して同一の形状を維持しており、長期間にわたって、そのデザインの優秀性を強調する大規模な広告宣伝を行い、多数の商品が販売された結果、需要者において商品の形状を他社製品と区別する指標として認識するに至っているものと認めるのが相当である。本件商品に「MINI MAGLITE」及び「MAG INSTRUMENT」の英文字が付されていることは、本件商品に当該英文字の付されている態様に照らせば、本願商標に係る形状が自他商品識別機能を獲得していると認める上での妨げとなるものとはいえない(なお、本願商標に係る形状が、商品等の機能を

確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標といえないことはいうまでもない。)。また、被告の提出に係る乙号各証には、ライト頭部がやや大きめで胴体部分が円筒形の形状を有する他社の懐中電灯が複数掲載されているものの、本願商標に係る形状の特徴をすべて備えた懐中電灯は存在しない。

そうすると、本願商標については、使用により自他商品識別機能を獲得したものであるべきであるから、商標法3条2項により商標登録を受けることができるものと解すべきである。



本願商標

72.リターナブル瓶入りの原告商品の立体的形状は、需要者において、他社商品と区別する指標として認識されるに至ったものと認めるのが相当とされた事例（平成20年5月29日 知財高平成19年（行ケ）第10215号）

1. 商標法3条1項3号該当性

商品等の形状は、多くの場合、商品等に期待される機能をより効果的に発揮させたり、商品等の美感をより優れたものとするなどの目的で選択されるものであって、商品・役務の出所を表示し、自他商品・役務を識別する標識として用いられるものは少ないといえる。このように、商品等の製造者、供給者の観点からすれば、商品等の形状は、多くの場合、それ自体において出所表示機能ないし自他商品識別機能を有するもの、すなわち、商標としての機能を有するものとして採用するものではないといえる。また、商品等の形状を見る需要者の観点からしても、商品等の形状は、文字、図形、記号等により平面的に表示される標章とは異なり、商品の機能や美感を際立たせるために選択されたものと認識し、出所表示識別のために選択されたものとは認識しない場合が多いといえる。そうすると、商品等の形状は、多くの場合に、商品等の機能又は美感に資することを目的として採用されるものであり、客観的に見て、そのような目的のために採用されると認められる形状は、特段の事情のない限り、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、3条1項3号に該当すると解するのが相当である。

また、商品等の具体的形状は、商品等の機能又は美感に資することを目的として採用されるが、一方で、当該商品の用途、性質等に基づく制約の下で、通常は、ある程度の選択の幅があるといえる。しかし、同種の商品等について、機能又は美感上の理由による形状の選択と予測し得る範囲のものであれば、当該形状が特徴を有していたとしても、商品等の機能又は美感に資することを目的とする形

状として、3条1項3号に該当するものというべきである。けだし、商品等の機能又は美感に資することを目的とする形状は、同種の商品等に関与する者が当該形状を使用することを欲するものであるから、先に商標出願したことのみを理由として当該形状を特定の者に独占させることは、公益上の観点から適切でないからである。

さらに、需要者において予測し得ないような斬新な形状の商品等であったとしても、当該形状が専ら商品等の機能向上の観点から選択されたものであるときには、商標法4条1項18号の趣旨を勘案すれば、商標法3条1項3号に該当するというべきである。けだし、商品等が同種の商品等に見られない独特の形状を有する場合に、商品等の機能の観点からは発明ないし考案として、商品等の美感の観点からは意匠として、それぞれ特許法・実用新案法ないし意匠法の定める要件を備えれば、その限りにおいて独占権が付与されることがあり得るが、これらの法の保護の対象になり得る形状について、商標権によって保護を与えることは、商標権は存続期間の更新を繰り返すことにより半永久的に保有することができる点を踏まえると、商品等の形状について、特許法、意匠法等による権利の存続期間を超えて半永久的に特定の者に独占権を認める結果を生じさせることになり、自由競争の不当な制限に当たり公益に反するからである。

本願商標の立体的形状のうち、底部を円形とし、上部にスクリュウキャップをはずした状態の細い口部を設けた、縦長の容器の形状であるとの特徴点は、液体であるコーラ飲料を収納し、これを取り出すという容器の基本的な形状であって、このうち口部の形状はスクリュウキャップの着脱という機能に関連するものであり、口部の下は、やや長い首部があり、その下方に向かって、上部から徐々にふくらみをもたせ、底面からほぼ5分の1の位置にくびれをもたせているとの特徴点及びくびれの下に台形状の広がりをもたせているとの特徴点は、容器の握り易さに資するとともに、容器の輪郭に美感を与えるものであり、ほぼ中央にボトル全長の約5分の1の高さの凹凸のないラベル部分を設けているとの特徴点は、容器の美感を維持しつつ、ラベルの貼付を容易にすることに資するものであり、全体にラベル部分を除いてラベル近辺から底面近傍まで縦に柱状の凸部を10本並列的に配しているとの特徴点及びラベル部分の上には同様に柱状の凸部を10本並列的に配し、上部に行くに従い自然に消滅させているとの特徴点は、容器の輪郭に美感を与えるものであることが認められる。また、本願商標に係る立体的形状は、飲料の容器において通常採用されている形状を組み合わせた範囲を大きく超えるものとは認められない。そうすると、本願商標の立体的形状は、審決時（平成19年2月6日）を基準として、客観的に見れば、コーラ飲料の容器の機能又は美感を効果的に高めるために採用されるものと認められ、また、コーラ飲料の容器の形状として、需要者において予測可能な範囲内のものというべきである。

以上検討したところによれば、本願商標は、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、商標法3条1項3号に該当するとした審決の判断に誤りはない。

2．商標法第3条2項該当性

立体的形状からなる商標が使用により自他商品識別力を獲得したかどうかは、当該商標ないし商品等の形状、使用開始時期及び使用期間、使用地域、商品の販売数量、広告宣伝のされた期間・地域及び規模、当該形状に類似した他の商品等の存否などの事情を総合考慮して判断するのが相当である。そして、使用に係る商標ないし商品等の形状は、原則として、出願に係る商標と実質的に同一であり、指定商品に属する商品であることを要する。もっとも、商品等は、その製造、販売等を継続するに当たって、その出所たる企業等の名称や記号・文字等からなる標章などが付されるのが通常であり、また、技術の進展や社会環境、取引慣行の変化等に応じて、品質や機能を維持するために形状を変更することも通常であることに照らすならば、使用に係る商品等の立体的形状において、企業等の名称や記号・文字が付されたこと、又は、ごく僅かに形状変更がされたことのみによって、直ちに使用に係る商標が自他商品識別力を獲得し得ないとするのは妥当ではなく、使用に係る商標ないし商品等に当該名称・標章が付されていることやごく僅かな形状の相違が存在してもなお、立体的形状が需要者の目につき易く、強い印象を与えるものであったか等を総合勘案した上で、立体的形状が独立して自他商品識別力を獲得するに至っているか否かを判断すべきである。

そこで、上記の観点から本願商標が使用により自他商品識別力を備えるに至っているかどうかを判断する。

（１）リターナブル瓶入りの原告商品は、昭和３２年に、我が国での販売が開始されて以来、驚異的な販売実績を残しその形状を変更することなく、長期間にわたり販売が続けられ、その形状の特徴を印象付ける広告宣伝が積み重ねられたため、遅くとも審決時（平成１９年２月６日）までには、リターナブル瓶入りの原告商品の立体的形状は、需要者において、他社商品とを区別する指標として認識されるに至ったものと認めるのが相当である。

（２）現実の取引の態様は多様であって、商品の提供者等は、当該商品に、常に１つの標章のみを付すのではなく、むしろ、複数の標章を付して、商品の出所を識別したり、自他商品の区別をしようとする例も散見されるし、また、取引者、需要者も、商品の提供者が付した標章とは全く別の商品形状の特徴（平面的な標章及び立体的形状等を含む。）によって、当該商品の出所を識別し、自他商品の区別することもあり得るところである。そのような取引の実情があることを考慮すると、当該商品に平面的に表記された文字、図形、記号等が付され、また、そのような文字等が商標登録されていたからといって、直ちに、当該商品の他の特徴的部分（平面的な標章及び立体的形状等を含む。）が、商品の出所を識別し、自他商品の区別をするものとして機能する余地がないと解することはできない（不正競争防止法２条１項１号ないし３号参照）。そのような観点に立って、リターナブル瓶入りの原告商品の形状をみると、リターナブル瓶の立体的形状について蓄積された自他商品の識別力は、極めて強いというべきである。そうすると、本件において、リターナブル瓶入りの原告商品に「C o c a - C o l a」などの表示が付されている点が、本願商標に係る形状が自他商品識別機能を獲得していると認める上で障害になるというべきではない（なお、本願商標に係る形状が、商品等の機能を確保す

るために不可欠な立体的形状のみからなる商標といえないことはいうまでもない。)。

(3) リターナブル瓶の立体的形状について蓄積された自他商品識別力は、極めて強いというべきであるから、リターナブル瓶入りの原告商品の口部の相違が、本願商標に係る形状が自他商品識別機能を獲得していると認める上で障害となるというべきではない。

以上のとおり、本願商標については、原告商品におけるリターナブル瓶の使用によって、自他商品識別機能を獲得したものであるから、商標法 3 条 2 項により商標登録を受けることができるものと解すべきである。



本願商標

73 . 出願された商標が菊花紋章と類似するとして拒絶された事例(昭和56年8月31日 東京高昭和55年(行ケ)第211号)

本願商標は、下記のとおり構成からなり、第 2 1 類「バンド類、身飾品その他の装身具」等を指定商品とするものである。

ところで、本願商標は、菊花紋章と菊花の花弁の数がほぼ同一であり、また、各花弁が相互に放射状に連なる形態も中央部を除いては、ほぼ同一である。そして、花弁の先端部が丸みを帯びて円輪郭に内接している関係上、その部分は花弁の先端部に吸収されているようにも見え、重弁の菊花紋章と対比して、さほど際立つものではなく、また、中央部に表示された「博士」の文字が花心または総包として態様上の役割を果たしているようにも見られるものである。そうしてみると、16個の花弁を円形に連ねて描き中央に「博士」の文字を表してなる本願商標は、これと菊花紋章とを全体的に観察対比すると、その外観においても、また看者に想起させる皇室に係る菊花紋章の観念においても類似するものである。

したがって、本願商標は、商標法 4 条 1 項 1 号に該当する。



本願商標

74. 本願商標は、構成中のカエデの葉を図案化して表したと認める得る図形部分は、カナダ国の記章と外観において類似するばかりでなく、独立して看者の注意を惹くものとされた事例（昭和54年11月8日昭和53年審判第2883号）

本願商標は、下記に示すとおり構成よりなり、第24類「おもちゃ、人形、娯楽用具、運動具、つり具、楽器」等を指定商品とするものである。

よって按ずるに、本願商標は、下記に示すとおり、図形と文字との結合よりなるものであるところ、図形と文字とが一体不可分のものとはみられないばかりでなく、図形部分も全体として一体不可分のものとして特定の称呼、観念が生ずるものとは認め難いところ、構成中のカエデの葉を図案化して表したと認める得る図形部分は、カナダ国の記章と外観において類似するばかりでなく、独立して看者の注意を惹くものとみるのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法4条1項2号に該当する。



本願商標

75. 本願商標は、欧州先端技術共同体構想（European Research Coordination Action）の略称を表示する標章と同一又は類似の商標であるとされた事例（平成11年6月18日 平成7年審判第8941号）

本願商標は、「EUREKA」の文字を横書きしてなり、第11類「民生用又は家庭用の電気掃除機」を指定商品とするものである。

そこで判断するに、本願商標は、欧州先端技術共同体構想（European Research Coordination Action）の略称を表示する標章であって、商標法4条1項3号の規定に基づき通商産業大臣が指定（平成6年4月26日号外通商産業省告示291号）し、同年5月1日から適用しているものと綴りを同じくし、同指定標章と同一又は類似の商標である。

したがって、本願商標は、商標法4条1項3号に該当する。

76. 「全国消費者団体連合会」の文字は、公益に関する団体であって、営利を目的としない著名な団体を表す名称である「全国消費者団体連絡会」なる標章と類似するものであるとした事例（昭和52年9月30日 昭和48年審判第2453号）

本願商標は、「全国消費者団体連合会」の文字を書してなり、第26類「印刷物（文房具類に属するものを除く）、書画、彫刻、写真、これらの附属品」を指定商品とするものである。

よって判断すると、東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13に所在する「全国消費者団体連絡会」は公

益に関する団体であって、営利を目的としない著名な団体を表す名称である。

そして、上記の構成文字よりなる本願商標は、「全国消費者団体連絡会」なる標章とは互いに類似するものである。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第6号に該当し、登録することができない。

77. 「五輪」の文字は、わが国において「オリンピック」の俗称として広く一般世人に親しまれ、かつ、「ゴリン」の称呼をもって普通に使用されているのが実情であり、これに接する者は「オリンピック」に通ずるものであると容易に理解し、把握すると判断するのが相当とされた事例(昭和63年2月25日 昭和58年審判第23669号)

本願商標は、「五輪」の漢字を横書きしてなり、第16類「台所用品、日用品」を指定商品とするものである。

そこで判断するに、本件商標を構成する文字は、わが国において「オリンピック」の俗称として広く一般世人に親しまれ、かつ、「ゴリン」の称呼をもって普通に使用されているのが実情であり、これに接する者は「オリンピック」に通ずるものであると容易に理解し、把握すると判断するのが相当である。

ところで、「オリンピック(OLYMPIC)」の文字は、オリンピック憲章に基づき開催されるオリンピック競技大会を指導する国際オリンピック委員会(I.O.C.)及びその承認の下に直接事業を運営する日本オリンピック委員会(J.O.C.)が、営利を目的としない事業活動を表示する標章であり、わが国においても著名であると認められるものである。してみると、前記標章と観念上類似する本願商標が登録され一私人の商標として営利の目的のために使用されることは、前記委員会の権威を損ねると共に、国際信義の上からも好ましくない。

したがって、本願商標は、商標法4条1項6号に該当する。

78. 商標の構成自体が矯激、卑わいなものでなくても、その商標を指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も登録を拒否すべしとした事例(昭和27年10月10日 東京高昭和26年(行ナ)第29号)

商標法第二条第一項第四号(現行商標法第4条第1項第7号)の規定は、商標自体が矯激な文字や卑猥な図形等秩序又は風俗をみだすおそれのある文字図形、記号又はその結合等から構成されている場合及び商標自体はそのようなものでなくても、これを指定商品に商標として使用することが、社会公共の利益に反し、又は、社会の一般的道徳観念に反するような場合に、その登録を拒否すべきことを定めているものと解するのを相当とする。

79．本件商標は、町の経済の振興を図るといふ公益的な施策に便乗して、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、「母衣旗」名称による利益の独占を図る意図でしたものとされた事例(平成11年11月29日 東京高平成10年（行ケ）第18号)

本件商標は、「ほろはた」及び「母衣旗」の文字を二段に横書きしてなり、第32類「食肉、卵、食用水産物、野菜、果実」等を指定商品とするものである。

本件商標を構成する「母衣旗」の文字については、イベントの名称や町の産品に付することを奨励するものとして選定採択し、地域周辺の業者等において、誰もが自己の商品に「母衣旗」の標章を使用できるとの認識を有する状態となっていたことが認められる。

他方、「母衣旗」の名称が、町内の各業者に対し使用が奨励されていることを十分承知しているものと推認されるところ、被告は、本件商標を出願し、登録を受けて、その指定商品の範囲とはいえ、「母衣旗」の標章の独占的使用権限を取得して、他業者の使用を不可能又は困難とし、その使用を断念させたことが認められる。

そうすると、被告による本件商標の取得は、仮に、本件商標を自ら使用する意思をもってその出願に及んだものであるとしても、原告による、町の経済の振興を図るといふ地方公共団体としての政策目的に基づく公益的な施策に便乗して、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、「母衣旗」名称による利益の独占を図る意図でしたもので、本件商標は、公正な競争秩序を害するものであって、公序良俗に反するものである。

したがって、本件商標は、商標法4条1項7号に該当する。

ほろはた
母衣旗

本件商標

80．本件商標は、当該仏像を所有する請求人に無断で本件の出願をなしたものと見えるから、かかる行為は、社会の一般道徳観念に反するものであって、公の秩序を害するおそれがあるとされた事例(平成4年3月5日 昭和60年審判第18883号)

本件商標は、「昭和大仏」の文字よりなり、第20類「家具、畳類、建具、屋内装置品、屋外装置品、記念カップ類、葬祭用具」を指定商品とするものである。

よって判断すると、請求人「宗教法人青龍寺」の境内に建立され、昭和59年9月31日に開眼落慶式が挙行されたところの大日如来座像を「昭和大仏」と称するところ、これは、同54年7月1日に建立趣意書が世に発表され、地元（青森県）新聞に掲載され、同57年には全国紙にも報道されるに至ったものとされる。

しかして、被請求人は、本件の商標登録出願をすることにつき請求人の承諾を得たと認めるに足りる資料の提出がない。

ところで、商標法4条1項7号の規定の趣旨は、商標の構成自体がきょう激、卑わいな文字、図形である場合及び商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般道徳觀念に反するような場合も含まれるものとみるのが相当と解されるところ、被請求人は、請求人に無断で本件の出願をなしたものといえるから、かかる行為は、社会の一般道徳觀念に反するものであって、公の秩序を害するおそれがあるものといえる。

したがって、本件商標は、商標法4条1項7号に該当する。

81. 本願商標は、「弁理士」と紛らわしい「特許管理士」の語を構成の主要部とし、「弁理士会」と紛らわしい「特許管理士会」の語からなるものであるから、その指定する商品に使用することは、特許制度の利用者である一般の国民が特許管理などの専門家である弁理士及び弁理士を会員とする弁理士会に寄せる信頼を害することになり、社会公共の利益に反するものとされた事例（平成11年4月21日 東京高平成10年(行ケ)第299号）

本願商標は、「特許管理士会」の漢字を横書きし、第26類「書籍、雑誌、その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

「特許管理」の語が、特許を管理するという広範な意味合いを有し、報酬を得ることを目的として特許等に関する出願や異議申立て等を行う「弁理士のみがなし得る業務」もこれに含まれること、特許法8条が、在外者の特許に関する代理人である「特許管理人」の権限内容等を定め、この特許管理人が行う特許に関する手続が「特許管理」の概念に含まれること、「特許管理士」の語から「特許を管理することができる一定の資格を有する者」との意味合いを想起できること、さらに、弁理士法22条の2の規定の趣旨及び同法22条の3が規定する弁理士以外の者が、利益を得る目的をもって弁理士及びこれに類似する名称を使用することを禁止している趣旨等を勘案すると、本願商標構成中の「特許管理士」の語は、法律の定める正しい資格名称及びその業務内容の全てを具体的に認識していない一般の国民にとっては、「法律の定めにより特許管理を業として行える資格を有する者」又は「弁理士法が定める弁理士の業務を業として行える者」の意を想起、連想させるものであり、この意味において「弁理士」と相紛らわしいものである。

以上を総合すると、本願商標は、「特許管理士」を会員とする団体を認識させ、ひいては「弁理士会」と同一の機能を有する社団を想起させるものである。

そうすると、本願商標を指定商品「書籍、雑誌、その他本類に属する商品」に使用するときには、該商品は、取引者・需要者に、弁理士会又は実質的にその会員である弁理士が取り扱っているかのような印象を与えるというべきである。

したがって、本願商標は、「弁理士」と紛らわしい「特許管理士」の語を構成の主要部とし、「弁理

士会」と紛らわしい「特許管理士会」の語からなるものであるから、その指定する商品に使用することは、特許制度の利用者である一般の国民が特許管理などの専門家である弁理士及び弁理士を会員とする弁理士会に寄せる信頼を害することになり、社会公共の利益に反するものであるから、商標法4条1項7号に該当する。

特許管理士会

本願商標

82. 本件商標は、現実には弁理士にしか許されていない業務を行う資格を有する者と誤信され、弁理士と混同されるおそれがあったものとされた事例(平成11年11月30日 東京高平成10年(行ケ)第289号)

本件商標は、「特許管理士」の文字を横書きしてなり、第26類「新聞、雑誌、その他の定期刊行物」を指定商品とするものである。

ところで、末尾に「士」の付された名称の中で、国家資格と民間資格とでは、一般国民に対して現実に果たしている役割の重要性において比較にならない相違があり、こうした事情の下では、一般国民は、末尾に「士」の付された名称に接した場合、一定の国家資格を付与された者を表していると理解することが多いのは当然のことである。そして、「特許管理士」の語は、本件商標の登録査定時において、既に一般国民の間において、現実には弁理士にしか許されていない業務を行う資格を有する者と誤信され、弁理士と混同されるおそれがあったものと認められるから、そのころ既に、弁理士法22条の3にいう「弁理士に類似する名称」に該当し、本件商標は、公の秩序に反していたものといえることができる。

したがって、本件商標は、商標法4条1項7号に該当する。

特許管理士

本件商標

83. 学校教育法83条の2第1項に掲げる教育施設以外の教育施設が大学の名称を用いることは、公の秩序を害するおそれがあるものとされた事例(昭和56年8月31日 東京高昭和55年(行ケ)第213号)

本願商標は、「特許大学」の漢字を左横書きしてなり、第26類「印刷物、書画、彫刻、写真、これらの附属品」を指定商品とするものである。

学校教育法1条及び83条の2の規定は、公益的な見地から、一般公衆が法律で定める学校又は大

学院以外の教育施設を法律で定める学校又は大学院と誤認するのを防止しようとする趣旨に基づく公の秩序を定立しているものと解せられるところ、「大学」の語は、学校教育法に基づいて設置された大学という教育施設を意味するものと理解されるのが通常である。そして、かかる実情と本願商標の構成を併せ考えれば、本願商標がその指定商品に使用されるときは、それに接する一般公衆に対し、その標章の表示が学校教育法に基づいて設置された大学という教育施設の名称を表示したものと誤解させ、それらの商品がそのような教育施設によって製作、発行されたものと誤信させるおそれが多分にあり、そのような事態は一般公衆を誤認させる実質において、学校教育法 83 条の 2 第 1 項に掲げる教育施設以外の教育施設が大学の名称を用いるのと変るところがないから、本願商標は公の秩序を害するおそれがある商標と認めるのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法 4 条 1 項 7 号に該当する。

84．本願商標を、出願人が商標として使用することは、アメリカ合衆国連邦捜査局の権威を損ね、ひいては国際信義にもとるものといわなければならないとされた事例(平成4年3月12日 昭和61年 審判第2177号)

本願商標は、「F - B - I」の構成よりなり、第 17 類「被服、布製身回品、寝具類」を指定商品とするものである。

本願商標は、「F - B - I」の構成よりなるものであるところ、「F B I」の文字は、アメリカ合衆国連邦捜査局(Federal Bureau of Investigation)を略称するものであり、同機関の活躍の様子は、「F B I」の略称をもって、新聞、雑誌、あるいはテレビドラマ等によって、わが国においても広く知られている。

ところで、本願商標は、「F B I」の文字の中間 2 カ所にハイフンを介してなる構成よりなるものであるが、これに接する取引者、需要者は、構成中の欧文字に着目し、単に「エフビーアイ」の称呼をもって取引にあたる場合も決して少なくなく、上記機関の略称とは同一の称呼といわざるを得ない。

そうとすると、このようなものを、出願人が商標として使用することは、上記機関の権威を損ね、ひいては国際信義にもとるものといわなければならない。

したがって、本願商標は、商標法 4 条 1 項 7 号に該当する。

85．故人の著名な略称と類似する商標が国際信義に反する等の理由から、商標法 4 条 1 項 7 号に該当するとされた事例(平成14年7月30日 東京高平成13年(行ケ)第443号)

本件商標は、その構成に照らし、指定商品の取引者、需要者に故サルバドール・ダリを想起させるものと認められるところ、同人は、生前、スペイン生れの超現実派(シュールレアリスム)の第一人者の画家として世界的に著名な存在であり、その死後、本件商標の登録査定当時においても、「ダリ」はその著名な略称であったのであるから、遺族等の承諾を得ることなく本件商標を指定商品につ

いて登録することは、世界的に著名な死者の著名な略称の名声に便乗し、指定商品についての使用の独占をもたらすことになり、故人の名声、名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、ひいては国際信義に反するものとして、公の秩序又は善良の風俗を害するものといわざるを得ない。

ダ
R I
本件商標

86. 「建設大臣」の文字からなる本願商標について、登録を認めることは、国民の行政に対する信頼を損ねるとともに、取引秩序を乱すおそれがあり、社会公共の利益に反するとされた事例（平成16年11月25日 東京高平成16年（行ケ）第196号）

本願商標は、「建設大臣」の文字（標準文字）を書してなり、第9類「財務会計処理用コンピュータソフトウェア（記録されたもの）、その他の電子計算機（中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路、磁気ディスク、磁気テープその他の周辺機器を含む。）、財務会計処理用電子計算機用プログラムを記憶させたCD-ROMその他の記憶媒体、財務会計処理用電子式桌上計算機、財務会計処理用ワードプロセッサ」及び第42類「電子計算機の用途に応じた確に操作するためには高度の専門知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明、電子計算機の財務会計プログラムの設計・作成又は保守」を指定商品及び指定役務とするものである。

「建設大臣」という語が、国の行政組織に係る公的な名称を示すものとして認識され、実際に、取引社会において、一定の商品や役務について公的な基準、規格等を満たしていることを示す表示として用いられていることなどに照らすと、「建設大臣」の文字よりなる本願商標をその指定商品及び指定役務について使用した場合には、その需要者、取引者に対し、それらが従前の建設省の所管事務を統括していた建設大臣と関わりがあるかのように、あるいは建設に関する行政分野を統括する大臣の名称であるかのように、誤信させるおそれがあることは明らかであり、その登録を認め、指定商品及び指定役務について独占使用権、排他権を付与することは、国民の行政に対する信頼を損ねるとともに、取引秩序を乱すおそれがあり、社会公共の利益に反するというべきである。

商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、上記のように、当該商標を使用することにより、国民の行政への信頼を損ねるなど、社会公共の利益に反することになるものも含まれると解すべきであるから、本願商標は、商標法4条1項7号に該当するものとして、商標登録を受けることができないものといわざるを得ない。

87．取引の交渉を行っておりながら、相手側に無断で商標登録を行ったことは国際商道德・信義に反するものとされた事例（平成11年12月22日 東京高平成10年(行ケ)第185号）

本件商標は、下記に表示したとおり「ドゥーセラム」の片仮名文字および「DUCERAM」の欧文字を上下二段に横書きしてなり、第1類「人工歯用材料、その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

原告代表者は被告(DUCERAM社)を訪ね、被告が製造する人口歯用材料等商品に被告商標「DUCERAM」を付して諸外国に輸出販売をしていたことを知り、当該商品の詳細な説明を受け帰国後、書簡により被告に対し当該商品の日本への輸入許可手続きのための資料請求を行い、輸入業務の具体的準備に着手する一方、被告に何ら告げることなく「DUCERAM」の欧文字を含む本件商標の登録手続きを行い、その登録を受けたものであり、このような原告の行為に基づいて登録された本件商標は国際商道德に反し公正な取引秩序を乱すおそれがあるばかりでなく、国際信義に反し公の秩序を害するものである。

本件商標登録後の原告の行為によって本件商標が周知となったものであることと前記出願、登録における不法性とは別異のことであり、前者によって後者が解消されるものではない。

商標法4条1項7号に該当する商標は、商標の表示自体から公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあることが伺われる場合や、商標を使用することが社会公共の利益に反する場合に限定されるものではなく、前記のような原告の行為に基づいて登録された本件商標も公正な取引秩序を乱し、国際信義に反し公の秩序を害するものであることは明らかである。

商標法53条の2に基づく登録取消請求が不成立とされた判断と、前記原告の行為に基づいて登録された本件商標が公正な取引秩序を乱すおそれがあるがって国際信義に反し公の秩序を害するものであることは直接の関連性もなく、商標法53条の2の規定と同法4条1項7号の規定とは、その趣旨、要件および効果等を異にするものであり、前記原告の行為に基づいて登録された本件商標が、公正な取引秩序を乱すおそれがあるがって国際信義に反し公の秩序を害するものである以上、同法53条の2の規定の要件を充足するか否かにかかわらず同法4条1項7号の規定により無効となるのは当然であり、前者に該当しないことを理由に後者にも該当しないということとはできない。

したがって、本件商標は、商標法4条1項7号に違反して登録されたものと判断するのが相当である。

ドゥーセラム
DUCERAM

本件商標

88. その使用が他人の著作権と抵触する商標であっても、商標法4条1項7号に規定する商標に当たらないものとするのが相当とされた事例(旧第31類調味料等 平成13年5月30日 東京高平成12年(行ナ)第386号)

著作権は、特許権、商標権等と異なり、特許庁における登録を要せず、著作物を創作することのみによって直ちに生じ、また、発行されていないものも多いから、特許庁の保有する公報等の資料により先行著作物を調査することは、極めて困難である。

また、特許庁は、狭義の工業所有権の専門官庁であって、著作権の専門官庁ではないから、先行著作物の調査、二次的著作物の創作的部分の認定、出願された商標が当該著作物の創作的部分の内容及び形式を覚知させるに足りるものであるかどうか、その創作的部分の本質的特徴を直接感得することができるものであるかどうかについて判断することは、特許庁の本来の所管事項に属するものではなく、これを商標の審査官が行うことには、多大な困難が伴うことが明らかである。

さらに、このような先行著作物の調査等がされたとしても、出願された商標が他人の著作物の複製又は翻案に当たるというためには、当該商標が他人の著作物に依拠して作成されたと認められなければならない。依拠性の有無を認定するためには、商標登録の出願書類、特許庁の保有する公報等の資料によっては認定困難な諸事情を認定する必要がある、これらの判断もまた、狭義の工業所有権の専門官庁である特許庁の判断には、なじまないものである。

加えて、上記のとおり、特許庁の審査官が、出願された商標が他人の著作権と抵触するかどうかについて必要な調査及び認定判断を遂げた上で当該商標の登録査定又は拒絶査定を行うことには、相当な困難が伴うのであって、特許庁の商標審査官にこのような調査をさせることは、極めて多数の商標登録出願を迅速に処理すべきことが要請されている特許庁の事務処理上著しい妨げとなることは明らかであるから、商標法4条1項7号が、商標審査官にこのような調査等の義務を課しているとは解することはできない。

したがって、その使用が他人の著作権と抵触する商標であっても、商標法4条1項7号に規定する商標に当たらないものと解するのが相当であり、同号の規定に関する商標審査基準にいう「他の法律によって、その使用等が禁止されている商標」には該当しないものというべきである。そして、このように解したとしても、その使用が商標登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触する商標が登録された場合には、当該登録商標は、指定商品又は指定役務のうち抵触する部分についてその態様により使用することができないから（商標法29条）、不当な結果を招くことはない。

本件商標



89．原告による本件商標の出願の経緯には社会的相当性を欠く面があったことは否定できないとされた事例（第9類眼鏡等 平成18年9月20日 知財高平成17年（行ケ）第10349号）

本件商標は、下記のとおり構成からなり、第9類「眼鏡、レコード、メトロノーム、スロットマシン」等を指定商品とするものである。

我が国の商標法には、著名な著作物の題号を含む商標の登録を明示的に禁止し、あるいはその登録に当該著作物の著作権者等の承諾を要する旨の規定は存在しない。しかしながら、題号は、当該著作物を他の著作物から識別する機能を有するとともに、当該著作物の評価や名声がその題号に化体し、著名な著作物についてはその題号自体が大きな経済的価値を有する場合がある。本来万人の共有財産であるべき著作物の題号について、当該著作物と何ら関係のない者が出願した場合、単に先願者であるということだけによって、唯一の権利者として独占的に商標を使用することを認めることは相当とはいえない。本件著作物のように世界的に著名で、大きな経済的価値を有し、かつ、著作物としての評価や名声等を保護、維持することが国際信義上特に要請される場合には、当該著作物と何ら関係のない者が行った当該著作物の題号からなる商標の登録は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当すると解することが相当である。

そして、本件商標は、世界的に著名で高い文化的価値を有する作品の原題からなるものであり、我が国における商標出願の指定商品に照らすと、本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがないとはいえないこと、本件著作物は、カナダ国の誇る重要な文化的な遺産であり、我が国においても世代を超えて広く親しまれ、我が国とカナダ国の友好関係に重要な役割を担ってきた作品であること、したがって、我が国が本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがあるような商標の登録を認めることは、我が国とカナダ国の国際信義に反し、両国の公益を損なうおそれが高いこと、本件著作物の原題である「ANNE OF GREEN GABLES」との文字からなる標章は、カナダ国において、公的標章として保護され、私的機関がこれを使用することが禁じられており、この点は十分に斟酌されるべきであること、本件著作物は大きな顧客吸引力を持つものであり、本件著作物の題号からなる商標の登録を原告のように本件著作物と何ら関係のない民間企業に認め、その使用を独占させることは相当ではないこと、原告ないしその関連会社と本件遺産相続人との間の書簡による合意内容などに照らすと、原告による本件商標の出願の経緯には社会的相当性を欠く面があったことは否定できないことなどを総合考慮すると、本件商標は、商標法4条1項7号に該当し、商標登録を受けることができないものであるというべきである。

本件商標

90．原告は、被告の実施している講座の評価を利用する意図で、登録を受けたものと認定でき、不正の目的を有していたと認められるとされた事例（平成14年8月29日 東京高平成13年（行ケ）第529号）

本件商標は、「カーネギー・スペシャル」の片仮名文字と「CARNEGIE SPECIAL」の欧文文字とを2段に横書きしてなり、第9類「理化学機械器具」等を指定商品とするものである。

デール・カーネギー（Dale Carnegie）は、1888年に生まれ、1955年に死亡した著述家、講演者であり、その名前は、辞書、人名辞典等にも掲載されている。また、1912年に、ニューヨークにおいて話し方講座を初めて開設し、その方法論に基づく講座は、現在に至るまで多くの国で実施されている。そして、その氏名が付されている能力養成・人材育成の講座も、本件商標の登録査定時において、既に日本を含めた世界の多くの国で周知となっていた、と認めることができる。

本件商標の「スペシャル」「SPECIAL」の部分は、我が国において一般的によく知られている形容詞ないし名詞であり、これが「カーネギー」「CARNEGIE」と結合することにより、一般に用いられる意味とは異なる別個独立の意味を持つことを認めさせる証拠はない。したがって、本件商標からは、「カーネギー」「CARNEGIE」に応じて「カーネギー」の称呼をも生じると認めることができる。他方、「デール・カーネギー」は、しばしば「カーネギー」等と略称されることがあることから、識別力の中心は、「CARNEGIE」「カーネギー」の部分にある、ということが出来る。本件商標と引用商標は、識別力の中心である「CARNEGIE」「カーネギー」の表記及び「カーネギー」の称呼において一致するものであるから、本件商標の使用態様によっては、引用商標との間に混同を起こすおそれがあると認められる。

各証拠によれば、本件商標の登録査定時当時、原告は、被告の実施している講座が、長い歴史を有し著名で、一定の評価を受けていることを十分認識した上で、自己の主要な業務に、その評価を利用する意図で、本件商標の出願を行い、その登録を受けたものと優に認定でき、不正の目的を有していたと認められる。

4条1項7号は、条文上、商品ないし役務の同一性、類似性を不可欠の要件とするものではない。前記のとおり、原告は、被告ないしそのライセンサーが、世界各国で行っている事業が高い評価を受け、著名であることを十分承知しながら、その著名性を、専らその主力事業のために利用する意図をもって、本件商標の登録をしたものである。そうである以上、本件商標の登録全体が、公序良俗に反するものとして無効になる、というべきである。

カーネギー・スペシャル
CARNEGIE SPECIAL

本件商標

91．出願の際には、当該団体もその略称も我が国において著名ではなく、それ故、出願が前示のような不正な意図を伴うものではなかった場合には、その出願後に、当該団体及びその略称が我が国において著名となったとしても、そのこと故をもって直ちに該商標に係る商標権を保有することが公序良俗を害するものになるとは解し難いとされた事例(第21類装身具等 平成11年3月24日 東京高平成10年(行ケ)第11号)

本件商標は、下記に表示したとおり、「Juventus」の文字を横書きしてなり、第21類「装身具、ボタン類、かばん類、袋物」等を指定商品とするものである。

そこで判断するに、我が国においてその名称又は略称をもって著名な外国の団体と無関係の者が、その承諾を得ずに当該団体の名称又は略称からなる商標又はこれらに類似した商標の登録を受けることは、それが商標法4条1項8号、15号等によって商標登録を受けることができない場合に当たらないとしても、当該団体の名声を僭用して不正な利益を得るために使用する目的、その他不正な意図をもってなされたものと認められる限り、商取引の秩序を乱すものであり、ひいては国際信義に反するものとして、公序良俗を害する行為というべきであるから、同項7号によって該商標の登録を受けることができないものと解するべきであるが、その出願の際には、当該団体もその略称も我が国において著名ではなく、それ故、出願が前示のような不正な意図を伴うものではなかった場合には、その出願後に、当該団体及びその略称が我が国において著名となったとしても、そのこと故をもって直ちに該商標に係る商標権を保有することが公序良俗を害するものになるとは解し難い。

しかるところ、本件商標の出願をした昭和58年1月当時は、我が国においてユベントス・チームの存在及びそのチーム名の略称が「JUVENTUS」及び「ユベントス」であることが周知・著名であったものと認めることはできず、また、少なくとも当時はプロサッカーの愛好者は男性が多かったものと解されるところ、原告は、本件商標の出願後、存続期間の更新登録の出願の頃までこれを「婦人用ハンドバッグ」に使用してきたのであって、かかる事実を照らせば、原告が本件商標を採択した理由が何であれ、ユベントス・チームの名声の僭用その他同チームに関連する不正な意図をもって、その登録出願をしたものではないことが認められる。

したがって、本件商標は、商標法4条1項7号に該当しない。



本件商標

92．遺族等の承諾を得ることなく本件商標を指定商品について登録することは、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとされた事例(第16類印刷物等 平成17年5月31日 無効2004-89021号)

甲第1号証ないし甲第34号証（枝番を含む。）によれば、「福沢諭吉」は、明治時代の民間啓蒙思想家で「学問のすすめ」等の作品で知られ、現在の慶應義塾大学の前身である慶應義塾を創設したこと等で一般によく知られているものと認められる。

また、「福沢諭吉」は、郷土大分県中津市はもとより、国民一般に敬愛されていた人物であることも認められる。

そうすると、本件商標は、前記のとおり「福沢諭吉」の文字よりなるものであるから、遺族等の承諾を得ることなく本件商標を指定商品について登録することは、著名な死者の名声に便乗し、指定商品についての使用の独占をもたらすことになり、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものといわざるを得ない。

福 沢 諭 吉

本件商標

93．遺族等の承諾を得ることなく本願商標を指定商品について登録することは、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとされた事例（平成18年5月30日 不服2003-18577号）

「世界的に著名な死者の氏名を遺族と何ら関係を有しない者が遺族等の承諾を得ることなく、商標として登録することは、故人の名声、名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、ひいては国際信義に反するものとして、公の秩序又は善良の風俗を害するものといわざるを得ない。」と解される（東京高裁 平成13年（行ケ）第443号判決 平成14年7月31日判決言渡参照）。

これを本件についてみるに、本願商標は、「野口英世」の文字を標準文字で表してなるところ、野口英世は、世界的に有名な細菌学者であり、梅毒スピロヘータの純粋培養に成功したことや黄熱病研究に尽力したこと等で知られる人物であり、近時においては、その業績等を讃えて我が国の通貨（1000円紙幣）に肖像が採用されていることは広く知られているところである。

そして、「野口英世」は、野口英世博士の氏名として、我が国の一般世人にも広く知られているものであり、これに止まることなく、世界的にもその業績とともに著名であるといえる。さらに、野口英世博士の業績を讃え、あるいは、その業績や遺志を引き継ぐ事業や団体等が国内外に実在することもまた知られたところである（たとえば、野口英世記念財団（<http://www.noguchi-hideyo.com/hide>）

yo/index.html)、野口英世記念館(<http://www.noguchihideyo.or.jp/>)、野口医学研究所(<http://www.noguchi-net.com/>)及び審判甲第5号証)ことから、同人は、世界的に有名な細菌学者として著名な存在であり、その死亡時から査定時及び今日においても、その著名性が継続していると認められる。

そこで、本件の請求人(出願人)と前記野口英世博士との関係についてみるに、両者が何らかの関係を有する者であると認め得る証左はなく、また、当該氏名の出願や登録に関して、何らかの承諾等を得た者であるともいえないものであるから、本件の請求人(出願人)は、故野口英世博士とは何ら関係を有することのない者といわざるを得ない。

してみれば、本願商標は、指定商品の取引者、需要者に故野口英世博士の氏名を表す文字よりなるものと容易に認識させるものであるから、遺族等の承諾を得ることなく本願商標を指定商品について登録することは、著名な死者の名声に便乗し、指定商品についての使用の独占をもたらすことになり、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるといわざるを得ないものである。

94. 出願に係る商標が旧商標法第2条第1項第5号(現行商標法の第4条第1項第8号に相当)に該当するには、生存する他人の肖像等であることを要すると解するとされた事例(昭和3年3月29日 大審院昭和3年(オ)第125号)

商標法2条1項5号にいう、他人の肖像、氏名、名称又は商号を有するものは、その他人の承諾を得ることを要するものと規定した理由は、要するに、他人の肖像、氏名、名称又は商号を濫用して商品の出所に関して世人に誤解を生じさせたり、不測の損害を被むらせたりすることを予防すると同時に、正当権利者の信用を傷つけないようにすることに由来することにほかならないから、いわゆる他人とは、生存者を指称するものと解するのが相当である。そうすると、これと同趣旨の解釈の原審決は正当である。

95. 人格権は、一身専属的な権利であって、その者の死亡により消滅するというべきであるから、商標法4条1項8号でいう「他人」には故人が含まれないとされた事例(平成17年6月30日 知財高平成17年(行ケ)第10336号)

本件商標は、「アナ アスラン」の片仮名文字と「Ana Aslan」の欧文字とを上下二段に横書きしてなり、旧第3類「家庭用帯電防止剤、家庭用脱脂剤、さび除去剤等」を指定商品とするものである。

商標法4条1項8号は、「他人の氏名・・・を含む商標」は商標登録を受けることができない旨規定する。同号は、「その他人の承諾を得ているものを除く。」と定めているから、同号にいう「他人」は、生存ないし現存するものに限られると解するのが相当である。

これを本件についてみるのに、アナ・アスラン博士は、本件商標の登録出願時以前の昭和63年5月19日に死亡しているから、本件商標は、商標法4条1項8号にいう「他人の氏名・・・を含む商標」に当たらない。

原告は、商標法4条1項8号の立法趣旨は、人格権の保護であって、同号にいう「他人」は、故人であっても、特にその氏名が著名であり、かつ、故人に対する強い敬愛追慕の情があるときには、保護されるべきであるとして、アナ・アスラン博士が同号にいう「他人」に含まれると解釈すべきであると主張する。

しかし、人格権は、一身専属的な権利であって、例えば著作権法60条のような個別の規定がある場合を除き、その者の死亡により消滅するといふべきであるから、商標法4条1項8号の立法趣旨が人格権の保護であるからといって、そのことから、同号にいう「他人」に故人が含まれるということにはならない。

アナ アスラン
Ana Aslan

本件商標

96. 「ジャイアンツの江川」よりは、一般世人をして誰しも、プロ野球読売ジャイアンツに在団していた江川卓氏を想起させるものであることから、同氏の著名な略称を含む商標であるとされた事例（平成元年4月13日 昭和57年審判第7023号）

本願商標は、「ジャイアンツの江川」の文字を書してなり、第17類「被服、布製身回品、寝具類」を指定商品とするものである。

よって按ずるに、本願商標中の「ジャイアンツの」の文字部分は、それに続く「江川」を確定させるための修飾的部分であり、「ジャイアンツの江川」の文字に接する一般世人をして誰しも、プロ野球読売ジャイアンツに在団していた江川卓氏を想起させるものである。してみれば、たとえ江川卓氏が本願出願の時点に読売ジャイアンツに入団していなかったとしても、同氏は、高校（作新学院）大学（法政大学）在学中から超一流の野球選手として有名であり、また、読売ジャイアンツの入団という風評も高かったことよりすれば、本願出願当時において、一般需要者は、読売ジャイアンツと江川卓氏との関連についてもある程度認識していたといえるし、江川卓氏がすでに著名であつたと認め得るところである。

したがって、本願商標は、著名な江川卓氏を指す「江川」の略称を含むものであり、かつ、同氏の承諾を得ているものとは認められないから、商標法4条1項8号に該当する。

97．出願に係る商標が自己の氏名を表すものであっても、同一氏名の他人がいるときはその他人の承諾を要するとした事例（昭和54年12月17日 昭和52年審判第17348号）

本願商標は、「青木功」の文字を横書きしてなり、第24類「運動具、その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

本願商標は、「青木功」の文字を書してなるものであって、出願人の氏名をあらわすものであるところ、これと同一氏名の他人多数が、本願商標出願以前より所在することは、東京都における電話番号簿に徴しても明らかであり、本願登録出願人はその他人の承諾を得ていないものと認められる。

したがって、本願商標は前述のごとく他人の氏名でもある「青木功」の文字を書してなる商標であって、かつ、当該他人の承諾を得ていないものであるから、本願商標は、商標法4条1項8号に該当する。

98．法人格のない社団が第4条第1項第8号の「他人」に含まれるとした事例（平成10年1月14日 東京高平成8年（行ケ）第225号）

本件商標は、下記に表示したとおりの構成よりなり、第7類「建築又は構築専用材料、セメント、木材、石材、ガラス」を指定商品とするものである。

法人格のない社団は、法人格を有しない故に一定の範囲で権利主体となることに制限があるとはいえ、個々の構成員とは別個に独立して存在し、社会において一定の地位を占めるものであるから、その実質的な社会的地位に伴う名誉、信用等の人格権的利益を共有しうるものであることは、社団法人の場合と変わりがなく、その中には「自己の名称等が他人によってみだりに使用されない」利益をも含むものというべきである。

商標法4条1項8号が「他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標」について商標登録を受けることができないとした趣旨は、当該「他人」の「氏名若しくは名称・・・もしくはこれらの著名な略称」に対する人格権的利益を保護することを主たる目的とするものであることは、同号かっこ書に「（その他人の承諾を得ているものを除く。）」と規定されていることから明らかである。

そうすると、法人格のない社団が一定の範囲で商標法上の権利の主体となり得ないものとされているとしても、同法が、一般私法上の人格権的利益の保護を主たる目的とする本号から、法人格のない社団を除外している、すなわち、本号にいう「他人」に法人格のない社団は含まれないと解する理由はなく、その名称又はその著名な略称を含む商標は、本号によって商標登録を受けることができないものと解すべきである。

本件商標の登録出願時までには「フリーフレーム」の語は、全国規模にわたる当業者及び法面工事の需要者間において、フリーフレーム工法の略称として著名であったとともに、同工法を実施している法面工事施工業者からなる業界団体である原告の名称の略称としても著名となっていたことが認め

られる。

よって、本件商標は商標法4条1項8号に該当する。

FREEFRAME

本件商標

99．法人格のない社団が第4条第1項第8号の「他人」に含まれるとした上で、その社団の名称について第4条第1項第8号を適用するためには、著名性が必要であるとした事例（平成13年4月26日 東京高平成12年(行ケ)第344号）

本件商標は、下記に表示したとおりの構成よりなり、平成3年政令第299号による改正前の商標法施行令別表による商品区分第1類の「化学品、薬剤、医療補助品」を指定商品とするものである。

その性質上、常に法人の名称からその種類を示す文字を除いたものに相当するものを自己の名称として採用することになる権利能力なき社団については、その名称を単に商標法第4条第1項第8号の「名称」に当たるとすると、同条項に基づき、上記法人の名称を商標登録することを阻止するためには、単に法人の名称に、自己の名称が含まれていることを主張、立証すれば足り、それが著名であることの主張、立証を要しないことになる。しかしながら、このような解釈は、法の定める手続に従って法人格を取得した法人を、法の定める手続をとらなかった権利能力なき社団よりも著しく不利に扱うことになり、看過することのできない不均衡を生じさせるものであるうえ、このような取扱いを認めると、商標法第4条第1項第8号を利用して、法人の名称の商標登録を阻止するために権利能力なき社団が濫用的に用いられる危険も大きくなる。

したがって、権利能力なき社団の名称については、法人との均衡上、その名称は、商標法第4条第1項第8号の略称に準ずるものとして、同条項に基づきその名称を含む商標の登録を阻止するためには、著名性を要するものと解すべきである。

財団
法人 日本美容医学研究会

本件商標

100．商号から「株式会社」の文字を除いた部分は、「他人の名称の略称」にあたり、「著名」であるときに限り商標登録を受けることができないと判示された商標「月の友の会」の事例（昭和57年11月12日 最高裁昭和57年（行ツ）第15号）

株式会社の商号は商標法4条1項8号にいう「他人の名称」に該当し、株式会社の商号から株式会社なる文字を除いた部分は同号にいう「他人の名称の略称」に該当するものと解すべきであって、登録を受けようとする商標が他人たる株式会社の商号から株式会社の文字を除いた略称を含むものである

場合には、右略称が他人たる株式会社を表示するものとして「著名」であるときに限り登録を受けることができないものと解するのが相当である。

ところで、「月の友の会」なる商標は、上告人の商号である「株式会社月の友の会」から株式会社なる文字を除いた部分と同一のものであり、他人の名称の略称からなる商標にほかならないのであって、被上告人がその登録を受けることができないのは、「月の友の会」が上告人を表示するものとして著名であるときに限られるものというべきである。

大審院判例（注：昭和16年（オ）1176号）は、「他人ノ商号ヲ有スル商標」は登録を受けることができない旨規定するにとどまり、他人の商号を含む略称についてなんら規定していなかった旧商標法（大正10年法）のもとにおける判例であって、本件に適切でない。

101．指定商品との関係から周知著名な略称を含む商標と認定された事例（昭和53年4月26日 東京高昭和52年（行ケ）第133号）

本件商標は、「SONYAN」の文字を横書きしてなり、第16類「織物、編物、フェルトその他の布地」を指定商品とするものである。

ところで、原告の取り扱いに係る「トランジスターラジオ、テレビ、テープレコーダー」等「電気通信機械器具」の商標として、「SONY」の欧文字からなる造語標章及びその称呼を表した「ソニー」の片仮名文字からなる標章が、国内的にも国際的にもきわめて著名となり、本件商標出願時すでに一般世人の間において、原告が製造販売する商品の商標としてだけでなく、原告の略称としても広く認識されて周知著名となっていることが認められる。一方、本件商標「SONYAN」は、各文字が一連に表示された書体に格別の特異性はないものであるところ、全体が6文字のうち、語頭から4文字は、原告の造語表示「SONY」と一致し、これに付随する語尾の2文字「AN」は、わが国における英語の知識の普及度に徴すると「～の」「～の性質の」「～人」の意の語を形成するものと直感されることも多い。

そうすると、本件商標からは、著名な略称である「SONY」を容易に想起看取し、その主要部を「SONY」として理解する蓋然性がきわめて大きい構成のものであるといわざるをえない。

したがって、本件商標は、他人の著名な略称を含む商標というべきであるから、商標法4条1項8号に該当する。

SONYAN

本件商標

102．出願時に8号本文に該当する商標について商標登録を受けるためには、査定時において8号括弧書の承諾があることを要するのであり、出願時に上記承諾があったとしても、査定時にこれを欠くときは、商標登録を受けることができないと解するのが相当であるとされた事例（平成16年6月8日 最高裁平成15(行ヒ)265）

本件出願については、本願商標が商標法4条1項8号（以下、単に「8号」という。）

に該当することを理由として、拒絶をすべき旨の査定がされた。上告人は、これを不服として、拒絶査定に対する審判を請求した。この審判請求につき、特許庁において不服2000-20761号事件として審理された結果、平成15年3月14日、上告人の審判請求は成り立たない旨の審決がされた。

本件は上告人が上記審決には8号、商標法4条3項（以下、単に「3項」という。）の解釈適用の誤りがあるなどと主張して、その取消しを求める訴訟である。

8号は、その括弧書以外の部分（以下、便宜「8号本文」という。）に列挙された他人の肖像又は他人の氏名、名称、その著名な略称等を含む商標は、括弧書にいう当該他人の承諾を得ているものを除き、商標登録を受けることができないとする規定である。その趣旨は、肖像、氏名等に関する他人の人格的利益を保護することにあると解される。したがって、8号本文に該当する商標につき商標登録を受けようとする者は、他人の人格的利益を害することがないように、自らの責任において当該他人の承諾を確保しておくべきものである。また、3項は、8号に該当する商標であっても、商標登録出願の時（以下「出願時」という。）に8号に該当しないものについては、8号の規定を適用しない旨を定めている。これは、商標法4条1項各号所定の商標登録を受けることができない商標に当たるかどうかを判断する基準時が、原則として商標登録査定又は拒絶査定の時（拒絶査定に対する審判が請求された場合にはこれに対する審決の時。以下「査定時」と総称する。）であることを前提として出願時には、他人の肖像又は他人の氏名、名称、その著名な略称等を含む商標に当たらず、8号本文に該当しなかった商標につき、その後、査定時までの間に、出願された商標と同一名称の他人が現れたり、他人の氏名の略称が著名となったりするなどの出願人の関与し得ない客観的事項の変化が生じたため、その商標が8号本文に該当することとなった場合に、当該出願人が商標登録を受けられないとするのは相当ではないことから、このような場合には商標登録を認めるものとする趣旨の規定であると解される。

8号及び3項の上記趣旨にかんがみると、3項にいう出願時に8号に該当しない商標とは、出願時に8号本文に該当しない商標をいうと解すべきものであって、出願時において8号本文に該当するが8号括弧書の承諾があることにより8号に該当しないとされる商標については、3項の規定の適用はないというべきである。したがって、出願時に8号本文に該当する商標について商標登録を受けるためには、査定時において8号括弧書の承諾があることを要するのであり、出願時に上記承諾があったとしても、査定時にこれを欠くときは、商標登録を受けることができないと解するのが相当である。

これを本件についてみると、本願商標は出願時に8号本文に該当するものであり、査定時において上告人が本願商標につき商標登録を受けることについてカムホートの承諾がなかったことは明らかであるから、本件出願は、本願商標が8号に該当することを理由として、拒絶されるべきものである。

L E O N A R D K A M H O U T

（標準文字）

本件商標

103．需要者が一定分野の関係者に限定されている商品の場合は、その需要者間で周知であればよいとされた事例(平成6年7月21日 平成2年審判第3176号)

本件商標は、「ANDERSEN」の欧文字及び「アンダーソン」の片仮名文字を横書き併記してなり、第7類「建築または構築専用材料、セメント、木材、石材、ガラス」を指定商品とするものである。

商標法4条1項10号の趣旨は、商品の出所の混同の防止にあるというべきところ、昨今の経済活動の国際的交流の盛んな状況下において、同号所定の「他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標」とは、わが国において商標として使用された結果「他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識され」るようになった商標だけをいうのではなく、主として外国で使用され、それがわが国において、報道、引用された結果、わが国において「他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識され」るようになった商標を含むものと解すべきである。

そして、「他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標」とは、わが国において、全国民的に認識されていることを必要とするものではなく、その商品の性質上、需要者が一定分野の関係者に限定されている場合には、その需要者の間に広く認識されていれば足りるのである。

そこで、これを本件についてみるに、認定事実を総合すれば、請求人の製造販売にかかる「木製窓（窓枠を含む。）」が商標「Andersen」の下に、本件商標の出願前である少なくとも昭和55年頃より、被請求人ほかによってわが国に輸入され、販売されていたものであると認定し得るから、本件商標は、その出願の日前より、他人の業務に係る商品を表示するものとして、既に、その需要者の間に広く認識されるに至っていたものと容易に推認でき、これに反する事実はない。

また、請求人の製造、販売に係る「木製枠」「木製2重ガラス窓」等家屋の窓及び窓枠は、本件商標の指定商品「建築または構築専用材料、セメント、木材、石材、ガラス」の範疇に属する商品であるというべきである。

したがって、本件商標は、商標法4条1項10号に該当する。

104．昭和24年以来「ミネルヴァ書房」の標章を表示し、昭和43年までの間に約1600点の書籍を刊行し総発行部数は約400万部に達していることが認められることよりすれば、本件商標の登録出願の日前すでに被告の業務に係る商品を表示するものとして需要者間に広く認識されていたものと認められるとされた事例（昭和55年5月28日 東京高昭和53年（行ケ）第22号）

本件商標は、「ミネルバ」の文字よりなり、第26類「印刷物、書画、彫刻」等の商品を指定商品とするものであり、引用に係る被告使用商標は「ミネルヴァ書房」あるいは「ミネルヴァ全書」の文字よりなるものである。

ところで、被告提出の各証拠を総合すると、昭和24年以来「ミネルヴァ書房」の商号により出版業を引続き行っている会社が、その出版書類の大部分に「ミネルヴァ書房」の標章を表示し、その他のものには「ミネルヴァ全書」の標章を使用していて、昭和43年までの間に約1600点の書籍を刊行し総発行部数は約400万部に達していることが認められる。又、販売経路は取次店を経由して小売店に配本されたうえ一般需要者に販売され、新聞、雑誌に広告記事を掲載するほか、ダイレクトメールや小冊子を全国に配布していることなどの事実が認められる。してみると、引用各商標は、本件商標の登録出願の日前すでに被告の業務に係る商品を表示するものとして需要者間に広く認識されていたものと認めることができる。

したがって、本件商標は、商標法4条1項10号に該当する。

ミネルバ

本件商標

105．証拠による各種認定事実から、引用商標が本願商標出願前にその取引者需要者間に広く認識されていたものとされた事例（昭和42年1月26日 東京高昭和36年（行ナ）第35号）

本願商標は、下記に表示したとおり「NEW」と「YORKER」の文字を二段書きしてなり、第20類「自転車及びその他本類に属する商品」を指定商品とするものである。参加人が、商品「自動車」について使用する引用標章は下記に表示のとおりである。

そこで判断するに、まず本件において最も問題なのは前記引用標章の周知性の点である。そこでまずこの点について審究するのに、成立に争いのない丙第15、第19号証、証人丹原佳年の証言により成立を認める乙第2号証の1、2、丙第18号証の1ないし23に同証人の証言及び弁論の全趣旨を総合すれば次の事実が認められる。

- (1) クライスラー、コーポレーションの製造販売する自動車には、インピリアル、ニューヨーカー、サラトガ、ウインザーの四車種があり、ニューヨーカー車種のものにはその車体に英文字筆記

体で一段に表示せられた「new yorker」の標章が付せられていること、

- (2) 前記「new yorker」の標章は各年次車体の形体等が変更せられるに伴いその態様に多少の変更がせられているが、その一貫して共通している点は前記標章と同様「new yorker」の英文字が筆記体で一行に横書きせられているところにあり、本件審決において引用せられた別紙(二)の標章はその1954年(昭和29年)型のものに付せられたものであること、
- (3) クライスラー、コーポレーションは1938年以来前記「new yorker」の標章を使用しているものであり、前記標章を付した自動車を1949年(昭和24年)以来日本に輸出販売しており、その1953年(昭和28年)迄の販売額は台数にして227台、金額にして530500ドルであること、
- (4) わが国においては昭和26年に至るまでは外国製自動車は法律により指定物資として直接民間への輸入は禁止せられていたが、同年以降はその禁止が解かれ、また前記禁止中も在日外国公館、駐留軍の軍人軍属や外国バイヤー等はその買入や持込みができた関係上、1950年から1954年現在においてわが国において動いていたクライスラーの自動車は約1500台に上り、その内約500台が「ニューヨーカー」車種のものであったこと、
- (5) クライスラー、コーポレーションでは毎年同社発行のカタログに前記車種である「new yorker」の表示をしてその宣伝をしており、その1952年度から1954年度に至るまでのものにおいても同様であって、1954年(昭和29年)型のものカタログは1953年10月に印刷せられ、同年中その後間もなくその約500部が日本における代理店である八洲自動車株式会社に渡され、同社よりその顧客先及び大阪、名古屋等の販売店に配布せられ、またその販売店はそれぞれその顧客にこれを配布しているものであること、
- (6) わが国においても前記「new yorker」の標章は、これを付した車が相当数動いており、またその車の優秀性と高価の故に参加人製造販売の自動車の一車種の標章として、自動車に乗る人、売る人、買う人等の関係者に注目せられ本件商標の出願時である昭和29年5月11日当時既に広く知られていたものであること、以上の事実が認められ、他に前記認定を覆すに足る資料はない。

前記認定事実からすれば本願商標出願前既にその取引者需要者間に広く認識せられていたものであって、引用標章と本願商標とはその外観において多少相違するところはあるとはいえ、その称呼においてはまさに同一であって類似のものであるに相違なく、また、両者の商品が抵触することもまた明らかである。

「new yorker」の標章の表現態様に多少の変更があるのは毎年車の形態等の相違に伴い多少そのデザインを変えたにすぎないものであり、その表現するところそのものは一貫して英文字筆記体の「new yorker」にあったものであることが認められる。してみれば、引用標章はそ

の形において具体化されたそれに違いないのではあるが、54年型以前のものにおいて参加人が使用した「ニューヨーカー」標章も、その表現自体既に前記と大同小異であり、殊に称呼においては全く同一のものなのであるから、その同一性においては両者変りはないものと認めるのが相当であって、本件で引用せられた標章中には前記のようなその従前のものもこれを包含せしめているものと解すべきである。

したがって、本願商標は、商標法4条1項10号に該当する。

**NEW
YORKER**

本願商標

New Yorker

引用標章

106. 本件商標「株式会社河内駿河屋」は、「駿河屋」の文字部分に要部があり、「スルガヤ」の称呼、「和菓子の老舗としての駿河屋」の観念が生ずるとされた事例(平成8年8月9日 東京高平成6年(行ケ)第164号)

本件商標は、別紙に表示するとおりの構成よりなり、指定商品を第30類「菓子、パン」とするものである。そして、引用商標Aは別紙に表示するとおりの構成よりなり、旧第43類「羊羹」を指定商品とするものである。

本件商標「株式会社河内駿河屋」中、「河内」の語は特定の地域名を示すもので、それ自体の自他商品識別力が強いとは認め難いこと、「駿河屋」の語は原告の取り扱う和菓子の商標として需要者の間に広く知られており、また、和菓子の老舗を想起させるものであって、需要者に強い印象を与えるものと認められること、「河内駿河屋」には一体としての熟語的意味あいがあるとは認められないことからすると、本件商標中の「河内」は「駿河屋」の一販売地を表示しているものと解される場合があり、本件商標からは、より自他商品識別力の強い「駿河屋」の文字部分のみが独立して認識されることもあるものと認めるのが相当であり、本件商標からは、「スルガヤ」の称呼及び和菓子の老舗としての「駿河屋」の観念が生ずることもあり得るものと認められる。そうすると、本件商標は、引用商標及び原告の周知商標（「駿河屋」）と称呼、観念において類似しているものというべきである。また、それぞれの商標の商品も同一又は類似するものである。

したがって、本件商標は、商標法4条1項10号に該当する。

株式会社 河内駿河屋

本件商標

駿河屋

引用商標

107．アメリカのコンピューター関係の情報紙に係る商標が我が国のコンピューターなどに関する企業の関係者・技術者に広く認識されていたとして、その商標を周知のものと認定した事例(平成4年2月26日 東京高平成3年(行ケ)第29号)

本件商標は、「コンピューターワールド」の片仮名文字を横書きしてなり、第26類「新聞、雑誌」を指定商品とするものである。また、引用商標は、「COMPUTERWORLD」の欧文字よりなり、「新聞」の題号として使用されているものである。

商標法4条1項10号所定の「他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者間に広く認識されている商標」とは、(1)主として外国で商標として使用され、それが我が国で価値のある商品、権威のある商品を表示する商標として報道、引用された結果「他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者間に広く認識され」るようになった商標及び(2)わが国で商標として使用された結果「他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者間に広く認識され」るようになった商標を言うとして解するのが相当であって、その理由は、同号所定の要件が商標登録拒絶および無効事由とされた立法趣旨には、商品の出所の混同を防止することが含まれることが明らかであり、この立法趣旨からみれば、(1)の商標と、(2)の商標とを区別して、(1)の商標又は(1)に類似する商標の登録を認めることによる商品の出所の混同を容認する理由はなく、また、同号には「他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者間に広く認識され」るに至った原因を(2)の商標にのみ限定する文言もなく、さらに、「他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者間に広く認識されている商標」とは、わが国で全国的に認識されていることを必要とするものではなく、その商品の性質上、需要者が一定分野の関係者に限定されている場合にはその需要者間に広く認識されていれば足りるものである(需要者において商品の出所の混同が生じてはならない)。

原告は昭和42年以降米国で「COMPUTERWORLD」を表題とした週刊新聞を発行しているが、本件商標の出願時に前記(1)及び(2)に言う商標となっていたとするに足りる証拠はないが、コンピューターが米国で開発・企業化され発展してきたものであり、従来、わが国のコンピューター関連業界等は米国におけるコンピューター関連情報に大きな関心を払ってきたことは当裁判所に顕著な事実であるところ、昭和45年頃から同55年頃までの間に「COMPUTERWORLD」紙の記事の要約・表題等がわが国で発行された海外のコンピューター関連のニュースを紹介する雑誌・刊行物に頻繁に紹介され、それらの紹介記事には出典として「COMPUTERWORLD」紙の名が明示されていること、また、昭和48年に被告が発行する、その分野でわが国の有力な新聞である「電波新聞」第一面の記事中に「米国で最も権威あるといわれる「COMPUTERWORLD」紙」と紹介していること等からすれば、遅くとも本件商標の出願時前には「COMPUTERWORLD」紙の名は、わが国のコンピューター関連業界等に携わる者の間に広く認識されていたものと認められるから、本件引用商標は上記(1)の商標となっていたものと認められる。

したがって、本件商標は、商標法4条1項10号に該当する。

108 . 「ELLECLUB」は「ELLE」に類似するとされた事例(平成10年11月27日 東京地平成9年(ワ)第15630号外)

(前略)以上によると、原告商標は、遅くとも平成七年暮れには、原告アシェットの女性向ファッション雑誌における商品等表示として、さらに、原告アシェットのファッション関係を中心とした各種商品における商品等表示として周知かつ著名であると認められる。

原告商標は、欧文字の「ELLE」を横書きしたものであり、右「ELLE」を構成する欧文字は、いずれも縦長であって、各文字の横線の右端部分に縦方向に拡大されたひげがあり、また、各文字の縦線は、横線に比べて太いという特徴がある。原告商標からは、「エル」の称呼を生じる。

被告標章は、欧文字の「ELLECLUB」をブロック体の文字で横書きしたものである。

被告標章は、「ELLECLUB」と「ELLE」部分と「CLUB」部分を区切らずに、連続的に書かれているが、「CLUB」部分は、同好会を意味する英語の「クラブ」という語を、一般人をして容易に認識させ得るものであることからすると、「ELLECLUB」は、「ELLE」と「CLUB」の別々の単語が結合したものと認識される。そして、「ELLE」の部分が頭に表示されていること、「ELLE」は原告アシェットの商品等表示として著名な原告商標と同じ綴りであること、これに対し、「CLUB」は広く同好会を意味する日常語であることからすると、一般消費者は、被告標章のうち「ELLE」の部分が、商品の出所表示機能を有する部分であると理解するものと認められる。そうすると、被告標章の要部は「ELLE」の部分と解すべきである。

そこで、原告商標と被告標章の要部とを対比すると、その称呼は「エル」であって同一であり、外観は、字体は異なるがいずれも「ELLE」であって類似している。したがって、被告標章は原告商標と類似する。

109 . 全国的に流通する日常使用の一般的商品については、全国にわたる主要商圈の同種商品取扱業者の間に相当程度認識されているか、あるいは、1県の単位にとどまらず、その隣接数県の相当範囲の地域にわたって、少なくともその同種商品取扱業者の半ばに達する程度の層に認識されていることを要するものと解すべきであるとされた事例(第22類コーヒー等 昭和58年6月16日 東京高昭和57年(行ケ)第110号)

本件商標は、「DCC」の文字を横書きしてなり、第29類「茶、コーヒー、ココア、清涼飲料、果実飲料、氷」を指定商品とするものである。

コーヒーは、いわゆる専門的な喫茶店のみならず食堂、レストラン、グリル一般でも営業用に供され、一般家庭でも日常手軽に消費される嗜好品であって、全国的に流通し、地域的嗜好特性も格別認めがたい商品であることが認められる。しかも、原告製品が独自の原材料の独占、調合若しくは焙煎法、したがってまた、これに基づく他と際立った独特の風味をもって知られているとの立証もない。

かかる全国的に流通する日常使用の一般的商品について、商標法第4条第1項第10号が規定する「需要者の間に広く認識されている商標」といえるためには、それが未登録の商標でありながら、その使用事

実にかんがみ、後に出願された商標を排除し、また、需要者における誤認混同のおそれがないものとして、保護を受けるものであること及び今日における商品流通の実態及び広告、宣伝媒体の現況などを考慮するとき、本件では、商標登録出願の時に於いて全国にわたる主要商圏の同種商品取扱業者の間に相当程度認識されているか、あるいは、狭くとも1県の単位にとどまらず、その隣接数県の相当範囲の地域にわたって、少なくともその同種商品取扱業者の半ばに達する程度の層に認識されていることを要するものと解すべきである。

しかるに、前記認定事実によれば、原告の使用によってDCCが、主として専門的な喫茶店をはじめとする当該継続的取引先の相当数の取扱業者の間で、原告の営業ないし原告取扱いのコーヒー等の商品を表示するものとして認識されていたことこそそうかがわれるけれども、その主な販売地域である広島県下でも専門的な喫茶店等に対する取引占有率は最高30パーセント程度に過ぎず、成立に争いのない乙第5号証ないし第7号証によって認められる右以外の一般的な食堂、 Grill、レストラン等の存在をも考慮すると、DCCを原告の業務に係る商品を表示するものとして認識していた同種商品取扱業者の比率は更に下まわるものといわねばならず、隣接県である山口県、岡山県等におけるそれらの比率は遥かに広島県に及ばないものであるから、商標法第4条第1項第10号に規定するような需要者の間に原告の業務に係る商品を表示する商標として広く認識されていたものとはいい難い。

110. 周知であるといえるためには、特別の事情が認められない限り、全国的にかなり知られているか、全国的でなくとも、数県にまたがる程度の相当に広い範囲で多数の取引者・需要者に知られていることが必要であるとされた事例（第36類土地の売買等 平成14年6月11日 東京高昭平成13年（行ケ）第430号）

本件商標は、「SHINAGAWA INTER CITY」及び「品川インターシティ」の文字を2段書きして成り、第36類「建物の貸与、建物の売買、土地の売買、土地の貸与」等を指定役務とするものである。

商標法4条1項10号、15号による周知商標の保護は、登録主義をとる我が国の商標法の下で、例外的に、未登録商標であっても、それが周知である場合には、既登録商標と同様に、これとの間で出所の混同のおそれを生じさせる商標の登録出願を排除することを認めようとするものである。しかも、商標登録出願が排除されると、出願人は、当該出願商標を、我が国のいづこにおいても、登録商標としては使用することができなくなる、という意味において、排除の効力は全国に及ぶものである。これらのことに鑑みると、周知であるといえるためには、特別の事情が認められない限り、全国的にかなり知られているか、全国的でなくとも、数県にまたがる程度の相当に広い範囲で多数の取引者・需要者に知られていることが必要であると解すべきである。

首都圏における人口は約4000万人に上ること、首都圏においては、多数の業者によって膨大な不動産情報が発信されていることを前提にして考えた場合、引用商標が首都圏において取引者・需要

者の間に広く知られているという状態が生まれるためには、原則として、引用商標につき、取引者・需要者に知らせるための活動が、平均的な不動産業者が一般に行う程度を大きく超えて行われることが必要であり、そうでない限り、たとえ、長年使用してきたとしても、上記状態は生まれることはないというべきである。ところが、原告の主張するところを前提にしても、引用商標につき上記のような活動がなされたものということとはできず、本件全証拠によっても、このような活動がなされたことを認めることはできない。引用商標につきこのような活動がなくても上記状態が生まれ得ると考えさせるものは、本件全証拠を検討しても見いだすことができない。

したがって、引用商標の周知性が認められない以上、本件商標が、商標法4条1項10号に該当しないとした審決に誤りはなく、というべきである。

SHINAGAWA INTER CITY
品川インターシティ

INTER・CITY

本件商標

引用商標

111. 商標の類否の判断は、外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合的に考察すること、具体的な取引状況に基づいて判断することを示した事例（昭和43年2月27日最高裁昭和39年（行ツ）第110号）

商標の類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかもその商品の取引の実情を明らかにしうるかぎり、その具体的な取引状況に基づいて判断するのを相当とする。

ところで、本願商標は、硝子繊維系のみを指定商品とし、また商標の構成のうえからも硝子繊維系以外の商品に使用されるものでないことは明らかである。したがって、原判決がその商標の類否を判定するにあたり、「硝子繊維系の現実の取引状況を取りあげ、その取引では商標の称呼のみによって商標を識別し、ひいて商品の出所を知り品質を認識するようなことはほとんど行われていない」と認め、このような指定商品に係る商標については、称呼の対比考察を比較的緩やかに解しても、商品の出所の誤認混同を生ずるおそれがない旨を判示したのを失当ということとはできない。

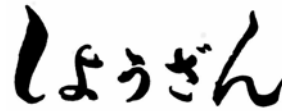
商標の外観、観念又は称呼の類似は、その商標を使用した商品につき出所の誤認混同のおそれを推測させる一応の基準にすぎず、したがって、前記3点のうちその1において類似するものでも、他の2点において著しく相違することその他取引の実情等によって、なんら商品の出所に誤認混同をきたすおそれの認め難いものについては、これを類似商標と解すべきではない。

原判決は、ガラス繊維系の前叙のような特殊な取引の実情においては、外観及び観念が著しく相違

する上、称呼においても前記の程度（両商標の称呼は近似するとはいえ、なお、称呼上の差異は容易に認識しえられる）に区別できる両商標を取り違えて商品の出所の誤認混同を生ずるおそれは考えられず、両者は非類似と解したものと理解することができる。



本願商標



引用商標

112. 商標の類否の判断に当たり考慮することのできる取引の実情とは、指定商品全般についての一般的恒常的なそれを指すものであって、特殊的、限定的なそれを指すものではないとした事例（昭和49年4月25日 最高裁昭和47年（行ツ）第33号）

商標の類否判断に当たり考慮することのできる取引の実情とは、その指定商品全般についての一般的、恒常的なそれを指すものであって、単に該商標が現在使用されている商品についてのみの特殊的、限定的なそれを指すものではないことは明らかであり、所論引用の判例（昭和43年2月27日 最高裁昭和39年（行ツ）第110号（「冰山」/「しょうざん」事件））も、これを前提とするものと解される。そして、原審が、本件の商標類否の判断に当たり、その指定商品の染料、顔料及び塗料につき広く一般消費者を対象とする家庭用のものが販売されているという顕著な事実を考慮にいれたのは、上記見解に立つものというべく、もとより正当であり、その点に所論の違法はない。なお、上記見解によれば、上告会社の現在の生産及び販売の方針がそのまま永く続けられるとの事実の存否は、本件の商標類否の判断に当たり考慮すべきものではないから、上記事実を認定し得ないとした原審の判示は、傍論にすぎず、これを非難する所論は失当である。

113. 商標が類似のものであるかどうかは、その商標を或る商品につき使用した場合に、商品の出所について誤認混同を生ずる虞があると認められるかどうかにより判定すべきであり、また、指定商品の類似は、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するとき同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認させる虞があると認められる関係にある場合であるとした事例（昭和36年6月27日 最高裁昭和33年（オ）第1104号）

商標が類似のものであるかどうかは、その商標を或る商品につき使用した場合に、商品の出所について誤認混同を生ずる虞があると認められるものであるかどうかということにより判定すべきものと解するのが相当である。そして、指定商品が類似のものであるかどうかは、商品自体が取引上誤認混同の虞があるかどうかにより判定すべきものではなく、それらの商品が通常同一営業主により製造又

は販売されている等の事情により、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認させる虞があると認められる関係にある場合には、たとえ、商品自体が互に誤認混同を生ずる虞がないものであつても、それらの商標は旧商標法二条九号にいう類似の商品の商品にあたと解するのが相当である。

114. 本願商標の後半の「SUPER」、「スーパー」の文字は、商品が上等のものであることを示すために商標に使用されることが少なくないことから、それ自体商品識別の機能が低い文字であるといわざるを得ないとされた事例(昭和63年12月22日 東京高昭和63年(行ケ)第200号)

本願商標は、下記に表示したとおり「PIONEERSUPER」と「パイオニアスーパー」の各文字を書してなり、第17類「被服、布製身回品、寝具類」を指定商品とするものである。これに対し引用商標は、下記に表示したとおり「パイオニヤ」の文字を書してなり、旧第37類「寝具及び他類に属しない室内装置品」を指定商品とするものである。

そこで検討するに、本願商標の後半の「SUPER」、「スーパー」は英語に由来する語であって、「上等の」、「優れた」を意味し、商品が上等のものであることを示すために商標に使用されることが少なくないことは当裁判所において顕著な事実であるから、それ自体商品識別の機能が低い文字であるといわざるを得ない。これに対し、本願商標の前半の「PIONEER」、「パイオニア」は同じく英語に由来する語であって、「開拓者」を意味することは明らかであり、それ自体独立して取引者、需要者の注意を惹くもので商品識別機能をもつ語というべきである。そうであれば、本願商標は、「パイオニア」とも称呼するというべきである。それ故、本願商標は、「パイオニヤ」の称呼を生ずる引用商標とは、称呼上類似の商標である。また、両商標は指定商品も同一又は類似する。

したがって、本件商標は、商標法4条1項11号に該当する。

PIONEERSUPER
パイオニアスーパー

本願商標

パイオニヤ

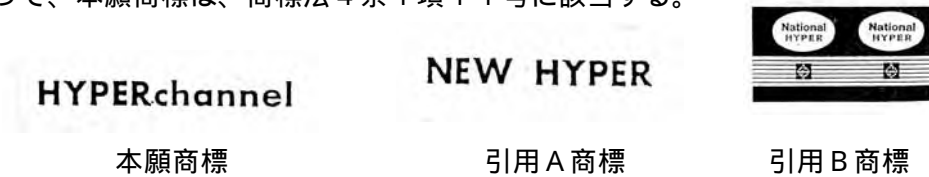
引用商標

115. 出願された商標「HYPERchannel」は、簡易迅速を尊ぶ商取引の実際においては、大文字「HYPER」と小文字「channel」が分離して認識され、「HYPER」の部分が取引者、需要者の最も注意を惹く要部をなすと認めるのが相当とされた事例(平成7年11月14日 東京高平成7年(行ケ)第93号)

本願商標は、「HYPERchannel」の文字を書してなり、第11類「電子応用機械器具」を指定商品とするものである。引用A商標は、「NEW HYPER」の文字を書してなり、第11類「電子応用機械器具」等を指定商品とするものであり、引用B商標は、図形と「National」「HYPER」の文字を表記してなり、第11類「電子応用機械器具」等を指定商品とするものである。

両商標を比較すると、本願商標は、これを構成する「HYPER」の文字が、「channel」の文字と異種文字で表記されているものであり、該文字は商品の品質を表示する語とはいえないことから、冒頭の「HYPER」の文字に相応した「ハイパー」の称呼をも生ずるものである。他方、引用A商標における「NEW」の文字は、品質を表示する語であり、引用B商標における「National」の文字は代表的出所標識機能を果たす語であるから、両者は、これらの文字と分離して、「HYPER」の文字部分から「ハイパー」の称呼を生ずるものといえる。そうすると、両商標は、「ハイパー」の称呼を共通にする類似の商標である。また、それぞれの商標の指定商品も同一又は類似する商品である。

したがって、本願商標は、商標法4条1項11号に該当する。

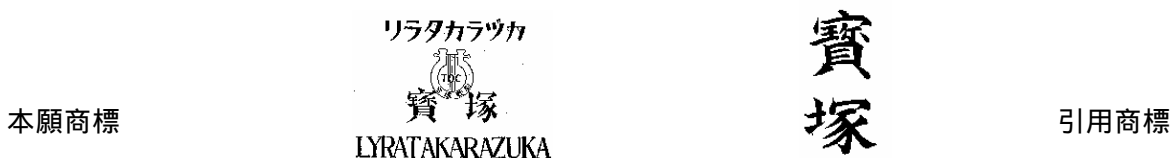


116. 商標の構成の一部より生ずる称呼、觀念が他人の商標より生ずる称呼、觀念と類似するときは、両商標は類似するものと解するのが相当であるとされた事例（昭和38年12月5日 最高裁昭和37年(オ)第953号）

上告人の論旨は、原判決が本願商標の構成部分から「宝塚」なる文字の部分だけを抽出して、これと引用商標「宝塚」とを対照して、本願商標は引用商標と称呼、觀念において類似すると判断したのは、商標類否判断の法則、経験則に違背するものである、という。

商標はその構成部分全体によって他人の商標と識別すべく考案されているものであるから、みだりに、商標構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判定するがごときが許されないのは、正に、所論のとおりである。しかし、簡易、迅速を尊ぶ取引の実際においては、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分の結合しているものと認められない商標は、常に必ずしもその構成部分全体の名称によって称呼、觀念されず、しばしば、その一部だけによって簡略に称呼、觀念され、1個の商標から2個以上の称呼、觀念の生ずることがあるのは経験則の教えるところである（昭和36年6月23日第2小法廷判決）。

しかしてこの場合、1つの称呼、觀念が他人の商標の称呼、觀念と同一または類似であるとはいえないとしても、他の称呼、觀念が他人の商標のそれと類似するときは、両商標はなお類似するものと解するのが相当である。



117. 「SONYLINE」と著名商標「SONY」は類似するとされた事例（昭和55年6月18日 東京高昭和55年（行ケ）第21号）

本願商標は、下記のとおり、「SONYLINE」の欧文文字を左横書きしてなり第24類「おもちゃ、人形、娯楽用品、運動具、釣り具、楽器、演奏補助品、蓄音機（電気蓄音機を除く。）、レコード、これらの部品及び附属品」を指定商品とするものである。

そこで判断するに、「SONYLINE」の構成文字よりなる本願商標中の「SONY」の文字部分は、広く一般に知られたソニー株式会社（原告）の製品に使用されている著名商標を示すものであることが明らかである。したがって、本願商標の指定商品の取引者需要者は、本願商標に接する場合、一見して直ちに「SONY」の文字部分に、ソニー株式会社あるいはその系列に属する者に関する商品であるとの強い印象を受け、これに注目するものといえることができる。これに対して、「LINE」の文字部分は、「系列」「系」等をあらわす格別の限定的な意味をもたない、諸般の分野において普通に用いられる語として疎薄な印象を与えるにとどまるといわなければならない。そうであれば、本願商標から一連に「ソニーライン」の称呼を生ずるとすることも是認されようが、上記のような特段の取引の実情のもとにおいて、本願商標から「ソニー」の称呼を生じないとはできない。

してみれば、本願商標から一連に「ソニーライン」の称呼のみを生ずるとし、これを前提に本願商標と「ソニー」の称呼を生ずる各登録商標とを非類似とした審決は、取消を免れない。

SONYLINE

本願商標

SONY

登録商標

118. 本願商標のうち、需要者等の注意を惹く特徴的部分が「酒造株式会社」を除いた「松竹梅」にあるというべきであるとされた事例（昭和53年2月1日 東京高昭和51年（行ケ）第52号）

本願商標は、下記のとおり「松竹梅酒造株式会社」の文字を行書体で左横書きに筆書きしてなり、第28類「日本酒その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。これに対して引用商標は、下記に表示したとおり、「松竹梅」の文字を行書体で縦書きに筆書きしてなり、第28類「酒類」を指定商品とするものである。

そこで検討するに、本願商標は、「松竹梅酒造株式会社」の文字を一連に横書きした構成である。そして、右文字全体から「ショーチュクバイシュゾーカブシキガイシャ」の称呼を生ずるが、16音からなって、冗長に過ぎるきらいがある。本願商標の指定商品たる日本酒の醸造業界においては、会社名を「酒造株式会社」とする例が圧倒的に多いこと、しかも、そのような酒造業者が自己の名称から「酒造株式会社」の部分を除いたものをそのまま銘柄としている例が多いことが認められるから、

本願商標のうち、需要者等の注意を惹く特徴的部分が「酒造株式会社」を除いた「松竹梅」にあるというべきである。したがって、本願商標からは、その指定商品との関連において「ショーチクバイ」の称呼をも生ずるものと認めるのが相当である。

引用商標は、「松竹梅」の文字を縦書きにした構成であることが認められ、該文字から「ショーチクバイ」の称呼が生ずることはいうまでもない。

そうである以上、本願商標と引用商標とは称呼を共通にする類似商標ということができ、しかも、ともに酒類を指定商品とするから、本願商標は、商標法4条1項11号に該当する。

松竹梅酒造株式会社

本願商標

松
竹
梅

引用商標

119．立体商標と平面商標が外観上類似するとした審決が支持された事例(平成13年1月31日 東京高
平成12年(行ケ)第234号)

本願商標は、下記表示の構成からなり、第30類「サンドイッチ、すし、たこ焼き、肉まんじゅう」等を指定商品とするものである。これに対し、引用商標は、下記のとおり構成よりなり、第30類「たこ焼き、おこのみ焼き、すし、サンドイッチ」等を指定商品とするものである。

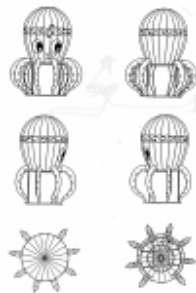
立体商標は、立体的形状又は立体的形状と平面標章との結合により構成されるものであり、見る方向によって視覚に映る姿が異なるという特殊性を有し、実際に使用される場合において、一時にその全体の形状を視認することができないものであるから、これを考案するに際しては、看者がこれを観察する場合に主として視認するであろう一又は二以上の特定の方向（以下「所定方向」という。）を想定し、所定方向からこれを見たときに看者の視覚に映る姿の特徴によって商品又は役務の出所を識別することができるものとするのが通常であると考えられる。そうであれば、立体商標においては、その全体の形状のみならず、所定方向から見たときの看者の視覚に映る外観（印象）が自他商品又は自他役務の識別標識としての機能を果たすことになるから、当該所定方向から見たときに視覚に映る姿が特定の平面商標と同一又は近似する場合には、原則として、当該立体商標と当該平面商標との間に外観類似の関係があるというべきであり、また、そのような所定方向が二方向以上ある場合には、いずれの所定方向から見たときの看者の視覚に映る姿にも、それぞれ独立に商品又は役務の出所識別機能が付与されていることになるから、いずれか一方向の所定方向から見たときに視覚に映る姿が特定の平面商標と同一又は近似していればこのような外観類似の関係があるというべきであるが、およそ所定方向には当たらない方向から立体商標を見た場合に看者の視覚に映る姿は、このような外観類似に係る類否判断の要素とはならないものと解するのが相当である。特許庁の商標審査基準が、立体

商標の類否判断につき、「立体商標の類否は、・・・次のように判断するものとする。ただし、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿が立体商標の特徴を表しているとは認められないときはこの限りでない。（イ）立体商標は、原則として、それを特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を表示する平面商標（近似する場合も含む。）と外観において類似する。」と規定するのは以上の趣旨であると解される。

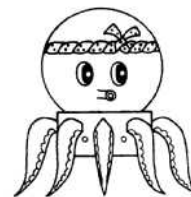
そして、いずれの方向が所定方向であるかは、当該立体商標の構成態様に基づき、個別的、客観的に判断されるべき事柄であるが、本願商標のように生物等を擬人化して成るものであれば、看者がこれを観察する場合に、人に擬して形成された顔面に正対する方向が当該立体商標の特徴的な部分を視認し得るものとなるから、特段の事情のない限り、所定方向の少なくとも一つに当たるものと解すべきところ、本願商標については、本願正面外観図が、擬人化された蛸の顔面に正対する方向より見た場合に視覚に映る姿であることは明白である。

したがって、上記特段の事情に当たる事由を認めるに足りる証拠もない本件において、本願商標につき本願正面外観図をもって引用商標と対比した審決の類否判断の方法には誤りはない。

本願商標と引用商標とは外観において類似するものと認められ、指定商品も同一又は類似するものであるから、本願商標は、商標法4条1項11号に該当する。



本願商標



引用商標

120. 商品の類否の判断は、取引の実情、即ち商品の生産部門、販売部門、原材料及び品質、用途、需要者の範囲が一致するかどうか、完成品と部品との関係にあるかどうか等を総合的に考慮して判断をすべきであるとした事例（平成8年3月21日 東京高平成7年（行ケ）第161号）

本願商標は、「HIPRO」の文字と「ハイプロ」の文字とを上下二段に横書きしてなり、第1類「土地改良剤及び化学剤」を指定商品とするものである。これに対し、引用商標は、「アイプロ」の文字と「IPRO」の文字とを上下二段に横書きしてなり、第1類「化学品、薬剤、医療補助品」を指定商品とするものである。

原告は、「土地改良剤」は、旧商品区分では、第1類の「化学品（他の類に属するものを除く。）、薬剤、医療補助品」の「薬剤」の「三十 農業または公衆衛生用薬剤」の中に位置付けられていたが、新商品区分では、第5類の「薬剤」とは分離され、第1類の「工業用、科学用又は農業用の化学品」

の「二 植物成長調整剤類」のなかに位置付けられるようになったので、本願商標の指定商品「土地改良剤」と引用商標の指定商品「薬剤」とは、出所の誤認混同を生ぜしめる蓋然性がないことを、改正商標法は予定している旨主張している。

しかしながら、商標法においては、商品の区分は、商品の類似を定めるものではない（商標法6条1項）と規定されており、商品の類否の判断は、取引の実情、即ち商品の生産部門、販売部門、原材料及び品質、用途、需要者の範囲が一致するかどうか、完成品と部品との関係にあるかどうか等を総合的に考慮して判断をすべきであり、結局、その類否は、2つの商品に同一又は類似の商標が使用された場合、これに接する取引者、需要者が商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるかどうかにより判断すべきである。

このような観点からすれば、本願商標の指定商品の「土地改良剤」と引用商標の指定商品「薬剤」は、新商品区分においては、分類において異なるようになったことは認められるけれども、「土地改良剤」は、「薬剤」のうちの除草剤、殺菌剤等の商品と、生産者、販売者、原材料、用途、需要者の範囲等において共通する点が多く、これらに同一又は類似の商標が使用された場合には、取引者、需要者において、商品の出所につき誤認混同を生じさせるおそれがあるといわなければならない。

したがって、本願商標の指定商品である「土地改良剤」と引用商標の指定商品である「薬剤」とは、類似の商品といえるし、そのうえ、旧商品区分に基づいて成立した引用商標の商標権の範囲がその後変更されたものではない（新商品区分は、いわゆるニース協定に定める国際分類を採用したものであって、そのことが旧商品区分の解釈に影響を及ぼすものではない。）。

つぎに称呼について検討するに、本願商標からは「ハイプロ」の称呼を生じ、引用商標からは「アイプロ」の称呼を生ずるところ、両商標は、いずれも4音よりなり、第1音において「ハ」と「ア」の音を異にするのみで、これに続く「イ」「プ」「ロ」の音は共通である。そして、両商標の全体を一連に称呼する場合には、「ハ」「ア」の音の印象としての差異が比較的小さいうえに、後半部分の「プロ」の音が比較的強い印象を与えることと相俟って、これを聴取した取引者、需要者に与える印象は極めて近似し、取引者、需要者においては、互いに聞き誤るおそれがある称呼上類似するものである。

したがって、本願商標は、商標法4条1項11号に該当する。

121．指定商品の類否を判定するにあたっては、商品の品質、形状、用途が同一であるかどうかを基準とするだけでなく、その用途において密接な関連を有するかどうかとか、同一の店舗で販売されるのが通常であるかどうかというような取引の実情をも考慮すべきとした事例(昭和39年6月16日 最高裁昭和37年(オ)第955号)

旧商標法二条一項九号は、商標の不登録事由を単に他人の登録商品と「同一ノ商品」に使用するものに限定することなく、一般公衆が不測の損害を蒙ることを防止し且つ不正競争を抑圧する目的で、

「類似ノ商品」に使用するものにまで拡大しているので、登録商標権者に対する保護の範囲は、当該指定商品のみならず、これと類似の商品にも及ぶもの、といわなければならない。そこで、商標の本質は、商品の出所の同一性を表彰することにあるもの、と解するのが相当である。しかして、商標の本質が右のごときものである以上、商標の類否決定の一要素としての指定商品の類否を判定するにあつては、所論のごとく商品の品質、形状、用途が同一であるかどうかを基準とするだけでなく、さらに、その用途において密接な関連を有するかどうかとか、同一の店舗で販売されるのが通常であるかどうかというような取引の実情をも考慮すべきことは、むしろ、当然である。

122. 15号にいう出所の混同の概念には、狭義の混同だけではなく、広義の混同をも含まれるとした最高裁の事例（平成12年7月11日 最高裁平成10年（行ヒ）第85号）

本件商標は、「ルールデュタン」の文字を横書きにして、第21類「装身具」等を指定商品とするものである。上告人は、第4類「香料類」等を指定商品とし、「L Air du Temps」の欧文字を横書きした登録商標（引用商標）を有し、香水に「L Air du Temps」及び「ルール・デュ・タン」の商標（併せて「本件各使用商標」）並びに引用商標を使用している。

商標法4条1項15号にいう「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」には、当該商標をその指定商品又は指定役務（以下「指定商品等」という。）に使用したときに、当該商品等が他人の商品又は役務（以下「商品等」という。）に係るものであると誤信されるおそれがある商標のみならず、当該商品等が右他人との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品等であると誤信されるおそれ（以下「広義の混同を生ずるおそれ」という。）がある商標を含むものと解するのが相当である。けだし、同号の規定は、周知表示又は著名表示へのただ乗り（いわゆるフリーライド）及び当該表示の希釈化（いわゆるダイリューション）を防止し、商標の自他識別機能を保護することによって、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図り、需要者の利益を保護することを目的とするものであるところ、その趣旨からすれば、企業経営の多角化、同一の表示による商品化事業を通して結束する企業グループの形成、有名ブランドの成立等、企業や市場の変化に応じて、周知又は著名な商品等の表示を使用する者の正当な利益を保護するためには、広義の混同を生ずるおそれがある商標をも商標登録を受けることができないものとすべきであるからである。

そして、「混同を生ずるおそれ」の有無は、当該商標と他人の表示との類似性の程度、他人の表示の周知著名性及び独創性の程度や、当該商標の指定商品等と他人の業務に係る商品等との間の性質、用途又は目的における関連性の程度並びに商品等の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情などに照らし、当該商標の指定商品等の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断されるべきである

本件登録商標は、本件各使用商標のうち「ルール・デュ・タン」の商標とは少なくとも称呼におい

て同一であって、外観においても類似しており、しかも、引用商標の標記自体及びその指定商品からみて、引用商標からフランス語読みにより「レールデュタン」の称呼を生ずるものといえるから、本件登録商標は、引用商標と称呼において同一である。また、本件各使用商標及び引用商標は、香水を取り扱う業者や高級な香水に関心を持つ需要者には、上告人の香水の一つを表示するものとして著名であり、かつ、独創的な商標である。さらに、本件登録商標の指定商品のうち無効審判請求に係る「化粧用具、身飾品、頭飾品、かばん類、袋物」と香水とは、主として女性の装飾という用途において極めて密接な関連性を有しており、両商品の需要者の相当部分が共通する。以上の事実を照らせば、本件登録商標を「化粧用具、身飾品、頭飾品、かばん類、袋物」に使用するときは、その取引者及び需要者において、右商品が上告人と前記のような緊密な関係にある営業主の業務に係る商品と広義の混同を生ずるおそれがあるといえることができる。なお、本件各使用商標及び引用商標がいわゆるペットマークとして使用されていることは、本件各使用商標等の著名性及び本件各使用商標等と本件登録商標に係る各商品間の密接な関連性に照らせば、前記判断を左右するものではない。

123．他人の業務に係る商品又は役務を表示する標章が、全国的に周知あるいは著名なものでなくとも商標法4条1項15号に該当する場合があることを判示した事例（平成10年11月10日 東京高平成9年（行ケ）第323号）

本件商標は、下記に示すとおり構成からなり、第28類「清酒」を指定商品とするものであり、引用標章は下記に示すとおり構成からなるものである。

証拠によれば、引用標章は、本件商標の登録出願前に、少なくとも酒類を含む食品の取引者間において、相当程度知られていたと認めるのが相当である。

この点について、原告は、商標法4条1項15号の規定を適用する場合、他人の業務に係る商品又は役務を表示する標章は、取引者のみならず需要者の間において全国的に周知になっている著名なものであることを必要とする旨主張している。しかしながら、商標法4条1項15号の規定は、他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれが具体的に存在する商標は、商標登録を受けることができない旨を定めているものであることが規定内容に照らし明らかであって、他人の業務に係る商品又は役務を表示する標章が、全国的に周知あるいは著名なものでなければこの条項に該当しないとす理由はない。

そして、引用標章は、一部が重なっている二つの円形状の図形のデザインに高い独創性が認められるところ、本件商標の上半分は、この特徴的なデザインを含む引用標章全体をそのまま用いて構成されているものである。

してみると、コミュニティストア等が酒類を含む食品等の小売店舗であることを考慮すれば、本件商標をその指定商品に使用するときは、少なくとも、清酒を含む食品の取引者が、これをコミュニティストア等の業務に係る商品と混同するおそれが極めて高いことは疑問の余地がない。

したがって、本件商標は、商標法4条1項15号に該当する。



本件商標



引用標章

124. 引用商標の高度な著名性及び独創性、両商標の類似性の程度、指定商品の性質、用途、目的における関連性の強さ、取引者・需要者の共通性の程度を考慮すれば、本件商標は指定商品「高脂血症用剤」に使用したときは、出所の混同のおそれがあるとされた事例（平成17年2月24日 東京高平成16年（行ケ）第256号）

本件商標は、「メバスロリン」と「MEVASROLIN」の文字を二段に横書きしてなり、第5類「薬剤」を指定商品とするものである。

引用商標は「メバロチン」の文字を横書きしてなり、旧第1類「化学品（他の類に属するものを除く）薬剤、医療補助品」を指定商品とするものの外、下記のとおりである。

商標法4条1項15号にいう「混同を生ずるおそれ」の有無は、当該商標と他人の表示との類似性の程度、他人の表示の周知著名性及び独創性の程度、当該商標の指定商品等と他人の業務に係る商品等との間の性質、用途又は目的における関連性の程度並びに商品等の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情などに照らし、当該商標の指定商品等の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断すべきである（最判平成12年7月11日民集54巻6号1848頁）。

認定事実によれば、「メバロチン」は、高脂血症用剤の市場のみならず、国内の医薬品市場において著名な薬剤であり、本件商標の出願時及び登録査定時のいずれの時点においても、医師、薬剤師、医薬品取扱業者等の間で、高い著名性を有していたものと認められる。また、引用商標は、患者の間においても広く知られたものと認められる。さらに、引用商標の独創性もまた相当高いといえることができる。本件商標と引用商標の称呼及び外観における共通点と相違点を対比すれば、両商標は相当程度の類似性を有するといえることができる。また、商品「メバスロリン」は、商品「メバロチン」の後発医薬品であり、高脂血症用剤である（証拠略）。したがって、両薬剤は、その性質、用途及び目的が同一で、極めて強い関連性を有し、これを取り扱う医療機関や薬局、患者層も共通すると認めることができる。

以上のとおりの引用商標の高度な著名性及び独創性、引用商標と本件商標との類似性の程度、両商標に係る商品の性質、用途、目的における関連性の強さ、取引者・需要者の共通性の程度を考慮すれば、本件商標を高脂血症用薬剤に使用した場合、その取引者・需要者において、これを原告あるいは原告と資本関係ないしは業務提携関係にある会社の業務に係る商品と混同するか、又は、原告あるいは

は原告と上記のような関係のある会社が新たに販売を開始した「メバロチン」のシリーズ商品の一つ又はそれに何らかの改良を施した新商品であると混同するおそれがあるというべきである。

したがって、本件商標の登録は、商標法4条1項15号に違反してなされたものである。



**125．他人の著名商標「LANCEL」の部分が認識されるとして、出所の混同のおそれがあるとされた事例
（平成11年12月21日 東京高平成11年（行ケ）第217号）**

本件商標は、下記に表示したとおり「ILANCELI」の文字を横書きしてなり、第25類「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、運動用特殊衣服、運動用特殊靴」を指定商品とするものであり、引用商標は「LANCEL」の文字を横書きしてなり、「バッグ、ベルト、小物類」等に使用するものである。

引用商標は、仏国パリ市に本店を置く企業が、19世紀頃以来使用しているものであって、バッグ、ベルト、小物類などの一流ブランド「ランセル」の商標として、本件商標の登録出願時までには、我が国においても著名なものとなっていたことが認められる。

引用商標が著名性を有する商品であるバッグ、ベルト、小物類と本件商標の指定商品とは、ファッション（装身に関する流行）に関係するものであるから、高い関連性がある。

本件商標は、全体として特定の意味を持つものとは認められず、仮に、「イランセリ」ないし「イランチェリ」の称呼が生じたとしても、これらもまた特定の意味を持つものとは認められない。

そうすると、本件商標の出願時において本件商標が指定商品に使用された場合には、本件商標に接した取引者・需要者は、本件商標全体としては特定の意味を把握できないこと、本件商標を構成する文字の最初と最後に単純な形状の「」が同じように配置されていること、引用商標が著名であること、及び本件商標が付された商品と引用商標に係る商品との間に高い関連性があることから、本件商標に含まれる「LANCEL」の文字を認識し、本件商標を引用商標の両側に飾りが付されているにすぎないものである等と誤認して、その結果、上記企業の業務に係る商品との間に出所の混同を生ずるおそれがあるものというべきである。

したがって、本件商標は、商標法4条1項15号に該当する。

ILANCELI

本件商標

126．服飾等の分野にあっては、米国において著名な商標は、日本においてもよく知られているとみて差し支えないとして商標法第4条第1項第15号に該当するとした例（平成8年8月5日 東京高平成7年（行ケ）第262号）

本件商標は、「IZOD BY IMAGAWA」の欧文字を書してなり、第21類「カバン、袋物、その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

提出の証拠によると、本件商標の登録査定日前に、米国においてやや図案化された「IZOD」の欧文字が「ワニ」の図形及び「LACOSTE」の欧文字とともに、若しくは「IZOD」の欧文字が単独で、スポーツウェア等衣服を表示するものとして広く使用されていることが認められるところ、米国内においては、「IZOD」の欧文字が、単独で、アイゾッド社もしくはその親企業の営業主体を表示するものとして、独立してスポーツウェア等衣服について広く使用されてきたものであることが認められる。そして、近時、海外旅行者の増加、交通運搬手段の発達、各種情報媒体の発展等に伴い、人や物さらには情報の国際間での交流が一層盛んになっており、特に、我が国の服飾等に関するファッション業界では、米国を含む海外の流行や事情に敏感であり、常に情報を収集して国内の消費者等にこれを紹介、宣伝していたということは顕著な事実といえるから、服飾の分野において米国において著名な商標は、日本国内においても、一般的に周知なものと見える。したがって、日本において、服飾等流行を先取りする分野にあっては、米国において著名な商標は、日本においても、よく知られているとみて差し支えないものといえる。また、「被服」と「装身具、かばん」は、しばしば同一メーカーにより、統一されたブランド及びイメージの下に製造、宣伝、販売されることも一般によく知られている。

そうすると、この著名な「IZOD」の商標と全く同一の綴文字を含む本件商標が、前記商品分野と営業上密接な関係がある指定商品に使用された場合、これに接する取引者・需要者は、当該商品をもって、アイゾッド社ないしこれと関係を有する者の業務に係る商品と出所の混同を生ずるおそれがあることは明らかである。したがって、本件商標は、商標法4条1項15号に該当する。

IZOD BY IMAGAWA

本件商標

127．商標法第4条第1項第16号の品質について、そのような商品が現実に製造、販売されている必要はないとされた事例（平成元年4月20日 東京高昭和63年（行ケ）113号）

本願商標は、下記のとおり「スピルリナゲイトラー」の文字よりなり、第32類「加工藻類および他の加工食品その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。ところで、本願商標を構成

する「スピルリナ」の語は、本件審決時、自然食品に対する関心の高まりと相まって、健康食品ないし自然食品の一つとして食用に供し得るものを意味することは、すでに我が国においても知られていたことが認められる。そうすると、本願商標の構成のうち「ゲイトラー」のもつ具体的な意義が一般に理解されていないとしても、「スピルリナ」を原材料としたものが当該性状品質を有する健康食品の一つとして知られている以上、一般需要者が「スピルリナゲイトラー」なる商標を付した加工食品に接するときには、これが「スピルリナ」の種類に属する原材料を加工ないし含有した品質を有する食品であると容易に認識し得るものと認められる。

なお、わが国においても「スピルリナの粉末を含有した保健食品」が製造販売されているのであって、また、それらの商品がいまだ一般需要者間に普及していないとしても、商標登録出願に係る商標が商標法4条1項16号にいう「商品の品質の誤認を生じるおそれがある商標」に該当するというためには、その商標によってあらわされるような品質の商品が現実に製造、販売されていることを必要とするものではなく、一般需要者が、その商標を付した商品に接したとするならば、その商品の品質・効能等の特性を誤認するおそれがあれば足りるものというべきである。

したがって、そのような品質を有しない商品に本願商標を使用するときには、あたかも当該品質を有する商品であるかのように、商品の品質について誤認を生ずるおそれがあるから、本願商標は、商標法4条1項16号に該当する。

スピルリナゲイトラー

本願商標

128. 本件商標は、「梅の実の加工品を加味した食用粉類、食養グルテン以外の食用粉類、食用グルテン」に使用されたときは、品質の誤認を生ずるおそれがあるとされた事例（平成17年1月20日東京高平成16年（行ケ）第189号）

本件商標は、「うめ／梅」の文字からなり、第30類「みそ、ウスターソース、ケチャップソース、しょうゆ、食酢、酢の素、そばつゆ、ホワイトソース、マヨネーズソース、焼肉のたれ、角砂糖、果糖、氷砂糖、砂糖、麦芽糖、はちみつ、ぶどう糖、粉末あめ、水あめ、ごま塩、食塩、すりごま、食用粉類、食用グルテン、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、氷等」及び第31類「あわ、きび、ごま、そば、とうもろこし、ひえ、麦、米粉、もろこし、うるしの実、ホップ、飼料用たんばく等」を指定商品とするものである。

審決は、梅の実を加工し、これを他の食品に加味した食品が存在すること、その食品に「梅肉ドレッシング」「梅酢ドレッシング」「梅の酢みそ」「梅酢」「梅ごま」「つぶ梅肉」「梅ぼん酢」「梅みつ」「梅ヨーグルト」のような表示がされ実際に販売されていること、商標登録された指定商品において、「梅を加味した焼肉・だんご・魚・野菜のたれ」「梅肉を加味したソース」「梅を加味して

なる黒酢」「梅又はそのエキスを主材とする乳清飲料」の表示をもって商品名とされていることを認定している。これらによれば、原告が争う「食用粉類、食用グルテン」の例ではないものの、多種多様な食品に梅の実の加工品を加味した例が存在するものといえる。

さらに、「梅末、梅エキス」を加味した「きな粉」が存在し、「焼梅」との表示がされていること、「梅の粉末」を加味した「小麦粉」が存在し、「梅うどん」との表示がされていること、「梅」を加味した「キャッサバ粉」が存在し、「冷凍クリスタルビーン／梅入り」との表示がされていることが証拠により認められ、少なくとも「食用粉類」に梅の実の加工品を加味した例が現に存在する。

以上の事実を照らせば、本件商標が「梅の実の加工品を加味した食用粉類、食用グルテン以外の食用粉類、食用グルテン」に使用されたときには、上記取引者、需要者において、梅の実の加工品を加味した商品であるかのように、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件商標は、商標法4条1項16号に該当する。

うめ 梅

本件商標

129. 商標の著名性へのただ乗り、希釈化のおそれがあることから、不正の目的があったものとされた事例（平成13年11月20日 東京高平成13年（行ケ）第205号）

本件商標は、「iOffice2000」の文字と数字からなり、第9類「電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープ、その他の電子応用機械器具」を指定商品とするものである。

認定の事実及び各証拠によれば、Office95とOffice97及びOffice2000の語は、Officeという文字と西暦とを組み合わせたものであるから、それだけでは、自他商品識別力が十分であるとは認められない性質のものであるものの、宣伝、広告、マスコミによる情報伝達、雑誌等の各種の記事等によって、遅くとも本件商標の出願前には、米国及び日本において、マイクロソフトの著名なオフィスソフトの商標として既に著名な商標となっていたものと認められる。

「i」の文字単独では、ローマ字のアルファベットであり、特有の意味を有しないこと、「Office2000」の部分は、マイクロソフトの著名な商標と同一であることからすると、本件商標がその指定商品に使用されるときは、取引者・需要者は、場合によっては、語頭にある「i」の文字に気付かず、本件商標から「Office2000」のみを看取り、観念するおそれがあると認められる。また、称呼においても、「アイオフィスニセン」の称呼は、比較的冗長であることからすると、後半部分から「オフィスニセン」との称呼をも生じ得るものと認められる。

そうとすれば、「Office2000」が既に著名な商標となっていることを十分に知りながら、これと類似する本件商標を出願し、その後これを使用したものであるから、原告は、マイクロソフトの商標で

ある「Office2000」の著名性にただ乗りする意図で、本件商標の出願をし、オフィスソフトと密接に関連することが明らかなグループウェアにこれを使用したものと認めざるを得ず、また、原告が本件商標を使用する結果として、マイクロソフトの「Office2000」の著名性が希釈化されるおそれが大いいと認めざるを得ない。

したがって、原告がその商品であるグループウェアに本件商標を使用することには、商標法4条1項19号にいう「不正な目的」があったものという以外になく、これと同旨の決定の認定・判断には、何等誤りはない。

iOffice 2000

本件商標

130. 本件商標の出願当時、米国内において引用商標が周知であることを知りながら、被告の国内参入の阻止や日本進出に際し国内代理店契約の締結を強制するなどの不正の目的のために、本件商標を出願し、設定登録を受けたものと推認された事例（平成17年6月20日 知財高平成17年（行ケ）第10213）

本件商標は、「MANE and TAIL」と「メイン アンド テイル」の文字とを二段に横書きして成るものであり、引用商標は、「Mane n Tail」の文字より成るものである。引用商標からは、「メインアンドテイル」、「メインアンテイル」の称呼を生ずることができる。他方、本件商標からは、「メインアンドテイル」の称呼を生ずるから、引用商標と本件商標とは、称呼の点で同一あるいは類似するということができる。また、引用商標と本件商標からは、いずれも「たてがみとしっぽ」の観念を生ずることが認められる。

以上によれば、本件商標と引用商標とは類似の商標であると認められる。

そして、証拠によれば、平成6年10月までに発行された雑誌の記事において、平成2年ころから被告が従来馬用に使用されていたシャンプーを人間用に販売し始め、売上を伸ばしていることなどが紹介されていることなどがそれぞれ認められる。

そうとすれば、引用商標は、本件商標の出願当時、米国内において、被告の商品（シャンプー、ヘアコンデショナー）を表示するものとして「需要者の間に広く認識されている」商標であったと認められる。

前記のとおり、引用商標と本件商標とは高い類似性を有していること、引用商標が本件商標の出願当時、米国内において被告の商品を表示するものとして需要者等の間で広く認識されていたことをも併せ考慮すると、原告は、本件商標の出願当時、米国内において引用商標が広く知られていることを知りながら、未だ引用商標が我が国において商標登録されていないことを奇貨として、被告の国内参入を阻止ないし困難にし、あるいは被告の日本進出に際し原告との国内代理店契約の締結を強制する

などの不正の目的のために、引用商標と類似する本件商標を出願し、設定登録を受けたものと推認せざるを得ない。

以上のとおりであり、本件商標は、不正の目的をもって使用をする商標に該当し、商標法4条1項19号に該当するものである。

MANE and TAIL
メイン アンド テイル

本件商標

Mane 'n Tail

引用商標

131．外国周知商標の権利者の国内参入阻止、該商標の希釈化、不当利益を得る等の目的で出願されたもので、不正の目的をもって使用する商標に該当するとされた事例(平成12年3月28日 平成10年異議第92239号)

本件商標は、下記のとおり、図案化された「M・A・C」と「MAKEUP ART COLLECTION」の文字を二段に横書きしてなり、第18類「かばん類、袋物、携帯用化粧道具入れ、鞆金具、がま口金具、乗馬用具」等を指定商品とするものであるのに対し、異議申立人の引用する商標は、下記のとおり、「M・A・C」の文字を横書きしてなり、第3類「香料類、化粧品、歯磨き」を指定商品とするものである。

申立人の使用に係る引用商標は、「メーキャップ化粧品」等の商標として使用され、その商品はカナダ、アメリカ等、世界中に広がる人気商品となっていたものである。

そして、本件商標の構成中の「MAC」の欧文字は、その装飾の仕方が細部にいたるまで特徴のある引用商標と全く同一の態様からなるものであり、しかも、下段に書かれた「MAKEUP ART COLLECTION」の文字も異議申立人の取り扱いに係るメーキャップ化粧品に関係しているものごとく認識させるものであり、かつ、その指定商品も異議申立人が現に販売している携帯用化粧道具入れを含むものである。

してみれば、本件商標は、引用商標と偶然に一致したものとは考え難く、商標権者は、本件商標が他人の業務に係る商品を表示するものとして日本国内及び外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一若しくは類似の商標であることを承知のうえ、当該商標が未だ登録されていないことを奇貨として外国権利者の国内参入を阻止し、又は国内代理店契約を強制する目的、又は引用商標の顧客吸引力を希釈化若しくは便乗し不当な利益を得る等の目的のもとに出願し、権利を取得したものと推認せざるを得ないところであるから、本件商標は、不正の目的をもって使用する商標に該当するものといわなければならない。

したがって、本件商標は、商標法4条1項19号に該当する。



132．フランスで周知著名な商標についてこれを流用して出願されたものを不正の目的をもって使用するものとした事例（平成11年8月11日 平成7年審判第25958号）

本願商標は、「MARIEFRANCE」の欧文字を横書きしてなり、第25類「フランス製の洋服、フランス製のコート」等を指定商品とするものであるところ、「MARIEFRANCE」の欧文字は、フランスの雑誌の題号として登録出願時にフランス国において周知著名なものであったと認められる。

ところで、本願商標は、前記フランスの雑誌の題号である「MARIEFRANCE」とその文字の配列が全く同じであり、社会通念上同一の商標といえるものであって、本願出願人が「MARIEFRANCE」誌を知得することなく、無関係に又は偶然に同一配列の文字を採択、出願したとは到底考えられないもので、「MARIEFRANCE」誌の題号をほとんどそのまま流用したものである。

そして、本願商標の指定商品は「女性用の洋服、コート、セーター類、寝巻き類、下着、水泳着」等を含む商品であるところ、「MARIEFRANCE」誌の掲載内容は女性ファッションに関する情報等であり、しかも、フランスのファッションについては我が国においても高い関心が寄せられている事情をも考慮すると、女性ファッション誌の需要者と本願商標の指定商品の需要者とはある程度重なることが想定される。そうとすれば、「MARIEFRANCE」誌の正当な商標所有者又はこれと関連のある者が我が国に参入しようとする場合には、本願商標との出所の混同のおそれが生じ、ひいては我が国への参入が阻止されるという結果を招来するものである。

してみると、本願商標は、外国で周知著名な商標についてこれをほとんどそのまま流用して出願されたものであって、信義則に反する不正の目的をもって使用をするものといわざるを得ない。

したがって、本願商標は、商標法4条1項19号に該当する。

MARIEFRANCE

本願商標

MARIEFRANCE

引用標章

133．商標法第4条第1項第19号でいう「需要者の間に広く認識された」商標とは、必ずしも「著名」であることを要せず、「不正目的」の有無を決める一要素となることを通じて判断すべきものとした事例（平成14年8月22日 東京高平成14（行ケ）第97号）

商標法第4条第1項第19号は、一方で「不正の目的」の存在という要件を設けつつ、周知著名性の要

件としては、「需要者の間に広く認識されている」商標であることを求めているだけで、「著名な」商標であることは求めている。商標法は、著名性を要件とするときには、「著名」との語を用いてそのことを示すが、少なくとも原則であると考えべきであるから（商標法4条1項8号は「著名な略称」という語を用いている。なお、不正競争防止法2条1項1、2号参照。）、同号が、10号における同じく「需要者の間に広く認識されている」との語を用い、「著名な」という語を用いていない以上、反対の結論に導く特別の根拠が認められない限り、同号では「著名な」商標であることは求められていない、と解するのが合理的である。ところが、そのような根拠は、どこにも見いだすことはできない。このように解したからといって、原告の主張するような不都合が生じることはあり得ない。単なる周知にとどまる場合と著名の域に達している場合とで、同号の適用の有無に相違が生じることがあるとしても、それは、「不正の目的」の有無を決める一要素となることを通じてであると解するのが、合理的である。

同号は、もともと只乗り（フリーライド）のみならず、稀釈化（ダイリューション）や汚染（ポリューション）の防止をも目的とする規定であり、そこでは、例えば、15号が出所の誤認混同のおそれを要件として規定しているのとは異なり、これを要件として規定することはしていない。また、19号は、問題とされる商標が外国において周知であるときは、日本国内における周知性は問わないものとしている。これらのことからすれば、同号の要件としての周知性は、誤認混同のおそれを直接の目的とするものではなく、同号によって守られるに値する商標としての最低限の資格を設定するものにすぎないというべきであり、そうであるとすれば、当該商標が周知となっている商品と出願商標の指定商品との関係は、直接には問題にはならず、ただ、両商品の関係が、他の要素（例えば、出願人の方に、周知商標の存否に関係なく、出願商標を指定商品に使用する意思や必要があったか否か、など）ともからんで、不正の目的の有無を判断するための一要素となるにすぎないというべきである。

また、同号の適用の有無においては、問題となる商標が周知となっている商品と出願商標の指定商品との関係は、直接には問題にはならないと解すべきであるから、本件商標の指定商品のうち、問題とされている商品以外の種類の商品についても、原告に、もともと、引用商標の存否に関係なく、それらにつき本件商標を使用する意思や必要があったなどの特別の事情が認められない限り、不正の目的は否定し得ないものというべきである。

134 . 商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に、分割出願がされ、もとの商標登録出願について指定商品等を削除する補正がされたときには、その補正の効果が商標登録出願の時にさかのぼって生ずることはないとされた事例
 （平成17年7月14日 最高裁平成16(行ヒ)4）
 （原審 平成15年10月7日 東京高平成15（行ケ）83）

商標法10条1項は、「商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合

に限り、2以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を1又は2以上の新たな商標登録出願とすることができる。」と規定し、同条2項は、「前項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。」と規定している。また、商標法施行規則22条4項は、特許法施行規則30条の規定を商標登録出願に準用し、商標法10条1項の規定により新たな商標登録出願をしようとする場合において、もとの商標登録出願の願書を補正する必要があるときは、その補正は、新たな商標登録出願と同時にしなければならない旨を規定している。

以上のとおり、商標法10条は、「商標登録出願の分割」について、新たな商標登録出願をすることができることやその商標登録出願がもとの商標登録出願の時にしたものとみなされることを規定しているが、新たな商標登録出願がされた後におけるもとの商標登録出願については何ら規定していないこと、商標法施行規則22条4項は、商標法10条1項の規定により新たな商標登録出願をしようとする場合においては、新たな商標登録出願と同時に、もとの商標登録出願の願書を補正しなければならない旨を規定していることからすると、もとの商標登録出願については、その願書を補正することによって、新たな商標登録出願がされた指定商品等が削除される効果が生ずると解するのが相当である。

商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決（以下「拒絶審決」という。）に対する訴えが裁判所に係属している場合に、商標法10条1項の規定に基づいて新たな商標登録出願がされ、もとの商標登録出願について補正がされたときには、その補正は、商標法68条の40第1項が規定する補正ではないから、同項によってその効果が商標登録出願の時にさかのぼって生ずることはなく、商標法には、そのほかに補正の効果が商標登録出願の時にさかのぼって生ずる旨の規定はない。そして、拒絶審決に対する訴えが裁判所に係属している場合にも、補正の効果が商標登録出願の時にさかのぼって生ずるとすると、商標法68条の40第1項が、事件が審査、登録異議の申立てについての審理、審判又は再審に係属している場合以外には補正を認めず、補正ができる時期を制限している趣旨に反することになる（最高裁昭和56年（行ツ）第99号同59年10月23日第三小法廷判決・民集38巻10号1145頁参照）。

拒絶審決を受けた商標登録出願人は、審決において拒絶理由があるとされた指定商品等以外の指定商品等について、商標法10条1項の規定に基づいて新たな商標登録出願をすれば、その商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなされることになり、出願した指定商品等の一部について拒絶理由があるために全体が拒絶されるという不利益を免れることができる。したがって、拒絶審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に、商標法10条1項の規定に基づいて新たな商標登録出願がされ、もとの商標登録出願について願書から指定商品等を削除する補正がされたときに、その補正の効果が商標登録出願の時にさかのぼって生ずることを認めなくとも、商標登録出願人の利益が害されることはなく、商標法10条の規定の趣旨に反することはない。

以上によれば、拒絶審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に、商標法10条1項の規定に

基づいて新たな商標登録出願がされ、もとの商標登録出願について願書から指定商品等を削除する補正がされたときには、その補正の効果が商標登録出願の時にさかのぼって生ずることはなく、審決が結果的に指定商品等に関する判断を誤ったことにはならないものというべきである。これと異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、論旨は理由がある。

そうすると、原判決は破棄を免れない。

135．図形商標について、出願当初のものと相違するため、要旨変更とされた事例（昭和43年8月17日 昭和40年審判第747号）

本願商標は、下記に示す商標見本のとおり富士の記号と覚しきものを肉太に描き、この記号の底辺に当る部分に同じく肉太の「一」の文字を配してなるもので、第7類「建築または構築用専用材料」を指定商品として登録出願がなされたものであるが、その後手続補正書を提出して、本願商標を下記に示す商標見本のとおりに補正した。

しかしながら、該補正は出願当初のものと相違するため、出願の要旨を変更するものと認められる。



本願商標



補正された商標

136．第29類「オレンジのさのう入りジュース」を第29類「粒状の果肉入り果実飲料」と補正することは、指定商品の範囲を変更し、かつ、拡大するものであるとした事例（昭和60年4月5日 昭和56年審判第15527号）

本願は、第29類「果実飲料その他本類に属する商品」を指定商品として、登録出願されたものであるが、その後、指定商品について、補正書をもって「オレンジのさのう入りオレンジジュース」と補正され、さらに、「粒状の果肉入り果実飲料」と補正されたものである。

しかしながら、上記補正にかかる指定商品「粒状の果肉入り果実飲料」は、手続補正書によって減縮された指定商品「オレンジのさのう入りオレンジジュース」の範囲を変更し、かつ、拡大するものであるから、この補正は、出願の要旨を変更するものと認めざるを得ない。

- 參 考 資 料 -

- 参考 1 地域団体商標制度について -

地域団体商標制度の概要(1)

目的： 地域ブランドをより適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援

改正前の商標法の下での地域ブランド保護に関する問題点

【改正前の制度】

改正前の商標法では、地域名と商品名からなる商標は、一定の要件の下でしか商標登録を受けることを認めていない。

登録を受けることができるのは、

図形等を組み合わせた場合

(例：小田原かまぼこ、
大館曲げわっぱ等)



全国的な知名度を獲得したことにより、特定の事業者の商品であることを識別できる場合

(例：夕張メロン、
西陣織等)



【問題点】

の場合



図形と一体でないと使用できない。



異なる図形を付した同一文字の使用を排除できない。

の場合

全国的な知名度を獲得しないと登録を受けられない。



それまでの間に他者の便乗を排除できない。

知的財産推進計画2004
(平成16年5月27日知的財産戦略本部)

新産業創造戦略
(平成16年5月経済産業省)

改正の内容

地域名と商品名からなる商標（地名入り商標）について、より早い段階で団体商標として登録を受けることを可能とする。

(平成17年2月産業構造審議会 商標制度小委員会)

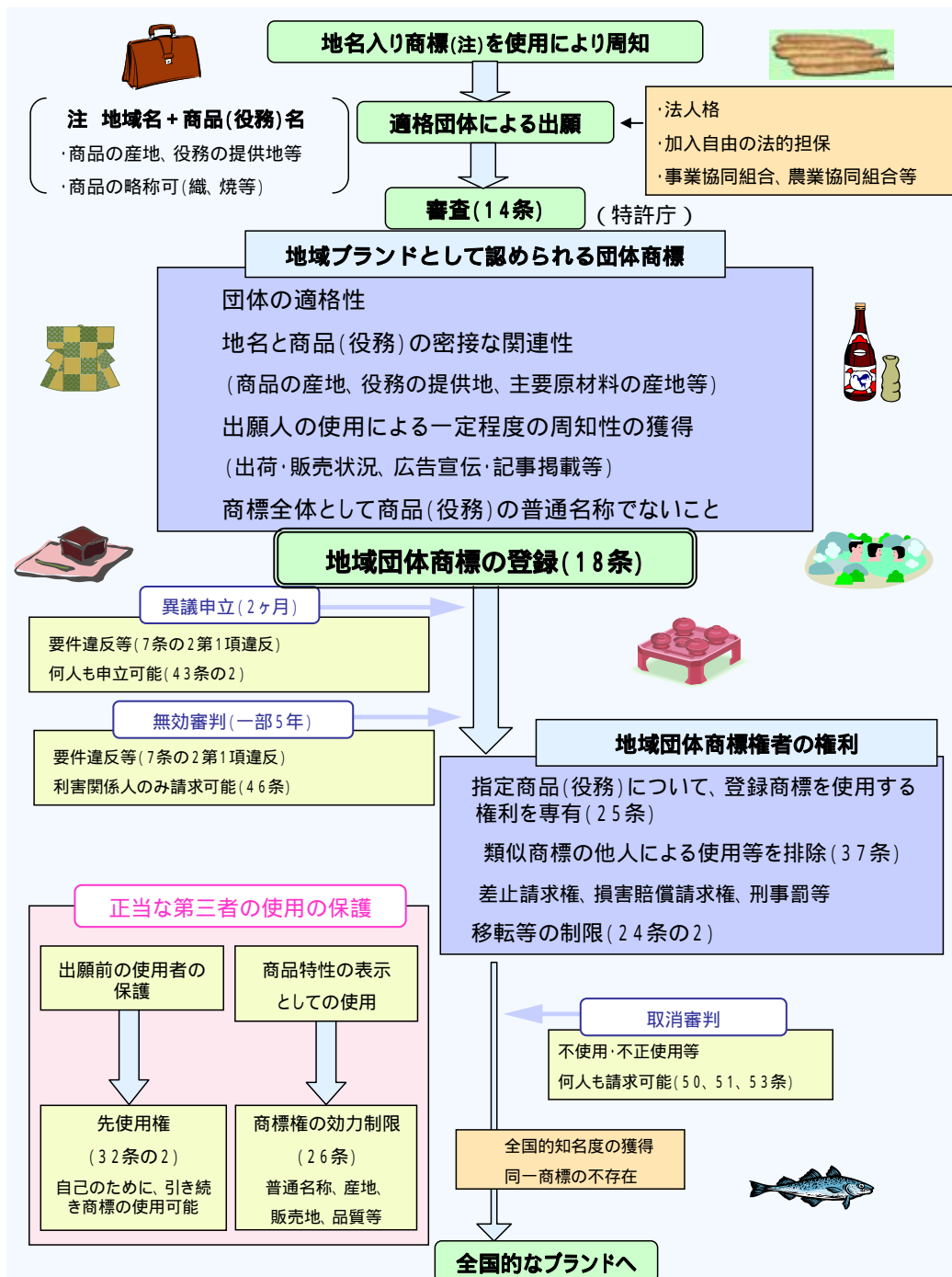


(具体的改正内容)

- ・地名入り商標について、事業協同組合や農業協同組合によって使用されたことにより、例えば、複数都道府県に及ぶほどの周知性を獲得した場合には、地域団体商標として登録を認める。
- ・一方、地名入り商標の出願前から同一の商標を使用している第三者は、自己のためであれば当該商標を使用することができる。
- ・地域団体商標が登録された後に、周知性や地域との関連性が失われた場合に無効審判の対象とするとともに、商品の品質の誤認を生じさせるような不適切な方法で登録商標を使用した場合に取消審判の対象とする。



地域団体商標制度の概要(2)



- 参考 2 小売等役務商標制度について -

小売等役務商標制度の概要(1)

小売業者等の方々は様々なところで商標を使用しています



ショッピングカート等に表示する商標のように、個々の商品に商標が表示されていない場合には、商標の保護が及んでいませんでした。

取扱商品に商標を表示して使用しているので、商品商標として保護されています。

小売業者等の方々の利便性向上のため小売等役務商標制度を
平成19年4月1日より導入しました。

メリット1

従来の商品商標でも保護されていた値札、折込みチラシ等に加え、ショッピングカート、買い物かごや店員の制服等に表示する商標も包括的に保護されることとなりました。

小売等役務商標制度の概要(2)

商品商標としての保護

商標: *ABZ*
 指定商品
 第29類 食肉
 第30類 菓子, 調味料
 第31類 野菜, 果実
 第32類 清涼飲料
 第33類 日本酒, 洋酒

* 出願手数料	46,400円
登録料	188,000円
更新料	242,500円
合計	476,900円

(5つの類の商品を指定した場合)

サービス(役務)マークとしての保護

商標: *ABZ*
 指定役務
 第35類 飲食料品の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

出願手数料	12,000円
登録料	37,600円
更新料	48,500円
合計	98,100円

本改正により可能となった

メリット2

商品商標を取得する場合、取り扱う商品が多種類の商品分野に及ぶと、登録のための手続費用が高額になりますが、小売等役務商標として登録する場合は、「小売等役務」として一つの類(第35類)で商標権の取得をすることができるため、より低廉に権利を取得することができるようになりました。

小売等役務商標制度の概要(3)

経過措置、ほか

1 . 継続的使用権

平成19年4月1日より前から不正競争の目的でなく小売等役務について使用する者は、他人が類似する小売等役務に似たような商標を登録したとしても、その業務の範囲で継続してその商標を使用することができます。

2 . 出願日の特例

平成19年4月1日から3月間(特例期間)にされた小売等役務を指定する出願同士が競合した場合(同じような小売等役務に同じような商標が出願された場合)は同日に出願されたものと取り扱います。

3 . 使用に基づく特例

特例期間になされた同一又は類似の小売等役務を指定する出願同士については、平成19年4月1日より前から使用している商標は使用をしていない商標に優先して登録することとしています。

4 . その他

「田中商店」、「鈴木商会」、「三河屋」のように多くの事業者が使用している店名は、原則として登録されません。

- 参考3 サービスマークの更新制度について -

[はじめに]

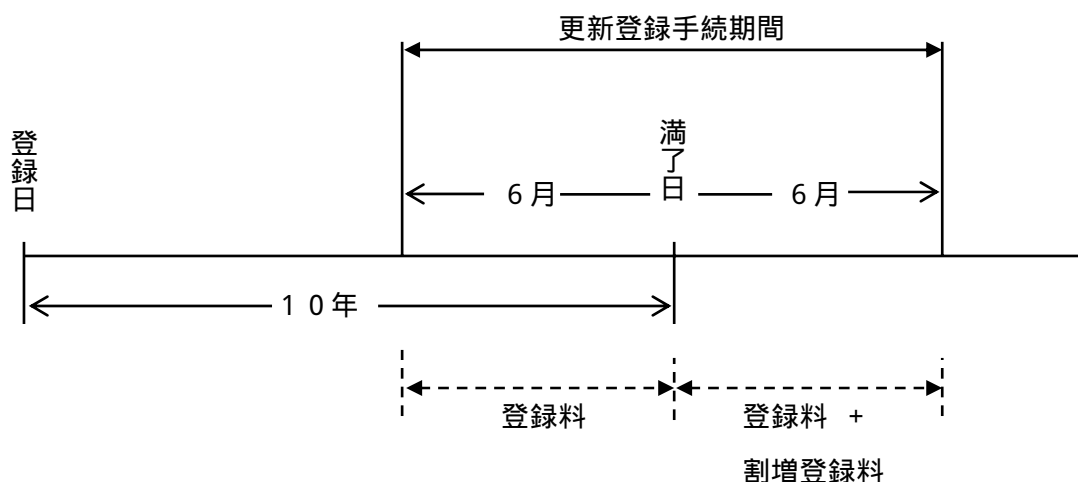
平成4年(1992年)4月1日にスタートした「サービスマーク登録制度」により登録された商標権が順次存続期間(登録日から10年)の満了時期を迎えます。

商標権は、存続期間の更新登録をすることによって、何回でも存続期間を更新することができますが、一定期間内に存続期間の更新登録の手続がなされなかった場合は、存続期間の満了の時に商標権が消滅したものとみなされます。存続期間の更新登録をする必要がある商標権につきましては、忘れずに更新登録の手続を行って下さい。

[更新登録の手続について]

1. 存続期間の更新登録の手続の期間

原則として、更新登録の手続は、商標権の存続期間の満了前6月から満了の日まで、又は、満了の日後6月以内にしなければなりません。なお、後者の場合、登録料に加え同額の割増登録料が必要となります。



2. 更新登録の手続

存続期間の更新登録の手続は、その商標権に「重複登録商標」(注)があるかどうかにより(1)更新登録の申請による場合と(2)更新登録の出願による場合があります。

(注)「重複登録商標」とは、サービスマーク登録制度の導入に際し特例措置として登録した同一又は類似の役務について使用をする同一又は類似の2以上の登録商標をいいます。

(1) 更新登録の申請

商標権の存続期間は、原則として商標権者の更新登録の申請により更新します(商標法第1

9条第2項)。「商標権存続期間更新登録申請書」を作成し、提出(申請)して下さい。

更新登録の申請の場合は、登録料として1件につき48,500円(×区分数)です。なお、登録料は分割納付ができます。

(2) 更新登録の出願

「重複登録商標」に係る商標権(約6,600件)については、その存続期間の最初の更新は、更新登録の出願によりしなければなりません(平成8年法律第68号附則第11条第1項)。

「重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願」を作成し、提出(出願)して下さい。

なお、代理人により更新登録の出願をする際には、代理権の証明が必要になります(特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年通商産業省令第1号)附則第4条)。

また、更新登録の出願については、他の重複登録商標に係る商標権者等の業務に係る役務と混同を生ずるおそれがあるか否か、出願人が当該商標権者と一致するか否かについて審査されます。

更新登録の出願の場合は、出願料として1件につき12,000円、及び登録料として1件につき48,500円です。なお、登録料は分割納付ができます。

Q. 重複登録商標があるかどうかはどのように確認すればいいですか？

A. 重複登録商標がある商標権については、当該商標権に係る出願の審査中や設定登録後に出願人又は商標権者に通知をしています。しかしながら、通知の後に重複登録商標に係る権利が消滅している場合もありますので、存続期間を更新しようとする商標権の商標登録原簿によって確認して下さい。

なお、特許電子図書館(IPDL)中の「商標出願・登録情報」検索においても確認することができますが、データ更新のタイムラグ等があるため、正しくは商標登録原簿によって確認して下さい。

- 参考 4 商品及び役務の区分について -

【商品】

第 1 類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第 2 類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第 3 類	洗浄剤及び化粧品
第 4 類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第 5 類	薬剤
第 6 類	卑金属及びその製品
第 7 類	加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械
第 8 類	手動工具
第 9 類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気 の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機 械器具
第 10 類	医療用機械器具及び医療用品
第 11 類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛 生用の装置
第 12 類	乗物その他移動用の装置
第 13 類	火器及び火工品
第 14 類	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第 15 類	楽器
第 16 類	紙、紙製品及び事務用品
第 17 類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第 18 類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第 19 類	金属製でない建築材料

第 20 類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
第 21 類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第 22 類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第 23 類	織物用の糸
第 24 類	織物及び家庭用の織物製カバー
第 25 類	被服及び履物
第 26 類	裁縫用品
第 27 類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第 28 類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第 29 類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第 30 類	加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料
第 31 類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
第 32 類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第 33 類	ビールを除くアルコール飲料
第 34 類	たばこ、喫煙用具及びマッチ

【役務】

第 3 5 類	広告、事業の管理又は運営、事務処理売及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第 3 6 類	金融、保険及び不動産の取引
第 3 7 類	建設、設置工事及び修理
第 3 8 類	電気通信
第 3 9 類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第 4 0 類	物品の加工その他の処理
第 4 1 類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第 4 2 類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第 4 3 類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第 4 4 類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第 4 5 類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）及び警備及び法律事務

（注）商標登録出願をする際は、上記別表の表示ではなく商標法施行規則別表記載の商品・役務の表示を用いて記載してください（商標法施行令第 1 条、同法施行規則第 6 条、同別表）

- 参考5 類似商品・役務審査基準 -

(類似商品・役務審査基準【国際分類第9版対応】より抜粋)

第28類

スキーワックス，遊園地用機械器具（業務用テレビゲーム機を除く。），愛玩動物用おもちゃ，おもちゃ，人形，囲碁用具，歌がるた，将棋用具，さいころ，すごろく，ダイスカップ，ダイヤモンドゲーム，チェス用具，チェッカー用具，手品用具，ドミノ用具，トランプ，花札，マージャン用具，遊戯用器具，ビリヤード用具，運動用具，釣り具，昆虫採集用具

スキーワックス	0 5 D 0 1
---------	-----------

[第4類 第16類]

遊園地用機械器具（「業務用テレビゲーム機」を除く。）	0 9 G 5 3
----------------------------	-----------

[第9類]

愛玩動物用おもちゃ	1 9 B 3 3
-----------	-----------

[第6類 第18類 第20類 第21類]

おもちゃ 人形	2 4 A 0 1
---------	-----------

[第9類 第20類]

1 おもちゃ

(1) 金属製おもちゃ

おもちゃ時計 ころがしおもちゃ ゼンマイおもちゃ 電気式おもちゃ フリクションおもちゃ
 ちゃ プローチ 呼びこ レバーアクションおもちゃ

(2) 木製又は竹製のおもちゃ

板物おもちゃ 抜き物おもちゃ 箱物おもちゃ ひき物おもちゃ

(3) 紙製おもちゃ

色紙 写し絵 折り紙 紙風船 かるた 着せ替え 切り抜き 千代紙 むり絵

(4) 布製おもちゃ

縫いぐるみ

(5) プラスチック製おもちゃ

型押しおもちゃ ゼンマイおもちゃ 張り合わせおもちゃ 吹き込みおもちゃ

(6) ゴム製おもちゃ

型物おもちゃ ゴムまり 薄層物おもちゃ 張り合わせおもちゃ 焼き物おもちゃ

(7) おもちゃ楽器

オルゴール 鉄琴 ハーモニカ ピアノ 木琴

(8) セットおもちゃ

組み立てセット 大工道具セット ままごとおもちゃ

(9) 縁起くまで お手玉 おはじき おもちゃのけん銃 おもちゃの面 おもちゃ花火 きびがら

クリスマスツリー 携帯用液晶画面ゲームおもちゃ こいのぼり 子供 用片足スクーター

ジグソーパズル 自動車型幼児用四輪車 シャボン玉おもちゃ たこ 粘土 羽子板 羽根 ビー玉 目なしだるま 揺り木馬 幼児用三輪車 幼児用プール 輪投げ

2 人形

(1) 日本人形

おすわり人形 五月人形及びその附属品 こけし人形 さくら人形 人形用被服 ひな人形及びその附属品

(2) 西洋人形

人形用被服 フランス人形 マスコット人形

(備考)「おもちゃ 人形」は、「囲碁用具 歌がるた 将棋用具 さいころ すごろく ダイスクップ ダイヤモンドゲーム チェス用具 チェッカー用具 手品用具 ドミノ用具 トランプ 花札 マージャン用具」に類似する。

囲碁用具 歌がるた 将棋用具 さいころ すごろく ダイスクップ ダイヤモンドゲーム チェス用具 チェッカー用具 手品用具 ドミノ用具 トランプ 花札 マージャン用具

24B01

1 囲碁用具

碁石 碁け 碁盤

2 将棋用具

こま こま台 将棋盤

3 歌がるた さいころ すごろく ダイスカップ ダイヤモンドゲーム チェス用具 チェッカー用具 ドミノ用具 トランプ 花札 マージャン用具

4 手品用具

(備考)「囲碁用具 歌がるた 将棋用具 さいころ すごろく ダイスカップ ダイヤモンドゲーム チェス用具 チェッカー用具 手品用具 ドミノ用具 トランプ 花札 マージャン用具」は、「おもちゃ 人形」、第9類の「家庭用テレビゲームおもちゃ 携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM」及び第20類の「揺りかご 幼児用歩行器」に類似する。

遊戯用器具 ビリヤード用具

24B02

[第24類]

1 遊戯用器具

コリントゲーム器具 スマートボール器具 スロットマシン 抽選器 ぱちんこ器具

2 ビリヤード用具

キュー キュー用チョーク 球 点数表示板 ビリヤード台

運動用具

24C01

[第6類 第8類 第9類 第19類 第20類 第21類 第22類 第25類 第27類]

1 野球用具及びソフトボール用具

グローブ 硬式ボール ソフトボール 軟式ボール バッティング用手袋 ネット バット バットケース ベース マスク ミット 胸当て

2 球技用具

肩当て すね当て チューブ ネット ひざ当て ボール

3 陸上競技用具

円盤 サークル スタートイングブロック バー ハードル バトン ハンマー 砲丸 棒高跳
びボール やり

4 テニス用具及びバドミントン用具

硬式ボール ショトルコック 軟式ボール ネット ラケット ラケットガット ラケットケー
ス

5 卓球用具

卓球台 ネット ボール ラケット ラケットケース

6 ホッケー用具

スティック すね当て 手袋 パック ボール 胸当て

7 ゴルフ用具

キャディーバッグ クラブ グリーンマーカー ティー 手袋 ボール 練習用マット

8 ボウリング用具

ボウリンググローブ ボウリングバッグ ボール

9 スキー用具

シール スキー スキーエッジ スキーケース 締め具 スクレーパー ストック

10 スケート用具

アイススケートエッジ スケート靴 ローラーズスケート

11 ボクシング用具

グローブ サンドバッグ パンチングボール バンデイジ マウスピース

12 弓道用具

弦 こて 的 矢 矢筒 弓 洋弓

13 フェンシング用具

サーベル スオード 手袋 フォイル マスク

14 剣道用具

こて 竹刀 胴 木刀 面

15 体操用具

あん馬 スプリング台 つりわ 鉄棒 跳び箱 踏切板 平均台 平行棒

16 新体操用具

带状布 こん棒 なわ ボール 輪

17 重量挙げ用具

あれい 重量挙げ用ベルト ダンベルシャフト バーベル

18 足ひれ 呼吸管 水中銃

19 ウインドサーフィン用のボード 運動用固定式自転車及びそのローラー エキスパンダー カー

リング用具 組立て式プール ゲートボール用具 サーフボード サーフボード用バッグ サポ
ーター シーソー 水上スキー スカッシュ用具 スケートボード スターターピストル ス
ノーボード すべり台 縄跳び用の縄 バトントワリング用 バトン パラグライダー ハング
グライダー ぶらんこ ホイッスル ポブスレー 木馬 ライン引き ラクロス用具 ロージン

釣り具

2 4 D 0 1

[第31類]

浮き おもり たも網 突き棒 釣り糸 釣りざお 釣りざおケース 釣針 釣り用 かご リ
ール ルアー

昆虫採集用具

2 5 B 0 2

柄付き捕虫網 昆虫採集箱 昆虫胴乱 殺虫管 毒つぼ

商標審査に関するお問い合わせ先

商標の審査に関するご質問等は、下記の部署にお問い合わせください。

電話 特許庁代表 : 03(3581)1101
(音声ガイダンスに従って内線番号を操作してください)

商標の審査基準、審査実務に関すること

商標課 商標審査基準室 内線 2807

早期審査に関すること

商標課 企画調査班 内線 2805

(参考:特許庁ホームページ「商標早期審査・早期審理制度の概要」

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/shkouhou.htm)

指定商品・役務の区分に関すること

商標課 商標国際分類管理室 内線 2836

審査状況伺いの手続に関すること

商標課 商標審査機械化企画調整室 内線 2803

(参考:特許庁ホームページ「商標審査着手状況の問い合わせについて」

<http://www.jpo.go.jp/toiawase/shochaku.htm>)

書換登録申請に関すること

商標課 商標国際分類管理室 内線 2836

産業財産権制度シンボルマーク

